

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月8日) (火曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 6 号平成 2 6 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 7 号公益社団法人日置市農業公社平成 2 6 年度決算及び平成 2 7 年度事業計画 の報告について	1 0
宮路市長報告	1 0
長野瑳や子さん	1 0
長野瑳や子さん	1 1
宮路市長	1 1
長野瑳や子さん	1 1
宮路市長	1 1
長野瑳や子さん	1 1
日程第 7 報告第 8 号平成 2 6 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 1
日程第 8 報告第 9 号平成 2 6 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 1
日程第 9 報告第 1 0 号平成 2 6 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 1
宮路市長報告	1 1
日程第 1 0 諮問第 4 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
日程第 1 1 承認第 8 号専決処分 (平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算 (第 4 号)) につき承認を 求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
日程第 1 2 議案第 6 4 号第 2 次日置市総合計画の基本構想の策定について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4

福元総務企画部長	14
日程第13 議案第65号平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分について	15
宮路市長提案理由説明	15
瀬川産業建設部長	16
日程第14 議案第66号日置市個人情報保護条例の一部改正について	16
日程第15 議案第67号日置市手数料徴収条例の一部改正について	16
宮路市長提案理由説明	17
福元総務企画部長	17
野崎市民福祉部長	18
山口初美さん	19
堂下企画課長	19
山口初美さん	20
堂下企画課長	20
山口初美さん	21
休 憩	22
日程第16 議案第68号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について	22
宮路市長提案理由説明	22
福元総務企画部長	22
日程第17 議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正について	23
宮路市長提案理由説明	23
福元総務企画部長	23
日程第18 議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）	24
日程第19 議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	24
日程第20 議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	24
日程第21 議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	24
日程第22 議案第74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）	24
日程第23 議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）	24
日程第24 議案第76号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）	24
日程第25 議案第77号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）	24
日程第26 議案第78号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）	24

日程第 27	議案第 79 号平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	…	24
	宮路市長提案理由説明	…	24
	田畑純二君	…	27
	銚之原財政管財課長	…	28
	堂下企画課長	…	28
	平田地域づくり課長	…	29
	長野瑛や子さん	…	29
	橋口商工観光課長	…	29
	長野瑛や子さん	…	29
	橋口商工観光課長	…	29
	長野瑛や子さん	…	30
	橋口商工観光課長	…	30
日程第 28	認定第 1 号平成 26 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 29	認定第 2 号平成 26 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 30	認定第 3 号平成 26 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 31	認定第 4 号平成 26 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 32	認定第 5 号平成 26 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 33	認定第 6 号平成 26 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 34	認定第 7 号平成 26 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 35	認定第 8 号平成 26 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 36	認定第 9 号平成 26 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 37	認定第 10 号平成 26 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	…	30
日程第 38	認定第 11 号平成 26 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	…	30

日程第 3 9	認定第 1 2 号平成 2 6 年度日置市水道事業会計決算認定について	3 1
	宮路市長提案理由説明	3 1
休 憩		3 3
	宮路市長提案理由説明	3 4
日程第 4 0	陳情第 7 号 川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書	3 5
日程第 4 1	陳情第 8 号議員定数の削減について	3 5
日程第 4 2	陳情第 9 号迷惑防止条例（仮称）の制定について	3 5
日程第 4 3	陳情第 1 0 号「川内原発 2 号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書	3 6
日程第 4 4	陳情第 1 1 号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書	3 6
散 会		3 6

第 2 号（9 月 1 7 日）（木曜日）

開 議		4 0
日程第 1	一般質問	4 0
	坂口洋之君	4 0
	宮路市長	4 0
	田代教育長	4 1
	坂口洋之君	4 2
	宮路市長	4 2
	坂口洋之君	4 2
	宮路市長	4 3
	坂口洋之君	4 3
	宮路市長	4 3
	坂口洋之君	4 3
	宮路市長	4 3
	坂口洋之君	4 3
	宮路市長	4 3
	坂口洋之君	4 3
	田代教育長	4 3

坂口洋之君	4 4
宮路市長	4 4
坂口洋之君	4 4
宮路市長	4 4
坂口洋之君	4 4
宮路市長	4 5
坂口洋之君	4 5
宮路市長	4 5
坂口洋之君	4 5
宮路市長	4 5
坂口洋之君	4 5
宮路市長	4 5
坂口洋之君	4 5
宮路市長	4 6
坂口洋之君	4 6
宮路市長	4 6
坂口洋之君	4 6
宮路市長	4 6
坂口洋之君	4 6
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 7
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 7
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 7
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8

坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 9
宮路市長	4 9
坂口洋之君	4 9
宮路市長	4 9
坂口洋之君	4 9
今村総務課長	4 9
坂口洋之君	4 9
宮路市長	4 9
坂口洋之君	4 9
宮路市長	4 9
坂口洋之君	5 0
宮路市長	5 0
並松安文君	5 0
宮路市長	5 1
休 憩	5 1
並松安文君	5 2
桃北建設課長	5 2
並松安文君	5 2
宮路市長	5 2
並松安文君	5 2
宮路市長	5 2
並松安文君	5 3
宮路市長	5 3
並松安文君	5 3
宮路市長	5 3
並松安文君	5 4
宮路市長	5 4
並松安文君	5 4
桃北建設課長	5 4
並松安文君	5 4

桃北建設課長	5 5
並松安文君	5 5
桃北建設課長	5 5
並松安文君	5 5
宮路市長	5 5
並松安文君	5 6
宮路市長	5 6
並松安文君	5 6
宮路市長	5 7
並松安文君	5 7
桃北建設課長	5 7
並松安文君	5 7
桃北建設課長	5 7
並松安文君	5 7
宮路市長	5 7
並松安文君	5 8
花木千鶴さん	5 8
宮路市長	5 8
田代教育長	5 9
花木千鶴さん	5 9
久保農林水産課長	6 0
花木千鶴さん	6 0
久保農林水産課長	6 0
花木千鶴さん	6 0
久保農林水産課長	6 0
花木千鶴さん	6 1
宮路市長	6 1
休 憩	6 2
花木千鶴さん	6 2
宮路市長	6 3
花木千鶴さん	6 3
堂下企画課長	6 3

花木千鶴さん	6 4
堂下企画課長	6 4
花木千鶴さん	6 4
豊永学校教育課長	6 5
花木千鶴さん	6 6
田代教育長	6 6
花木千鶴さん	6 6
宮路市長	6 7
花木千鶴さん	6 7
宮路市長	6 7
花木千鶴さん	6 7
宮路市長	6 7
花木千鶴さん	6 7
宮路市長	6 8
花木千鶴さん	6 8
田畑純二君	6 8
宮路市長	7 1
休 憩	7 3
田畑純二君	7 3
宮路市長	7 4
田畑純二君	7 4
宮路市長	7 4
田畑純二君	7 4
宮路市長	7 4
田畑純二君	7 4
宮路市長	7 4
田畑純二君	7 4
宮路市長	7 5
田畑純二君	7 5
宮路市長	7 5
田畑純二君	7 5
宮路市長	7 6

田畑純二君	7 6
宮路市長	7 6
田畑純二君	7 6
宮路市長	7 6
田畑純二君	7 7
宮路市長	7 7
田畑純二君	7 7
宮路市長	7 7
田畑純二君	7 7
宮路市長	7 7
田畑純二君	7 7
宮路市長	7 8
田畑純二君	7 8
宮路市長	7 8
散 会	7 8

第3号（9月18日）（金曜日）

開 議	8 2
日程第1 一般質問	8 2
池満 渉君	8 2
宮路市長	8 2
池満 渉君	8 3
篠原健康保険課長	8 3
池満 渉君	8 3
篠原健康保険課長	8 4
池満 渉君	8 5
篠原健康保険課長	8 5
池満 渉君	8 5
篠原健康保険課長	8 6
池満 渉君	8 6
篠原健康保険課長	8 6
池満 渉君	8 7

篠原健康保険課長	88
池満 渉君	88
篠原健康保険課長	88
池満 渉君	89
篠原健康保険課長	89
池満 渉君	89
篠原健康保険課長	90
池満 渉君	90
宮路市長	91
池満 渉君	91
宮路市長	91
黒田澄子さん	92
宮路市長	93
今村選挙管理委員会事務局長	94
田代教育長	94
休 憩	95
黒田澄子さん	95
平田地域づくり課長	95
黒田澄子さん	95
平田地域づくり課長	95
黒田澄子さん	95
平田地域づくり課長	95
黒田澄子さん	95
今村総務課長	96
黒田澄子さん	96
今村総務課長	96
黒田澄子さん	96
今村総務課長	96
黒田澄子さん	97
今村総務課長	97
黒田澄子さん	97
今村総務課長	97

黒田澄子さん	97
平田地域づくり課長	97
黒田澄子さん	97
平田地域づくり課長	98
黒田澄子さん	98
東福祉課長	98
黒田澄子さん	98
東福祉課長	99
黒田澄子さん	99
東福祉課長	99
黒田澄子さん	99
東福祉課長	99
黒田澄子さん	99
東福祉課長	100
黒田澄子さん	100
東福祉課長	100
黒田澄子さん	100
田淵市民生活課長	100
黒田澄子さん	100
田淵市民生活課長	101
黒田澄子さん	101
田淵市民生活課長	101
黒田澄子さん	101
田淵市民生活課長	101
黒田澄子さん	101
田淵市民生活課長	101
黒田澄子さん	101
橋口商工観光課長	102
黒田澄子さん	102
橋口商工観光課長	102
黒田澄子さん	102
今村選挙管理委員会事務局長	102

黒田澄子さん	1 0 2
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 3
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
田代教育長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 4
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
今村選挙管理委員会事務局長	1 0 5
休 憩	1 0 5
上園哲生君	1 0 5
宮路市長	1 0 6
上園哲生君	1 0 7
福元総務企画部長	1 0 7
上園哲生君	1 0 7
宮路市長	1 0 8
上園哲生君	1 0 8
今村総務課長	1 0 9
上園哲生君	1 0 9
福元総務企画部長	1 0 9
上園哲生君	1 0 9
福元総務企画部長	1 1 0
上園哲生君	1 1 1

福元総務企画部長	1 1 1
上園哲生君	1 1 1
福元総務企画部長	1 1 1
上園哲生君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
上園哲生君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
上園哲生君	1 1 3
今村総務課長	1 1 3
上園哲生君	1 1 3
今村総務課長	1 1 3
上園哲生君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
散 会	1 1 4

第4号（9月24日）（木曜日）

開 議	1 1 8
日程第1 一般質問	1 1 8
留盛浩一郎君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
留盛浩一郎君	1 1 9
富迫東市来支所長	1 1 9
留盛浩一郎君	1 1 9
宮路市長	1 2 0
留盛浩一郎君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
留盛浩一郎君	1 2 0
豊永学校教育課長	1 2 1
留盛浩一郎君	1 2 1
今村総務課長	1 2 1
留盛浩一郎君	1 2 1
宮路市長	1 2 1

留盛浩一郎君	1 2 1
東福祉課長	1 2 2
留盛浩一郎君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
留盛浩一郎君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
留盛浩一郎君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
留盛浩一郎君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
留盛浩一郎君	1 2 3
久保農林水産課長	1 2 4
留盛浩一郎君	1 2 4
久保農林水産課長	1 2 4
留盛浩一郎君	1 2 4
今村総務課長	1 2 4
留盛浩一郎君	1 2 4
鉦之原消防本部消防長	1 2 4
留盛浩一郎君	1 2 4
宮路市長	1 2 5
留盛浩一郎君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
留盛浩一郎君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
留盛浩一郎君	1 2 6
今村総務課長	1 2 7
留盛浩一郎君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
留盛浩一郎君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
留盛浩一郎君	1 2 8
今村総務課長	1 2 8

	留盛浩一郎君	1 2 8
	今村総務課長	1 2 8
	留盛浩一郎君	1 2 8
	今村総務課長	1 2 8
	留盛浩一郎君	1 2 9
	今村総務課長	1 2 9
	留盛浩一郎君	1 2 9
	宮路市長	1 2 9
	留盛浩一郎君	1 2 9
	宮路市長	1 2 9
休	憩	1 2 9
	山口初美さん	1 2 9
	宮路市長	1 3 1
	田代教育長	1 3 3
	山口初美さん	1 3 3
	宮路市長	1 3 4
	山口初美さん	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	山口初美さん	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	山口初美さん	1 3 4
	宮路市長	1 3 5
	山口初美さん	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	山口初美さん	1 3 5
	今村総務課長	1 3 5
	山口初美さん	1 3 5
	今村総務課長	1 3 6
	山口初美さん	1 3 6
	今村総務課長	1 3 6
	山口初美さん	1 3 6
	宮路市長	1 3 6

	山口初美さん	1 3 6
	田代教育長	1 3 7
	山口初美さん	1 3 7
	宮路市長	1 3 7
	山口初美さん	1 3 7
	前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 7
	山口初美さん	1 3 7
	前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 8
	山口初美さん	1 3 8
	前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 8
	山口初美さん	1 3 8
	前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 8
	山口初美さん	1 3 8
	宮路市長	1 3 8
休	憩	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	宮路市長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	堂下企画課長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	堂下企画課長	1 3 9
	山口初美さん	1 3 9
	宮路市長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	堂下企画課長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	堂下企画課長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	堂下企画課長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0
	堂下企画課長	1 4 0
	山口初美さん	1 4 0

堂下企画課長	1 4 0
山口初美さん	1 4 0
堂下企画課長	1 4 0
山口初美さん	1 4 0
堂下企画課長	1 4 1
山口初美さん	1 4 1
宮路市長	1 4 1
山口初美さん	1 4 1
篠原健康保険課長	1 4 1
山口初美さん	1 4 1
篠原健康保険課長	1 4 1
山口初美さん	1 4 1
宮路市長	1 4 2
山口初美さん	1 4 2
宮路市長	1 4 2
山口初美さん	1 4 2
宮路市長	1 4 2
畠中弘紀君	1 4 2
宮路市長	1 4 3
田代教育長	1 4 4
畠中弘紀君	1 4 4
今村総務課長	1 4 4
畠中弘紀君	1 4 4
今村総務課長	1 4 4
畠中弘紀君	1 4 4
今村総務課長	1 4 4
畠中弘紀君	1 4 4
今村総務課長	1 4 4
畠中弘紀君	1 4 5
今村総務課長	1 4 5
畠中弘紀君	1 4 5
宮路市長	1 4 5

畠中弘紀君	1 4 5
宮路市長	1 4 6
畠中弘紀君	1 4 6
桃北建設課長	1 4 6
畠中弘紀君	1 4 6
桃北建設課長	1 4 6
畠中弘紀君	1 4 6
桃北建設課長	1 4 6
畠中弘紀君	1 4 6
田代教育長	1 4 7
畠中弘紀君	1 4 7
宮路市長	1 4 7
畠中弘紀君	1 4 7
今村総務課長	1 4 7
畠中弘紀君	1 4 7
今村総務課長	1 4 7
畠中弘紀君	1 4 8
今村総務課長	1 4 8
畠中弘紀君	1 4 8
今村総務課長	1 4 8
畠中弘紀君	1 4 8
今村総務課長	1 4 8
畠中弘紀君	1 4 8
宮路市長	1 4 8
散 会	1 4 9

第5号（9月29日）（火曜日）

開 議	1 5 5
日程第1 議案第64号第2次日置市総合計画の基本構想の策定について（総務企画常任委員長報告）	1 5 5
日程第2 議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	1 5 5

並松総務企画常任委員長報告	1 5 5
日程第3 議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算(第5号)(各常任委員長報告)	
.....	1 5 7
並松総務企画常任委員長報告	1 5 7
坂口文教厚生常任委員長報告	1 6 0
出水産業建設常任委員長報告	1 6 2
山口初美さん	1 6 4
留盛浩一郎君	1 6 5
休 憩	1 6 6
日程第4 議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	1 6 6
日程第5 議案第76号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 6 6
日程第6 議案第77号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	1 6 6
日程第7 議案第78号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 6 6
日程第8 議案第79号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	1 6 6
坂口文教厚生常任委員長報告	1 6 6
日程第9 議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	1 6 9
日程第10 議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	1 6 9
出水産業建設常任委員長報告	1 6 9
日程第11 議案第74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	1 7 1
日程第12 議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	1 7 1
並松総務企画常任委員長報告	1 7 1
日程第13 認定第1号平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	1 7 2
日程第14 認定第2号平成26年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	

.....	1 7 2
日程第 1 5 認定第 3 号平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 2
日程第 1 6 認定第 4 号平成 2 6 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 2
日程第 1 7 認定第 5 号平成 2 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 2
日程第 1 8 認定第 6 号平成 2 6 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 2
日程第 1 9 認定第 7 号平成 2 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 3
日程第 2 0 認定第 8 号平成 2 6 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 3
日程第 2 1 認定第 9 号平成 2 6 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 3
日程第 2 2 認定第 1 0 号平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 3
日程第 2 3 認定第 1 1 号平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 3
日程第 2 4 認定第 1 2 号平成 2 6 年度日置市水道事業会計決算認定について	1 7 3
田畑純二君	1 7 3
宮路市長	1 7 4
田畑純二君	1 7 4
宮路市長	1 7 4
長野瑛や子さん	1 7 4
宮路市長	1 7 5
長野瑛や子さん	1 7 5
満尾代表監査委員	1 7 5
長野瑛や子さん	1 7 6
満尾代表監査委員	1 7 6
長野瑛や子さん	1 7 6
宮路市長	1 7 6

	長野瑛や子さん	176
	長野瑛や子さん	177
	宮路市長	177
休	憩	177
	山口初美さん	177
	宮路市長	177
休	憩	178
	宮路市長提案理由説明	178
	黒田澄子さん	179
	宮路市長	179
	黒田澄子さん	180
	宮路市長	180
	黒田澄子さん	180
	宮路市長	180
	池満 渉君	181
	宮路市長	181
	日程第26 陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書（文教厚生常 任委員長報告）	181
	日程第27 陳情第9号迷惑防止条例（仮称）の制定について（文教厚生常任委員長報 告）	181
	日程第28 陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求め る陳情書（文教厚生常任委員長報告）	182
	坂口文教厚生常任委員長報告	182
休	憩	185
	日程第29 陳情第8号議員定数の削減について（総務企画常任委員長報告）	185
	日程第30 陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明 会開催を申し入れることを求める」陳情書（総務企画常任委員長報告）	185
	日程第31 陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあ げていただくよう要請する陳情書（総務企画常任委員長報告）	185
	並松総務企画常任委員長報告	186
	山口初美さん	188
	留盛浩一郎君	189

山口初美さん	189
留盛浩一郎君	190
黒田澄子さん	191
黒田澄子さん	192
日程第32 閉会中の継続調査の申し出について	192
日程第33 議員派遣の件について	193
日程第34 所管事務調査結果報告について	193
日程第35 行政視察結果報告について	193
宮路市長	193
閉会	193
宮路市長	193

平成27年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 8日	火	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 9日	水	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月10日	木	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月11日	金	委 員 会	予備日
9月12日	土	休 会	
9月13日	日	休 会	
9月14日	月	休 会	
9月15日	火	休 会	
9月16日	水	休 会	
9月17日	木	本 会 議	一般質問
9月18日	金	本 会 議	一般質問
9月19日	土	休 会	
9月20日	日	休 会	
9月21日	月	休 会	
9月22日	火	休 会	
9月23日	水	休 会	
9月24日	木	本 会 議	一般質問
9月25日	金	休 会	議会運営委員会
9月26日	土	休 会	
9月27日	日	休 会	
9月28日	月	休 会	
9月29日	火	本 会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決 追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 6号	平成26年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 7号	公益社団法人日置市農業公社平成26年度決算及び平成27年度事業計画の報告について

- 報告第 8号 平成26年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 報告第 9号 平成26年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第10号 平成26年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 承認第 8号 専決処分(平成27年度日置市一般会計補正予算(第4号))につき承認を求めることについて
- 議案第64号 第2次日置市総合計画の基本構想の策定について
- 議案第65号 平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第66号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第67号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第68号 日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 議案第69号 日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正について
- 議案第70号 平成27年度日置市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第71号 平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第73号 平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第75号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第76号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第77号 平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第78号 平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第79号 平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 平成27年度日置市一般会計補正予算(第6号)
- 認定第 1号 平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成26年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第10号 平成26年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成26年度日置市水道事業会計決算認定について
- 陳情第3号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書
- 陳情第7号 川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書
- 陳情第8号 議員定数の削減について
- 陳情第9号 迷惑防止条例(仮称)の制定について
- 陳情第10号 「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書
- 陳情第11号 国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書

第 1 号 (9 月 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 6号 平成26年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 7号 公益社団法人日置市農業公社平成26年度決算及び平成27年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 8号 平成26年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 9号 平成26年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第10号 平成26年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	承認第 8号 専決処分(平成27年度日置市一般会計補正予算(第4号))につき承認を求めることについて
日程第12	議案第64号 第2次日置市総合計画の基本構想の策定について
日程第13	議案第65号 平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分について
日程第14	議案第66号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
日程第15	議案第67号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第16	議案第68号 日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
日程第17	議案第69号 日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正について
日程第18	議案第70号 平成27年度日置市一般会計補正予算(第5号)
日程第19	議案第71号 平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第72号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第73号 平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第22	議案第74号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)
日程第23	議案第75号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)
日程第24	議案第76号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)
日程第25	議案第77号 平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)
日程第26	議案第78号 平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第27	議案第79号 平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第28	認定第 1号 平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 29 認定第 2 号 平成 26 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 3 号 平成 26 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 4 号 平成 26 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 5 号 平成 26 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 6 号 平成 26 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 7 号 平成 26 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 35 認定第 8 号 平成 26 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 36 認定第 9 号 平成 26 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 37 認定第 10 号 平成 26 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 38 認定第 11 号 平成 26 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 39 認定第 12 号 平成 26 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 40 陳情第 7 号 川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書
- 日程第 41 陳情第 8 号 議員定数の削減について
- 日程第 42 陳情第 9 号 迷惑防止条例(仮称)の制定について
- 日程第 43 陳情第 10 号 「川内原発 2 号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書
- 日程第 44 陳情第 11 号 国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書

本会議（9月8日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから平成27年第3回日置市議会議定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、橋口正人君、黒田澄子さんを指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成26年度にかかわる5月分及び平成27年度6月分から7月分までの例月現金出納検査結

果報告について報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

5月16日からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

5月23日日置市市制施行10周年記念式典を伊集院文化会館で開催し、姉妹友好都市を初め、来賓、一般参加者約900名が参加しました。

式典では、市政功労者の表彰、市イメージキャラクターの披露など節目の年を未来への第1歩とし、市の更なる飛躍、発展を誓う契機となりました。

次に、6月1日に第1回日置市まち・ひと・しごと総合戦略検討委員会を開催し、地方創生に向けて、人口ビジョンを踏まえた総合戦略の方向性や具体案を検討しました。

次に、6月6日に伊集院駅で、新たにホームの上に駅舎を移し、北口と南口を結ぶ自由通路が開通し、「伊集院駅開業及び伊集院駅自由通路開通安全祈願祭」を行いました。

次に、6月7日に恒例の「せつぺとべ活性化イベント」が行われ、ことしの豊作を祈願するとともに、棒踊り等の郷土芸能も奉納され、活気にあふれた行事となりました。

次に、7月15日から7月25日にかけて地域づくりに係る市長との意見交換会を4地域で開催し、現状と課題など活発な意見交換を行いました。

次に、8月23日に災害対策基本法及び日

置市地域防災計画に基づく日置市総合防災訓練を実施しました。22の参加機関と9自治体、約500名の参加の下、地震や津波、がけ崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互の連携を保ち情報連絡、伝達、救出救護、避難誘導などの災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう防災体制の確立を図ることと、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第6号平成26年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第7号公益社団法人日置市農業公社平成26年度決算及び平成27年度事業計画の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第5、報告第6号平成26年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第7号公益社団法人日置市農業公社平成26年度決算及び平成27年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第6号は平成26年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月28日に理事会が開催され、日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成26年度の事業報告概況の総括事項といたしまして、住宅団地については、新聞、

住宅情報誌等で販売促進を図りましたが、販売には結びつきませんでした。

工業団地に関しましては、引き続き事業用地として5区画を賃貸中であります。

収支につきましては、収益総額490万4,641円、損失総額93万2,061円となり、差し引き397万2,580円の当期純利益となりました。

次に、報告第7号は、公益社団法人日置市農業公社平成26年度決算及び平成27年度事業計画の報告についてであります。

去る、6月3日に決算総会が開催され、日置市農業公社から平成26年度決算報告書及び平成27年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

平成26年度の実績につきましては、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業の受委託事業を柱に計画的に事業を推進しました。

平成26年度日置市農業公社の収益状況につきましては、正味財産増減計算書の表により全体収入合計額で7,560万6,833円、全体支出合計額が7,621万3,761円で、次期繰越収支差額はマイナスの60万6,928円となりました。

また、平成27年度事業計画につきましても、これまでと同様に農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として、充実強化を図ります。

さらに、昨年引き続き、生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上2件報告いたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（長野瑛や子さん）

土地開発公社の件ですが、監査の結果が出てますけども、各団地、相当期間が経過して

そのままの状態ということですが、これをどう受け止めておられるのか。また、今後どのような対策を講じられるのか、お尋ねします。

○議長（成田 浩君）

ただいまの発言がしっかりとわからなかったということですので、もう一回発言をお願いいたします。

○19番（長野瑛や子さん）

監査の意見書がありますよね、土地開発公社の販売ができてない部分がありますよね、この部分が今後、相当期間を経過しているということなんですけど、積極的な処分の方法をとかいてありますけども、これを受けてどう考えられておられますか。

○市長（宮路高光君）

どうもすみませんでした。監査意見のほうからいろいろとそのような意見をいただいております。特に、この公社におきましても今のある住宅団地等の売り方をしながら促進していかなくやならないというふうに思っております。また、未利用地もたくさんございますので、今の手法でいいのかどうか、また開発公社におきましても理事会等で十分協議を今後ともしていきたいというふうに思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

今後のことですが、例えば今、市有地の土地が売れていないところの価格を落として、対策をねっておられますけども、この土地開発公社の件に関しても、こういう手法を取られるのかどうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、収支におきまして購入したときからしますと、大変土地的にも下落している部分ございます。その中でやはり保有している自体がいかげなものかという部分もいろいろとご指摘もいただいておりますので、そこにつきましては適正な価格とい

いますか、買いやすい状況の価格に設定をしながら、やはり分譲の促進を図っていかねなければならない。今まで同じようにただ広告ばっかし出しちよつても進展しなかった経緯がございまして、こういうことを監査からも指摘されておりますので、若干価格も落とした形の中で売却の方向を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○19番（長野瑛や子さん）

はい。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これで報告第6号及び報告第7号の2件についての報告を終わります。

△日程第7 報告第8号平成26年度日置市継続費精算報告書の報告について

△日程第8 報告第9号平成26年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第10号平成26年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第7、報告第8号平成26年度日置市継続費清算報告書の報告についてから日程第9、報告第10号平成26年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について市長の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第8号は、平成26年度日置市継続費

清算報告書の報告についてであります。

平成26年度日置市一般会計継続費清算報告書の総務費の土地評価時点修正業務、農林水産業費の農業振興地域整備計画書策定業務、教育費の伊集院小学校校舎改築事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号は、平成26年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成26年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対して9.7%対前年度比1.5ポイント改善、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して24.7%対前年度比3.5ポイント改善で健全な状況であります。

次に、報告第10号は、平成26年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、水道事業会計について、資金不足額はありませんでしたので経営は健全であります。

以上3件ご報告いたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで報告第8号から報告第10号までの3件についての報告が終わります。

△日程第10 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第10、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成27年12月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

東福泰則氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから諮問第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第4号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから諮問第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決いたします。

お諮りします。本件について、東福泰則氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、東福泰則氏の適任者として認めることに決定いたしました。

△日程第11 承認第8号専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第11、承認第8号専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてを議題といたします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第8号は、専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてであります。

鹿児島県多世代交流・多機能型支援の拠点

づくり事業の採択に伴い、民生費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ95万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ257億8,333万3,000円とするものであります。

まずは歳入では、繰入金で、財政調整基金繰入金95万6,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費の社会福祉費で、妙円寺地区公民館のトイレ改修に伴う設計委託料95万6,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第8号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから承認第8号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

△日程第12 議案第64号第2次日置市総合計画の基本構想の策定について

○議長（成田 浩君）

日程第12、議案第64号第2次日置市総合計画の基本構想の策定についてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第64号は、第2次日置市総合計画の基本構想の策定についてであります。

現計画が平成27年度をもって満了することに伴い、次期計画の基本構想を策定したいので、日置市議会の議決すべき事件を定める条例第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第64号第2次日置市総合計画の基本構想の策定について、補足説明を申し上げます。

第1次日置市総合計画が平成27年度をもって終了することから、平成28年4月1日から平成38年3月31日までを計画期間とする第2次総合計画の基本構想として策定するものでございます。

策定に当たりましては、基本構想案を地域審議会と総合計画審議会に諮問しまして、パブリックコメント手続を挟み、それぞれ3回の会議を開催し審議していただき、答申をい

ただいたところでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げます。別紙のほうをお開きください。

1ページから20ページまでが第1編総論になります。

まず1ページ、第1章第1節では計画策定の趣旨を、第2節経過策定の構成と期間では10年間の計画であるということと基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成されることが記述してあります。

次に3ページをごらんください。第2章日置市を取り巻く状況になります。まず第1節時代の潮流として本市を取り巻く社会情勢の変化について十分認識し、計画策定に当たることが必要なことから、日本全体の動向、時代の動きを捉え1人口減少と少子高齢化の進行から9東京オリンピック等の開催まで9項目にわたって整理をいたしております。

6ページをごらんください。第2節日置市の概況につきまして、本市の位置、地勢と気象、7ページから人口構造、10ページに土地の利用状況、12ページに産業構造、13ページから財政状況についてデータ等で整理をいたしております。

次に15ページ、第3節市民まちづくりアンケート調査として、平成25年度に実施しましたアンケートについて、実施内容と調査結果の概要をまとめてあります。

次に、19ページをごらんください。第4節まちづくりの課題ですが、時代の潮流や市の現状等を踏まえ、本市が取り組むべきまちづくりの主な課題を基本計画での政策体系として位置づけるため、1の社会基盤から6の住民自治・行財政までの6分野ごとに整理をいたしております。

続きまして21ページが第2編基本構想になります。

初めに、第1章第1節基本理念と将来都市像の基本理念になりますが、時代の動きを捉

え日置市の課題を整理していく中で、本市のまちづくりの基本理念が市民憲章の中にほぼ織り込まれているということから、市民憲章の基本理念を継承する形で市民憲章をまちづくりの基本方向として据え、まちづくりを実施していこうとするものでございます。

次に、具体的にどのようなまちを目指すのかという将来都市像になりますが、本市は鹿児島市に隣接しているという地の利を生かすことが重要な視点になってきています。そのために、安心・安全に暮らせる住環境を整備していくことはもちろん、本市が持つ歴史的財産や自然環境、観光資源を生かして本市を訪れる交流人口を増やすことも大切になってきています。そこで、市民誰もが地元へ愛着と誇りを持って住み続けたい、また、市外に住む人が訪ねたりと思えるような将来都市像を描き、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」といたしました。この将来都市像の実現に向けましては、分野ごと、地域ごとに取り組む施策等を基本計画として整理しますが、これらの分野を横断的に捉え、全体として重点的に取り組むべきテーマを次世代創造プランとして22ページに掲げました。

「いきいき健やか」創造プラン、「安心・やすらぎ」創造プラン、「活力とにぎわい」創造プランの3つを挙げています。これらは深刻な人口減少という危機を乗り越え、次世代につないでいくための3つの大きなテーマと考えています。

23ページからは第2節目標指標として、人口と市民所得に関して掲載してあります。

次に、25ページをごらんください。第2章基本目標になります。基本目標につきましては、基本理念の具現化、将来都市像の実現に向けて、政策分野ごとに6つの基本目標を定めております。

1番目には、保健・医療・福祉の分野で

「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」、2番目は生活環境で「豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり」、3番目が産業経済で「活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり」、4番目が、教育・文化・スポーツで「豊かな心と感性を育てるまちづくり」、5番目が社会基盤で「安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり」、6番目が市民参画・行財政で「地域と人と行政がつながる持続可能なまちづくり」としております。

最後に第3章としまして、日置市総合計画の体系図を述べてあります。これまで説明してきた内容を体系的に明らかにするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

本案は、総務企画常任委員会に付託をいたします。

△日程第13 議案第65号平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分について

○議長（成田 浩君）

日程第13、議案第65号平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

平成26年度日置市水道事業会計で生じた

未処分利益剰余金の一部を組入資本金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願います。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第65号平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分につきまして、補足説明を申し上げます。

平成26年度日置市水道事業で生じた未処分利益剰余金の一部を組入資本金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これまで補助金等を財源として取得した固定資産については、取得に要した金額から補助金等の金額を控除した額を帳簿原価または帳簿価格とみなして減価償却費を算出していました。地方公営企業法の改正により、このみなし償却制度が廃止され、補助金等を財源として取得した固定資産であっても、本来の取得価格で減価償却を行うことになりました。このことにより、移行処理に伴う減価償却費が生じ、また過去に減価償却が完了した部分に係る収益額を合わせて未処分利益剰余金に計上し、資本金へ組入れることにより安定的な事業運営を図ることを目的としています。

未処分利益剰余金19億7,217万5,612円のうち、18億1,701万4,702円を組入資本金へ積み立てますが、残額については条例に基づき減債積立金、建設改良積立金、利益積立金への積み立て及び繰越利益剰余金として決算処理をいたします。今回に限り制度改正の変動分を組入資本金へ積み立て処分しますが、財務諸表上の移行処理であり、現金の移動ではありません。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第65号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号平成26年度日置市水道事業会計剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第66号日置市個人情報保護条例の一部改正について

△日程第15 議案第67号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第14、議案第66号日置市個人情報保護条例の一部改正について及び日程第15、議案第67号日置市手数料徴収条例の一部改

正についての2件を一括議題といたします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号は、日置市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させます。

次に、議案第67号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第66号について別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、第31条において規定する地方公共団体が講ずることとされる特定個人情報の適正な取り扱いの確保並びに特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置について規定するため、日置市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

別紙のほうをお開きいただきたいと思います。まず、第1条の改正ですが、第2条の定

義規定に2項を加えるもので、第4項として特定個人情報を第5項として保有特定個人情報を加えるものでございます。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報を、保有特定個人情報とは実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有する特定個人情報をいうものでございます。

次に第8条は、保有特定個人情報に係る利用及び提供の制限について、第8条の2及び第8条の3に規定するため保有特定個人情報を除くものであります。

次に8条の2は、保有特定個人情報の利用目的以外の利用について制限を加えるものですが、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がありまたは本人の同意を得ることが困難であるときのみとし、保有個人情報よりもさらに厳格に目的外利用の例外事由を限定している条文でございます。

次に、第8条の3は特定個人情報の提供の制限に係る規定でございます。特定個人情報を提供できる場合は、番号法第19条に規定された場合のみに限定しております。

次に、第9条は第8条の2、第8条の3を追加したことによる、条ずれによる改正でございます。

次に第11条は保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止の請求について、本人またはその法定代理人だけでなく、本人の委任による代理人による請求を認めることとしております。

次に第24条は他の法令等に同一方法で開示が規定されている場合に、その同一方法での開示に限り、他の法令等により開示を行うこととする規定でございます。番号制度ではインターネット等により個人が自己の特定個人情報を閲覧することのできるシステムが新設されるため、他の法令等によりシステムを利用して開示が実施される場合であっても、

新設されるシステムによる開示の実施のほう
が自己の特定個人情報を容易に確認でき、よ
り利便性に資する場合が多いものと考えられ
るため、他の法令等により同一の方法の開示
が定められている場合についても、この条例
に基づく開示を認めることとするものでござ
います。

次に第34条は、利用停止請求権について
規定したものでございますが、利用停止請求
事由を番号法に違反する行為のうち、特に不
適正なものが行われた場合についても認めて
第2項に規定するものでございます。

第35条は項ずれによる改正でございます。

次に第2条の改正ですが、第2条の定義規
定に第6項として情報提供等記録を加えるも
のでございます。情報提供等記録とは、どの
ような特定個人情報がどの機関でやりとりさ
れたかに係る記録をいうものでございます。
第8条の2は情報提供等記録は利用目的以外
の利用が禁止されているため、既定から除く
ものでございます。

次に、第20条及び第32条は、情報提供
等記録は開示、訂正の際に他の機関への移送
を行わないとするため、規定から除くもので
ございます。

次に第33条は、情報提供等記録の訂正を
した場合の通知先を総務大臣及び情報照会者
または情報提供者とするものでございます。

第34条は、情報提供等記録については、
利用停止請求が認められないことから適用除
外とするものでございます。

附則としまして、この条例中第1条の規定
は個人番号の通知等が行われる平成27年
10月5日から第2条の規定は特定個人情報の
連携等が開始される日として番号法附則第
1条第5項に掲げる規定の施行日から施行す
るとされております。特定個人情報の連携等
が改正される日は約2年後の平成29年1月
以降と想定されております。

以上ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

続きまして議案第67号日置市手数料徴収
条例の一部改正について補足説明を申し上げ
ます。今回の改正は行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の制定に伴うもので、個人番号の通知等
に伴う事務を行うため、所要の改正を行うも
のでございます。

それでは別紙をお開きください。第1条で
日置市手数料徴収条例の一部を次のように改
正するとしまして、別表第1の4の部から
7の部までを次のように改めるとし、4の部
を6項までに改め、5の部として新たに個人
を識別するための番号の利用等に関する法律
に関する事務とし、通知カードの再交付手
数を1件につき500円と追加しました。ま
た、6の部で日置市印鑑の登録及び証明に関
する条例の施行に関する事務を、7の部で狂
犬病予防法の施行に関する事務を条文整理と
して改めました。

次に、別表第1に次のように加えるとし、
8の部として農業経営基盤強化促進法の施行
に関する事務を、9の部でその他の事務を同
じく条文整理として改めました。

次に第2条での改正になりますが、4の部
でこれまであった住民基本台帳カードの項を
削除し、新たに5の部の2項で個人番号カ
ードの再交付を800円とし、追加しました。

附則としまして、この条例中、第1条の規
定は平成27年10月5日から、第2条は平
成28年1月1日から施行するとしておりま
す。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について一括して質疑を行
います。

発言通告がありますので、まず、山口初美
さんの発言を許可いたします。

○7番（山口初美さん）

今、ご説明をいただきましたけれども、これはいわゆるマイナンバー制度というものが導入されるという国で決まったわけですが、それを各自治体で実施をするということで、今回条例改正が出てきたわけですが、私のほうから4点について、議案第66号のほうについて質疑をさせていただきます。

まず1点目は、個人情報を取り扱う基幹システムとインターネットに接続された情報系ネットワークがつながっているのかどうか、その点について、つまりセキュリティーの体制は万全かどうかという点について1点伺います。

2点目は、マイナンバーで個人情報を取り扱う責任の重大さを各部署で職員はきちんと認識ができているのか、その点について伺います。

3点目は、この制度導入についての市民への周知徹底の状況はどうかということについて伺います。

4点目は、システム改修のための費用、これは国のほうから来ていると思いますけれども、その総費用の総額はいくらになるのかについて、この4点について伺います。

○企画課長（堂下 豪君）

まず、セキュリティー対策の件ですが、現在、基幹系システムとインターネットに接続されました情報系ネットワークにつきましては、現在の環境ではつながっている状況でございます。

セキュリティー対策といたしましては、外部からの侵入に対しましては、ファイアウォールにて不正侵入を防ぎ、スパムメール対策ソフトにて疑わしいメールは隔離しているところでございます。また、事案はございませんけれども、侵入があった際にはウイルス対策ソフトにて駆除します。さらに、外部への情報流出を防ぐといった状況に応じた対策

を講じておりまして、年金機構と同様の情報流出につながる事態には陥らない環境を構築してきたところではございます。

今後、マイナンバー制度の導入に向けましては、国から10月5日の法施行日までに基幹系のシステムとインターネットに接続されました情報系のネットワークを分離することが条件として示されております。

ネットワークの分離につきましては、この9月補正にて対応を予定しているところでございますけれども、大きくネットワーク構成を変更しまして機器等の調達が必要となるために期間を要することから、それまでの対応としましては、インターネットでの外部接続を遮断しまして、暫定的にネットワーク構成を変更する対応を予定しているところでございます。

続きまして、職員の認識についてでございます。番号法では、番号の不正使用を防止するという観点から、特定個人情報の盗用などについては、これまでにない罰則が厳しく適用されます。このようなこともございまして、本市では職員向けのハンドブックを作成しまして、繰り返し制度の理解を深めているところでございます。また、各種研修会やプロジェクト会議を開催しまして、個人情報を取り扱う責任の重大さを認識してもらっているところでございます。

続きまして、市民への周知徹底の件ですが、国におきましては、民法のCMとか新聞等にて周知し、質問等につきましてはコールセンターを設置して制度の周知に努めているところでございます。本市におきましては、広報紙での定期的なお知らせとポスター、チラシを活用しまして制度の周知を図りながら、またこれまで住民向けには自治会長研修会や各種団体等への出前講座等を通じまして、現在まで延べ12回、500人以上に対しまして、また、事業者向けには延べ

7回、約700人に対しまして研修会を開催しているところをごさいます、周知に力を入れているところをごさいます。

システム改修の費用ですけれども、平成26年度の実績は約2,687万円、今年度平成27年度は6,057万円の見込みでございす。合計約8,744万円になりますけれども、このうちシステム整備に係る国の補助金が約5,000万円になる見込みです。

以上でございす。

○7番（山口初美さん）

今の説明でよくわかりましたけれども、今のところはこのインターネットと情報系基幹システムがつながっている状態ということで、いろいろ対策をとっておられますが、実際、国からは分離をするように指導があるということで、その分離するためにはある程度期間が必要だということで、これを導入にかかわって各市役所のいろんところでいろいろな仕事が大変になっているのかなということがよくわかりました。

また、先ほど各部署の職員がいろいろその責任について認識できているかというところでは、罰則が、規定があるというようなことがご説明がありましたけれど、その点につきまして、少し簡単でいいですのでその罰則について、扱う職員はそういうことも認識しながら仕事をしないといけないわけですけれども、私どももそのことについて、罰則について少しお知らせいただけたらと思ひます。

また、制度については市民へは努力はされて、一応今の人数では500人と700人という説明会はですね、そういうことで実際努力をして周知徹底を行われてはおりますけれど、まだまだ市民のところではこれから実際具体的にカードなどが送られてきてから、これはどういうことだろうかというような問い合わせなどもあると思ひますが、市の窓口にそういう問い合わせなどがあつたときの対応

などについての準備ができているのか、その点についてもう一回伺いたひと思ひます。

それと、そのシステム改修の費用でございすますが、2,687万円と6,057万円ということで、今後かかると予想される費用については、この中には含めれていないと思ひますので、今後どのくらいまた費用が必要になるのかについて、再度伺いたひと思ひます。

○企画課長（堂下 豪君）

罰則の具体的な内容につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告したいと思ひます。この年金機構でも元データが納められておりました基幹系システムは分離されている状態でしたけれども、職員がデータをコピーしましてインターネットに接続できる環境で作業をしたため、情報流出につながつたていうことを聞いておりますので、この個人情報扱う作業ていうのが、どれだけ重要なことなかつていうことで、情報セキュリティーに対する危機意識を職員もしっかり持って、責任を持って安全対策を徹底していくことが今後も必要かと思ひているところではございす。いろいろこれから利用がいろんところで広がっていくかと思ひますけれども、利用が広がれば広がるほどリスクもふえるということでございまして、どんな安全対策を講じてもゼロリスクはないということで、被害を最小限に抑える仕組みていうのを何重も重ねながらつくっていくことが大事かと思ひているところではございす。

それと、今後の予算です、システム改修に係るていうことではございせんけれども、今後また例えばコンビニ交付などの利用をする場合には、現在のところ導入コストは標準的なケースで約2,100万円ほどかかるていうのは聞いているところではございせんけれども、システム改修に係る部分は今

先ほど説明したところでとりあえずは終わるかと考えているところでございます。

それと、地方公共団体への職員の罰則につきましては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということになっているところでございます。

市民からの問い合わせにつきましては、情報を管理しておりますこの企画課とあと直接の窓口になります市民生活課と連携しながら、丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第66号及び議案第67号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号及び議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第66号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可いたします。

○7番（山口初美さん）

議案第66号日置市個人情報保護条例の一部改正についての反対討論を行います。

日本に住む人に一人残らず番号を割り振り、国が個人情報を管理するマイナンバー制度は、10月5日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送が開始されることになっています。しかし、多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。行政側からすれば国民の所得や社会保障給付

の状況など効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば、悪用される危険や個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。被害の大きさと深刻さははかり知れません。

国会で改定法が成立してしまいましたが、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど民間分野へも拡大することが盛り込まれてしまいました。範囲を広げるほど情報漏れリスクは高まります。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民には何の不利益はありません。この制度の実施中止を真剣に検討する必要があると私は考えますので、この条例の一部改正に反対をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第66号日置市個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可いたします。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第67号日置市手数料徴収条例の一部改正について反対討論を行います。

先ほど討論いたしました66号に対する反対の理由と同じでございますが、マイナンバー制度の導入のための手数料の徴収条例の

改定でございますので、反対をいたします。

以上です。簡単ですが終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第67号について、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第67号日置市手数料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16 議案第68号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第68号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正についてを議題をいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第68号は、日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正についてであります。

半島振興法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例

の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第68号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は半島振興法の一部改正に伴い、市町村の産業振興促進計画に係る規定の新設や地方税の不均一課税時の減収補填措置の対象業種として、これまでは製造業と旅館業のみでしたが、農林水産と販売及び情報サービス業等が追加されたことによりまして改正するものでございます。

それでは別紙のほうをごらんください。

まず、第1条及び第2条各法の改正は対象業種が追加されたことに伴い、対象となる業種を半島振興法を引用する形で規定し、あわせて文言と条文の整理を行ったものでございます。

第3条は条文の整理です。

次に、第4条の改正は不均一課税の対象を規定するものですが、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を引用する形で規定し、文言と条文の整理を行ったものでございます。

次に、第5条の改正は、税制の適用を受ける場合には新たに法に基づく計画を作成し、主務大臣の認定を受ける必要があり、新計画に記載する計画期間の初日から適用を受けられることとなったことから、必要な改正を行ったものでございます。

次に、第6条、第7条、第8条の改正につきましても、対象業種を半島振興法を引用する形で規定したことに伴う改正と文言、条文の整理を行ったものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するもので、経過措置として改正後の規定は平成27年4月1日以降に施設または設備を新築、増設したものについて適用し、同日前に施設または設備を新築、増築したものについては従前の例によるものとするものでございます。

以上ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第68号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号日置市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

改正について

○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第69号は、日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正についてであります。

基金の効率的な運用を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第69号につきまして補足説明させていただきます。砂丘荘の運営状況につきましては、食事や休憩の利用者は若干の増減はあるものの、宿泊を伴う利用者は年々減少傾向にあります。そのような状況下、経費削減を図りながら運営を行っておりますが、収益が減少することで今後利益が上がらないという課題がございます。今後利益が上がらない場合、一般会計からの繰り入れも想定されますが、まずは国民宿舎事業基金を活用しながら、円滑な運営を図るため基金条例を一部改正するものであります。

別紙のほうをお開きください。第1条中、運営上、臨時の経費を運営にするための財源に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから議案第69号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

△日程第17 議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

本案は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第 18 議案第 70 号平成 27 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）

△日程第 19 議案第 71 号平成 27 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

△日程第 20 議案第 72 号平成 27 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

△日程第 21 議案第 73 号平成 27 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

△日程第 22 議案第 74 号平成 27 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）

△日程第 23 議案第 75 号平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）

△日程第 24 議案第 76 号平成 27 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）

△日程第 25 議案第 77 号平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）

△日程第 26 議案第 78 号平成 27 年度日置市介護保険特別会

計補正予算（第 2 号）

△日程第 27 議案第 79 号平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（成田 浩君）

日程第 18、議案第 70 号平成 27 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 27、議案第 79 号平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 10 件を一括議題といたします。

10 件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 70 号は、平成 27 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8 9 5 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 0 億 9,228 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度の繰越金の確定、臨時財政対策債の確定に伴う予算措置と地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業費、坊野地区公民館交流室等の改修工事に係る事業費、マイナンバー関連事業費、妙円寺地区公民館、乳幼児健康支援一時預かり事業費、浄化槽設置整備事業費、青年就農給付金事業費、県単補助治山事業費、健康交流館休憩室増築のための繰出金、鶴丸小学校浄化槽破損による復旧費、伊集院文化会館屋根防水改修工事、薩摩日置鉄砲隊に係る経費、現年補助農地農業用施設災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で普通交付税の額の決定により 1 億円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、個人番号カード交付事業費補助金、現年補助林道災害復旧事業費国庫補助金など1億1,335万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、土地区画整理事業費橋梁負担金、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業費県補助金、青年就農給付金事業費県補助金、木のあふれる街づくり事業費県補助金、県単補助治山事業費県補助金、地域振興推進事業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額など、2,110万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄付金を147万円増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額、介護保険特別会計の前年度清算に伴う繰入金の増額など1億696万1,000円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により1億1,091万4,000円を増額計上いたしました。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額、臨時財政対策債の確定などにより、5,920万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、議員期末手当率改正に伴う増額、政務活動費の確定などにより、98万円を増額計上いたしました。

総務費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業費、坊野地区公民館交流室等の改修工事に係る事業費、マイナンバー関連事業費、南宮内自治会公民館敷地災害復旧事業費補助金、過誤納返戻金など5,596万9,000円を増額計上いたしました。

民生費では、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業費、健康づくり複合施設ゆすいん管理運営費施設維持修繕料の増額、乳幼児健康支援一時預かり事業費など1,291万1,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業費、笠口共同水道組合の落雷による井戸水中ポンプ及び制御盤の取りかえ、海岸漂着ごみ回収業務委託料の増額など2,005万円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、青年就農給付金事業費、伊勢ノ上地区県単補助治山事業費、江口蓬莱館屋根雨漏り補修に伴う工事請負費の増額など2,001万7,000円を増額計上いたしました。

商工費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関連事業費、吹上砂丘荘耐震診断工事、健康交流館休憩室増築のための繰出金など6,118万3,000円を増額計上いたしました。

土木費では、公共下水道事業特別会計の繰越金及び起債償還利子の確定等に伴う繰出金の減額など1,213万9,000円を減額計上いたしました。

消防費では、防災行政無線費の修繕料の増額など112万5,000円を増額計上いたしました。

教育費では、鶴丸小学校浄化槽破損による復旧工事、扇尾小学校の閉校に伴う事業費、私立幼稚園就園奨励費、薩摩日置鉄砲隊にかかる経費、伊集院文化会館屋根防水改修工事など5,710万円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、6月の豪雨に伴う現年補助農地農業用施設災害復旧費など9,175万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第71号は、平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

2億8,009万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ75億8,973万円とするものであります。

歳入では繰越金で、前年度繰越金の確定に伴い増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第72号は、平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9,145万8,000円とするものであります。

歳入では、起債償還利子及び前年度繰越金の確定に伴い、繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では総務費で、消費税率改定に伴う増額、公債費では起債償還利子の確定に伴う減額を計上いたしました。

次に、議案第73号は、平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,952万1,000円とするものであります。

歳入では繰越金で、前年度繰越金の確定に伴い、増額計上いたしました。

歳出では、農業集落排水事業費で、消費税率改定に伴う増額を計上いたしました。

次に、議案第74号は、平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ484万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,443万8,000円とするものであります。

歳入では繰越金で前年度繰越金の確定に伴

う増額、繰入金で旧館耐震改良工事請負費などの確定に伴う減額を計上いたしました。

歳出の主なものでは経営費で、旧館耐震改良工事請負費の減額、予備費の増額を計上いたしました。

次に、議案第75号は、平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,226万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,509万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは繰越金で、前年度繰越金額の確定に伴う増額、繰入金で休憩室増築工事に伴う増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、経営費で、施設維持修繕料の増額、施設整備費で休憩室増築工事請負費の増額、予備費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第76号は、平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,990万4,000円とするものであります。

歳入では前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金との調整額を計上いたしました。

次に、議案第77号は、平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,068万9,000円とするものであります。

歳入では前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金との調整額を計上いたしました。

次に、議案第78号は、平成27年度日置

市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,006万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,349万7,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定などにより、増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、前年度清算により、介護給付費準備基金積立金、償還金及び他会計繰出金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第79号は、平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,423万9,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で前年度繰越金の確定により、増額計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第70号から議案第79号までの10件について質疑を行います。

まず、議案第70号について、発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可いたします。

○17番（田畑純二君）

私は、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）について質疑をさせていただきます。

私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、3点ほど質疑させていただきますので、各担当部課長はできるだけ細かく具体的にわかりやすく誠意を持って答弁してください。

まず1番目、説明資料の10ページ、節25でございます。財産管理費積立金、その他積立金107万2,000円、まちづくり応援金でございます。

まず1番目、個人6件、法人2件、指定寄附金の各々、指定の具体的内容と各々どこの地域からの分かお尋ねいたします。

2番目、日置市指定寄附金について、外部にどのように知らしめ、PRしているか。また、お礼の仕方はどのようにしているか、具体的に示してください。

3番目、今後この指定寄附金をふやす方策をどのように考え、今後の見通しをどう立てていますか。また、今までの実績をどのように評価しているか、お知らせください。

2番目の質疑です。11ページの節13委託料、その他委託料550万円、企画管理その補正でございます。この寄附金事業実施に当たり、政府は金額の全国の地方自治体に具体的にどんなことを要望し、期待しているのか、お知らせください。

2番目、この空き店舗対策事業コーディネート事業委託とございますが、この具体的内容をわかりやすく説明してください。

3番目、この交付金の今後の見通しと日置市として今後どのように対処して取り組み方をどうするか、その考え方をお知らせ願いたい。

それから3番目、最後ですけれど、13ページの節15工事請負費補助事業、地区公民館管理費1,030万円とございますが、まず1番目、この木のあふれるまちづくり事業の目指すところ、目的となぜこの補正予算で実施するのか、その理由を具体的にわかりやすく説明してほしいです。

2番目、この工事請負費1,030万円の具体的内容、内訳。

3番目、この公民館以外にもこの事業を実施する予定があるのかなど、今後の具体的計

画を示してほしい。

以上3点、答弁いただきたい。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

まず、1番目の質問でございます。

10ページの財産管理費のまちづくり応援基金費の積立金に関する質問でございます。

寄附金の使途の指定につきましては、環境の保護及び整備が3件。それから、教育、文化及びスポーツの振興が2件。市民との協働によるまちづくりの推進が1件。保健、医療及び福祉の推進が1件。観光及び産業経済の振興が1件で、それぞれ指定がございました。

地域別につきましては、県内が3件、福岡県が1件、神奈川県が1件、東京都が1件、千葉県が1件、埼玉県が1件でございました。

それから、寄附金のPRにつきましては、市の広報紙、ホームページによる広報と各地域の県人会等におきまして、寄附のお願いをしているほか、市内の各物産館にチラシを置きまして、来場者の皆様へPRをしているところでございます。

それから、お礼につきましては、お礼状とともに県内の観光施設等の入館料の割引がございました「かごしま応援者証」を添えて送付しております。さらに、1万円以上の寄附をいただいた方につきましては、物産館の特産品をお礼としてお届けしております。

3点目です。寄附金をふやす方策につきましては、引き続きPRに努めることが大切であると考えております。また、返礼品につきましても、過度な返礼とまらない範囲で、寄附金に応じて本市の特産品を選んでいただけるように見直しを検討しているところでございます。

それから、寄附金の見通しを立てることは難しいところでございますけれども、返礼品の見直しによってふえることが予想されるところと考えております。

これまでの実績につきましては、平成

21年度以降、毎年度1,000万円を超える寄附金の収納実績がございまして、最近では平成25年度、これは伊集院駅の寄附を除いた額でございますけれども1,606万円、同様に26年度は1,560万円の寄附をいただいておりますので、日置市を応援していただいております皆様に大変感謝しているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（堂下 豪君）

11ページの企画管理費、13節委託料の550万円の補正でございますけれども、総合戦略の先行型で上乘せ交付に係る事業分の補正になります。10月までに総合戦略を策定すること、戦略に達成度を測る適切な成果指標が設定され、外部を含めた検証の仕組みや産官学等の連携体制が備わっていることなどが条件となっております。戦略に沿った取り組みを早期に進められるように国が財政面での後押しをしまして人口減少の克服、地域経済の活性化といった地方創生の実現につなげていくことが求められているところでございます。

事業内容としましては、空き店舗の有効活用としまして、伊集院駅前の南日本銀行跡の活用策を金融機関との連携により検討し、実現していくものでございまして、外部のコーディネート等の事業委託費ということになります。子育て支援や働く女性への支援など子ども連れの女性が気軽に立ち寄れるような空間、総合的に女性の相談や支援に対応できるような施設を想定しているところでございます。

来年度以降につきましては、地方創生関連の新型交付金として創設され、総合戦略を作成した自治体に支給されることになりまして、総合戦略に沿った施策を展開していくこととなります。市におきましても、施策の成果を検証しながら、地方創生への実現に向け、効

果的に事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○地域づくり課長（平田敏文君）

13ページの地域づくり推進費の15節の工事請負費1,030万円の件でございますが、第1問目の機能あふれるまちづくり事業の目指すところ、目的となぜこの補正予算で実施するのか、その理由等でございますが、この事業は県の森林環境税関係の補助事業でございます。県産材を使用したPR効果の高いモデル的な木造施設の整備や内装の木質化等取り組むことにより、木材の需要拡大と森林整備の保全を図ることが目的でございます。

今回、施設整備を予定している坊野地区公民館につきましては、当初、国の地域介護福祉空間整備交付金事業での改修を予定しておりましたが、厚生労働省の方針転換のため、事業採択が見送られたことによりまして、この事業の代替として今回木にあふれるまちづくり事業に申請し、整備しようとするものでございます。

なお、今回の申請は県の2次募集によって対応することになっております。

2番目のこの工事請負費の具体的内容内訳でございますが、坊野地区公民館内の改修工事を予定しております。内容につきましては、施設内の洗濯部屋の改修にかかわる多目的ホールの設置、廊下等の木質床張りへの改修、トイレの段差解消等の改修を行う予定でございます。

3番目のこの公民館以外にもこの事業を実施する予定があるのかと、今後の具体的計画ということでございますが、この木にあふれるまちづくり事業による施設の整備は、坊野地区館以外には現在は予定しておりません。今後の計画につきましては、整備の必要がある館等が出てきた場合につきましては、この事業や各種助成事業を活用しながら、施設の

整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○19番（長野瑛や子さん）

説明資料の26ページです。観光費の繰出金のところですが、国民宿舎の耐震工事に繰出しがなされてますけど、基金の積み立ての状況と今回はどうしてこのこちらに繰り入れられるのか、この理由をお願いします。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

先ほど、基金条例の改正に伴います上程がなされたわけですが、今般、この砂丘荘の耐震工事につきまして、多額の経費が必要だというふうなことでございます。それに伴いまして、今後砂丘荘の経営上、非常に圧迫するというふうなこと等もございまして、今般一般会計からの基金繰り入れをお願いするとうふうなものでございます。

○19番（長野瑛や子さん）

基金が、27年度末で3,800万円ありますが、これでも非常に圧迫するというふうな、2,700万円ですよね、だから、ここあたりがまだ収支を考えればいけるような気がしますが、その圧迫するという理由がどういう事情なのでしょう。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

基金の現在高につきましては、3,500万円ほどでございます。今回の耐震工事につきまして、工事管理それと耐震補強工事ということで約2,000万円ほど、それから今般、通常考えております維持修繕費の臨時的な経費といたしまして、350万円ほどを支出する予定になっております。このままの支出を基金会計から支出いたしますと、最終的に1,000万円ほどの基金会計の残高となってしまうことが予想されます。そうしますと、

今後想定されております砂丘荘の維持、修繕等の経費も非常に厳しい状況になるというふうな見込みでございます。今般の砂丘荘の耐震工事につきましては、施設の延命という部分からしますと、法の改正に伴います必須の公共工事でございますので、この点につきまして、通常の運営費から支出するという面につきましては、非常に厳しい状況であるということとを考慮しまして、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

○19番（長野瑛や子さん）

一応繰り出しをされるんですけど、特別会計の収支の状況によっては繰り入れをされる考えがあるのかどうか。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

収支につきましては、基金会計からの繰り入れということで考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第71号から議案第79号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第70号は各常任委員会に分割付託いたします。

次に、議案第71号、議案第76号、議案第77号、議案第78号及び議案第79号の5件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第72号及び議案第73号の2件は産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、議案第74号及び議案第75号の2件は総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第28 認定第1号平成26年度
日置市一般会計歳入歳出

決算認定について

△日程第29 認定第2号平成26年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第30 認定第3号平成26年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第31 認定第4号平成26年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第32 認定第5号平成26年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第33 認定第6号平成26年度
日置市健康交流館事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第34 認定第7号平成26年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第35 認定第8号平成26年度
日置市公衆浴場事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第36 認定第9号平成26年度
日置市飲料水供給施設特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第37 認定第10号平成26年度
日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて

△日程第38 認定第11号平成26年
度日置市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第39 認定第12号平成26年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第28、認定第1号平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第39、認定第12号平成26年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの12件を一括議題といたします。

ここで議事の進め方についてお諮りいたします。

市長から本日提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は9月29日に行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。それでは12件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号は、平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけまして、議会の認定に付すものであります。

認定第1号は、平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は平成25年度決算と比較して、歳入が7.2ポイントの増、歳出が9.0ポイントの増となりました。

歳入では地方税、国庫支出金、繰越金、市債などの増、歳出では人件費、扶助費、普通建設事業費、補助費等、積立金などが増とな

ったことによるものであります。

一般会計の決算収支は、歳入総額271億9,331万2,000円、歳出総額264億4,593万4,000円で、実質収支は5億2,191万4,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、財政調整基金の取り崩し額が多かったため、1億7,994万2,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税では、個人で給与所得等の減、法人で製造業の法人税割等の増により市町村民税の増、家屋の新築・増築件数の増により固定資産税の増、軽自動車の登録台数の増等により軽自動車税の増、禁煙志向の高まりにより市町村たばこ税の減、入湯客数の増等により入湯税の増により6,297万2,000円の増となりました。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の減により1,238万8,000円の減となりました。

地方交付税では普通交付税の減等により2億6,752万9,000円の減となりました。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金、地域活性化・効果実感臨時交付金、臨時福祉給付金国庫負担金、道整備交付金等の増、小学校建設費交付金、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、農業体質強化基盤整備促進事業費国庫補助金等の減により7億6,334万8,000円の増となりました。

県支出金では、衆議院議員選挙費委託金、保育所運営費県負担金、障害児通所給付費県負担金、公共施設管理者県負担金等の増、安心子ども基金事業費県補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県負担金、参議院議員選挙費委託金、農業・農村活性化推進施設等整備事業費県補助金、種子島周辺漁業対策事業費県補助金等の減により6,104万7,000円の減となりました。

繰入金については、財政調整基金やまちづくり応援基金の増、施設整備基金や介護保険特別会計繰入金の減などにより1億5,071万3,000円の減となりました。

地方債については、合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債などの有利な地方債を活用しましたが、前年度からの地方債を伴う繰越額が多かったため9億2,025万3,000円の増となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の26.4%を占める民生費が69億7,223万5,000円、次に土木費が15.3%を占め40億4,665万6,000円、公債費が13.2%を占め35億561万7,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が2億867万8,000円の増、投資的経費が12億7,991万2,000円の増、その他の経費が6億8,752万1,000円の増となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費については職員定員適正化計画等により職員数は減少したものの、前年度は国からの地方公務員の給与減額支給措置の要請に伴い、給与減額等実施したことなどから、8,519万2,000円の増となりました。

扶助費については、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業を新規事業として実施したほか、保育所運営費や生活保護総務費、障害児通所給付費の増などにより4億2,796万6,000円の増となりました。

公債費については、財政健全化計画に基づき、計画的な地方債管理に努めており、経常的な元利償還金が3億448万円の減となりました。

投資的経費の内訳につきましては、普通建設事業費で13億3,060万2,000円の増、災害復旧事業費で5,069万円の減と

なりました。

普通建設事業費の補助事業では、小学校建設事業費が減少したほか、伊集院駅周辺整備事業の活力創出基盤整備事業費や公営住宅建設事業費、道整備交付金事業、防災・安全交付金事業費の増などにより4億7,867万円の増となりました。

単独事業では、防災行政無線費や消防本部費、小学校建設事業費、消防施設整備費の増などにより8億5,193万2,000円の増となりました。

その他の経費については、6億8,752万1,000の増となりました。

内訳では、物件費については、消費税増税の影響などにより1億3,620万2,000円の増となりました。

補助費等で、衛生処理組合負担金の増などにより1億7,406万7,000円の増となりました。

積立金では、施設整備基金、地域づくり推進基金、まちづくり応援基金などに所要の積み立てを行い、2億1,884万7,000円の増となりました。

繰出金では、国民健康保険特別会計への法定外分、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の給付費の伸び分、健康交流館事業特別会計の事業費の増額分などにより1億7,024万3,000円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標実質収支比率は3%から5%が適切とされていますが、前年度より0.7ポイント増加し3.5%となりました。

経常収支比率については、75%程度が妥当と言われておりますが、前年度より1.2ポイント増加し90.2%となり、依然として高い水準にあり、弾力性の低い財政構造となっています。

市債残高については、平成26年度末で292億8,205万5,000円で、人口

1人当たりの額に換算すると57万9,000円となっているところではありますが、平成25年度末と比較して2,036万円の市債残高を減少させております。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3カ年平均で算出され、元利償還金の減少等により前年度と比べ1.5ポイント減少し9.7%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や、日置市行政改革大綱行動計画に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成26年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額71億2,731万4,000円、歳出総額67億5,722万1,000円で、歳入歳出差引額は3億7,009万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税10億5,640万円、国庫支出金17億4,398万円、療養給付費交付金4億5,910万6,000円、前期高齢者交付金16億2,473万6,000円、共同事業交付金9億2,475万円、繰入金6億3,327万7,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費45億6,090万9,000円、後期高齢者支援金等6億5,890万2,000円、共同事業拠出金8億9,878万2,000円などとなりました。

1人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、市広報紙に加え、国保だよりを発行して、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、嘱託看護師の訪問指導などにより医療費の抑制に努めました。

また、特定健診等の受診率向上に努めるとともに、脳卒中対策や糖尿病教室など、疾病

の予防や重症化防止に重点的に取り組みました。

次に、認定第3号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億9,253万5,000円、歳出総額5億7,427万円、歳入歳出差引額は1,826万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金846万2,000円、使用料及び手数料2億4,861万6,000円、国庫支出金4,760万円、繰入金1億1,312万円、事業債1億5,880万円などとなりました。

歳出の主なものでは、総務費の維持管理費で1億4,483万9,000円、事業費の下水道整備費で工事請負費など1億5,410万4,000円、公債費2億7,532万7,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,752万5,000円、歳出総額3,389万6,000円で、歳入歳出差引額は362万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料1,159万1,000円、繰入金2,329万円、繰越金254万7,000円などとなりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で719万6,000円、公債費2,670万円となりました。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

次に、認定第5号は、平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成26年度の利用状況は、宿泊人員1万3,549人、休憩人員3万2,125人の合わせて4万5,674人の利用となり、前年度比宿泊395人減、休憩6,929人減の合計7,324人の利用者の減となりました。

決算額は、歳入総額2億1,222万5,000円、歳出総額2億1,213万1,000円で、歳入歳出差引額は9万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入1億9,890万6,000円、繰入金1,320万8,000円などとなりました。

歳出では、経営費2億1,213万1,000円となりました。

次に、認定第6号は、平成26年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成26年度の利用状況は宿泊人員2,616人、入浴人員3万9,209人、プール利用人員8,855人、飲食等利用人員4万7,803人の合わせて9万8,483人の利用となり、前年度比宿泊68人減、入浴7,486人増、プール利用人員2,077人減、飲食等利用3,379人増の合計8,720人の利用者増となりました。

決算額は、歳入総額1億3,633万3,000円、歳出総額1億3,228万7,000円で、歳入歳出差引額は404万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入9,320万8,000円、繰入金4,092万1,000円などとなりました。

歳出では、経営費1億1,983万2,000円、施設整備費1,245万5,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額665万4,000円、歳出総額539万5,000円で、歳入歳出差引額は125万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料345万2,000円、繰入金149万3,000円、前年度繰越金170万3,000円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で539万5,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額1,089万1,000円、歳出総額1,009万円で、歳入歳出差引額は80万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、入浴料916万7,000円、繰越金150万5,000円などとなりました。

歳出では、公衆浴場費で一般賃金や光熱水費など1,009万円となりました。

次に、認定第9号は、平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額145万5,000円、歳出総額145万5,000円で、歳入歳出差引額は0円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料41万円、一般会計繰入金104万4,000円などとなりました。

歳出では、飲料水供給施設管理費145万5,000円となりました。

次に、認定第10号は、平成26年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額54億890万6,000円、歳出総額53億1,824万5,000円で、歳

入歳出差引額は9,066万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料8億3,131万4,000円、国庫支出金14億1,518万3,000円、支払基金交付金15億196万円、県支出金7億9,250万5,000円、繰入金7億4,451万4,000円、繰越金6,540万3,000円、市債5,700万円などとなりました。

歳出では、総務費6,876万8,000円、保険給付費51億3,653万6,000円、基金積立金470万7,000円、地域支援事業費4,704万3,000円、諸支出金6,119万1,000円となりました。

次に、認定第11号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億4,156万1,000円、歳出総額6億4,018万2,000円、歳入歳出差引額は137万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料4億200万1,000円、一般会計繰入金2億2,705万2,000円、諸収入1,174万円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金6億1,873万5,000円、保健事業費1,589万7,000円などとなりました。

次に、認定第12号は、平成26年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

収益的収支については、洗濯機等の節水式電化製品の普及や自家水の利用等による使用

水量の減少の影響を受けて、水道料金は1,437万円の減となりました。

全体では、水道事業収益8億2,473万8,000円、水道事業費用7億5,034万5,000円で、7,439万3,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額1億2,179万9,000円、支出額3億9,962万4,000円で差引不足額2億7,782万5,000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額から782万5,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億7,000万円補填しました。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

△日程第40 陳情第7号 川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第40、陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第41 陳情第8号議員定数の削減について

○議長（成田 浩君）

日程第41、陳情第8号議員定数の削減についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第8号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第42 陳情第9号迷惑防止条例（仮称）の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第42、陳情第9号迷惑防止条例（仮称）の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第9号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第43 陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第43、陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第10号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第44 陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第44、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第11号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。
9月17日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後1時10分散会

第 2 号 (9 月 1 7 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問（11番、13番、12番、17番）	
-------	-----------------------	--

本会議（9月17日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

おはようございます。9月定例議会、一般質問1日目、今議会1番目の質問となりました。

さきの台風15号では、鹿児島県内日置市においても、倒木や崖崩れが発生し、それに伴い長時間にわたり停電や電話、共同アンテナが利用できないなど、日置市発足後の最大の風水害が市民生活に大きな影響が出たのではないかと考えます。

また、その後の台風17号は、東日本地域で大きな災害をもたらしました。災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するかわかりません。大丈夫だろう、安全だろうという安全神話はもはやあり得ません。私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、雇用と平和を守る視点で、3点について質問いたします。

まず、1点目でございます。

日置市の障がい者雇用の支援策について質問をいたします。

日置市役所内における市長部局、教育部局の障がい者法定雇用率の状況はどうか。車椅子及び障がいを持たれている方の雇用について、本庁及び支所を含めてバリアフリー化など、施設整備面の問題はないのか伺います。3つ目、障害者優先調達推進法が平成25年

に成立しました。本市の物品購入についての状況と基本的な考え方を伺います。

2点目でございます。

川内原発の避難計画について、3点質問いたします。

8月11日に川内原発が再稼働し、9月10日、1号機が本格的な営業運転を実施しました。これまで私は継続的にこの問題について質疑しました。再稼働後の最初の質問となります。県知事が大規模な避難訓練について、12月下旬に実施すると明らかにしておりますが、前倒しを求めていくべきではないか、市長の見解を伺います。原発避難計画の本市の現状と課題は何か。3つ目、安定ヨウ素材の備蓄の状況と市民の周知の状況はどうか。

3点目の質問いたします。

臨時的任用職員の処遇改善について質問いたします。

全国的にも自治体職員については、正規雇用の職員は年々削減されています。その一方で、臨時的任用職員は年々ふえ続けています。本来なら正規職員がすべき専門性の高い分野まで臨時的任用職員という立場までの雇用形態です。そういう状況の中で格差社会の臨時的任用職員の処遇改善は当然働く者の権利であり、その点について2問質問いたします。

昨年9月議会で指摘された臨時的任用職員の交通費相当分の費用弁償支給については検討されるとのことですが、その後の状況はどうか。

臨時的任用職員については、専門的な知識や資格が求める職種が多い。職員研修の状況及び処遇について、今後、どのように市として考えているのか、伺います。

以上、3点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の障がい者雇用の支援策につ

いて、質問1でございます。

本年6月1日現在の市長部局においての障がい者の実雇用率は2.25%であります。法定雇用率は2.3%で、率については下回っておりますが、達成するために採用しなければならない人数については、達成してるといふふうに考えております。

2番目でございます。

障がいのある方の施設面での課題については、建築年次の関係から本庁舎及び各支所に十分な配慮がなされておらず、課題があると認識しております。雇用に当たり、可能な限り対応してきたところでございますが、今後引き続き施設の課題解決に努めるとともに、障がいの状況と施設の状況を考慮した配置を行い、障がいのある方の働きやすい環境を整備してまいりたいと思っております。

3番目でございます。

日置市では、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の規定に基づき、就労施設等からの物品等の調達推進方針を年度ごとに定め、受注の機会を確保するとともに、物品等に対する需要の増進を図り、施設で就労する障がい者等の自立促進を目指しています。

調達推進方法では、毎年度目標を定め、市の各部署へ周知を図っているところでございますが、主に各種大会や公共施設の物品購入等に利用しております。27年度は150万円の目標額を定めており、各部署への周知を図るとともに、市民からも物品の調達が推進されるよう市の広報等を通じて周知していきたいと考えております。

2番目の原発避難計画について、その1でございます。

万が一の事態を想定して、県や各関係自治体、九州電力が合同で実効性のある防災訓練を行うことが重要であり、県の訓練に合わせて行っていく予定としております。

2番目でございます。

避難計画では、避難路を2方向に計画策定しており、その概要についても、既に周知を図ったところでございます。今後、避難計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。

課題については、県や関係自治体、九州電力との総合防災訓練の実施、交通停滞対策、各避難所の職員配置を含めた避難所運営、高齢者等の避難行動要支援の避難支援、安定ヨウ素材配布、職員の原子力災害の啓発など、防災対策の充実に努める必要があります。

3番目でございます。

安定ヨウ素材につきましても、5万6,000丸の配布を受け、備蓄しております。緊急配布が必要になった場合、備蓄先から避難所等に搬送し、医療機関の指導をいただいた上で配布予定で、機会あるごとに周知を図ってまいります。

3番目の臨時的任用職員の処遇改善について、その1でございます。

現在、県内の5市と県で構成する任意の情報交換会を開催し、臨時・非常勤職員の交通費相当分の費用弁償の支給を含めた任用のあり方について検討を重ねてるところでございます。国や県の助言及び県内自治体の動向及び本市の財政状況を勘案し、結論を出してまいりたいと考えております。

2番目でございます。

臨時・非常勤職員の研修については、原則行っておりません。現在、研修や処遇を含めた臨時・非常勤職員の任用のあり方について検討していますので、その中で今後の方向性を見出していきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

障がい者の雇用の支援策について、雇用率の状況はどうかということですが、教育委員

会では、平成27年6月1日現在において雇用率1.84%となっております。昨年度、法定雇用率を下回っている状況を改善するために、当初予算要求時に関係各課へ積極的な雇用を依頼し、今年度、新たに教育総務課へ障がいのある方を配置したところであります。現在、法定雇用率を下回っているものの、改善されつつありますので、業種が多様である教育委員会業務を生かしながら、引き続き法定雇用率達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2番目ですが、施設整備への課題についてですが、現在、教育総務課で雇用している障がいのある方は、常時車椅子を使用し、業務に従事されているところであります。教育総務課では、この方を雇用するに当たり、これまで開き戸であった事務所の出入り口ドアを引き戸へ改修したところであります。しかしながら、事務所にある2階には、身体障がい者用のトイレがないことから、1階まで毎回エレベーターを使用し、行き来しなければならないという状況があります。今後、障がいのある方の働きやすい環境を整備するため、こうしたトイレ整備も検討しなければならないと考えておりますが、既存施設の改修においては、スペースの確保、配管の位置、経費等を考慮しなければなりませんので、当面は環境が整備されているところへ障がいのある方を配置するなど、工夫しながら雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

○11番（坂口洋之君）

11番。市長、教育長について、3点について答弁をいただいたところでございます。

障がいのある方が企業などで就労していくことは、障がい者の自立・社会参加が促進する上で大変重要であります。能力、特徴に応じた職域の拡大、就業形態の多様化が望まれるところでございます。

日置市役所は日置市内で最大の事業所でご

ざいます。障がいを持つ方はもちろん障がいを持つ家族の方も今の厳しい雇用情勢の中で、最大の事業所である日置市役所においても障がい者雇用を積極的に雇用促進していただきたいという、そういった声は私たち議員にも数多く寄せられているところでございます。

そういう状況で、先般、私はハローワークに参りまして、障がい者雇用の状況について調査をしてまいりました。特に障がいがある方の雇用については、知的障がい、身体障がいを持つ方の雇用については、職場や同じ働く方々の理解が進んでおり、障がい者雇用は年々進んでいるのではないかと考えております。

一方、精神的な病気を持っている、そういった障がいのある方の雇用情勢は依然としてなかなか厳しい、そういった状況がございます。そういった状況の中で、現状の障がい者雇用の現状について、市長はどのように認識をされているのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

障がい者雇用という部分がございますけど、今、議員がご指摘いたしましたとおり、身体、知的、精神、こういう部分に分類されるのかなと思っております。おっしゃいましたとおり、精神、心のものでございますので、大変雇用する側にとっても、ちょっと難しい部分もあろうかというふうに思っておりますけど、基本的に障がい者全体的におきます雇用というのは、今後とも進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○11番（坂口洋之君）

11番。昨年6月1日現在の鹿児島県内の法定雇用率の状況を見ますと、民間事業者で6割弱、自治体、公営企業と言われる公的部分で、約3分の2が法定雇用率を下回っているという、そういった状況でございました。企業、自治体が法定雇用率を下回っている要因について、市長はどのように分析されてい

るのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には施設の改善ですね。やはり、雇用される方々にはトイレを含め、また階段、そういうものが施設的な整備がされていないという部分の中で、雇用の企業の中でもおこなっているというふうに認識しております。

○11番（坂口洋之君）

11番。法定雇用率について、再度質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、日置市は、行政部門においては、法定雇用率は下回っているけれども、新たに雇用しなくてもよいという、そういった答弁がありました。教育委員会については、法定雇用率が1.84という数字が示されたところがございます。そういった中でも、日置市としても積極的な障がいを持つ方々の雇用を今後とも進めたいという観点から、日置市は公的分野を担います指定管理者また建設などの入札にかかわる建設業者など、障がい者雇用があった場合、事業者などに政策入札など、企業を評価する、そういったような仕組みがあるのか、本市の実情をお示しく下さい。

○市長（宮路高光君）

現時点では、この障がい者を雇用しているから、入札等にも入るということは、今の現時点ではやっております。

○11番（坂口洋之君）

11番。今後、こういった形で、障がい者雇用をより促進するためにも、こういった形で評価するような、こういった仕組みを検討すべきじゃないかと申しますけれども、市長の考え方を再度伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、建設協会を含めまして、入札制度の中に消防団員、こういうものについても、ある程度、評価という部分を、評価点数を入れておりますけど、このことについては、いろ

んな関係の皆様方とも十分話をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。本市においては、法定雇用率をやや下回る程度だと思えますけれども、やはり、本市としても、今後、障がい者雇用を促進する上でも、年次的な目標数値を高めて障がい者雇用をより推進すること。そして、先ほど答弁でありましたトイレ改修等の工事も、まだ若干課題がありますけれども、施設整備や、また職場の配置も含めて年次的な目標を設定すべきではないかということをご提案しますが、市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

年次的な目標。これは大事なことであろうかというふうに思っております。ですけど、人数の確保というのはできるかもしれませんが、施設の改善、これは大変いろいろと窮屈な部分も出てくるのかなというふうに思っておりますので、そういうものについては、今後できるところからやっつけていこうという考え方を持っています。

○11番（坂口洋之君）

11番。いろんな各自治体の先進的な取り組みを見ますと、例えば、教育委員会の中では、障がい者雇用そのものが施設整備を含めて難しいかもしれませんが、図書館とか、文化センターなどで障がいがある方の雇用を積極的に取り組むような、そういった事例がありますので、例えば、図書館、文化会館センターなどに障がいのある方々が配置できないのか、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

図書館等に、現在でも、学校の司書の方にお一人いらっしゃいますので、司書等の資格を持ったり、持っていないけれども、そういうものであれば、どんどん活用はできていくので

はないか。あとは、先ほど市長が申しましたように、施設とか、いろんな問題がございますので、それをクリアしていけば可能ではないのかなと思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。2018年から障害者雇用促進法の改正がありまして、現行では、障がい者雇用率については知的障がいのある方、身体障がい者の方々が一応基準になっておりますけれども、この3年後の2018年から、精神障がい者の方々も雇用が義務づけられます。そのことについて、まず、市長はどういった、認識されていたのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

この雇用の問題につきまして、今、形態的に、特にさっきも申し上げましたとおり、精神の方を、こういう方を、程度はあると思っております。現にも、私ども職場内におきまして、そういう最初に入った時点ではそういう精神的ななかったわけでございますけど、何十年かする中におきまして、精神的な疾患にかかる方もたくさんいらっしゃいます。そういうことを含めて、そういう認識を持っておりますので、どの程度の、程度のものだというふうに認識しております。

○11番（坂口洋之君）

11番。各企業もこういった形で、2018年からの障害者雇用推進法の改正によって、精神障がいを持つ方々の雇用が義務づけられますので、こういった準備については早急な形で取り組みながら、今後、可能な限り精神障がいのある方々の雇用についても取り組んでいただければと思っております。

次に、物品購入について、先ほど答弁がありました。本市においては150万円という目標額をもって市民の方にも広報してということでございます。25年にこの物品購入の法律が成立したわけでございますけれども、この目的は、既存の障がい施設の就労意欲を

高めるといふことと、経済的な自立を促すといふ、そういった目的でできた法律だと思いますけれども、このことについての現在の市長の評価はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、障がい者を雇っているところの経営的なもので、少しでも効果があれば、雇用の対策というのも進んでいくという、そちらのほうからのこういう法律ができたというには認識しております。なるべく私どももそういう雇用している方々から、さっきも申し上げましたとおり、特にいろいろ大会がございますので、そういうときには、そういうところを優先しながら調達をしているのが現状でございます。

○11番（坂口洋之君）

11番。法定雇用率については、まだまだ、ちょっと、本市については基準をやや上回るか、下回る程度だと思いますけれども、今後とも日置市の最大の事業者として、積極的な雇用をつくっていただき、また、公的にかかわる指定管理業者や入札業者などが障がいを持つ方々を雇用した場合、評価が反映されるような、そういった仕組みづくりに努めていただきたいと思っております。

次の質問いたします。

川内原発の安全対策について質問をいたします。

これまで私は継続的にこの質問をいたしました。今回も3名の議員が一般質問をされるところでございます。

国民の6割が再稼働に反対をし、十分な避難計画が示されているとは思えません。市民の多くが再稼働するにしましなくても、十分な安全対策を求める声があります。また、川内原発を初め核廃棄物の将来的な処分方法も示されていない中、原発回帰が着々と進んでおります。国のエネルギー基本計画を見て

も、2030年原発依存を20%から22%と示され、脱原発とはほど遠い。これまで議会答弁の中で、市長は将来的な脱原発も発言されておりました。現状について市長はどのように認識をされているのか。これまでどおり脱原発の考えなのか、そこら辺についてお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今も、この脱原発の方向性というのは、私自身自身は変わっておりません。

○11番（坂口洋之君）

11番。今回の川内原発の再稼働に反対する理由に最も多いのは、安全性に疑問があるとの理由が一番多い。国、原子力規制委員会は、規制委員長みずからが安全とは申し上げないと発言をされております。日置市民の不安は払拭されていると市長は考えているのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

まだ、市民の方々がこの不安に対しまして払拭されたということは、まだ認識しておりません。そういう上で、今後とも、特に九州電力のほうには、この安全性につきまして、いろいろと説明責任があるというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

11番。先ほどの県知事のごとし12月下旬に実施が予定されております原発の避難訓練について、再度質問いたします。

これまでも議会の中で原発の避難訓練を求める声はございました。本来ならば、ごとし2月に、国・県、事業者である九州電力、市町村と連携して、30km圏内で避難計画を実施するという、そういった計画がありました。しかし、事業者である九州電力が再稼働に向けての準備のため、なかなか、そのことについて取り組めないという、そういった理由があったということが掲載されております。市長として、これまで、この原発の避難訓練に

ついて早期実施を求めることについて、市長はどういった取り組みをされたのか。早期訓練を求めたのか求めているのか、そこら辺の状況について、市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、今までも申し上げておりましたとおり、私ども市の単独で訓練ができるわけございませんので、県と十分このことは打ち合わせをしていかなきゃならないと。いろいろとそれぞれの九州電力も事情があったというのはようわかりますので、今後とも県と歩調を合わせながらやっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。国・県等と連携するのは、私も十分理解してるんですけども、30km圏内の市長として、市民の安心安全を考えれば、早急な訓練を国、事業所に求めていくべきではなかったかと考えておりますけれども、その点についての考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

具体的に、30km圏内の市町村長とも、そういう具体的な話をまだ今までしておりません。今後の課題として認識しております。

○11番（坂口洋之君）

11番。次に質問いたします。

本市においては、30km圏内に現在2万7,000人の方が生活をしております。また、受け入れ先の本市においても、また30km圏外に2万4,000人が生活をされております。8月の南日本新聞の記者の目で、吹上地区で行われました地元市議と女性の語る会が開催された。川内原発の避難所に吹上の各地区が避難所になっているとか、初めて知ったという記事も掲載されました。30km圏内はまがいにも避難計画もあり、避難するという意識もあります。一方、原発事故があった場合、放射能という見えないものを持つ可能性を持って避難してくることも想定され

ております。30km圏外の市民も避難計画に対する低い現状がこの新聞等で報告されたわけでございます。市長はどのような認識をされたのか。また、この新聞記事について目を通す機会があったのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

この新聞は見させていただきました。今、ご指摘ございましたとおり、30km圏外の方も、内の方も、この避難計画について、まだ、市民の方々が十分認識しているとは思っておりません。

○11番（坂口洋之君）

まだまだ、やはり、市民の方も、この避難場所はどこに避難をしていいのか。また、避難される地域の地区公民館や自治公民館に聞いても、どこの方が避難してくるかわからないという、そういった認識が非常に低い現状がありますので、今後、2人のまた議員が質問されると思いますので、このことについては、十分認識していただきたいと思っております。

先ほど、国・県と連携して12月下旬に避難訓練を実施するといった発言がされましたけれども、日置市としても大規模な訓練は実施しないにしても、特に30km圏内の小さな自治会などでは、積極的な、まず、みんながもし何かあった場合は集まるとか。また、もし事故が発生した場合、どういった知識が必要だとかということで、学習とか、また、小規模な訓練とかは積極的に実施をしてもいいんじゃないかと私は考えておりますけれども、市として、やっぱり、そういった形で働きかけはしていくべきではないかということをご指摘するわけでございますが、市長の考え方をお伺いしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

特に、先般、田之湯自治会のほうが自治会としてやりました。このようにして、小さい中において、それを自治会単位でする場合に

つきましても、私どもは今後とも、どういう支援ができるかわかりませんが、支援をしていきたいという方向でおります。

○11番（坂口洋之君）

11番。大規模な訓練は、あと4カ月後でございます。でも、実際、川内原発は再稼働されているわけでございますので、やはり、実効性のある避難計画をするにしても、まず規模が大きいにしても小さいにしても、まず訓練をすることによって課題が見つかりますので、そういったことから、より実効性のある避難計画につながるのではないかということをお伺いしたいと思っております。

昨年6月に日置市内3カ所で、県、市の原発の避難計画についての住民説明会が実施されました。そのときの答弁を見ますと、まだまだ、この避難計画については課題があり、今後、実効性を高めていくという、そういった答弁が出されたと思っております。あれから1年3カ月が経過いたしました。先般の中の説明会に指摘されたことについて改善点があったのか。そこら辺の状況について日置市の考え方を伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

説明会の中で、この地域で2回ほどやりました。説明会というのか、もう暴言というのか、いろいろと説明らしき説明じゃなかったというふうにも思っておりますし、その中でいろんな課題も出てまいりました。今後、そういう課題を一つずつ解決していく方向で、私どもは詰めていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。昨日でしたか、一昨日でしたか、ことし11月に鹿児島市で2,000人規模の原発に関する説明会を実施するということが報道されたわけでございます。そういう状況の中で、日置市の避難計画の現状について

関心を持たれている市民の方も多いわけですので、例えば、大規模な形はとらなくても、日置市、県と連携をしながら、現状の避難計画について、市内各地域で説明会をするような形をとるべきではないかということをご指摘したいと思いますけれども、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

まず、県のほうが今回説明会を開催するというところで報道されております。今のところ、私も市の中で、独自で、この説明会というのは今のところ考えておりません。

○11番（坂口洋之君）

11番。あわせて、昨年6月のこの説明会、また10月の再稼働に向けた住民説明会については、自治会長の方とか、民生委員の方々も数多くいらっしゃいました。まだ、民生委員の方、自治会長の方々も避難計画のいろんな文書等はいただいているんですけども、まだまだ十分理解できない方も数多くいらっしゃいます。そういう意味で、これまで民生委員、自治会長の方々が集まった形で、原発の避難計画についての学習会。また、ヨウ素材の配布も、あと指摘しておりますけれども、そこら辺の知識を高める、そういった説明会や学習会等は開かれなかったのか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

その中で、先般、相馬市の市長もおいでいただきまして、こういう全体的な防災に対します考え方というのもさしていただきました。私も、この説明会という分もございますけど、また、あらゆる機会の中で、こういう講演会等も通じながら、少しでも市民の方々が、避難計画というだけじゃなく、原子力に対する考え方というのでも十分勉強する機会を設けていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。まず、避難する上でも、自治会長、民生委員の方々がこの避難計画をいかに十分理解するかと。放射能のことについても知識を得たり、また、ヨウ素材についても十分な知識を得なければ、地域に帰っても一般の市民の方に十分説明できないわけです。そういう状況を含めましたら、単に講演会ではなく、やはり、時間をとって、避難計画やヨウ素材の知識を高めるような話をするような、そういういった、しっかりとした時間をとるべきじゃないかということ再度指摘いたしますけれども、市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

今のところ、そういう計画を持っておりません。

○11番（坂口洋之君）

11番。そういう状況でありますので、やはり、多くの市民がまだまだ安全対策について不安があるのではないかということ、私は指摘したいと思います。

後から2人の議員がまた指摘されておりますので、また再度お答え願いたいと思っております。

今後、実効性のある避難計画を高めるには、自治会などとの連携と協力が不可欠ではないかと思っております。そういう意味でも自治会などの財政的な支援。例えば、昨年の東市来の湯田であった避難訓練については、リアカーなどがやはり必要ではなかったかという、そういった声もございます。そういった中で、自治会などで、より実効性を高める避難についての財政的な支援、ソフト面の支援について、日置市として、今後どのように考えていくのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

まだ、具体的に自治会がどういう形の避難訓練をするのか、まだお聞きしておりませんので、そういう内容を聞いてから、何と何が必要ということで考えていかなきゃならない

というふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。安定ヨウ素材について、再度お伺いをいたします。

現在、日置市では、東市来支所に5万6,000丸のヨウ素材が備蓄されていると言われております。そういう状況の中で、こういった形で配布していくかも非常に重要でございます。そういった中で、具体的な配布方法について、現時点で、こういった形で配布をされていくのか。これまでの答弁におきまして、東市来に備蓄をしながら、各地域に持っていくということなんですけども、そこら辺の配布方法について具体化されているのか、現状についてお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

配布につきましては、特に保健師とか、医療的に認識のある方のご指示をいただかなきゃならないというふうに思っておりますので、まだ、今のところ具体的に、誰がどこに配置してどうするという事は、今のところは、まだやっております。

○11番（坂口洋之君）

11番。この配布方法についても、市長の答弁はこれまでの答弁と全く変わっていないんじゃないかなと私は思っております。具体的に、もう少し、この配布方法についても真剣に考えていくべきではないかと思っておりますけれども、その点についての市長の考えを再度お伺いします。

○市長（宮路高光君）

変わってないですけど、いろんなことを、このヨウ素の配布につきましても、現状のとおりやっていきたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。次の質問に移ります。

臨時的任用職員について、再度質問をさせていただきます。

この質問については、昨年9月議会で同僚議員も質問をされておりました。自治体の臨時・非常勤職員は、今や自治体の3人に1人。全国で70万から80万人以上の方が働いているといいます。それらの多くが年収200万円以下であり、公共サービスの提供の上では、正規職員と同様に重要な役割を担う部分もあります。

昨年6月時点で、臨時職適用職員が238名、雇用保険のみ103名、短時間の事務補助職員が109名で、約450名程度でございます。非正規化や官製ワーキングプアが指摘される中で、本市の実情について、市長はどのような認識をされているのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今の現状の中には、正職員は減ってきてるのも事実でございますけど、そのかわり、この臨時・非常勤職員がふえているというのは事実でございます。この中で、その処遇、待遇というのは今後検討していく必要があるかというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。昨年7月4日に公民部長名で、総務省のですね、臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用等について、地方自治体に、人事委員会に通知をしております。本通知は、臨時・非常勤職員及び任期つき短時間勤務職員の任用等についてということで、21年に続きまして、26年に再度通知をされております。その通知について、本市としてどのような認識をされているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

通知をされているのも事実でございます。県と、また各関係の市町村とも、こういうものについては、ある程度足並みをそろえていかなきゃならないというふうに思っておりますので、それぞれ各関係市町村が実施するときにおいては本市でもやりますし、いろいろ

とまた、そういう各関係の市町村と足並みをそろえるための話し合いというのをやっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。先ほどの答弁の中でも、県内の5市と県で構成する任意の情報交換会を開催しているということが答弁ございますけれども、詳しいご説明と内容を伺います。

○市長（宮路高光君）

本年度、県内で、薩摩川内、姶良、霧島、鹿屋と鹿児島県とする任意の情報交換会を3回やっております。こういうことを踏まえて、どういう支給がいいのか、どういう方法するのか、こういう5市と県と合わせた中において、ある程度、結論が出てくるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。例えば、鹿児島市も臨時的任用職員については、交通費の支給もされていると思います。バスの定期分を出勤日数で割るといって、そういった計算方法があると思います。

また、ほかの自治体でも臨時的任用職員などに一時金の、金額は少額なんですけれども、そういった支給がされているということもお聞きしておりますけれども、そこら辺について、市長は認識されているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの各市町村の財政的な状況もありますし、いろんなバランスがあるというふうに思っておりますので、ここあたりは十分、私どもも検討して対処していかなくちゃならないというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

11番。昨年度通達された、この交通費支給については、費用弁償等で支給されているということが通告には掲載されておりますけれども、この交通費支給について、これまでも、昨年の9月議会でも検討されているということでも、あれから1年たっておりますけ

ども、その結論について、いつごろ出ると理解しているのか、伺います。

○総務課長（今村義文君）

先ほど市長のほうからもありましたように、現在、任意の団体等で5市、それと県を含めた任意の情報交換会を開催しております。そういった中で、今後、任用のあり方等も含めた形で、結論を見出していきたいと考えております。

○11番（坂口洋之君）

11番。具体的に、いつの時点で判断すると理解しているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

現在ずっと検討しておりますので、今のところ、いつということは断言できません。

○11番（坂口洋之君）

11番。臨時的任用職員の研修等について、再度質問をしております。

昨年の9月議会の中でも、臨時的任用職員については、研修などは特に実施していないということがございます。日置市においては、包括支援センターに専門的な知識が求められるケアマネージャーも働いております。また、臨床心理士などの非常に高度な専門分野を持たれている、そういった方々も働いております。また、レセプト点検についても、医療事務ということで、専門性を求められるそういった部署の方々も臨時的任用職員で働いているわけがございますけれども、そういった方々は、特に長期的に働いていただいたほうがより本市にとっても大きなプラスになるわけがございますので、今後とも、こういった方々も含めて、研修制度をもう少し充実させていくべきではないかということを経理にご指摘したいわけがございますが、その点について質問をいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、専門的な職員といいますか、臨時の方で、特に、生活保護支援員とか、消費生活

相談員、レセプト点検者、こういうものについては今までも研修しております。総体的に一般的な事務とか、いろんな研修してありませんけど、こういう専門的な方はいろんなあらゆる機会の中において正職員と一緒に勉強もしておりますので、私のほうもそういう研修にもやらせていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

あと、2分です。

○11番（坂口洋之君）

はい。最後の質問をいたします。本市では、近年、職員の定数計画によって、正規職員の数がかなり減ってきました。また、社会情勢の大きな変化によって、本来ならば正規職員で配置すべきところを臨時的任用職員で配置をされているわけでございます。そういった中でも、私もこれまで指摘をしてまいりました。そういう状況を踏まえて、今後、市長自身、臨時的任用職員の方々のよりスキルアップを高めるためには、何が必要だとお感じなのか、そのことを最後に質問いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今後、特に福祉関係につきましては、そういう専門職の需要というのは必要であると。私どもも採用するときには資格とか、そういうものを必要とされますので、今後におきましても、そういう資格を持った方を最優先的に採用していきますし、今、正職員のほうもある程度減らしてまいりましたが、今後においては、これ以上減らすことも大変難しい状況であるというふうに認識しております。

○議長（成田 浩君）

次に、13番、並松安文君の質問を許可します。

〔13番並松安文君登壇〕

○13番（並松安文君） 皆さん、こんにちは。9月に入り朝夕大分過ごしやすくなり、

学校では今月から2学期が始まり、土曜授業も始まりました。毎日元気な声が聞こえているようであります。

また、ことしの梅雨は例年になく雨の日が多く、平年の2倍以上の降雨量で、各地区では道路や田畑に災害が発生し、また、片づけが終わらないうちに8月末の台風15号は近年にない強い風と雨で、農作物、家屋、道路の決壊など、さらに被害が大きくなったところもあったのではないかと思います。

また、外に目を向けますと、関東地方や東北地方では、台風17号、18号の影響で大雨が降り、大変大きな被害が発生しました。

また、桜島、口永良部、阿蘇山の噴火や原発災害時の避難経路など、道路などの状況が与える影響は大きいものがあります。私たちは日ごろから何気なく活用してる道路であります。その大切さや役割の影響は大きいものがあります。災害時には避難路として人命を守り、日ごろは文化や経済、日常生活を支える重要な役割を持っていることから、私はさきに通告してありました事項を質問します。

6月議会の一般質問で同僚議員が質問され、市長並びに担当課長の答弁がありました市道の維持管理についてであります。

本市も合併して10年を経過し、地域と地域を結ぶ幹線道路は大分整備は進んでいるように思います。しかし、その中で維持修繕などは路線数も多く、地区からの要望になかなかこたえられないのではないのでしょうか。各地区では、平成21年度から始まった地区振興計画事業で計画を立て、優先順位をつけ、地域づくり推進事業費のハード事業で実施してきたところでありますが、今年度からは事業費の2分の1をソフト事業に回されています。地域の中心部と違い、周辺部の事業のおくれが懸念されます。どのように対処されるのか、伺います。

そのほか3点について質問いたします。

まず、1問目は、道路の境に雑木などが茂り、交通などの妨げにもなっている。その対応はどのようにされているのか、伺います。

山主が地元に住んでおられなかったり、高齢のために手入れがされていない山をよく見かけます。雑木の枝や竹などが茂り、道路に覆いかぶさり、車の離合などに支障があるところが見受けられます。この対応をどのようにされているか、伺います。

2問目の質問は、のり面や通学路の危険箇所の把握はされているのか、お聞きます。

中山間地域に多くの地域が属する本市においては、崩壊などの危険性をはらむのり面に対する道路も多く、また、本県独特のシラス台地は水を含めば崩れやすく、しばしば崩壊の要因にもなっています。子どもたちの登下校に影響があるところがないか。あれば、どのような状況か、伺います。

昨年でしたが、県道ののり面の崩壊があり、しばらく通行止めや工事のために片側通行が長く続き、現場の近くの店では客足が減り、大変困ったと聞いております。のり面の崩壊など、シラス台地の本市ではどのような現状であるか。また、崩れた箇所などが危険箇所の把握されてるのでしょうか。危険箇所は何カ所ぐらいあるか、お伺いします。

3問目の質問は、市道の維持管理に必要な作業班の仕事についてであります。

道路などの維持管理に欠かせないのが道路維持作業班の仕事ではないかと思えます。仕事内容と各地の作業員数をお伺いして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市道の維持管理について、その1でございます。

市道に幹がはみ出し、交通の支障となっている樹木の伐採に当たって、その所有者に危険性などについて、よく理解していただくこ

とが重要なことであることから、誠意をもって説明するよう努めているところでございます。また、所有者不在など、対応が困難な場合は通行の安全確保の観点から、作業班など活用して、市が対応を行うこととしております。今後も自治会長など、地元の協力をいただきながら解決を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。

市道ののり面につきましては、国が定める点検箇所の抽出基準に従いまして、高さ15m以上ののり面111カ所の総点検を平成8年度に実施しております。その中で監視が必要とされる72カ所について、防災カルテを作成して継続的な点検を実施しているところでございます。今後も危険箇所の把握や点検等を実施し、第三者被害の防止に努めてまいります。

3番目でございます。

市道の道路維持作業班の業務内容につきましては、路面補修、路側伐採、路面清掃、側溝清掃、簡易な側溝整備補修等を年間を通じて行い、市道の維持管理に努めております。

また、自治会や市民の方からいただいた補修等の要望依頼や豪雨、台風災害時等の緊急な作業について、作業班で対応可能な範囲で補修及び作業を行い、市道の維持管理に努めております。現在、作業班でございますけど、27年度におきまして、本庁が7名、東市来が7名、日吉が5名、吹上が6名、計25名が従事しております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（並松安文君）

13番。先ほど市長に答弁をいただきましたが、この答弁以外に、私の質問事項が、この事項に載っていないやつがありますが、関連するということで、市長、課長、わかる範囲内で答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、6月議会の市長の答弁で、道整備事業は27年から31年度までの5年間で126路線、78.5km、事業費で約46億円を計画していると答弁されましたが、この市の管理する道路の路線数がわかっていたらお知らせを願いたいと思います。

○建設課長（桃北清次君）

市道の路線数でございます。全体で、1,283路線です。伊集院地区が548路線、東市来が274路線、日吉が143路線、吹上が318路線となっております。

○13番（並松安文君）

13番。先ほど、維持管理がなかなか地元の要望等で前に進まないんじゃないかと私は質問しましたが、この1,283、市道だけでもあるということは、これはもう要望があってもなかなか進まないんじゃないかなと思います。この要望を市長はどのように考え、たくさん要望があると思いますが、どのように対処していくか、お答え願います。

○市長（宮路高光君）

1,283路線ありますけど、その路線によっては、大変幅員の狭い路線もありますし、また路線でもいろんな形態が違います。その中で基本的に自治会長さんを通じまして、いろんな要望が来てるのも事実でございます。この路線が全部来る中においては、恐らく何十億円という1年間の維持補修にかかるというふうには思っております。その中で、いつも私申し上げましたとおり、優先度をつけながら維持管理をさせてもらっております。特に、この維持管理を含めまして、特に国の補

助事業というものを最優先しながら、それぞれの改修とまた側溝の施設、そういうものをやっております。さっき言いましたように、今回27年から道整備事業というのを新しく導入させていただきましたけど、この道整備も28年度それだけ来るのか、大変ちょっと不安に思っております。また申し上げますと、道整備は内閣府の予算の中でやっているわけございまして、これが今回の地方創生の部分に変換してしまう。そういう可能性も大であります。今後、私どもは、この道整備がどれだけ来年以降に来るのか。ここあたりも十分注視しながら、全体的な整備に入っていかなきゃならないというふうに思っております。

○13番（並松安文君）

13番。冒頭で申したように、21年度から始まりました地区振興計画の中で、私たちの地域も、実は460万円前後の交付金がありました。その中で、今回から半分の2分の1をソフト事業に使うというようなことで、230万円程度のハード事業ということですが、以前は400万円前後あった事業を2本ないし3本ぐらいつつ優先順位をつけましてやってきました。今回から230万円前後ということで、1本程度しかできないという、このおくれが先ほども言いましたように、中央部はいいですが、周辺部はまだなかなかハード事業が必要じゃないかと思っております。道整備事業等で事業を行います、それ以外の事業等を考えていけないと思っております。市長はどのように考えているか、伺います。

○市長（宮路高光君）

今回、地区振興計画で、ソフト、ハード半ずつささせていただきます。実際言いましたように、中心部におきましては、そういうハード的なものはないという、ないというわけじゃないけど、ところもございまして、地方に行きや行くほど、そういうハードが残

ってるというのは十分認識しております、今回単独事業の中で、各支所ごとにも、ある程度の若干の上乗せもさせていただきました。

今後、この地区振興計画3年する中で、また、このことについては考えなきゃならないというふうに考えております。共生・協働という中におきまして、それぞれのこの6年間を振り返りますと、地区振興計画の中におきまして、特に側溝とか、いろんな簡易的なものについては、ある程度、させていただきましたけど、まだ地域においては、大変延長の長いところもいっぱいございまして、1,283路線と言いましたけど、これを校區別に分けますと、やはり、それぞれが均等でない部分もいっぱいあるというふうには思っておりますので、ここあたりも十分精査しながら、次の計画にしていかなきゃならないというふうに思っております。

○13番（並松安文君）

13番。ちょっと地域のことについてお伺いします。

地域によっては、合併前は農道等で、合併前に町道に編入して、合併してから市道に格上げされたという地域の道路もあるんじゃないかなと思います。農道時代は簡易舗装ですか、安易な舗装等でやっていますが、今、事情によりまして通行量がふえたり、大分道路が傷んでるところで、自治会長さんや住民の方から要望等があるところがあるんじゃないかなと思います。そのような道路等の対応をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ、さっきも申し上げましたとおり、自治会長さんのほうには、それぞれ申請、申請主義というの、おかしいかもしれませんが、申請をいただいているのも事実でございます。できるものについては早くやる部分もありますし、もう少し待つていただくところもございまして。今、私ども取り組みとしては、

すぐ現場に行って、自治会長さんと十分現場で打ち合わせをするような指示をしておりますので、ちょっとおくれるところについては、また、それなりに自治会長さんもお含みをいただければいいのかなと思っておりますので、今、市道管理につきましては、現場にすぐ行くと。現場見て判断をし、指示をするよう担当のほうには指示しておりますので、そういうことを今後とも進めていっていただきたいというふうに思っています。

○13番（並松安文君）

13番。次に、この道路の境なんかにある雑木の伐採の件ですが、私たちの自治会でも、毎年、市道や河川の愛護作業、そして、また、農道や生活道路の奉仕作業を行っているんですが、車の通行などに本当支障のある雑木や枝、竹などの伐採作業もしています。しかし、どの地域でも高齢化が進みまして、なかなか仕事ははかどらないといえますか、進みません。そこで、私たち愛護作業の前に、多面的機能交付金事業ですか、そのようなものを利用しまして、地域の水土里サークルですか、そこで事前にそのような事業もやっておりますが、私たちの実は自治会では規約を設けておまして、境からはみ出た枝、竹、もちろん竹ですね、枝等は伐採しても文句は言わないといえますか、伐採してもいいですよという規約をつくっております。実は、先日の15号の台風で、ここにいらっしゃる市長のおうちの山がありまして、その竹やら木がちょっと道路に覆いかぶさっておったもんですから、黙って、水土里サークルで伐採をしました。このような、私たちのこの規約みたいなある地域、このような地域がどっかあるのか。もし、あったら、お知らせしていただきたいと思います。ないですか。

○市長（宮路高光君）

そういう罰則等をしているというところは、実際ちょっと把握はしておりません。さっき

もございましたとおり、道路にはみ出してる、下の雑木といいますか、雑草ですか、それは清掃できるんですけど、大変樹木、今回も車が通れない。通るとちゅうか、中央線を通っていかなきゃならないというところも、たくさん、多々あるようでございます。さっきもお話申し上げましたとおり、本当は地権者がすべきことでございますけど、私ども市におきまして、もう、どうしても、そういう中心部、通るような車がある道路については、また市のほうで委託をしながらでも、そういう木を伐採していかなきゃならないというふうに考えております。

○13番（並松安文君）

13番。大雨、梅雨時期、そして、また今回の台風15号、市の職員の方、本当、昼夜問わず、夜も寝ずに頑張ってくださいました。そして、また台風15号の後、すぐ対応していただきまして、業者をお願いしまして、枝等が道路に散乱しておりました。車も通れない状況でしたが、業者さんを要請しまして、業者さんが重機で撤去していただきました。しかし、先ほど言いましたように、市道内に覆いかぶさっている木等はまだ伐採されていないと。今回、本当、台風15号が接近しましたので、覆いかぶさっているのは、どこの地域も、どの道路もあると思います。これから市の対応をどのように考えているか。今から膨大な数、膨大な距離だと思いますが、どのように対応されるか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

今回の台風等によりまして、大変いろいろと市民の皆様方には迷惑かけたというふうに認識しております。そういう状況の中、先般、全協でお話いたしましたとおり、今回の最終本会議の中に、約1億7,000万円程度、また補正をさせていただきます。恐らくこれでは、今ご指摘ございました部分を十分対処できるはずじゃないというふうに認識してお

ります。そういうものを、とりあえず、ある予算を使ってやっていきますけど、また、ひょっとしたら補正等を組まなければならない部分が出てくるというふうに思っておりますので、なるべく、そういう対応は市の予算を計上しながらやっていかなきゃならない。これも基本的に普通の災害であれば、国からいろんな補助金があるわけでございますけど、これ単独なんで、単独しかできないという部分でございますので、そこあたりは十分、議員の皆様方、また市民の皆様方もご理解していただきながら、予算計上もさせていただきたいというふうに思っております。

○13番（並松安文君）

じゃあ、次に、道路ののり面、また通学路等の危険箇所についてお聞きします。

先ほど市長は平成8年度に119カ所の点検をされたと回答がありましたが、先ほども言いましたように、県道ののり面。昨年ですか、崩壊しました。そして、通行どめ、片側通行と、長く続きましたが、実は伊集院中学校のグラウンドの反対側ののり面ですね。あそこはモルタル吹きつけをしておりますが、もう大分雑木が大きくなり、そして、また、モルタルがひび割れて、のり面の腹が出てるといいますか、膨らんでると。あのような地域も危険箇所になってるのか、お伺いします。

○建設課長（桃北清次君）

伊集院中学校のグラウンドの反対側ののり面のことですけれども、これも箇所に入っているところでございます。これにつきましては、本年度、防災安全交付金事業の中で委託事業を計画しております。28年度に、工事の要望もしていきたいというふうに考えている路線でございます。

以上でございます。

○13番（並松安文君）

28年度には工事をするという回答をいただきました。

それ以外に、72カ所の危険箇所。防災カルテを作成したとなっておりますが、この72カ所の中で、多分優先順位をつけられて工事をされると思いますが、そのような計画は立てておられるのか、お聞きします。

○建設課長（桃北清次君）

72カ所についても、最近では、平成24年度に調査をしております。今後もこういった調査を進めて、その中で危険な箇所については、国のほうに、防災安全対策交付金事業を申請して、工事を進めていきたいというふうに考えております。

○13番（並松安文君）

13番。ちょっと質問が前後しましたが、市道なんかのり面がありますよね。のり面の下のほうは自治会等の奉仕作業等で草払いなんかをしますが、その、のり面が1段、2段あったときに、2m以上、2mぐらいはモルタル吹きつけやのり枠等みたいで対処していますが、その上の草払い等は作業班が実施していると思いますが、なかなかこれが進まないと思うんですよね。自治会の人たちも、先ほど言いましたように、高齢者がふえて、なかなかそのような奉仕作業はできないというところが地域から要望も出ております。そののり面の草払いの撤去処理をお願いしますということでやってるんですが、そのような対処はどのようにされてるんですか。

○建設課長（桃北清次君）

のり面の吹きつけについては、国庫補助事業で行う場合につきましては、2mまでが維持管理の範囲ということで、モルタル吹きつけが認められているところがございます。それから上のほうにつきましては、種子吹きつけになるようでございます。そこにつきましては、種子の場合は牧草みたいな草でございます。長年たっていきますと、雑木等が生えてきて支障があるということになってくると思います。そういった箇所については、業者

を依頼して、場所に応じては伐採を進めて、安全なのり面を保持していきたいというふうに考えております。

○13番（並松安文君）

13番。こののり面の危険箇所ですね。先ほど言いましたように雑木等が大きくなりまして、また、風や雨等で木の根を揺らしたりして崩れるおそれがあると。今、例えば、私たちの地域ですが、市道の飯牟礼小学校線のトンネルのところです。実は、ことしですか、昨年ですか、太陽光の日当たりをよくするために、木を伐採しました。そして、また、そこが木がなくなったもんですから、逆に私たちもよかったのかなと思っていましたが、雨が降り、ちょこっと崩壊、崩落ですね、土砂の崩落がありました。あそこは毎年梅雨時期になりますと、通行どめになります。私も改良工事などをお願いしてるんですが、なかなか、あそこは約100年ぐらい前につくられたトンネルがあると。あれが飯牟礼の玄関ということで、あれを残さないといけないというような、こういう崩落事故等があちこちであるんじゃないかなと思いますが、ああいうところなんか、のり面吹きつけなり、また工事をして対処していければ、いくように検討していただければいいと思っております。

次に、これはまた東市来地域になります。国道3号線からJAの東市来支所ですか。市道湯之元長里線。ここが道幅が狭くて、また1カ所崖がそそりたつといいですか、両面から崖が来て、もう薄暗いところです。そして、また、そこを過ぎますと、大分幅員が狭いということで、あそこは中学校、小学校の通学路になっております。そこは住民の方々もたくさん利用されております。また、そのような重要な市道ということで、住民の方、そして、また、団体の方々がそういう要望等を出てないものか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございました長里湯之元線でございますけど、延長が約1,700mございます。特に崖部分が約170mと。このことについては、26年12月24日、危険箇所の除去ということで、自治会長さん、またPTA、また関係の皆様方から要望はいただいております。現状を見ますと、本当に莫大な事業費がかかるのも事実でございます。どうかしなきゃならないというのは、旧町からの課題であったのかなというふうに思っておりますところでもございます。私どものほうも、危険箇所という位置づけは十分しておりますので、今後、担当課を含めた中でいい事業がございましたら、とりあえず、この170mの区間でも除去ができるよう、地権者の同意もいただいておりますけど、また、箇所的にも大変事業費がかかる場所でございますので、ちょっと時間をいただいて十分検討させていただきたいと思っております。

○13番（並松安文君）

13番。あの道路は、通学路とは別にまた団地もあります。そして、また、交流館、そして、また、市役所の支所等の利用する方が多いと思っておりますので、ひとつ検討をしていただきたいと思います。

次に、これはまた私たちの地域のことで、今、市道飯牟礼小学校線で歩道設置の改良工事をされております。これが以前したところが、今現在は歩道の改良工事ですが、以前工事をしたところが歩道は設置してありません。実は地域によっては、大分今子どもさんが、どこも減ってるんですが、ふえてるところがありまして、その通学路ということで横断歩道設置の要望が出ておりますが、今、市としましても、財源とか、いろいろありまして、歩道の用地を買収して、また歩道を設置するというのは大変難しいんじゃないかと思っております。市としての、市長としてのどのような方式でやればいいのか、するしないは別

にして、どのような方式でやればいいのか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございます場所については、ちょうど古城自治会というところであろうかというふうに思っております。その区間の中におきましても、一旦改良終わった場所でございます、歩道がないというのもございまして、自治会長からも、このことについては要望をいただいております。いろいろ事業費的にもかかる場所でございますので、歩道の中でポールを立てるのか、また、新しく若干歩道のところに車線でも引いて表示をしていくのか、いろいろと検討することは必要であろうかというふうに思っておりますので、なるべく早く子どもたちが大変通学路としておりますので、ああいう場所でございますので、一番簡単なのは道路に色つきの、30kmゾーンがあった場合はそういうことをしておりますので、こういうものだったら、そんなに事業費がかからない中でございますので、来年の中で、そういう工夫をしながら子どもたちが安全、また、運転手の皆様方も目印になるという部分がございまして、ここあたりも今後させていただきたいというふうに思っております。

○13番（並松安文君）

今、回答いただきましたが、私は、外側線上にポールを立てていったらどうかなと思っておりましたところ、実は鹿児島市でも、そのようなポールを立てたりしている工事を見かけます。しかし、車やら自転車等の通行に危ないということで、先ほど言いましたように、外側線から外側に車線等の歩道だという目印をしたらいいかということで聞いております。市長がそのような事業を考えていることですので、この質問は終わりたいと思っております。

次に、作業維持班の作業員ですね。作業員

の仕事の内容は軽度のトラフの側溝の入れかえやら、土砂の側溝等の中の持ち出しですね、そのようなことがあります。私も見ていますと、道路等にたまった土砂、そしてまた側溝等の土砂等を人力でやっけて、大変重労働じゃないかなと思います。今、先ほど市長の答弁で、人員数が7名、全員で25名ですか、各地域で7名前後の人員がいらっしゃいますが、これは緊急雇用対策事業で、以前は3名程度ずつおったんじゃないかなと思います。それが排除されて、またもとの人員に戻ったと。このような地域で、また、距離が先ほど言いましたように大変多い路線です。これを管理するのは、この人数だけでするんじゃないかと、業者も多分すると思いますが、今いるこの人数の作業員で、私は十分ではないと思っています。市長はどのように考えているか、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

27年度現況につきましては、さっき答弁したとおりでございますけど、特に緊急雇用道路維持作業員の事業がございましたので、24年度におきましては6名、25年度が12名、26年度が9名という、これ以外に、このように雇用ができたわけございまして、いろいろと清掃とか、維持管理に尽くしたと思っております。この中で、さっき申し上げましたとおり、こういう事業がなくなりましたので、現在はもとに戻ったという部分でございます。その中で、今、ご指摘ございましたとおり、これが十分ないというのも十分認識しておりますので、また年間の計画もございまして、また担当課の中で、いろいろとそういう人的なものについて検討していく必要があるというのは思っております。

○13番（並松安文君）

これはもう財源やいろいろな予算がありますので、限られてくると思いますが、作業員のわかっていたら、月の労働日数ですか、

どのくらいあるものか、お伺いします。

○建設課長（桃北清次君）

勤務形態については、月に二十日以内というふうに定めております。

○13番（並松安文君）

13番。月に二十日以内ということですが、今、先ほど言いましたように、人力で作業をしているということ、なかなか作業は進まないんじゃないかなと思います。土砂の撤去などを私はいつも見ますと、先ほど言いましたように、人力で一所懸命車に積み込んだりされているということを見ました。その仕事をできたら重機ですか、そんな大がかりな重機じゃなくて、小さいのでも使いながら作業をできれば、まだ早く進むんじゃないかなと思いますが、そのようなことをお伺いしたいと思います。

○建設課長（桃北清次君）

場所につきましては、その土砂の量、そういったもので、もう業者をお願いする分もございまして。重機を使ってやれないこともないと思います。しかし、安全性の問題、それから重機に対する講習とか、そういったものもございまして、そこら辺を勘案いたしますと、業者のほうをお願いしたほうが格安であるというふうな今の段階では考えているところでございます。

○13番（並松安文君）

たびたび申しわけありません。また質問が前後します。先ほど、のり面や、また、境等に覆いかぶさっている雑木の伐採について、行政側も地主さんに、この道路のはみ出した雑木などの伐採等を毎年何かの機会をもって、地主さんに伐採をするよう要請というようなことはできないものか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に現場を見まして、自治会長さんとも十分相談しながら、そういう箇所がございまして

たら、担当のほうで、地主のほうにも了解をお願いしなきゃならないというふうに思っております。

○13番（並松安文君）

13番。大変失礼しました。順番があっち行ったり、こっち行ったりして、申しわけないです。最後になります、先ほど言いましたように、作業員の仕事も大変だと思います。ぜひ、そういう、作業員の中でも資格を持った方がいらっしゃれば、軽度の小さい重機といえますか、そういう積み込み等の適量の機械で作業できるように検討していただきたいと思っております。

私の質問をこれで終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

私はさきに通告いたしました2件について質問いたします。

まず、1問目は、広葉樹のナラやシイなどの立ち枯れによる影響や対策についてを伺います。

これは、カシノナガキクイムシが伝播するラファエリア菌が原因と言われておりますが、ここ数年、ナラの木やシイの木などの立ち枯れが目立ち始め、特にことしはその被害が拡大しています。このような立ち枯れ被害はこれまでもありましたが、ここ数年全国的に問題になっており、この夏は特に深刻化しているということです。本市においても、あちこちで広葉樹林の被害を目にしますが、現状はどのようなものか、伺います。

また、本市には、市が管理する公園がたくさんありますが、公園の状況と管理はどうなっているのか、伺います。

また、近年、農作物への鳥獣被害が深刻化している中、このような主にドングリ類の木

が被害に遭うことで、山の食糧不足による鳥獣被害が拡大するといった懸念と対策について伺います。

次に、2問目は、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

このことについては、3月議会で一般質問いたしました。そのときはちょうど第2次日置市総合計画策定中であり、第1次計画の検証と新たな課題などを取り上げて、総合計画と整合性を図るべき、総合戦略についての考え方を伺いました。今回は、第2次日置市総合計画基本構想が議会に上程されており、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間報告もなされたところですので、改めて、このことについて伺います。

また、この総合戦略は、人口減少化に歯止めをかけるため、地域への若い世代の定住化や、就労、出産、子育て支援策など図ろうとするものですが、若い世代にとって関心の高い教育問題についての施策が弱いと感じます。教育委員会との連携とその考え方についてを伺います。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のナラ、シイ等の立ち枯れの対策についてということでございます。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によって、ナラ類、シイ、カシ類に起こる伝染病ですが、県内では、平成22年度に県内各地で著しい被害が発生しました。ここ数年沈静化しておりましたが、本年度、被害発生が見受けられ、本市で8月末に調査をしたところでございます。被害の実損面積は、東市来地域が1.5ha、伊集院地域が1.6ha、日吉地域が1.1ha、吹上地域が1.5ha、合計5.7haと推定されております。被害本数はおおよそ1,890本程度になっております。

2番目でございます。

都市公園の自然木について調査しましたところ、城山公園において1本の立ち枯れを確認しております。この立ち木については、防護柵の外側にあり、状況を観察していくよう考えております。

3番目でございます。

県によりますと、これまでの被害地では、被害発生から3年程度で終息していることや夏の時点で一見枯れていても、その後、繁茂するなど、回復する個体が大半であること、それに枯死しても下層に後の樹木が生育していることなどから、森林の機能に対する影響は少ないものとみられ、鳥獣への影響はさほどこのことでないと思われまます。したがって、今のところ、特に対策は考えておりません。

2番目の日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺うということで、その1でございます。

中間案については、市民等から公募した施策やアンケート調査結果、本市の特徴等を踏まえ、仕事の創出、定住促進、出産・妊娠・子育て支援や地域の事情に沿った政策の4つの基本目標及び政策について、総合戦略検討委員会において、検討していただいたところでございます。

課題といたしまして、総合戦略に掲げる基本目標の達成に向け、それぞれの政策について、真に効果の高いものとしていくため、地方創生に対する市民の理解を深め、民間事業者との連携により、地域力を発揮することができるよう、仕組みを構築していくことであると考えております。

基本的な方向の考え方については、国の総合戦略や本市の人口ビジョン及び総合戦略を踏まえ、より効果の高い事業を推進していくため、また、基本目標の達成に向けた施策の基本的な方向として、位置づけているところでございます。

2番目でございます。

若い世代の定住化対策につきましては、これまで具体的に教育委員会との連携を図っておりませんが、定住促進対策事業で、過疎地域への定住促進を図り、子育て世代に手厚く支援していく狙いがあります。地方のよい環境で子育てしたいという移住希望者や小規模校の児童生徒数を増加させ、地域活性化を図っていくために教育委員会とも情報を共有しながら、積極的に連携したいと考えております。

子育て支援策につきましては、安心して子育てができるよう福祉課、健康保険課、教育委員会を設置しております、子ども支援センターにおいて、発達相談の充実やサポート会議の開催、就学相談など、教育委員会と連携して、さまざまな支援を行っているところでございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

市長部局等との連携についてでございますが、定住化対策などによって、子育て世代が地域に住むことは児童生徒数が増加するだけでなく、学校地域行事等の運営に携わることで地域の活性化が期待できる場所です。教育委員会としては、特色ある教育活動の充実に引き続き努めるとともに、日置市の特色ある教育を市内外に積極的に情報発信を行うなどの対策を講じ、定住化対策と連携した取り組みを行うよう考えているところでございます。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

12番。それでは、残りの時間を1問ずつ伺ってきたいと思います。

先ほどございました立ち枯れの件です。鹿児島県では、このあたりでも、20年ぐらいですか、あったということでしたが、隣の宮崎県はここ30年来の最大の被害だということ

とで、生態系が変わるのではないかと、大変ネットなんか引いてみましても危機感を強めているという状況があります。県内においても、この日置のあたりが被害が大きいのかなって、今回思っているんですが、私は、二、三年前から、山登りをする友人を通して、霧島のナラの木がおかしいよという話聞いてたんですね。それが宮崎のあたりから霧島、そして、今回、このあたりということで、私、実家もありますから、指宿方面も行ってみますが、指宿、喜入のあたりはほとんど見受けられないというのがあります。このような状況に、これまでと違って、今回、この数年間の流れが変じゃないかという意見があったりするんですが、市民の皆さんから、そういった問い合わせみたいなものはないんでしょうか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

このシイの木の枯れにつきましての被害の状況等もありまして、問い合わせ等は二、三ございました。それについては、先ほど市長のほうの答弁のあったとおり、そういう回答をしております。

○12番（花木千鶴さん）

12番。先ほど市内の被害の状況の報告がありました。山を市がどうしようよかって、すぐにはいかないことだと思いますが、南九州の西回り自動車道の両側はもうずっと枯れてる感じがありまして、大変な状況だなと。これは、昔は広葉樹林というのはまきをつくったりとか、炭をつくったりとかっていうことでは割と回転してたんですけども、近年の場合には、酸性雨とか、土壌の変化があり、それで、被害がかつてのものと違って山の管理が行き届かないこともあわせて、被害が大きくなっているのではないかという説もネットなんか引いてみると、専門家の意見がありました。

山の現状はそのような状況なんですけれど

も、市が管理する公園の状況といったら城山の1本が確認されたということですけども、これから後も、どんなふうになっていくのか。それほど深刻な状況になっていかなければいいとは思いますが、この立ち枯れがあった場合の処分はどのようにお考えなんですか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

雑木ということで、一本一本処理をするというのは、なかなか難しいと思いますけれども、県とかの指導につきましては、比較的大きな木が被害を受けるということで、そういうものにつきましては、築材として伐採利用するという方向で指導していくということでございます。

○12番（花木千鶴さん）

12番。城山公園の場合は、今1本ということでしたが、ちょうど山そのものの太田側のほうというんですか、あちらのほうでは、市の公園の管轄に入るのかどうかわかりませんが、被害は起きているなという感じはします。

それから、飯牟礼橋から町のほう見たときの山も、どんどん随分秋のような光景になっているというのがありますので、伝染していくことを考えると、早目のうちに、やっぱり、市が管理する範囲にあるものについては処分をされたいと申し上げておきたいと思います。

それから、鳥獣被害の件ですけども、ドングリ類の問題で先ほど答弁がありました。実は、私は先日、この通告をした後、同僚議員から話を聞いたんですが、養母のあたりが猿が群れになってやって来ると。近ごろですね。住民の人たちが、1匹、2匹で来たときも大変なんだけれども、群れで来ると、もう、どうしようもないと、怖いんだという話です。その辺のところは、ご存じだったらご報告いただけませんか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

課のほうでは、ちょっと、そういう情報を確認しておりません。

○12番（花木千鶴さん）

12番。これまで、イノシシですとか、鹿ですとか、そういうところございました。猿は雑食ですので、猿の被害というのは、野菜、水稲、芋、豆、果樹とありとあらゆるものを食べていくわけですね。そして、集団で来るならば、もうごっそりやられるということで、猿の農作物被害というのは大変大きいと言われています。

どんな被害が発生するのか、今の時点ではわからないということですが、私は、住民の方々にも注意を促すという意味での周知ですとか、予測して、今は余りいないということですが、もし、被害が拡大した場合には、猟友会の人数も減っているというようなこともありますので、深刻な事態にはならないように、現時点では対策は特別考えていないということでしたけれども、そこら辺のところはアンテナを高くして、早目の対処をするとかされたいと申し上げておきたいと思います。

この質問は、もう、これで終わりたいと思いますが、次は総合戦略のことに入りたいと思います。

基本目標の1、仕事の創出というところで、新しい考え方として上げられております、6次産業に付加価値をつけるという7次産業化の推進がございました。このことでは、日置独自のブランド認証制度の確立を図ることですとか、訪日、外国人旅行者向けのハラール対応商品の開発などを考えているんだという説明がありました。

そこで伺いますけれども、私は3月議会で、既存のさまざまな農作物等の6次産業化を推進するために加工施設を設置すべきではないかと。新設が無理であるならば、現在の生活改善グループなんかが使っているそれらの施

設を、事業所ですとか、一般の人たちが6次産業化の加工のために使えるようにはできないかと質問をいたしました。しかし、余り前向きな答弁はいただけなかったと思います。検討するというようなレベルだったのでしょうか。しかし、この7次産業化。6次産業に付加価値をつける7次産業に力を入れるというのであれば、まずは6次産業化の取り組みが大変重要だと思うわけです。この6次産業化の推進ということについて、まず、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今回の中間の中におきましても、7次産業ということも言っておりますけど、ご指摘ございますとおりに、基本的には、この6次産業化を推進していくのが大事であるというふうに思っております。特に、今もそれぞれの加工センターですね、加工センターのほうでやっております。今ご指摘、一般の方という部分ありますけど、この加工センターにつきましては、特にある程度の農業といいますか、そういう制約があつて、補助事業等で入れたものについては、若干一般の方がどんどん入っていくということはちょっと難しい部分もございます。その中で、今、ご指摘ございましたとおりに、本市で加工施設をつくる考え方はないかということもございますけど、今現在、大隅のほうに県のほうがつくっております。また、農業大学のほうにもございます。いろいろそれぞれの特色を出しながらやっていかなきゃならないというふうに思っておりますけども、今の現時点で、まだ私どもも、今からちょっと大隅の加工センターも勉強しながら、これが市でつくれるものなのか、また県にお願いするものなのか、また判断をしていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、ご指摘ございましたとおりに、7次産業する前に6次産業化といいますか、加工施設を含めた活用、これを重点的に進め

ていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（花木千鶴さん）

12番。今、市長のほうからお話ございました。7次産業を成功させるためには、やはり、6次産業が重要だという認識ではおられるんだけど、なかなか6次産業をいかに進めていくかというところで、手がまだ打てていないという、そういう感じでしょうか。私、このことは随分前から伺っておりまして、3月議会のときにも同じことを質問をいたしました。そのときが、やっぱり、大隅の県のセンターのことを研究してみたいとか、農大もあるではないとか、加工施設はなかなか補助金適正化法の中で、用途の部分で難しいと。そういうのはあったんですね。つまり、半年かかっても手が打てていないわけです、この問題。農大も研究機関ですので、個人と一緒に連携しようかというのはなかなか難しいということも、私もよくわかっているんですが、この半年間、答弁が同じだなと思いましたが。ここに来て、7次産業が出てくるのに、まだ、このような状態でいいのかなと。日置市にはいろんな農産物があります。若い人が就農できるものが少ないために後継者不足になっていると。これが現状だと思います。つくっても、そのままでは市場競争には勝てないわけです。そうすれば、もし、乾燥するとか、粉にするとか。それで、また、それが一つの原材料になって、新しい商品もつくれないとか。それを料理とか、お菓子につくり出すことはできないか。新しい食材として、

新しいものが生まれてこないか。そこに独自のブランドが生まれてくるのではないかと。いうことを期待されている。本市では、苦勞して、この日置という土地でつくる技術を継承してきた人たち。そして、その作物はたくさんあります。そこに、そういうものに展望を見出そうじゃないかというのが6次産業化の考え方だと思うんですね。これが基本的な地方を活性化させ、日本の農業を活性化させていこうとする6次産業化の基本的な考え方だと思うんですね。しかしながら、本市は、この6次産業をどんなふうにしてつくり出していこうかというところに、まだ手が打てていないということだと思います。

ユネスコの無形文化遺産に、今度、日本食が登録されたこともありまして、世界では大変日本食にも興味を持っている。世界市場を見込んだ研究開発というのも、今回この戦略に入っていますよね。私は、それにも十分期待したいと思っているわけです。そのためにも、この加工施設をどうやってつくり出そうかと。今回の戦略は、ハードにはあんまり使えないっていうものだと聞いてますけど、ハードは、今度、別な事業ですが、施策ですが、南銀の店舗をあいたところを借りて、そこにハード的なものに扱わないソフトのもので新しい事業をするということもあります。

先ほど市長が答弁された加工施設。これは用途の関係で、なかなか一般の人とか、企業とかが使えないという縛りがあるんだとのお話でした。しかし、6次産業化で、農水省管轄で、加工施設はそういう農産関係だから、昔ほどに、この用途の縛りっていうのはないんじゃないかと思うんですね。いろんな分野で用途の縛りを乗り越えて、別な用途変更ができるような努力がなされています。ですので、省庁をまたがる話ではないので、加工施設、一番、本市もたくさんありますが、回転率の問題であいているところだとか、幾らか

老朽化して手を入れなきゃならないところとか、そういうところの用途が何とかならないかっていうことで、所管の省庁と話をしてみたりして、用途が変更できれば可能性あるんじゃないかと思うんですね。そこら辺のところはどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの目的の中で施設をつくったときに縛りがあります。いろんな中において、その縛りを除去する部分もあろうかというふうには思っております。今は、この6次産業と申しますか、特に今、大々的とまで行きませんが、日吉町におきます大豆の加工施設、ある程度の直売所に持っているのも事実でございます。今、いろんな開発する、研究と申しますか、いろいろ私ども加工センターというのは研究所と申しますか、そういう捉え方を今のところしております。まだ、大々的に加工施設をつくって、それを売り出す。本当はそうでなければ、農家のいろんな経済的な効果はないというような認識は持っております。それぞれの加工センターにおいては、自家でするみそをつくったり、ふくれ菓子をつくったり、そういうもの程度のところまでしか、まだ、私ども日置市にあります6次産業化という部分は、まだ至ってないのも事実でございます。今後、こういう総合戦略の中において、何か見出せないのか。そういうことの方角性を探るために、今回、このような中間発表もさせていただいたというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

12番。市長のお気持ちはそのように伺うわけですが、やはり、この総合戦略っていうのは、短期決戦の部分もございまして。長期を見通した短期決戦の戦略ですよね。ですので、今のお話では、加工施設の部分、そして、現在の6次産業の部分はそのぐらいだと思います。でも、戦略ってうたっている以

上、戦略性のある一点につなげないといけないのではないかと。そして、この目標1のところ、この分野、大変大きいと思うんですね。ここ、やってみてもいいんじゃないかと。できるかできないかはその次考えればいいのであって、やれるかもしれないという道を探る、私はそのことは大事だと思っておりますので、ぜひ、そこは努力されたいと申し上げて、もし、そこができたらすよ、結局、農業される方が使うだけでなく、農産物と、つくろう、それを生かそうとする人が一緒になってつくるとしたら、オッケーだというのが出るかもしれない。そういう工夫をもう一手打つのが戦略の重要なところじゃないかなと。そこに今回は、自由度が大変拡大されて、補助金とは違う交付金制度が充てられるというわけだから、ここは絶対やってみる必要があるのではないかと。これを補助金を探してやろうとしてたら時間かかりますよ。私ここは重要な戦略だと思うんです。

もう一つ、ハラール対応商品というのがあります。本市の国際交流やっている姉妹都市の部分で、私はこういうところ非常に興味があるわけですが、簡単にハラール商品も対応商品つくっていかうとするんだけど、イメージとして、よくわからないのは、誰がどんなふうにして、そういうのを考えるんだらうか。ハラールって、どんななのかなって。ここが考えるんだらうか。つくる人が考えるのかな。そういうのがよく見えないわけです。ですから、こういうのを考えるのであれば、それ、どういったところに委託するのか。どういうものに、それは日置の農業にかかわっている人、生産をしている人たちがそれにどうやって自分が乗っかっていかうかなっていうのを示してくれるのがないと、誰も手が出せないのかなと。その辺はどのようにイメージしておられますか。

○企画課長（堂下 豪君）

ハラール商品につきましては、マレーシアとの交流の関係で今考えているところでございますけれども、吹上の交流実行委員会、マレーシアとの交流実行委員会の中で、鹿児島大学の学生と一緒に、このハラール商品、鹿児島の大学生が吹上に来るときはハラール商品で、彼らも食べられる食品を扱って交流をしているところでございますけれども、南薩にある会社のほうにハラール商品を開発しようというところがございますので、そこと今一緒になって取り組みを始めようかとしてるところでございまして、そういった形で、今はまだちょっと研究段階でございましてけれども、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番（花木千鶴さん）

12番。南薩地区の会社だということだったんですが、そうすると、うち、この戦略というのは、うちはそれに関する食品みたいな、農産物をつくるという感じで、でき上がる商品、食べられる食品みたいなのは、その南薩の工場に委託するとか。そういう感じなんですか。ちょっとお聞かせください。

○企画課長（堂下 豪君）

ハラール商品というのは、野菜とかは普通に食事食べられるんですけども、この肉ですね、豚肉は当然ハラール、イスラム教徒はだめですけども、それ以外の鳥肉だったり、牛肉だったりということになるかと思っておりますけれども、実際、ハラール認証、当たり前の認証の手続となると非常にお金もかかるというのを聞いておりますので、信頼性におけるハラール商品をどうやって、食べさせることができる、食べさせられる飲食店だったり、日置市でアピールできれば、一つのまたイメージアップ、PRにもなるということで取り組もうとしてるところでございまして。今、申しました南薩にある、この鳥肉の関係の会社でございまして、工場につきまして

は、日置市内にもある会社でございまして、一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございまして。

○12番（花木千鶴さん）

今、少しわかってきました。やはり、この目標1の部分は、雇用の場をつくるというのが大事だし、産業を起こすという分野ですので、そうなったときに、ハラール認証をどういうふうにして商品にして、雇用や商品開発につなげていくのかという、そこが明確ではなかったわけですね。そうすると、今、本市でできた野菜だとか、いろんなものを本市の工場で作って、本市のお店に食べられるところがあるというような、つなぎにしたいというイメージだということですね。わかりました。

今の時代に新しい産業を起こすことは簡単ではないと思っておりますけれども、今目の前にあるものに変化をつける。それを変えたら何かになるかもしれない。それにチャレンジしてみようという方はいるんじゃないでしょうか。新しいものにチャレンジするよりはですね。基本目標に掲げた施策を連動させることは大事なんだと思うんです。この目標1には生ごみの堆肥化というのがございます。6次産業化を7次産業化につなげると。地場産業を育成するっていう、今度、上乗せの交付金を使った、戦略の上乗せ分もあります。ブランド確立というのも今回載ってます。ですから、これが日置でできた生ごみ、堆肥、有機堆肥を使って、そして、ずっとつながって、最後にブランドを確立するって、これすごく連動させるとすばらしいイメージになると思います。だから、ここを大変評価するわけです。だけど、これが本当に連動して、そこになるためには、やはり、6次産業化の拠点となるものが大変重要だと。ずっとつなげて考えてみても、ここがネックだと思うわけです。ですから、新しい箱をつくるのが大

変だっているのであれば、ぜひ、既存の加工施設を何とか使える方法はないかを探し出していただきたいと思う。そうすると、農作物をつくっている若い人たち。そして、事業家でも野菜をつくったり、お菓子をつくったりしている人たちも、日置でできた物で何かをつくらないかという。そんな朝のテレビ番組じゃないんですけど、地場の物を使うっていうところに何かを見出そうとする人がいれば、いいんじゃないかなと思っておりますので、前向きな検討をされたいと申し上げておきます。

そのほかの分野については、この通告を出した後、いろいろな議員研修で市議会の委員長の先生のお話を伺ったり、そして、上乘せ分としての補正予算での審議がございましたので、多くの説明を受けたところですので、全体についてをここでも伺いたいと思っております。その全体の問題の前に教育のことで、ちょっとお伺いしたいと思っておりますが、全体を見てみますと、特に学校教育の分野っていうのが、私は、戦略の中身として弱いのかなという印象を受けています。先ほどの説明では、本市がこの10年間取り組んできた教育のありようというのはもうわかっているつもりですので、それを横の連携で大事にしたというような感じは聞き取れたわけですが、もう少し戦略をうたう中で教育を戦略にどうするかというあたり、ここがポイントかなと思っているんですね。

それで、私は、教育長への質問の中では、毎回のように、この3月議会でも、くどくどく申し上げてきた本市で教育を受けたいと思わせるようなアピールが大事じゃないかと申し上げてきました。そのときの教育長の答弁は、この3月には29年度から正式にやっというところ、小中一貫の日置ふるさと教育を上げられました。つまり、この本市の教育の柱というところで、私は3本柱という、こ

の柱が確立したと思っています。「チェスト行け！」の部分ですね。それから、ひおきっ子事業。そして、このふるさと教育、これが、知・徳・体の3本柱とされていて、この10年目にきちんとした教育の柱が完成したと思っています。せつかく、ここまで来て、これを、風格ある教育とこの3本柱というのは特徴のある教育だと思うし、本市の教育は非常に堅実な教育を私は推進していると思っておりますが、これを大学などと、県内の大学、教育機関と連携研究をして、それをこの3つの柱の別々でもいいかもしれないし、一つでもいいかもしれないけれど、それを研究して対外的にアピールすることによって、本市の教育力の向上も図ることができるし、その成果を対外的に公開することは、本市の教育に多くの関心を集めることができると思うわけです。それを打ち立てることによって、教育の町を象徴することは、非常に戦略的にも意味のあることだと思うんですが、そのことについてのご見解を伺いたいと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

先ほどの鹿児島大学教育学部との連携のことについてお話申し上げます。

平成22年度に鹿児島大学教育学部との連携・協力による協定書を結んでおります。これをもとに2つの事業を行っております。

一つは、教員研修講師アドバイザー派遣事業です。これが6年目になります。先般新聞でも取り上げていただきましたが、8月26日水曜日、教科研究会を開催いたしました。市内の各小中学校の教職員を対象にしまして、当日185名の教職員に参加していただきました。国語、算数、数学、社会、理科、外国語、この5教科に5名の教授並びに准教授の方々に来ていただいて、およそ100分ほど講義、演習等をしていただきました。参加された方々からも、非常に大学の先生のそういう力量をもとに講義や研修を受けれて有

意義だった、これからの2学期の授業に生かしていきたいというありがたい声をいただいております。

もう一つは、学習支援アドバイザー派遣事業です。これは、日置市内で複式学級を抱えている9校に全工期合わせて延べ20名の学生を派遣しております。将来の教職員の卵を育てるという意味でも、または日置市内の複式学級の中で一人一人の子どもに行き届いた指導を起こすという意味でも、相乗効果がある教育だと思います。

このように、この2つの事業は、他市町には見られない、とても魅力ある教育だというふうに理解してるところでございます。よろしくをお願いします。

○12番（花木千鶴さん）

12番。ただいまご紹介いただいた授業については、支援アドバイザーなんか特に長い年月かかってやってる連携でございますので、存じておりますし、研修事業については、各先生方は年間通じ研修を行う中で、鹿大に講師をお願いしているということでは理解はしているつもりです。私がここで申し上げるのは、これも一つの研究だと位置づけてもいいかもしれないけれど、もっとダイナミックな意味なんですね。例えば、今回3つの柱ができたというのであれば、それは日置市の教育の特徴だから、それをともに研究する。そして、そのことを対外的にアピールできる。日置の教育はこんな形でやっていて、そして教育力も確かであれば、その成果についても確かなものであるという、そういうものが必要ではないかと思うわけです。それをぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがですか、教育長。

○教育長（田代宗夫君）

今、議員のほうからいろいろ説明がありましたが、合併して、ちょうど11年目になりまして、この10年間の集大成として、今回

の日置ふるさと教育というのを小中一貫教育という立場で立ち上げたところでありまして、これが、これから始まるわけでございますけれども、小中、中学校、高校を中心とした一貫教育の中で、このふるさと教育というのを柱にしながら、これだけではもちろんございません。特に小学校4、5、6年は9年間のちょうど中期に当たりますので、こういう時期の子どもたちには習熟度の学習とか、少人数の学習とか、あるいは教科担任制の授業とか、この中期にはそういう授業方法等も取り組みながら、学力、体力を伸ばしていきたいなと思っておりますので、今、どんなふうにして、じゃあ、アピールしていくかというのを大変難しいところですけども、もちろん、このように10年間の集大成でやってまいりましたので、これを何らか、やはり、最終的には子どもの形、姿にすることだろうと思っております。いろんな情報発信しながら、日置の教育にしていきたいなと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

12番。教育長のお立場でいくと、今のような答弁になろうかと思えます。私も、今、教育長がご答弁されたようなことが本市の堅実な教育だと思うんです。10年確かなものを積み上げてきて、確かな柱を立てた。これは評価しています。ですから、こういうものを子どもの教育の結果を公表するということは難しいです。ですので、こういった研究という形を、ツールを使ってといいますか、手段を使って、対外的にアピールできるっていう意味では、私はいんじゃないかと思うんですが。

教育長のご答弁あれですけど、やっぱり、何といっても予算を教育のほうに回すのも市長部局の裁量です。やっぱり、市長も教育の町を標榜しているところでは、トップでいらっしゃるので、こういった教育を表に出して評価をもらう。これで来てもらうとい

うものに対しての予算というのはいかがお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今回の捉え方で、教育という部分の中で、この戦略の中にも入ってくるんですけど、やっぱり、まち・ひと・しごとの創生、こういう部分の中におきまして、特に、仕事、これが地域が発展していく、さっきもちょっとお話ししましたとおり、人の確保をやっていかなきゃならない。その予算の中で、先ほど教育長のほうも課長の答弁いたしましたとおり、いろいろ予算的なものがありますので、今回の総合戦略の中においては、それぞれ教育委員会のほうがすべきことにおいても予算はつけていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

そこでお尋ねしますが、先日、国分で開催された地方創生のシンポジウムで、宮路市長もパネラーとして出ておられたんですね。そこで、本市の奨学金制度を受けた人で、卒業後に本市で就職した人には返済の半額免除というのも工夫したいんだということ、おっしゃったんですね。私、聞いてたわけですが、それが戦略に余り出てこないだけけれども、その件について、市長、どうですか。

○市長（宮路高光君）

パネラーの中にあつた、官民学といいますか、私ども行政、それと民間、学校、この三者がどう連携をしていく。その中で、そういう学卒者をどう地元に残す。これが一つの大きなテーマでございました。その中でいろいろと話が出たのが、こういう地元の企業を紹介する場。こういう場も今回のこういう総合戦略の中でしていかなきゃならない。特に高校生におきまして、鹿児島大学もだと思んですけど、地元に残る生徒というのは3割しかない。あと7割はみんな出ていくんだと。これは入るときもそのような状況で、地

元は3割しか入らない。外部が7割という部分である。こういう形の中で、ひとつ、それぞれの奨学金制度がございます。私ども市もやっております。いろんな職種ありますけど、これをどういう職種、例えを言いますと、看護師になるときは、いろいろと、そういう分については、もし、看護師になった場合については、もうそういういろんなのは免除するとかあります。私どもは、そういう学卒を地元に残したときに、どういう職種でしたときに地域に貢献できるのか。奨学資金の問題につきましても、その方が帰ってきて、地元はどう貢献するのか。いろいろと考えていかなきゃならないということで、奨学金の問題も取り出させていただきました。

○12番（花木千鶴さん）

ええ、伺ったんです。その話を。そうすると、ここで、それに乗せ込むことができない。お気持ちはそうかもしれないけど、今、あの時点でそうおっしゃったんだけど、今、そこんところを盛り込むことができない理由って何ですか。

○市長（宮路高光君）

盛り込むことができないじゃなくて、やはり、こういうことは検討していく必要があるというふうに認識して、そのような考え方、教育委員会のほうにも、また、いろいろとこういう今までの経緯もございましたので、今回の場合について、あらゆる分について、地元でそういう方々を残すためには、奨学金も一つの手段であるというふうに考えておりますので、検討していかなきゃならないと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

その辺のところの整理がいたら、前向きな一手として考えたいというご答弁だったと思います。

今回のこの交付金事業は、ほかの補助金を使っていろいろやるのと違って、まちづくり

に使えるものに市町村の裁量が働くわけですから、交付金事業ってそんなものですが、そういうことがまちづくり全体を考えて、自由度の高い交付金事業になるので、ぜひ、生かしていただきたいということで、質問しています。

今回の戦略は、何としても若い人に住んでもらおうじゃないかという、そのためのわかりやすい施策が必要になってまいります。先ほどの大学との研究も、その意味で、若い人にインパクトのあるもの、わかってもらえるもの。先ほど市長が言った、住民に理解してもらいたい。住民にどうしたら理解してもらえるかっていうことが大事。若い人にいかに伝わるのかっていうことが大事だと思います。

この間、本市の基本構想についての委員会での説明や、この総合戦略の考え方についての説明会で、キーワードとして常に出てくる言葉があります。それは、鹿児島市に隣接する地理的優位性、豊かな自然と歴史と文化を生かすという言葉です。それと、地区公民館を中心とした特色ある地域づくりに取り組んでいくと。このことは総合計画の中で、エコミュージアム構想としてうたってあると。私はそのことを聞いたときに、3月に聞いたときには十分ではなかったんだということでしたが、今度の計画には十分生かされて当然だと思ったんですけど、どこにも出てこないんですね。これについてお答えいただけますか。どうして、出てこないんですか。

○市長（宮路高光君）

今回、総合計画もでございますけど、戦略も、エコミュージアム。このエコミュージアムというのが、やはり、基本的には自然と歴史と文化、こういうものをいろいろと盛んにしようという意味であるというふうに認識しております。1次総合計画の中におきまして、そのようなものをしてしながら、今、66団体にそういう文化的なもの、そういうものも、約

1,500万円程度毎年補助金も出しました。今後においても、それを出していくという意味の中で、ただ、エコミュージアムという言葉が消えただけであって、中身については、文化、自然、歴史、そういうものを残していくという考え方は、今の総合戦略にも総合計画にも残って、このことは推進していかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

もう、1分ありません。

○12番（花木千鶴さん）

はい。12番。最後の質問になります。思っているだけでは伝わらないと思うんです。そして、よく見れば、そういうことだからとは私たちは思います。でも、住民の中、市民の中では単発でしか見えてこない。それをそれぞれが一つにイメージできるということが非常に大事だと思うんです。エコミュージアムって、それ何か。みんな思うと思います。でも、それが何かわかれば、施策の一つ一つを理解できると思うんですね。これが発信の工夫なんだと思うんです。ですから、本当に市長がエコミュージアムの考え方は根底にあるというのであれば、ぜひ、そのことを、あと、どれくらい変更の余地があるかわからないけれども、検討されたいと申し上げて、質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目、一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、本市住民の幸福度向上についてであります。

約4年半前の東日本大震災発生後は、きずなという言葉が多用されるようになり、従来

の経済的な豊かさとは異なる価値観である幸福度の向上を追求する自治体がふえております。そもそも自治体は住民の幸福の向上を目的として存在しますので、住民の幸福度を高めるために自治体と自治体職員に何ができるかを改めて考えてみる必要があります。幸福をキーワードに、これからの自治体、町の姿を考えるべきだろうと思われまます。

住民幸福度という結果、成果に着目するのは、住民、地域団体、NPO、企業、行政など、多様な主体による協働、連携、役割分担を生み出し、限られた地域資源を効果的に用いて、豊かな地域社会を生産性高く実現するためであります。そのために大切な役割を果たすのが人と人とのつながりや、それから生じる信頼性と互酬性の規範を意味する、ソーシャル・キャピタル。社会関係資本の蓄積であると言われております。

市長は、本市住民の幸福度を向上させるために、どんな政策をどう実行し、その成果、効果はどうですか。具体的、詳細にわかりやすく答えてください。

2番目、本市政にとって実現すべきは、市民の幸せで、それが本市にとっての商品です。市民が日置市に生まれていることを、住んでいることを幸せに感じることを。それを組織として、どのように提供するかを知恵を絞って実現していくことが本市の役割です。これは仕事の領域であって、標語ではありません。だから、市は徹底した調査をベースに、市民のハピネス、幸せをどう規定し、どう確立していくか、標準化していくかということを検討すべきです。市政は市民を幸せにするシステムであると考え、徹底した調査をベースに、市民の幸福実感の向上に取り組んでいくべきです。

市長は、本市住民の幸福度向上のための市長の役割をどう考え、日ごろの行政で、どう実行しているか、市長の具体的、明快なる答

弁を求めます。

3番目、幸福とは極めて抽象的で主観に左右される概念であり、住民一人一人何をもって幸福なのか、異なって当然です。にもかかわらず、住民の幸福度をダイレクトに尺度にして、自治体経営の根幹に据えようとするのは、相当な覚悟を要することでありまます。そうした覚悟を形として示したのが住民の幸福というベンチマークであるとするれば、こうした意気込みを地に足の着いた取り組みするだけの工夫が自治体組織に求められます。住民の幸福度向上を持続可能な取り組みにする秘訣の一つは、品質本位の行政サービスの確立に職員がやりがい、誇りを実感できるような職場環境づくりだと思われまます。住民の福祉の向上を使命とする自治体自身がその足腰となる組織をしっかりと鍛え上げ、体質改善を図っていくべきだと思われまます。

市長は、本市住民の幸福度を高める自治体組織をどのように考え、どう実践してまますか。わかりやすく明快に答弁願います。

4番目、自治体職員の多くは、多かれ少なかれ、人のために何かしたい、地域を少しでもよくしていきたいという思いを持って、その職についた人たちであると思われまます。しかし、日々の仕事に追われる中で、当初の思いを希薄化させてしまっている自治体職員も少なくないのではないのでしょうか。自治体職員が抽象的な思考に埋没し、実態を知らずに当事者の苦しみを想像する力や寄り添う心が十二分に育まれていないとすれば、みんなが幸せになる働き方の実践など、できはしませません。その意味で、現場を大事にするという自治体職員の基本が今日ほど求められる時代はないのではないのでしょうか。アフターファイブや休日等も活用して現場を歩き、地域の人々の話に耳を傾ける。地域おこしなどにも個人的にかかわっていく。地域固有のあらゆる催し物や行事や伝統行事などにも心から楽

しみ、喜んで、積極的に参加・参画していく。そんな気概を持った自治体職員がふえていくことを強く期待したいものです。

市長は、自治体職員の働き方と住民の幸せをどのように考え、職員をどのように指導しているか、市長の具体的でわかりやすい明快なる答弁を求めます。

5番目、福井県坂井市は、2014年の東洋経済新聞社「住みよさランキング」で総合2位に入りましたが、前年、前々年、それぞれ4位、3位と、上位の常連です。そのキャッチフレーズは、「みんなが笑顔で暮らせる町」です。2006年4町の合併によって誕生した新しい市ですが、海、川、山、平野など、変化に富んだ自然に恵まれ、福井市のベッドタウンとして利便性も高いようです。また、ソフト面では、まちづくり協議会を中心として、地域による地域のためのまちづくりを推進しており、歴史や文化も含めた総合力が育んでいるようです。そして、今、住んでる人によい町だと思ってもらうことを大前提に市が進める笑顔で暮らせる町を全国にアピールしていく考えのようです。本市もこの坂井市のように変化に富んだ自然に抱かれ、先ほども話がありましたように、鹿児島市のベッドタウンとしても利便性も高いです。本市では、笑顔で暮らせるまちづくり、地域による地域のためのまちづくりをどのように推進し、その成果はどうでしょうか。市長、——と明確に答えてください。

第2点、女性が輝き活躍する日置市の実現に向けてであります。

1番目、総務大臣の高市早苗さんは年頭所感で女性が輝く社会を実現するとして、次のように述べられました。すなわち、全ての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、ご家庭で、地域社会で、職場で、存分に力を発揮できる社会の実現を目指します。

まずは、総務省において先進的な取り組み

を推進し、地方においても各界各層の一層の意識改革を図りますと述べられました。このような状況下、市長は、人口の半分を占める女性が輝き活躍する日置市の実現のための対策をどう考え、どのように実行してるか、市長、具体的にわかりやすく詳細に答弁願います。

2番目、このほど、女性活躍推進法が成立しましたが、これは職場で女性登用を促すため、大企業や、国、地方自治体に数値目標の設定を義務づけたのが柱であります。安倍政権は女性の活躍を成長戦略に掲げ、2020年に指導的地位に占める女性の割合を3割以上にすることを目指しています。鹿児島県庁の女性管理職の割合は、昨年4月時点で4.8%、都道府県別では35位、女性の採用割合は19.2%で44位です。県内で女性管理職がいる企業5人以上も4割に届いていないのが現状です。人口の半分を占める女性が働きやすい環境整備は待ったなしで、政府は推進法を機に社会進出を後押しする政策をさらに進めなければなりません。市長、本市での人口の半分を占める女性が活躍する地域社会と女性の参画対策はどんなものか、具体的にわかりやすくお示しください。

3番目、災害への備えに女性の視点を生かし、女性が防災や復興の担い手として力を尽くすことや女性自身が課題を解決するための手法を持つことは大きな力となると考えられます。もしもへの備えである防災を通して、いつもの暮らし方、人とのつながりを見直す、自分たちの地域の関心を深める、女性の防災力アップの試みはそのまま女性の参画による地域力の向上ともなります。本市では、女性が担う、広げる地域防災の安全網づくりをどのように考え、どう対処してるか。市長の見解と具体的方針をわかりやすく明快に答えてください。

4番目、女性起業家の育成や女性向けの起

業塾は東京などの大都市にもたくさんありますが、そうしたものと比べても、岩手県盛岡女性センターの企業支援やそこにかかわる専門家の仕事ぶりは中身が濃く、効果的で意義深いと言われていています。派手な宣伝はないけれど、確実に地域の女性の人生と地域のありようをよい方向に導いていきます。

本市では、地域に貢献する女性の起業を支援する仕組みをどう考え、どう対応していくつもりか。市長の見解と具体的方針を明快に答弁願います。

5番目、地域において女性が活躍する場をつくることは、女性が住む地域に魅力を感じ、住み続けることにつながります。つまり、地域における女性の活躍推進は人口減少に直面する地域にとって、取り組まなければならない喫緊の課題といえます。女性の活躍は地域社会全体に活力をもたらします。全国津々浦々で女性の活躍推進の取り組みが活性化することが期待されております。市長は、地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について、どう考え、どう対応し、その効果はどうでしょうか。市長の忌憚のない率直で内容ある誠意あふれる答弁を求めます。

第3点、最後であります。

本市の空き家対策についてお尋ねいたします。

1番目、3月議会での同僚議員の一般質問に対して、その時点での市全体の空き家数は2,453棟であるとの答弁でありました。人口や世帯数の減少などで空き家はふえる傾向にありますが、その後、本市の最新の全体の空き家数と住宅総数の占める割合をお示してください。

2番目、空き家等対策推進に関する特別な措置法、空き家対策法が昨年11月に成立し、ことし2月26日に部分施行され、ことし5月に全面施行されました。この空き家対策法のことし2月26日の第1次施行にあわせ、

国は、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針を告示しました。この空き家の定義など、地区町村の空き家対策を後押しする基本方針と5月より全面施行された空き家対策等の推進に関する特別措置法の施行への本市の対応はどうなっているのでしょうか。具体的にわかりやすくお示してください。

3番目、3月議会の同僚議員の空き家対策に対する一般質問に対し、市長は次のように答弁されました。すなわち、地域づくり対策の限られた予算の中で、各地域での課題等いろいろ手法を試しながら3年後をめどに、日置市での方向性を確立し、空き家対策に取り組むとのことでした。今回の台風15号の被害でも空き家対策は喫緊の課題となっていることは歴然としていますが、本市の対策はもっと早められないのでしょうか。市長の見解と具体的方針をわかりやすく、はっきりと答弁願います。

4番目、最後です。

霧島市は8月21日に、弁護士や建物専門家が集う空き家等対策協議会、市長が会長を開きました。市内に3,603棟ある空き家の有効な活用策や危険な空き家の判断基準や取り潰しまでの流れについて確認しました。本市でも専門家らと空き家対策を話し合う空き家等対策協議会の設置を検討したらどうですか。市長の見解と方針をお聞かせください。

以上を申し上げ、各々具体的、明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市住民の幸福度向上について、その1でございます。

平成25年度に合併後、本市の施策等に対しまして、どのような評価をお持ちか、また、これからのまちづくりに対するご意向やご意

見を伺わせるための市民まちづくりアンケートを実施しました。その調査で、74.3%の方から、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と答えていただきました。

第2次総合計画基本構想は、本市の目指す今後の方向性を示されましたので、今後とも市民の満足度、幸福度向上するよう第2次総合計画を基本として、施策に取り組んでまいります。

その2でございます。

第2次総合計画を基本とした施策を実行し、実行した事業の評価を行い、その評価により事業の改善を図りながら政策を進めていくことが行政としての役割であり、それを繰り返すことにより、市民の幸福度向上につながると考えております。

3番目でございます。

第2次総合計画を基本とした施策の推進や時代の変化や新たな行政課題に対するため、より簡素で効率的な組織機構が必要であると考える、住民サービスの向上が図られる組織機構づくりを行ってまいります。

4番目です。

多くの職員は施策の推進を担って働く一方、市民の立場としての行政サービスの受け手であることから、受け手側の意識を持ちながら政策を進めることが住民福祉の向上につながると考え、職員に対しては、日置市職員像の具現化を図るよう指導しております。

5番目でございます。

住みなれた安心安全な環境で、住み続けることが笑顔で暮らすことにつながると考えています。公共サービスはもちろんですが、自治体や協働の推進はそれを補完するものであり、現在、各地区で取り組まれている地区振興計画ソフト事業で、地域や市民の多様性に応じた成果ができつつあると考えております。

2番目の女性が輝き活躍する日置市の実現に向けて、その1でございます。

安心して、子育てや介護ができ、起業活動や職場で個性と能力を十分に発揮でき、健康で安全安心な暮らしと地域活動が一体にできることが女性が輝き活躍する日置市の実現であり、全ての市民が住みやすい日置市であると考えています。制度の整備と社会のあらゆる場面でも理解と共感が得られることの両面について、日置市男女共同参画基本計画に基づき、総合政策の仕組みで全庁的な取り組みを進めてまいります。

2番目でございます。

女性はこれまで、自治会等の地域やPTA活動の活動の多くを担っています。共働き世帯は平成9年に片働き世帯を超え、その差は年々広がっている状況にあります。女性の活躍が正當に評価され、活躍が広がり、継続できるよう、方針決定の場に女性が参画して、女性の視点や意見が反映されていくことが必要でございます。女性参画の目標数値を設定し、男性も女性も理解し共感が得られるための多彩な啓発活動に取り組んでいます。

3番目でございます。

平成7年の阪神淡路大震災では、2万以上の人が倒壊した家屋や転倒した家具の下敷きになった状態から隣近所の人たちによって救出されました。自分の命は自分で守ることが原則で、災害時に頼りになるのが隣近所の人たちであり、女性も普段からコミュニティにより、自主的な避難訓練や防災活動を行うことが重要であると考えております。特に震災の教訓の一つとして、女性の視点、考え方による避難所運営への参画が上げられております。女性の視点を生かした地域の防災活動を進める必要があると考えております。

4番目でございます。

6次産業化の農産物に付加価値をつけるため、加工活動やあるいは農家レストランの経営等は地域に人を呼び込んでいます。女性グループによる集落営農での大豆の加工活動は

地域農業の活性化や直売所の経営に貢献しております。このような活動を参考に、地域づくり推進事業を活用して、積極的な特産品開発や機材等の整備が図られています。地域には女性の活動を応援し、地域活性化につなげようという気運もあると考えています。女性の起業支援と幅広いさまざまな女性活動の支援という観点を地域に推進してまいります。

5 番目でございます。

地域における女性の起業活動について、製造やサービスの付加価値が高めていくという多様な価値観をもって女性の視点が活かされています。

地域づくり推進ソフト事業は、地域住民の状況を捉える視点を持った地域ごとの細かな取り組みができます。地域づくり活動に多くの女性が参画できる仕組みを構築し、多様な視点による活動が展開され、地域活動に柔軟さが生じて、新しい需要や価値を生み出す相乗効果が地域社会への活力をもたらしています。

次に、本市の空き家対策について、その1 でございます。

現在把握している空き家の件数は、2,453 棟でございます。今後、平成27 年から3 年間のうちに、全ての地区公民館で定住促進や防犯・防災対策などを目的とした空き家の調査を行うこととしております。

2 番目でございます。

空き家対策の推進に関する特別措置法が平成27 年5 月26 日に本格施行され、法律においては、第一義的には、所有者等がみずからの責任によりの確な対応をすることが前提となっております。また、行政において、助言、指導、勧告、命令などを実施できる特定空き家等につきましては、倒壊や保安上危険なものや衛生上有害なものなど、要件が定められております。本市におきましても、法律の趣旨を踏まえ、相談窓口の体制や所有者等

の確認方法などにより、関係各課で連携をとり、その取り組みを進めてまいります。

3 番目でございます。

空き家の利活用にかかわります対策につきましては、日置市はまち・ひと・しごと総合戦略の中で位置づけ、来年度から取り組むように準備を進めております。

そのほかの対策につきましては、地区公民館での調査の状況を見極めながら取り組んでまいります。

4 番目でございます。

現在、空き家対策の取り組みを始めるところでございますので、その状況を見極めた上で、専門家等を含めた協議会の必要性について検討を行うものと考えており、現段階では協議会等の設置については考えておりません。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14 時10 分といたします。

午後1 時55分休憩

午後2 時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17 番（田畑純二君）

17 番。市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別な角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

まず、1 番目、本市住民の幸福度向上について。幸福度指標をめぐる試みと実践は、本格的な人口減少時代における地域の豊かさを再考し、再び考え、再定義していく基盤的な意味を持つとともに、日本の各地域における幸福の多様性に目を向ける契機にもなります。ちょっとややこしい表現ですけれども、時間軸に対して空間軸、つまり、各地域の固有の価値や多様性ということは全面に出るような

るのが人口減少時代、あるいは成熟時代の大きな特徴であると言われております。市長は、このような見方をどう思い、今後の本市の住民の幸福度向上に向けての市政運営にどう生かしてくるか、まずお伺いたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、市民の皆様方をどう幸福度を上げていくのか、また、満足度を上げるのか、これは私の一番の大きな使命だと思っておりますので、政策的も、その視点に立ってやっていきたいと思っております。

○17番（田畑純二君）

17番。それから、自治体における幸福度指標への関心や取り組みは新しい段階を迎えつつあると言われております。幸福という視点を地域の豊かさの柱に据える幸福度指標の思想は、昨今のいわゆる人口減少問題、人口減少論に対するアンチテーゼとしての意義を担うことになると主張する大学教授もおります。これは抽象的でわかりにくいかもしれませんが、市長は、こういう考えをどう評価し、今後の市政運営にどう生かしていかれるか、教えてください。

○市長（宮路高光君）

学者の皆様方もそのように地方の自治体あるべき姿を評しておりますので、そのことは間違いでないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、またちょっと抽象的なことになるとは思いますけども、戦後70年の日本の強みは、犯罪、事故の少なさは世界で突出、時間の正確さも諸外国に比べてすさまじく、汚職の少ない清潔な国である。現在の日本は、安心で安全で、正確で、清潔な国である。バブル景気の崩壊以来、日本の倫理は安全の追求に傾いてきたが、これからは楽しみや幸福の追求や野望の実現と安全をいかに均衡されるかを考えるべきだと、非常に難しいことを主張する経済評論家もおります。それで、答

えにくいと思いますけども、市長はこのことをどう思われ、戦後70年の本市4地域の強みをどう思っておるのか、ここで改めてお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

地域全体を含めまして、安心安全、これも一つのキーワードになるというふうに思っております。それぞれ私ども4つで合併しておりますので、地域の特色はございますけど、やはり、安心安全なまちづくりをしていくべきだというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、これもちょっと一般論なんですけども、最近の日本の若者は幸福については単なる物や特別な体験より、友達の多さに幸福を感じる世代。きずなを大切にし、仲間がいれば幸せを感じる世代とも言われております。見栄や地位を隣人と競い合う消費から仲間と価値を競争する、ともにつくる消費へと、我々も発想の転換を迫られてると、という主張する人もおります。市長は、日置市在住の若者は幸福についてどう感じてるとお思いでしょうか。今後の市政運営について大事ですので、あえてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

戦後70年という中におきまして、物のない時代、今はいろんな物がある時代、豊富な時代でございます。そういう中におきまして、満足度というの、杓子がちょっと難しい部分がありますけど、若者の皆様方いろんな面で満たされております。そういう中で、その幸福を、また満足度をどう方向的に望んでいるのか。私ども時代と違う部分が若干ございますので、特に若者のそういう考え方を私ども吸収していかなければならない立場でもあるというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

17番。それから、ちょっとまた、これ、抽象的なことになるとは思いますけども、現実

にこういうことを言う人がいるもんですから、あえて、この場で申しますと、「人は何歳からでも何かを始められるから、人生を粋におさめずに、自分を頼りにやっておきたいことはどんどんやる。常識からは何も生まれずに、みずからによって、独立独歩で自由に生き、挑み続ける強さが大事。できなかったことを悔いてはだめ。この程度でちょうどいいという思えるかどうかは幸福になるポイントです。この程度でちょうどいいと思えるかどうかは幸福になるポイントです」と言われる満102歳になった女性の美術家もおられます。市長は、日置市内の高齢者の方々は幸福についてどう感じてると思っておられるでしょうか。市長の思いをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

大変難しい質問であるというふうに思っております。高齢者の皆様方がどう満足してるのか。きょうも高齢者のスポーツ大会に行きましたけど、いろいろと生き生き、あのようにはしゃいでいることが、私は満足であるのかなと。また、先般100歳を回りましたその方々を見ますと、大変大きな衝撃も受けさせていただきました。それぞれの高齢者の皆様方がどう満足度するか。やはり、人それぞれだというふうに認識しております。

○17番（田畑純二君）

それから、本市のさまざまな課題を解決していくには、行政だけが一所懸命汗をかいて頑張っても、当然のことながら市民の理解や協力がなければうまくいきません。そのためには、本市が基礎自治体として負わなければいけない責任を、難しいことですが、ドメイン事業領域として、きちんと規定し、企業で言うところの商品を組織的に、システムチックに規定できるようにしていく必要があります。特に、どの分野に市民の関心や課題があるのか。何を望んでいるのかを把握することを重点に置き、それを本市の幸福実感の

向上につなげるべきです。

1問目で述べましたが、市政は市民を幸せのシステムであると考え、徹底した調査をベースに市民の幸福度実感の向上に取り組んでいくべきです。

市長はこのことをどう思われ、市民への徹底した調査ベースに取り組んでいくつもりはないのか。市長の見解と方針をもう1回改めてお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

毎年ではございませんけど、今回、私どもも市民まちづくりアンケートをさせていただきました。これは全員じゃございませんでしたけど、こういうものをアンケート等を取りながら、今後市民の皆様方がどう思っているのか。こういうアンケート等で把握していく必要があるというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、ちょっとまたこれ、難しいことだと思いますけども、自治体はそもそも住民の幸福の向上を目的として存在しますが、現憲法のもとでは、住民の福祉の増進を追求するのは、主権者である国民、住民自身です。そして、地域の実情に応じて住民みずからその幸せを享受すべく、自己統治することを前提とした上で、自治体に住民の福祉の増進実現を負託することになります。行政サービスが住民幸福度に即した形で住民に提供されるには、受け手の声を適切に受容するような体制が行政側に整っていなければなりません。まずは、住民イコール受け手が行政サービスの品質を吟味した結果をフィードバックの情報として、行政側が真摯に受けとめ、行政改善に努めることとなります。実際には、こうした基本がなされていないことが多いようです。1問目でも言いましたが、住民の幸福度向上を持続可能な取り組みにする秘訣の一つは、品質本位の行政サービスの確立に職員がやりがいや誇りを実感できるような職場環境づく

りだと思われま。市長は、このような職場環境が本市の本庁、4地域の各4支所の各部署で十分につくられているとお思いでしょうか。また、不十分なら、今後の具体的改善策、方策を示していただきたい。

○市長（宮路高光君）

基本的に私ども行政サービスというのは、やはり、市民が望んでいるものやっていかなきゃならない。また、いつも、政策につきましては、評価していく必要があるというふうに今言われております。そのような中で、今の現実で全体的に100%か、80%以上、そういうことはないと思っております。まだまだ努力していく必要があるかというふうに考えております。

○17番（田畑純二君）

自治体職員がみんなが幸せになれる働き方を実現していく上で大きなネックになりそうだと考えるのを、次の2点だと主張する人もいます。

まず、第1に余力のなさであります。多忙で余裕がなければ、働き方の見直しなどはできない。第2に抽象的思考への埋没、どこでもとも言うべき、自治体職員の傾向。1番目でも言いましたけども、現場は大事にするという自治体職員の基本が今日ほど求められる時代はないと言われております。そして、積極的にかたかたと手を動かし、問題解決の糸口を探す姿勢が大事だと。市長は、この2つの大きなネックは、本市職員にはどうなっているとお思いでしょうか。どう評価されてるでしょうか。市長の捉え方と今後の具体的改善策を示してください。

○市長（宮路高光君）

今も、いつも言ってる、現場主義という言葉があるわけがございますけど、現場主義というのは、地域の住民の生の声を聞いて、その中で対応すると。職員のほうにはいつも、いろんな中において現場主義の考え方をもち

ながら行動してくれということをやっておりますので、そのように、また職員のほうにも、今後も指導していかなきゃならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

2番目の女性が輝き活躍する日置市の実現に向けて。

第2次安倍政権下で女性が輝く女性の活躍する社会の実現という表現とともに、女性の参画促進が急な政策課題として登場しました。昨年10月には、全ての女性が輝く政策パッケージが公表され、全ての女性が輝く社会づくり本部が設置され、現在活動しております。1問目でも言いましたが、女性活躍推進法は大企業などに労働時間や勤続年数の男女差、採用者や管理者に占める女性比率などを把握し、改善点の仕分けを分析を求めています。来年3月末までに数値目標や取り組み内容を行動計画にまとめて公表します。本市では、この新法にどのようにして対処していくつもりなのか、今後の方針と本市職員の女性管理職の割合、女性の職員数の割合など、本庁部別3支所課別にできるだけ詳細にお知らせください。そして、目標値の設定はどう考えておられますか。また本市内で女性管理職のいる企業5人以上の割合はどうなっているかなど、本市内の企業の実態もできるだけ詳しくお知らせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

本市におきます管理職は38名のうち2人ということで、5%でございます。女性が占める割合については、27%というふうになっております。部問別におきますと、総務企画部で18%、市民福祉部で42%、産業建設部で9%、教育委員会が31%、支所別に行きますと、東市来支所で32%、日吉支所で32%、吹上支所で23%、議会事務局で30%、消防本部はゼロと、そのように女性の割合になっております。企業におきまして、

まだ今のところ実態をつかめておりませんので、今後、管理職はどうなっているか、企業のほうは、今後調査したいというように思っております。

○17番（田畑純二君）

今の実態はそうということですが、先ほど言いました目標値の設定はどう考えておりますか。まだ、その答弁がなかった。

○市長（宮路高光君）

この目標につきましては、男女共同参画の中におきまして、少なくとも20%程度は持っていかなきゃならないというふうに思っておりますが、まだまだ、私ども市の職員の中で、そういうことが至っていないのが現実でございます。

○17番（田畑純二君）

日本では、働く女性の6割が第1子出産を機に退職しています。働きたいと思いつつも仕事についていない女性が日本全体で300万人以上とされています。

それで、特に日本では、結婚や出産で一度仕事を離れると再就職しにくい状況にあり、政府や自治体はこの実態に真摯に向かわなきゃなりません。

それで、女性が生き生きと働き続けるには、経営者や職場や日本社会全体に根づく男性優位の意識を変えていく意識改革が必要です。そして、母親が子どもを置いて外に出るのはよくないというような考えの問題は非常に大きいと。だから、再雇用が必要だと。それで、働く意思を持つ女性をどう呼び戻すか。家庭の主婦を対象に全国のあちこちで試行錯誤が始まっておりますが、異性の育児参加なども強く推進していくべきであると思います。

それで、本市では、本市女性職員の待遇をモデルとして示し、市内企業の参考にしていきたいと思います。本市女性職員の産休育児休業制度や男性職員の育児参加制度等はどうか。その具体的政策

と活用実態とこれらに対する今後の方針、方向性などを示していただきたい。

○市長（宮路高光君）

女性におきましては、産休や育児休暇はとっておるのが実態でございますが、男性の職員のほうで、育児休暇等にやられている方はいらっしゃらないようでございます。今後、やはり、こういう男女共同でございますので、そういう方々も出てくるのかなというふうには推測いたします。

○17番（田畑純二君）

市民が自助、共助の精神や方法を日常化、持続的に取り組む方策として、現在日置市ではどうしているか。また、今後、どうしていくつもりであるのか。特に、女性の力をどう取り込んでいくのかなど、市長の見解と方針をさらにもうちょっと詳しくお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

共生・協働という言葉でございますが、女性の活躍という場を今後とも広げていかなきゃならないと思っておりますが、今までも女性の皆様方は地域におきますいろんな行事のボランティアといいますが、裏方もたくさんしていただいております。特に女性におきまして、女性連絡協議会というのが本市にございます。そういう方々のご意見もいただきながら、女性がそれぞれの社会に進出する場を私どもは設けていかなきゃならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それで、この女性参画の法に関して、市区町村の果たす役割はいろいろあるんですけども、やっぱり、地域の企業等への積極的な働きかけ、市区町村男女共同参画計画の策定、これは日置市はあるんですけども、それから市区町村が率先垂範ということでございます。

それで、首長のリーダーシップのもとで、

少なくとも審議会等委員にも占める女性の割合や職員の管理職を占める女性の割合については目標設定し、積極的な女性の登用を進めていくべきです。

それで、6月議会の同僚議員の本市の審議会等への女性の登用の一般質問に対しては、市長は40%から60%を女性登用率を目指すかと答弁されました。現時点の登用率と今後の見通しと具体的な目標予定をお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

現時点におきましては、まだ24%と低い形でございます。とりあえず、今の現時点におきましては、女性の30%登用を目標にしながら、それぞれの審議会の構成を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

もう2分ありませんので。

○17番（田畑純二君）

はい。本市の空き家対策についてですけども、市長の先ほどの答弁は非常にちょっと、現段階、協議会の設置について考えておりませんと。そして、空き家の現在の数については、この前の議会と同じ数なんですよね。最近、この実態のほうちょっと調べてみる必要があると思うんです。最新の。ほかの市でも、霧島市とかいうのは、あちこちでこういう空き家対策は非常に大事なほうになっておりますんで、これはやっぱり本市としても真摯に受けとめて、ちょっと前向きにやっていく必要があるんじゃないかと思う。

それから、この対策協議会についても、もうちょっと、協議会の設置について考えておりませんと、こういう答弁だったんですけど、これはもうちょっと真剣に考えて、今後ますます空き家はふえるの目に見えておりますんで、もうちょっとこれらについても、もうちょっと真剣に取り組んでいただきたいなと思うんですけども、市長の積極的な答弁ちょっ

と期待して、時間がないですから、これで終わるけど、いたしたいと思えますけど、はい、答弁してください。

○市長（宮路高光君）

今、現在の数字におきましては、23年の11月現在でしたもので、その以降調査はしておりません。そういう関係の中で、今回の地域の、地域づくりの第3期の計画の中におきまして、それぞれの地区館に若干の経費も入れながら、その実態を調べてくれと。実態を調べる中において、すぐ修繕とかいう出てくるもんには修繕してほしいと。今回、一、二年かけまして、地区館のほうが地区の状態を調べてくると思っております。空き家対策という言葉はいいんですけども、空き家であっても本当に倒壊して使えないのか、実際、荷物が入っているのか、こういうところまで詳しく調べたデータありませんので、今回、そういうもののデータがなければ、どういう対策をしていくのかできないということで、今回、地区館にお願いした調査等をもとにしながら、市の中でも、また検討委員会を持ちながらやっていこうという考え方を持っております。そういう意味の中で、有識者を入れてというのは、そういうデータが出た後に考えていくという考え方を持っておりますので、ご理解してほしいと思えます。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

あす18日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後2時32分散会

第 3 号 (9 月 1 8 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（18番、5番、9番）
-------	-----------------

本会議（9月18日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企 画 課 長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

まず、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

○18番（池満 渉君）

おはようございます。台風15号により被災された方々にお見舞いを申し上げます。行政として市民の痛みを分かち、心を寄せての対応を切望いたします。

さて、昭和23年に予防接種法が制定され、主に感染症から子どもたちを守るために予防接種は実施されてきました。しかし、必ずといっていいほど健康被害の発生が問題となり、全国での集団訴訟や個別訴訟などの動きを経て、予防接種法の改正などもされてきました。

予防接種の目的は、多くの国民を感染症リスクから守ることであり、その副反応被害は天文学的な確率で低いとされ、私どももこれまで予防接種の効用だけを求めてきたことを反省しなければなりません。

さて、子宮頸がんワクチンは平成22年から交付金事業として、12歳からの中学1年から高校1年生相当の女子、中高生向けに接種が始まりました。東日本大震災のときに、「私も子宮頸がんにかかりました。だから娘にも」といったようなテレビ広告も大々的に流されました。平成25年度からは、定期接種として始まり、その後の流れは周知のとおりであります。そこで質問です。

本市における子宮頸がんワクチン接種事業の、これまでの流れについて時系列でお示しいただきたいと思っております。

次に、市民から接種後の副反応被害等の相談や問い合わせはありませんか。どのような状況でしょうか。接種後の健康被害救済については、医薬品医療機器総合機構法に基づくものや、日置市予防接種事故災害補償制度などがありますが、いずれも予防接種に起因することを証明できなければなりません。

しかし、本市にも救済制度の手続きがわからないとか、予防接種に起因することの証明を得られずに、健康被害に苦しむ市民が実在をしております。予防接種の意義そのものを否定するつもりはありませんが、不幸にして健康被害に遭遇された市民に対して、ワクチン接種の一翼を担った日置市として、どのように総括し対処されるのか、市長の誠意ある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、子宮頸がん予防ワクチンの接種によると思われる健康被害について、本市の実態と対策を問うというご質問でございます。

その1でございます。子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、厚生労働省に設置されております厚生科学審議会予防接種部会の検討の結果、平成22年11月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」が開始されました。対象は中学1年生から高校1年生に当たる年齢の女子となっております。

日置市といたしましては、平成23年度から事業を市内医療機関に委託し開始しました。平成23年度は延べ人数で1,931人、平成24年度は425人、計2,356人を任意接種として実施いたしました。

平成25年度からは予防接種法に基づく定期予防接種となりましたが、全国で予防接種後に全身の痛み等を訴える報告が相次いだため、国の指示に基づき6月から接種の勧奨を中止しております。そのため、平成25年度は68人の接種となっております。

2番目でございます。接種後の健康被害等の相談・問い合わせでございますが、平成25年度と平成27年度にそれぞれ1件、あわせて2件の問い合わせがございました。いずれも任意接種の時期に接種された方となっております。

3番目でございます。予防接種による健康被害が認められますと、定期接種の場合、予防接種健康被害救済制度に基づき国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担で救済給付が行われます。

任意接種の場合は、医療品副作用被害救済制度の救済給付がございました。この場合は、直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構から給付されます。いずれも健康被害として国の審査会の判定が必要となります。このほか、任意接種につきましては、市で加入しております全国町村会総合賠償補償保険で死亡、障害の程度で支給される場合もございます。

現在、厚生労働省では、子宮頸がん予防ワクチンの救済制度を定期接種のみでなく、平成27年度からの任意接種まで拡大していく方針が出されております。市といたしましても、国の基準に沿って対応してまいります。

○18番（池満 渉君）

18番、この子宮頸がんのワクチンについては、当初交付金事業ということで任意事業が始められました。そのときに、いわゆる交付金事業を延長してほしいとか、早く定期接種化をしてほしいとかいったような要望を、私たち地方議会もあるいは県議会も、全国から意見書などを国に上げてまいりました。

しかしながら、その後健康被害が相次ぐと、今度はまた、原因をしっかりと究明してほしいとか、適正な予防接種を行政はやってほしいとかいったような、今度は陳情、意見書を提出することになったわけです。私たち議会も、まさに翻弄されてきたというような気がいたします。まずもって、本市にもその被害を受

けて、いまだに苦しんでおられる方がいらっしゃるということがありますので、心から、まずお見舞いを申し上げたいと思います。

全国で340万人ほどが、この子宮頸がんワクチンを接種をしたわけでありまして。しかも12歳から大体高校1年、十五、六歳までの非常に若い女の子たちであります。

まず最初にお伺いをいたしますが、今、答弁にありました、いわゆる任意の時に2,356人ということでしたが、この数は、当時のいわゆる全体の対象者というのでしょうか、そこ辺に対して接種率というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

接種率でございますけれども、平成23年度から24年度の対象者は1,287人でありまして、1回でも接種された方は826人で、接種率は64.2%となっております。3回全て終了した方は665人となっております。全体の51.7%となっております。平成25年度定期接種となりましたけれども、先ほど申しましたように、6月中止をしておりますので68人とどまっております。接種率のほうは出しておりません。

以上です。

○18番（池満 渉君）

わかりました。この任意接種を受けた日置市内の2,356人、もちろん1回あるいは2回、3回ともというようなことで幾らか重なるかもしれませんが、そういった人の中で本市にも健康被害で苦しむ人が本当にいるんです。

私が相談を受けたお母さんの話を一人紹介をいたします。平成24年娘が中学2年生のときに学校を通じて、対象の女子生徒に対してワクチン接種の通知が来ました。その年の6月に1回目を、7月に2回目を接種、その後発熱、倦怠感などの症状が出たが、部活

動などの疲れが出たんじゃないかとほっておきました。3回目を平成25年の3月に受けて、高校入学をしましたが、それ以降体調がすぐれず、早退、欠席を繰り返し、高校でもなぜ休むんだろうか、ズル休みじゃないんだろうかというようなふうで、理解をなかなかしてもらえなかった。

主な症状は、不自然な分布の疼痛、つまり痛みがあちこちに飛ぶんです。そして、頻度や持続期間、症状がバラバラな頭痛、いつ痛くなるのかどれくらい痛くなるのか、どこが痛くなるのかというは別に、とにかく頭が痛い。痛いときにはハンマーでたたかれたような痛みがする。そして倦怠感、発熱があるということでした。この倦怠感というのは、朝なかなか起きられない。言い表すとどういことですかということ、80歳の、もちろん経験したことはないですが、80歳の高齢者が100mを全力疾走した後の疲れのような感じです。全く何もできない。朝も起きれないということなんです。

そのようなことがあったために、整形外科、とにかく痛みがあれば整形外科、発熱があれば内科、そして婦人科とあって転々とさまざまな病院を受診をいたしました。いずれも原因は不明でした。そのうちインターネットで、ワクチンの後遺症に症状が似ているんじゃないかというふうに自分で判断をしました。

現在は、子宮頸がんワクチンの健康被害について全国に指定病院がございますが、鹿児島では鹿児島大学病院でございます。その鹿児島大学病院で診察を受けるためには紹介状が必要ですので、自分が接種したこの日置市内の病院で、ワクチンを打ったからどうしてもこんな症状が出ているんですよと、ですから紹介状を書いてくださいとお願いに行っても、医療機関は、私たちが打ったワクチンとの因果関係がわからないから証明書は書けないと、紹介状は書けないと拒否された。

幸いにこの方は、別の病院で紹介状をもらい、現在、鹿児島大学病院でさまざまな検査・治療中であります。症状が出てから既に2年以上が経過をしております。現在は、大学病院のほうでもワクチンの影響じゃないかということを探いながら、対症療法として血小板の入れかえのための血液浄化療法を週2回、計7回受けていますが、今新たにこの治療のためのステロイド剤、免疫抑制剤などの副作用におびえています。

これまで元気で部活動も頑張っていた娘が、接種後に突然、急変したのです。娘は当然つらいでしょう。これから先も不安でしょう。同時に、親の判断で接種させた無念さは計り知れないと話してくださいました。

私は、以前所属しておりました議会の文教厚生委員会の席でも、その委員会の審議以外で担当の課長にも、本市にワクチンによる健康被害の報告はありませんかということ、その都度伺ってまいりました。そこで伺いをいたします。担当課のほうでは、当時と申しますか、いわゆる私が聞いたりしていたころに、全国で健康被害が発生しているということは把握されていたでしょうか。

それからもう一つ、そのときに、もしかしたら日置市でも被害者があるんじゃないかというような疑念、懸念はお持ちにならなかったのかということをお伺いします。

そしてもう一つ、問い合わせがあったということで、2件の問い合わせがありましたということでしたけれども、この2件の事例についてはどのような対応を担当課としてされたのか、症状を聞くなり、あるいは今はどんなふうですかとか何とかといことを十分聞いて、その相談があった方に十分な対応ができたのかということをお伺いをいたします。

この3点をお伺いをいたします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

報道等でもございましたように、副反応の

ことは担当としては認識していたと思います。その相談のことでございますけれども、最初の報告がございましたのが25年だったと記録がございます。25年のときには、こちらに相談があったというのではなくて、医療機関のほうから副反応の報告という形でまいりましたので、副反応の報告がありますと全て市町村のほうに、また報告が来るようになっておりますので、その報告を受けまして担当のほうで出向いて、いろいろご事情とかお聞きしている状況でございました。

もう1件は、ことしになってから8月のほうで、こちらのほうに市の独自の支援はありませんかということでしたので、まあ、ありませんということと、その後、ご本人さんからも保護者からも報告ができますということで、医療機関のほうからは報告が来ておりませんでしたので、保護者のほうから副反応の報告を出していただくように支援をいたしました。

以上です。

○18番（池満 渉君）

ご相談をすればいいのかどうかということ、あるいはその症状は随分遅れてから出るというようなことですので、予防接種をしたあくる日に気分が悪いとか、倒れたとかなると、ああ、注射のせいだと思いますけれども、半年も1年も経ってからすると、何のために、なぜこのような症状が出るのかがわからないというのがあると思います。

そこで、任意接種として始まったわけですが、いわゆる任意ですので保護者の判断で、本人たちの判断で受けるんですよというような捉え方ですけども、果たしてそんなことで片づけていいんだろうかというような気がいたしますので、当時の行政のかかわり方について二、三質問をいたします。

勸奨の方法は学校を通じてということでありましたが、受けなければならないような表

現や、接種を急がせるような様子はなかったのでしょうか。具体的にどのような形で学校を通じての勸奨をされたのか、お示しをいただきたい。

それから、接種費用、ワクチンを受けるときのお金はどのように表現をされていたのか。つまり接種費用については、こうこうして交付金事業等で補助がありますよというふうな周知がなされたのかどうか。

そのことの2点について、当時配布された文書の文言に沿ってお示しいただきたいと思えます。

○健康保険課長（篠原和子さん）

学校を通じてからの受診勸奨ということでございますけれども、こちらのほうでは学校を通じての受診勸奨というのは行っていなかったというふうに認識しております。ただし、市で実施する事業でございますので、学校側にもご理解していただきたい、部活とかいろいろな関係もございまして、そういったために予防接種を開始する前に、校長会のほうで3月と4月に2回、そして養護部会のほうで地域ごとに2月から3月にかけて4回、新しく年度になりまして1回、一応子宮頸がんワクチンについての概要や留意点というところを説明しております。

費用に関しましては、経費の1割負担、まあ、1,500円でしたけれども、それで負担しておりますということで説明はしております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

池満渉君、議席番号も言ってください。

○18番（池満 渉君）

18番、わかりました。この学校を通じてということとは、直接市が文章を出したのか、あるいは学校のほうが何らかのそのような周知方法をされたのかというのは、これは、また確認をして見たいと思えます。私が質問し

た内容が間違っていたら、それは訂正をしたいと思います。

最初の、2,300名余りの接種率が大体50%ぐらいだということですが、この数については、本当に任意の数と思っていいのかどうか分かりませんが、任意接種の場合、強い勧奨をしてはならないということになっているはずですが、学校を通じてどのような呼びかけがあったのかは、本当は定かではありませんけれども、その行為自体が少し強い勧奨をしてはならないんじゃないかということの領域を逸脱しているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

勧奨の方法が、少し強いのではないかというようなことをございましたけれども、その当時の対象者、保護者、医療機関、学校に対しての説明文書の中に書いてあります文言でいきますと、「この予防接種は予防接種に基づかない任意接種ですので、接種を希望する場合は保護者の同意により接種していただきますようお願いいたします。」というふうに明記をしております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

18番、わかりました。予防接種法施行令第5条では、「市町村長は予防接種の対象者やその対象者の範囲や予防接種を受けるに当たって、注意すべき事項、その他必要な事項を報告しなければならない」として、そして、さらに第6条では、「対象者等へも同じような周知をしなければならない」となっております。

そこで、この呼びかけ方について、4つほど質問をいたしますが、平成24年の2月8日付で厚生労働省から「接種を受ける法律上の努力義務がないということを保護者に明らかにすること」という通達があったと思いますが、このことはしっかりと皆さんに伝え

られたんでしょうか。

それから、任意接種であれば、保護者の責任で判断してくださいという文言は、今、課長が答弁をしてくださったとおり、そのようなことがありますけれども。では、保護者が、一般の市民が果たしてこの予防接種を受けていいのか悪いのかということ、その予防接種に関する効用やリスクというものを、どれだけ判断できたのでしょうか。そういったような判断材料は提供されていたのでしょうか。

もう一つ、万が一の救済制度については記載があったのかということです。予防接種との因果関係が立証されないと、なかなかさまざまな補償の対象に、救済対象になりませんが、そのことは明記されていたのでしょうか。

そして、今回、本市で使用されたワクチンは、ガーダシルでしょうか、それともサーバリックスでしょうか、どちらでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

25年の6月に中止されたわけですが、そのときには対象者全員に、こういった事情で今、勧奨のほうをやめますということで、中止の旨を伝えております。

そして、その保護者の方が内容をどれだけ判断できたかというふうなことになりますけれども、その内容が提供されていたかどうかということにつきましてですが、なかなかその文面だけでは接種の可否を判断できる十分な内容ではなかったのかなと思いますけれども、先ほど申し上げました説明文書の中に、医師から予防接種の効果と副反応について、十分理解した上で接種するかどうかを決めてくださいと明記しておりましたし、また、医療機関のほうとの関係がすごく大事になってきますので、医療機関のほうには十分な説明を行って、それから接種をくださいというふうに医療機関の説明会の中でも強く申し上げておりました。

以上です。済みません。

救済制度のことについての、明示されていたかということでございますけれども、説明文書の一番最後になりますけれども、その中に、「健康被害が予防接種を受けたことによるものであると認められた場合は、救済を受けることになる」というふうに記載しておりました。

それと、先ほどのワクチンのことでございますけれども、サーバリックスというのは、ウイルスの2つの、2価のワクチンでございます。ガーダシルは4つ、4価のワクチンになります。ガーダシルのほうが、後から使用になりましたので、ワクチンの数でいきますと述べ使用回数でございますけれども、サーバリックスの方が2,107件、そしてガーダシルのほうが249件というふうにして、サーバリックスのほうが多い状況でございました。

以上です。

○18番（池満 渉君）

18番、医療機関の協力ももちろんいただいて、先生方が専門でございますので、その病院での説明がなされなければなりません。保護者が接種に子どもを連れて来たときに、「本当にいいですか、わかりましたか、このことは理解できましたか」というぐらいに、保護者が「はい、わかりました」とはっきり言うぐらいに確認をしてくださいというふうになっているはずですので、ここら辺はもう少し徹底ができていれば、いわゆる連携がとれていればという気がしてならないわけでありませぬ。

今、使用されたワクチン、このサーバリックスが最も多かったということですが、このサーバリックスの説明書を私持っておりますので、二、三読んでみたいと思います。誰でもこれを入手することができます。

まず、規制区分の項目では劇薬と表示されております。劇薬です。また、効能・効果に

関連する接種上の注意として、ウイルスの型の16型及び18型以外に起因する子宮頸がん及びその前駆病変の予防効果は確認されていないとあります。

大体、日本人の子宮頸がんのウイルス、その原因は52、58型が多いというふうに言われておりますし、このワクチンを打ったときの予防効果は10%程度しかないんじゃないかという医療関係者さえいるわけでありませぬ。さらに、予防効果の持続期間は確立していないとも書いてあります。16歳から25歳の女性を対象とした追跡調査で、予防効果は最長で6.4年とあります。

子宮頸がんは一般的には20代後半から30代、40代、50代とずっと年齢が上がるにつれて発症していくのが最も多いんですが、12歳で仮に接種して、6年効果が持続したとしても、その後の効果は低いということになるのではないのでしょうか。

過去の統計で、子宮頸がんによって死亡した人を年代別に見てみますと、大体年間に二千五、六百人亡くなっているときの年代別では、29歳までに子宮頸がんて亡くなった方は、日本ではほとんどおりませぬ。私は素人ですから、これ以上のことは言いませんけれども、誰でも判断がいわゆるちょっとおかしいんじゃないかと、どうしようかと迷うような、やっぱり資料をしっかりと提供してほしかったという気がいたします。

さて、予防接種基本計画では、これにかかわる機関など、つまり予防接種をすることにかかわる人たちは、医療関係者、それから行政担当者は十分な研究や研修をすることというふうにあります。その研修では、今、私が説明した、使われるであろうワクチンの内容の説明書、これは会社側が出した説明書ですが、これの説明書やらあるいは健康被害が発生したときはどうしようかといったような対応など、医療機関の関係者と行政担当者の十

分な研究・研修は行われたのでしょうか。もしかしたら、国が進めることだから間違いはないというような思いも、行政側にもあったのではないのでしょうか。

専門である行政が、まずワクチンの安全性やリスクについて、しっかりと市民に行く前に市民のバリエードになる必要があったような気がいたしますが、この事前の研修・研究の内容についてお示しをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（篠原和子さん）

事前の研修内容でございますけれども、鹿児島市と比べまして日置市のほうは後から始めております。いろんな情報も入手してからの開始でございましたので、事前に製薬会社から来ていただきまして、そのワクチンについてのいろいろな説明、研修会を行っております。

そのときには、失神をされるというようなことなんかもいろいろと出ておりましたので、その辺の注意でありますとか、疼痛の痛みに対する対応とか、そういったようなことはいろいろと先生方と製薬会社のほうで議論がなされておりました。

そして、先ほど申しました受託をしていただく医療機関さんに集まっていたときの研修会の内容でも、副反応時の措置とか健康被害についての報告方法など、フロー図も示しまして、きちんとこのような形で行ってくださいということでお願いをしております。

そして、市民の方に向けてもですし、担当者のほうもやはり研修をしないとイケませんので、医師による講演会を市内のほうで2カ所、夏休み期間中に実施しております。その中でも、このワクチンのことの説明、副反応のことも述べられたと記憶しております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

18番、先ごろ厚生労働省は任意接種でも

定期接種でも同じように医療費とか、そういったものについては救済をするというふうに発表をいたしました。今、日置市の担当のほうに、現在、直近で健康被害の調査、そういったようなものが厚生労働省のほうから届いていないのでしょうか。そういった調べなどは届いておりませんか。

実は、けさの南日本新聞の記事に「副作用186人回復せず」というような記事が載っております。これは、全国の追跡調査ということで載っておりますが、ここら辺の結果は、もし調査が今、来ているとしたら反映されてはいませんか、どうですか。

それから、もう一つですが、ぜひ対象者、数は2,300人ぐらいでするので大変多いと思いますが、対象者全員の追跡調査、実態調査を本市でもやるべきだと思います。あわせてそれにかかわった、協力をしてくださった医療関係者の皆さんにも、先生方にももう一回日置市として情報提供を求めるなど、早急な体制が必要だと思いますが、このことについてはいかがですか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

健康被害の調査につきましてですけれども、今おっしゃった新聞の報道につきましては、昨日夜、厚生労働省のほうの予防接種ワクチン分科会副反応検討部会というのが開かれまして、その中でまとめられた報告だと思います。日置市のほうの報告というのは、国からは実際、全体的なまとめは来ておりません。

個々には、先ほど申しました25年に報告がありました分の追跡調査ということで、1年後に、一応どのような状況でしょうかということで報告が求められましたので、現在かかっていらっしゃる、そのときにかかっていらっしゃる医療機関のほうから調査の内容を国のほうに提出していただくように依頼しております。ですので、その日置市のほうの追跡調査の結果も反映されていると認識して

おります。

その日置市の全体の実態調査ということでございますけれども、接種前に、一応こういうことがございますよということも周知しておりますし、全体へのまた実態調査ということは今のところ考えておりませんが、非常に不安を抱えていらっしゃる方もいらっしゃると思います。また、報告等もなされていない方もあるかもしれませんので、こちらのほうからお知らせ版とかホームページのほうで呼びかけということは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○18番（池満 渉君）

18番、このけさの新聞の内容は、じゃあ、医療機関にそのような症状がある人が相談をし、受診をして、医療機関から厚労省に上がった報告が、まあ、自治体にも返ってくるわけですが、その部分の集計だということではないわけですか、そういうことですね。

○健康保険課長（篠原和子さん）

はい。

○18番（池満 渉君）

はい、よければいいです、わかりました。大変多いかもしれません2,300人。しかし、今、消費税が上がるということで臨時福祉給付金は1万人を超える人たちに通知を出しているんです。そして、その複雑な作業をやっているわけですが、二千数百人の人たちに、その後の健康被害はあなたにはありませんでしたか、どのようなことでしたかと言って、実態調査をするのはそんなに難しいことじゃないと思います。しかも、医療機関への届け出だけが日置市の部分だという理解は、これはできないと思います。ぜひ実態調査をやってほしいと。

そうでないと、先ほども言いましたように遅れて症状が出るんです。遅れて症状が出れば、普通の人はワクチンを打ったことの影響

とは思わない。半年してから子どもが調子が悪いということ、部活動でだれたからやっせんになったとか、ないかあたってからやらせんになったというようなことしか疑わない。

しかも、市がワクチンの勧奨して、市のほうが進めることに間違いなんかないと思うのが一般の市民ですよ。そういったことを考えると、恐らく被害者は少ないかも、まあ、健康被害を訴える人は少ないかもしれません。しかしながら、実際に皆さんに対して、本当にどうですかということをお心配をして、調査をすべきだと私は思います。

名古屋市は、8月の1日から名古屋市内の7万人を対象とする実態調査を始めました。接種した対象者には全て郵送で調査表を送り、調査への協力をお願いするために職員が街頭に出てPRチラシまで配布したとあります。接種者全てに対して、健康被害の有無について追跡調査・実態調査をすることを私は強く求めたいと思います。

今週の月曜日、ちょうど14日の日でした。全国被害者連絡会鹿児島支部が再発足をいたしました。健康被害は、今も言いましたけれどもすぐには表れない場合がほとんどであります。そして、母親同士の会話で、「最近うちの子どものなんか同じような症状がある」といったような、今その原因を疑い始めている人がかなりいるようであります。「原因はわからんやけど、どうも娘がこうなのよ」というような話がかかなり出ているようであります。

被害発生の確率は低いかもしれませんが、その結果次第では、日置市の予防接種健康被害調査委員会を開催するとか、あるいは各種の補償制度などでもしっかりとフォローができるような研究もしておかなければならないと思います。ただ、答弁にもありました、この因果関係の立証が非常に難しいことですので、大変な取り組みであります。

そこで、今、このいろんな国の賠償を待てないとか、あるいは各種の補償制度もまだなかなか確定していないということで、全国のこの健康被害に苦しむ市民に医療費の実費や、医療手当を補助する、それぞれの自治体独自の動きが全国で始まっております。全国で独自の補助制度を実施している自治体名を全て上げていただきたい。そして、その補助内容についても全てお示しをいただきたいと思っております。

○健康保険課長（篠原和子さん）

全国の独自の補償制度ということでございますけれども、県内のほうでは独自の補償は設けているところはないということで確認しております。厚生労働省のほうでも、全体の集約はなされていないというふうに認識しておりますので、市のほうで新聞とかネットのほうで検索するしか方法はなかったんですけれども、その内容で申し上げますと、神奈川県が県全体で医療費の自己負担や医療手当のほうを給付していますということで。そして、あくまでも国の救済制度の開始までのつなぎといったような考えだということでございました。

九州のほうでは、福岡県大川市、北九州市、そして宮崎市、そのほかでは北海道の美唄市、恵庭市、岩見沢市、室蘭市、そして愛知県のほうでは碧南市、刈谷市、知立市、名古屋市、東京のほうでは武蔵野市、杉並区、茨城県は牛久市、埼玉県はふじみ野市、栃木市、沖縄県は宮古市の、まあ、神奈川県を除きますと17市区町で医療費とか医療費手当てを給付、または方針を示すというようなことでございます。宮古市につきましては、渡航費のほうも入っております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

18番、相当数の自治体が本当に苦しむ市民の皆さんに、これは予防接種を、例えば国

がする事業に県があるいは自治体が、極端な言い方ですが法律が上級法に、まあ、逆らえないというか、変な言い方ですが、国がすることだから自治体が、非常に変な言い方ですがワクチンの被害者に対してどうというのは、なかなかやりにくくではないかというふうに、私はちょっと自分ながら思うんですが。

やっぱりワクチンそのものは、全体を救うという崇高な使命がありますので、しかし、残念ながらその中で、本当に健康被害が不幸にして出た人については、やっぱりまた、事業をやった市も行政も一緒になってそのことを救っていくべきだというふうに私は思います。一緒に同じ方向を向いて心配をして、どんな方法があるか、どのようなことをすればその苦痛から逃れられるか、健康な体は返ってきませんけれども、何がしかの心配は必要だというふうに思います。

この予防接種との因果関係は、やっぱり立証するということが非常に難しいです。しかし、子宮頸がんワクチンを接種をした後に健康被害が現れたというのは、これは明らかなんです。しかも、先ほど言いましたように、遅れて症状があればなかなかそのワクチンとの原因は疑わない。

日置市も第2期の総合計画基本構想を策定をし、議会でも審議をしておりますが、その中に「子どもが健やかに育つ仕組みづくりは」という、そのような市をつくり出すこととありますが、果たしてこの子どもが健やかに育つ仕組みづくりはどうなるのでしょうか。絵に描いた餅にならないのでしょうか。ただ、言っているだけではなくて、しっかりそのことにより沿って、できることをやっていくことが大事だと思います。

せめて、全国の自治体と同じように、あるいはそこまでいなくても何とかそういった苦しむ人たちを実態調査、追跡調査をしながら、わかった人たちについてはそれ相当の医

療手当と医療費の自己負担分、そういったものだけでも補助をするというような方向が正しい行政のあり方だと思います。ワクチン接種のこの事業の一翼を担った、日置市行政の責任として果たすべきじゃないかというふうに思います。

さて、市長、鹿児島県はまだありません、独自のいわゆる補助制度、健康被害に遭った人たちがしっかりと、ワクチンとの因果関係はわからなくても確かにそうだろうということで、今苦しんでいる人たちにとって、日置市が鹿児島県で最初に独自の救済に乗り出すということをお考えになったらどうでしょうか。市長のお気持ちをお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、このワクチンによる被害、大変大きな損害を与えているというのはわかっております。この救済という中におきましても、こういうものにおきましては、独自というか県いろんな形の中で連携していかなければならないと思っております。

特に、市独自でいい方法があるのかわかりませんが、このことについては県を含め、また市町村間の中の一つの課題として、みんな今後とも吟味をしていって救済していくべきだというふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

18番、私は何回も申し上げますが、この予防接種行政そのものを否定するつもりは毛頭ございません。

徳島県の三好市、人口2万9,000人のまちであります。この三好市は来月からそのように健康被害に遭った人たちに、独自の補助制度を決定をいたしました。

岐阜県の各務原市、課長がお答えになった自治体の後に決定をしたところ、ここは毎月10日の、つい先日ですが、市議会でも独自の

補助制度を決定をしております。ぜひこれは追跡調査をまずして、恐らく該当者は少ないことを願うわけですが、少ないだろうと思います。けれど、そういった方々にその実態をしっかり把握をして、果たしてそれじゃ、市としてどのようなことができるのかということの検討・研究はしていただきたい。そして、それが予算とかいろんな体制の中で許されるものなら、ぜひこれを実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、被害に苦しむ人たちは、子どもたちは学校も休学しているんです。どうしても子どもたちは学校に行きたい、けれど体調が悪いとまた早退をしなければいけないということで、学校側へもぜひ教育委員会とも連携をとって、こういった子どもがいるけれども特段の配慮をお願いしたいというふうなことを、ぜひとっていただきたいというふうに思います。今すぐに市長に答えをとすることは申しませんが、本当に真剣に、まずは実態をつかんでどんなことができるかというのを、担当課とぜひ研究をしていただきたい、そのことについて、最後に市長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、特に実態、相談というのは2件程度ではございますけど、教育委員会を通じ、また、医療機関とも打ち合わせをしながら、どれだけの相談と、また、それがそういうふうに因果関係にあったのかどうか、そういう実態等も十分私どもも今後調査をし、また、さっき言いましたように賠償のほうにつきますこのことについては、その後に検討していく。

この予防接種という中で、議会の中でもいろんな議員の皆さん方が気にはしなさいと言う、大変強いご要望があり、そういう結果の中でこのようなのが出てきたということでございますので、私ども行政も、議会にもみん

なお互いに責任があるんだという意識をみんなが持っていただくように、そういう措置をやっていききたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

5番、皆様、こんにちは。さきの台風15号によって、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、その後の台風18号が列島を縦断したことにより関東や東北地域におきまして、記録的な大雨により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして公明党所属議員といたしまして4点にわたって、一般質問をさせていただきます。

初めに8月28日、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる「女性活躍推進法」が制定されました。政府は2020年までに指導的地位を占める女性の割合を30%に拡大する目標を掲げております。

私ども公明党女性委員会では、昨年5月、国会議員を含む全国の女性議員906人が3カ月にわたり、各地で精力的にヒアリングを実施し、女性の生の声を集約。女性の元気応援プランとして、安倍首相に提出いたしました。また、政府に首相を本部長とする「女性の活躍加速化推進本部」の設置と、あわせて「加速化プラン」の制定を提案。今回、同法の成立を後押ししてきた経緯がございます。まず、これを受けて本市の取り組みをお尋ねします。

1、地方自治体が取り組む重要課題は何で、どう捉えておられますか。

2、現在、管理職として部長級、課長級、補佐級、係長級への女性の登用の現状と、今

後の目標値をお尋ねします。

3、市の職員で育児休暇を取得された男性はどのくらいおられますか。

4、今後の、計画策定の構成とスケジュールはどうなりますか。

5、共働き家庭が直面する小1の壁を打破する、放課後児童クラブ等の設置推進とスケジュールについてお尋ねします。

まず初めに、大規模校の伊集院小学校区への対策は、どのようになされますか。次に、幼稚園卒園児、本市への転入児が放課後児童クラブ等に入れていない現状を、どう捉えておられ、どのような解決を考えておられるのかお尋ねします。

次に、法律や市の条例に基づく一般廃棄物の減量化の考えをお尋ねいたします。

1、生ごみ回収に取り組んでおられる市民の反応はどうか。また、この取り組みをはじめ、今後のごみの減量化に対する市の方向性をお聞かせください。

2、平成23年度以降ふえ続けている事業系一般廃棄物の現状を、市はどう捉え、減量化の手立てをどう考えておられるのかお尋ねいたします。

3、リサイクルセンター搬入時における事業系一般廃棄物の抜き打ち検査を、近隣市では市民同様の分別の指導強化を定期的実施されているようですが、本市の現状をお尋ねいたします。

3点目、国際線を要する本県は近隣アジア等からの観光客が多く訪れています。今や外国人にとっては、外出時にも当然の設備としてWi-Fiは欠かせないアイテムとなっていますが、交流人口の増加を進めるために、本市への観光客誘致の一助としてWi-Fi環境を整える考えはないかお尋ねいたします。

4点目、世界では191カ国地域の9割以上が既に18歳選挙権を導入しています。日本ではやっと70年ぶりに選挙年齢が引き上

げられ、新たに240万人が投票可能となり、その数は全有権者数の20%に当たると言われています。そこで、選挙の投票率向上と、18歳以上に選挙権が付与されることを受けての、本市の取り組みをお尋ねします。

1、来年の参議院選挙より18歳以上に選挙権が発令されますが、選挙管理委員会の取り組みをお尋ねします。

2、高校生、中学生への主権者教育の強化充実と模擬投票に組み込みませんか。

3、期日前投票の簡素化のための宣誓書の書き込みを、いちき串木野市同様に生年月日と理由のみにできないかお尋ねします。

4、吹上農業大学など、もっと期日前投票所の増設を考えられませんか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、女性活躍推進法に関する法律制定を受け、本市の取り組みを問うということで、その1でございます。

みずからの意思によって職業生活を営み、また、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できることが重要な課題で、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用など、女性が活躍できる人事管理の見直しが必要であると考えております。

2番目です。女性の管理職の登用については、部長級がゼロでございます。課長級が2人、課長補佐級が12名、係長級が42名で、現時点における具体的な数値の目標は設定していないところでございます。

3番目でございます。本市において育児休業を取得した男性職員はおりません。

4番目でございます。地方公共団体の各任命権者は、今後国から示される策定のための指針、内閣府令等による女性職員活躍の状況を把握、分析し、数値目標を含んだ特定事業主行動計画の策定が義務づけられております

ので、できるだけ早い時期に策定したいと考えております。

5番目でございます。アで、現在、伊集院小学校につきましては、各保育園に放課後児童クラブ等を委託し対応しているところでございますが、9月に教育委員会が実施している児童の放課後等における過ごし方に関する調査結果を踏まえ、教育委員会と協議しながら、放課後児童クラブの設置について検討して行きます。

そのイです。放課後児童クラブは、保護者が労働による昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊び場、また生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、幼稚園卒園児や転入児等も利用できます。そのような現状があるとするれば、指導していきたいと考えております。

2番目の、法や市の条例に基づく一般廃棄物の減量化の考え方を問うという、その1でございます。生ごみ回収モニター事業につきましては、7月から55自治会で取り組んでいただき、順調に事業を進めております。参加世帯は約3,000世帯になっております。

市民の声といたしましては、可燃ごみの量が減り、ごみ出しの回数が減った。24時間いつでもごみ出しができるので、台所に生ごみがたまらない。また、参加していない自治会から、今からでもすぐにこの事業を取り組みたい等の意見があり、市民の方々の反応はよいのではないかと感じております。今後のごみ減量化につきましては、これまでの大量廃棄型社会から循環型社会への移行を念頭に、積極的に推進してまいります。

2番目でございます。事業系一般廃棄物の増量につきましては、市としましても苦慮しているところでございます。大型店舗等の進出が一番の要因と考えられますが、事業所のごみ分別が徹底していないことも否めないことだと思っております。減量化に向けまして

は、事業所に対しても市民同様のごみ分別の徹底と減量化、再資源化に向けた取り組みをお願いしてまいります。また、近隣市の事業系一般廃棄物の手数料状況を参考に、料金改定も検討していきたいと考えております。

3番目でございます。展開検査につきましては、昨年の決算審査で指摘を受け、その後5事業者に対して検査を行っています。本来、分別をしなければならない品目である、段ボール、チラシ、新聞、卵パック等がそのまま可燃ごみに混入していることもありましたので、口頭で厳重に注意を行っております。今後も随時、展開検査を実施し、分別指導を行ってまいります。

3番目の交流人口につながるWi-Fi設置をというご質問でございます。昨今の訪日外国人旅行者は、観光地等でスマートフォンやタブレット型端末を利用し、観光情報を入力する方も少なくないと認識しております。本市の観光地、観光施設で年間を通して最も多く外国人が訪れる場所は、薩摩焼の里「美山」だと考えております。

そこで、本市におけるインバウンドへの対応といたしまして、いち早く美山地区における公共施設を中心にWi-Fi環境を整えるよう、現在、検討段階に入っております。今後、年間の維持管理費や環境整備の必要性等を考慮しながら、Wi-Fi環境の拡充につなげていきたいと考えております。

4番目につきましては、選挙管理委員会の事務局長に答えさせます。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

選挙の投票率向上、18歳選挙権に向けての取り組みについてでございます。

1番目でございます。日置市では、今までどおり選挙時の市広報紙、お知らせ版の掲載、データ放送などを活用し周知をしてまいりたいと思います。ほかに、明るい選挙推進協議会を主体にした周知啓発活動に取り組んでい

くことが大事だと考えます。対象者に対してはダイレクトメールの発送、また、多数の方が集まるイベントでの啓発チラシ配布など、具体案は県及び関係機関との連携、協力をお願い、また国・県の動向と関係法との整合性を注視し、周知啓発に努めたいと考えております。

2番目でございます。主権者教育につきましては、学校での政治に関する学習や、社会に参加する学習が必要と考えます。また、模擬投票につきましては、生徒の政治への理解が不足していると、その実施効果は十分とならないことも考えられるため、まずは、現在取り組んでいる投票用品の貸し出しを、市内各学校の生徒会選挙や授業にもっと活用していただき主権者教育が充実し、さらに理解を深める手段として模擬投票を体験する進め方が、より効果的ではないかと考えております。

3番目です。日置市では平成24年度県知事選挙より投票所入場券の裏面に、簡素化した期日前投票宣誓書を印刷し、選挙人本人が事前に宣誓書を記載してくることで、スムーズに投票できる環境を整えてきたところでございます。

本人が氏名、住所を記載することで、過去に本人の筆跡で二重投票の防止になった経緯もあり、大切な投票を間違いなく遂行する上で、住所・氏名などの記載は不正防止のためにも必要であると考えております。

4番目です。農業大学校などの施設への期日前投票所新設ですが、農業大学校については、日置市の施設でないため、期日前投票システムネットワークに組み入れることが困難であり、また、それ専用のネットワークを構築するには、財政的にも厳しい状況でございます。

以上です。

○教育長（田代宗夫君）

18歳選挙権に向けての取り組みについて

お答えいたします。

将来の有権者である子どもたちが、国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、判断し行動する態度を育てることは、主権者としての自覚を持たせる上で大切であると考えております。

公職選挙法の改正により、選挙権が18歳に引き下げられたことから、高校では模擬投票等を取り入れた参加・体験型学習を始めております。小中学校では、児童生徒の発達段階や学習指導要領の趣旨に基づき、社会科や特別活動、総合的な学習の時間を通して、主権者としての意識を今後も高めていきたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩をいたします。

次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、市長のほうから答弁をいただきましたので、1問ずつ質問をさせていただきます。

まず、女性活躍推進法の件でございます。まず、県及び県内の19市における計画策定に向けた状況はどのようになっておられるのか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

女性活躍推進法が8月28日に制定をされておりますが、国は今後、基本方針を公表するとしております。県と市町村は、国及び県の基本計画を勘案して計画策定することとなりますので、現段階では県及び19市は未定の状況でございます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、はい、わかりました。まだ策定されたばかりでございますので、今後に期待した

いと思いますが、企業においては301人以上のところは、これが義務づけられています。日置市には、301人以上の職員を雇用している企業がございますでしょうか。あれば何社ございますか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

平成26年度の雇用実態調査によりますと、日置市内には製造業で2社となっております。以上です。

○5番（黒田澄子さん）

はい、2社あるということで、日置市も今後その2社が、今からそういった計画をつくっていかれると思います。今後、その2社の企業、また、300人未満の企業に対しても、301人以上の企業に対しては、これが義務化になっておりますけれども、結構大勢の雇用がある企業もあるように見受けられますが、そういった企業に対して市のかかわりは、今後どのようにしていくのかお尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

企業へのかかわりについてでございますが、先ほど申しましたように国の方針、それにまだ県のほうが策定をしておりませんので、現在のところどのような内容で、そしてどのようにかかわっていくかは、今後、国・県の策定後から検討してまいりたいというふうを考えているところです。

○5番（黒田澄子さん）

はい、管理職のことをお尋ねいたします。数的には先ほど申されましたが、昨日の一般質問の中では課長級以上だと思うんですけども、38名中2人、5%ぐらいだということで、市長のほうから答弁がございました。

この管理職への女性の登用率のアップを、今後考えていかれると思いますが、管理職になるために日置市役所に入庁以来、これまで女性と男性でスキルアップの研修が公平に行われていたのか否か、その点についてお尋ねいたします。

○総務課長（今村義文君）

研修の件でございますが、職階に応じた階層別研修や職員みずからの意思で職務能力の開発、レベルアップを図るチャレンジ研修の参加機会については公平に行われております。ただ、階層別研修については、育児休業や小学の就学前のための宿泊ができないことでやむを得ず、時期が遅れる場合がございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

5番、私も数人の女性の職員の方と話をする中で、「なかなか私たちは入ってからそういった研修を受ける機会がないのよね」と、多分これは日置市になる前の話かもしれません。今、答弁の中では、公平にやっているということでございました。

今から入って来られるというか、この10年間に入庁された方たちに対しては、公平にそういった管理職になっていくためのとか、そういう研修は受けておられるんだと思いますが、それ以前に市役所という旧庁に入ってこられた女性職員の部分では、若干若いときから男性はそういったものに行けるけど、女性はなかなかそういう研修に出させてもらっていないという部分があるように伺いましたが、そういったお話を聞いたことはございませんか。

○総務課長（今村義文君）

ただいまの件ですが、合併前のことについてはちょっと把握はしておりませんが、そのようなことはないと認識しております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、はい、わかりました。今後、女性に対しても男性に対しても、しっかりと将来的に管理職に登用されるべく研修が公平に行われているということですので、今後に期待したいと思います。

男性職員の育児休暇がゼロということでございました。先だって南日本新聞に鹿児島県

警の男性の方がおひとり初めて育休をとったことが記事になっています。23年経って、初めてこれが利用されたということで、新聞が記事にするほど珍しいことであった。もちろんうちの市はゼロでございますので、ここでやれば2回目に南日本新聞が捉えてくれるかなあと思います。34歳のこの警察官の方が、ご夫婦とも警察官のお仕事をされていて、奥様が8月1日に出産をされ、妻が退院後の8日の日から2週間の育休をとったということで、感想として3時間おきの授乳を手伝ったり、1時間以上かけて泣くのをあやしたり、育児の大変さを肌で感じ、今もできるだけ手伝おうと心がけている。家族、上司、同僚の支えが心にしみた。恩返しのため、これまで以上に県民のために働こうと思っていると話されています。また、ここの多分、上司の方だと思います理事官の方は、休める雰囲気づくりが重要で、周囲のサポートがうまくいった好例である。女性の活躍のため、男性も積極的に活躍してほしいとも話しておられます。そこでお尋ねいたします。

男性職員の育児休暇の取得ができない理由を、市はなんだと考えておられますか。また、そこへの改善には市役所という日置市でも多くの雇用のある働く場所という視点に鑑み、どのような取り組みが考えられるかお尋ねいたします。

○総務課長（今村義文君）

男性職員の育児休業につきましては、日置市特定事業主行動計画において明確に位置づけ、父親となる職員が育児休業をしやすい環境の雰囲気づくりの醸成に努めているところでございますが、これまでに実績がないことや育児休業期間中、無給であることから、その取得をためらっているのではないかと考えております。その改善に向けては、育児休業期間中の育児休業手当金の給付や諸制度の丁寧な説明を行い、不安の払拭に努め、男性職

員の育児休業の取得につなげていきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、今の答弁の中で無給であるということで、職員自体がためらっていると思っている。これはためらっているという調査か何かがあって、ためらっているという回答だったのでしょか、お尋ねします。

○総務課長（今村義文君）

結果的に取得者がゼロということで、そのような認識をしております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、先ほどの県警の初の男性育休の方もおっしゃっていますが、やはり上司や同僚の協力、これがなければなかなか踏み込めなかったのかなあと読み取れる記事になっています。こうやってできますよ、法律ありますよ、どうぞって言っても、その働く環境の中に、「お前はといやっとな」というような、一般の鹿児島県内の企業でとられた方が、とつても恥ずかしかったけど取りましたという男性の声もあります。

その辺のやはり風土的な、環境的な職場のそういう環境が、まず改善されないと制度があっても進んでいかない。そういった中で、日置市という大きな雇用のある場所で、ぜひ若い人たちが取れる風工づくりの部分にも頑張っただけでないかなとお尋ねしますが、その点感じられることはないのかお尋ねします。

○総務課長（今村義文君）

今、おっしゃるように職場内でのそういった雰囲気づくり、また、上司の所属長のそういった認識についても指導していきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、では次に、この法律が10年間の時限立法であることは、日本が世界基準に大きく溝を開けられている女性の登用率等を何と

しても、早期に向上していかななくてはならない事情も国にとってはあるようでございます。

日置市男女共同参画基本計画も平成30年度には第2次の計画となっていきます。そろそろその点も次期の策定に向けて取り組みを始めなくてはならない部分なんですけれども、本日の答弁の中で、県は義務化になっております、市町村は努力義務になっているわけですが、できるだけ早い時期に策定したいと考えていますとの答弁がございました。

日置市は、この策定に関して、女性活躍推進法と男女共同参画基本法という部分の策定の部分が、非常に交わる部分が多いわけですので、国もその辺のところはわかっていて、そちらと一本化してもいいよというようなことも流れてきていると思いますが、本市においては、これは女性活躍推進計画として別個につくるお考えなのか、もしくは男女共同参画基本計画が今後2次計画となっていきますので、そこと一緒に取り組むような流れになっていくのか、その辺のお考えをお尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

市町村の女性活躍推進計画は、市の男女共同参画基本計画と連動するものであるというふうに考えておりますが、策定の方法につきましては市男女共同参画基本計画に包括するのか、単独で策定するのかは、先ほど申しましたように国の方針や県の基本計画策定後に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

5番、衆議院の内閣委員会の附帯意見の中の順位14の中に「固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、本法の施行後3年の見直しにあわせて」という文言が入っております、また、14に関しましても、「本法の施行後3年の

見直しについて積極的に検討を行うこと」という附帯意見がついております。基本計画の場合は、10年間の中なのか、5年になるのかわかりませんが、こちらの女性活躍推進法は、どうも3年後には国自体が見直しをしてくるのかな、内容的にはよくわかりませんが、301人以上の大企業においては、今、既にこういったことが進んでいますので、あそこの枠が今度もうちょっと下がったところに義務化がかかってくるのか、また、地方自治体も義務化になっていくのか、これは私の私論でございますが、いずれにせよ3年後にそういったことが入ってきます。その点も考えていくと、別々につくったほうがやりやすくあると考えますが、再度ご答弁をお願いいたします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

先ほども申しましたように、市の男女共同参画基本計画につきましては、30年からスタート分を今後つくっていくわけでございますが、これが今、10年となっているわけですが、これにつきましても、また、今後10年するのか。

そして、先ほど話がありましたようにこの女性活躍推進計画につきましては、現在のところ任意ではございますが、3年後にまた見直しということを考えているようでございますので、この件につきましても、まだ国とかがはっきりしたそういう策定、方針等が明確でございませんので、ここらも十分勘案しながら、その計画等も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

5番、いい計画ができることを楽しみに待っていたと思います。

それでは、小学校1年生の壁と言われる放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

伊集院小学校区における放課後児童クラ

ブについては、これまでも再三にわたって同僚議員から質問があつてございます。その中で、やはり公設民営化でもしなくてはならないかなとそういった答弁、また、議員のほうから設置する方向で動いていると理解してよいかといった趣旨の質問に対しても、今の伊集院小学校の規模を考えたときは、何らかの形をつくっていかなくちゃと思つていると言われた経緯がございます。

伊集院小学校は、現在、861人が通い、全市の児童の30%の子どもが通つています。現在は、この7月の夏休みに入るときの登録で、193人が11カ所の放課後児童クラブに登録できている現状であります。もう既にこのような答弁が出ています。この小学校区の放課後児童クラブの設置に対する進捗状況をお尋ねいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

進捗状況でございますが、先ほど市長から答弁がありましたが、現在、伊集院小学校区につきましては、各保育園に放課後児童クラブを委託して対応しておるところでございます。9月に教育委員会が実施している児童の放課後等における過ごし方に関する調査結果、こちらの方を踏まえまして、教育委員会と協議しながら放課後児童クラブ等の設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、これはことしの3月の同僚議員の一般質問に対する答弁で、きちっと議事録が残っている内容です。その中で、しっかりと設置をしていかなくてはならないという考えを当局を示されておりますが、何ゆえ今後のこのアンケートの結果を見なければできないという判断をされるのか。861人が通つている大規模の小学校、今、どんどんふえていていまして、これまでも再三にわたつているんところで、こういった要望が出ていま

すが、もう一度、この伊集院小学校に関しては答弁が出ておりますので、それに対して進捗状況を聞いております。そこら辺についてもう一度お尋ねをいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

私どもといたしましても、これまで保護者からの直接の要望等には接していない状況がございました。そういった中で実態の把握ができていないということでもございました。

今回、教育委員会が実施しますアンケート調査の結果を得ることと、現在、実施されている保育園等の調整も必要なことから時間を要しているところでございます。今回実施された放課後児童クラブの利用の人数の結果により、伊集院小学校区の人数の把握をいたしまして、必要に応じて放課後児童クラブについて、既存施設の定数の見直しなども含めまして、関係機関と調整を検討してまいりたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、話がかみ合いません。これはしっかりとそういったことをやっていかなきゃいけないと、伊集院小学校に特化して答弁が起きているわけですので、もう既に伊集院小学校に対しては調査も起きているべきですし、逆に要望がないからできないと言われるのであれば、小学校のPTAから要望が上がればすぐできるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

私どもとしては、もう今、本当にこういった厳しい環境の中で子育てをされて、お二人でお家を開けて働いているそういった若い家庭が、この長い40日間も193人は登録をされていますので、193人は何とか居場所があったかもしれないけど、あとの子どもたちはみんなおじいちゃん、おばあちゃんのところに行っているのか、そういうことではないと、もう既にわかっているので、こういった質問もあった中で答弁されていると思いま

す。要望があればいつぐらいから取りかかり、来年の春から設置ができるものなのか、お尋ねします。

○福祉課長（東 幸一君）

要望があればというお話してございますが、その部分につきまして、今回、教育委員会のほうで実施をされますアンケートの結果に基づきまして、今、先ほど挙げられました現在受け入れている児童数、こういったものとその不足する分につきまして、うちのほうでも検討してまいりたいというふうに考えております。時期については明確なところは持っておりませんので、現在のところ申し上げられない状況です。

○5番（黒田澄子さん）

5番、ちょっと納得のいかない答弁なんですけれども、伊集院小学校どンドン子どもたちがふえていて、先日ちょっとお伺いした折にも、いろいろクラスの問題とかも教室の問題もできたばかりですけど、もうちょっとふやさないといけない状況が、小学校、中学校、伊集院小学校区においては見えているような状況で、今まだふえ続けています。

時期もわからない、要望が上がってこないと検討もできない、そういったことがこの答弁で出てくるとはちょっと思っておりませんでした。着々と情報を集めて、どこら辺にどういうふうにしていくのか、例えば公設民営ということを、前回答弁されているんですけども、公設民営となった場合は非常にやりやすいのかなと考えています。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉課長（東 幸一君）

事業主体についてのお尋ねだと思いますが、できるだけ安定し継続的に事業を実施していただけるということから考えますと、社会福祉法人等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

ぜひこのアンケートの結果が出た時点で、早急に取り組んでいただきたいと申し添えておきます。

あとは、鶴丸小学校も180人の在籍でこの夏休みは20人しか登録できていません。利用したい子どもが充足しているとは考え難い。ほかのところもなかなか放課後児童クラブ、厳しい状況があると思っています。こういった厚労省は一小学校区、一放課後児童クラブと言って長くたっております。こういったところの状況を、今後どのような手法で改善されていくお考えか、お尋ねいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

こちらのことにつきましても、先ほど申し上げましたように児童の放課後等における過ごし方に関する調査の数等をもとに、利用人数等洗い出して必要に応じて、そのクラブの設定等を考えていきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、あとその幼稚園に入っておられた方、それから日置市に転入してみえた方が、1年生になったら行ける場所がない。それはちょっと今後の定住促進を考えた上でも、若い人たちが入って来てくださったが、幼稚園や突然入ってきた人たちが受け入れられないという現状があるようです。

これは、先だっけのその教育委員会がやっている放課後子ども教室の協議会のようなものの中で、生の声として会場のお母さんたちのほうから出ていました。この辺指導はされていると思いますが、現状、拾われていない現実をどのように捉えておられか、お尋ねいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

今、おっしゃるような現状があるとすれば、私どものほうも園のほうに、そういった指導はしてまいるというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

それでは次の質問に移ります。一般廃棄物

の減量化です。

今、市民が出す一般廃棄物、いわゆる可燃ごみの中の一番のお困りものであった生ごみの回収を、今年度からモニター的に実施を進めていますが、モニターに参加した人は、生ごみだけを出せばいいということがいかに楽なことか実感していると思います。

この全市的にやる前に、それぞれ家庭でモニターをやっていた人たちが200人近くおられると思うんですけども、なかなかうまくいかないこともあって、私もやっていたのでよくわかるんですけど、小さく切ったりちょっと量が多いと酵素がうまく働かなかったり、ちょっとやる気が失せたりすることもありました。そういう意味では、まとめて持っていってもらえるという先進的でとても簡単、大きく評価される日置市の取り組みだと思っています。この取り組みの今後のスケジュールをお尋ねします。

○市民生活課長（田淵 裕君）

まず、モニター事業の28年度につきましては、今月下旬から各自治会に案内文書を発送し、28年度新たにこの事業に参加を希望される自治会を受けつけます。今後につきましては、市民の理解を得ながら5年後を目標に、この生ごみ回収事業と、生ごみ堆肥化容器、コンポストを活用し、可燃ごみから生ごみを排除しCO₂の削減を図ってまいりたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、先月、指宿市の市議団が12名視察にお見えになりました。物すごい高評価を受けておられて、議会の中でもそういった話がやんやんありましたという報告を受けています。大変先進的な事例であったというふうに自負をしているところでございます。

26年度からは食用用の油の廃油回収もこれまで紙に吸わせたり、薬品で固めるという手間やお金をかけた上で、可燃ごみで捨てて

いたものを、ペットボトルに入れて出すという、とても簡単で手間のかからない回収が始まり評価するところですが、食用油の廃油回収の現状をお尋ねいたします。

○市民生活課長（田淵 裕君）

食用油廃油の回収は、今おっしゃいましたように26年度から取り組んでおります。回収の実績は26年度が年間約5,500ℓでした。27年度は8月までの5カ月間で、約3,200ℓを回収しております。なお、回収した廃油は焼却せず生ごみ回収モニター事業で回収した生ごみの処理に、酵素や竹チップとともに再利用してCO₂削減を図っているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、こうやって生ごみも油ももうリサイクルされていくとなると、可燃ごみがどこまでリサイクルできるのか楽しみになってくるわけですが、先進的な情報があれば、ご存じであればお示しくください。

○市民生活課長（田淵 裕君）

鳥取県の伯耆町で取り組んでいる事例ではございますが、使用済み紙おむつのリサイクル化を行っております。高齢化社会を迎え大人用の紙おむつの需要は年々増加しております。この使用済み紙おむつを焼却するのではなく、固形燃料としてリサイクルし、ボイラー等の燃料資源として活用されているようです。本市におきましても使用済み紙おむつ量の量がふえておりますので、この固形燃料化へのリサイクル化について、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、今回、私がこの一般廃棄物の減量化を取り上げましたのは、市のホームページの「市政ご意見提言箱」6月受けつけ分にごみの総排出量についての市民からのご意見がありました。要約すると、「ごみの総排出量が見える範囲のデータでは平成22年が一番低

く、平成25年に向かって上昇傾向にあるが、市はどのような取り組みをしているのか」との質問でした。しっかりと分別に取り組み、減量化に取り組む市民の意識も非常に高まっていると読み取れました。

質問に対するクリーンリサイクルセンターの回答には、平成23年度対比で25年度は家庭からの一般廃棄物130t増に対して、事業系のは1,040t増となっている。原因としては先ほど言われたみたいな大規模小売店等が進出してきたということも一因であると書いてあった後に、事業系一般廃棄物については、本来分別を行わなければならない品目、先ほども出ていました段ボール、新聞、チラシ、卵パック等についても、そのまま可燃ごみに混入してあるものと確認しておりますと掲載がしてありまして、その後は何ら答えてなかったんですけども、このような分別をされていないものを持ち込む事業者への指導はどのようにされているのでしょうか、お尋ねします。

○市民生活課長（田淵 裕君）

先ほど市長が答弁しましたように、昨年の11月からではございますが、事業系一般廃棄物の展開検査を実施し、各事業者へ分別の徹底を指導しているところでございます。今後も随時行ってまいります。

○5番（黒田澄子さん）

5番、この指導が1回あったところが、2回目にもそういったことがあった場合はどうなることになるのか、お尋ねします。

○市民生活課長（田淵 裕君）

展開検査による罰則基準は特に設けておりませんが、分別が守られなかった場合は、搬入を断る旨の警告を行っているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

近隣市では、それがもう10年以上前からやられていまして、本市ではやっと始まった

という感じです。しっかりとその辺の指導をやっていただきたいと思います。

次に、W i — F i 設置に入りますが、美山のほうで今回、国文祭もあるということなんですけれども、W i — F i を設置していくということなんですけれども、今後はこういったところにW i — F i 設置を考えておられるか、また、目標的にはどれくらいの箇所にW i — F i 設置していきたいのか、お尋ねします。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

先ほども市長のほうで答弁を申しましたとおり、訪日外国人、特に、観光目的で本市を訪れる外国人に対しての利用頻度が高いと思われる観光地、中でも美山を中心にW i — F i 環境を整備しながら年間の維持管理経費、環境整備の必要性など、ニーズの把握に努めながら、環境整備の拡大につなげたいと考えております。

今後、日置市のどこに外国人が多く訪れるのかということも調査しながら、検討を進めて行きたいというふうに考えます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、どこに外国人が多く来るかという実態調査の前に、多分W i — F i が設置してないと外国人が来ないというのが通常の見解だと思っています。もうちょっと一歩進んでやっていただけないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

現状といたしまして、確かに欧米、アジア各国のタブレット端末、スマートホンのユーザーは、公共施設や観光施設などで無料のW i — F i の利用頻度が日本人に比べて高い現状にあると認識しております。

日本では、スマートホンの急速な普及とともに、3Gや4G、LTEといった高速通信の全国普及が進んでいることもあり、無料W i — F i の利用機会が少ないということも総務省の調査の中で示されております。

今後、外国人のユーザーに対する本市の取り組みというふうなことで、先ほど議員のほうからも申しとおるとおり、観光目的で来られる外国人の把握に努め、今後また必要に応じて調査研究しながら、環境整備の拡大に図るといふようなことを検討していきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、日置市は非常に立地条件もよくて、電車でも来れます。高速もあります。いろいろな環境が整うと引張ってこれる要素になる。そのしっかりしたところがやっぱりW i — F i 環境ですね。うちもよく学生が留学生が来ますけれども、ほとんどこれで電車の乗りかえとか、船の時間帯とかも全部調べながら、地図も調べながらこのまちでおいしい食べ物とかと言ってどんどん調べながら、散策をしています。それが今の旅行者の常識であるということをついて、今後ふやしていただきたいと申し添えておきます。

次に、最後ですけれども、18歳選挙権いよいよ始まることについての取り組みを伺います。本市における18歳、19歳の新有権者数は何人になるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

昨年9月の調査で、県に報告した数値ではございますが、1,065人が新たに有権者となる予定でございます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、この答弁の中で、模擬投票を体験する進め方がより効果的ではないかと考えると言っておりますが、模擬投票には何か行ったらっしゃるようなことも伺っていたのですが、それは学校の生徒会の選挙のときということだけだったということなんですか、お尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

現在、行っておりますのが、生徒会選挙での選挙投票箱、それと記載台、そういったも

の貸し出し等が主な啓発活動でございます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、出前講座みたいにして、例えばそういった高校だとか、そういったところに向かって行くというのは、既にあったでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

昨年、その出前講座というか、その貸し出しで訪れた場所で話をしてほしいというような求めがありまして、そこで出前講座方式で選挙についての啓発の説明をしたという事実はございます。

○5番（黒田澄子さん）

5番、大学生になってこのまちを離れる人がいる場合に、住民票を移動しないケースが多くあると、それはよその市町でもそうです。そのために大学に行ったその場所で投票券が来ない。実家のほうに投票券が届くわけですので、国政選挙においても投票ができない、そういったことで若者が投票に行けていない、関心がないだけではなくて、そういった事情もあるようです。

実際には遠隔地不在者投票という制度もあるんですけども、非常に選管同士のやり取りをして、何回かやり取りをしないとできないちょっと面倒な手続きであります。こういった若者への対策は重要と考えますが、本市においてはこういった手立てをお考えですか、お尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

公職選挙法においては、選挙人名簿登録は住民票のある居住地に3カ月以上居住し、引き続き居住するものが選挙人名簿に登録されるとなっております。大学生に限らず住民票を移動しないケースにつきましては、住基法などの他の法律が関係してきますので、独自の対策は難しいところでございますが、選挙管理委員会としましては、公職選挙法に定めている不在者投票の制度の周知に、今後とも努めていきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、例えば、住民票の移動をしないから市民課に行ってもあれなんでしょうけども、例えば市内に高校がたくさんございます。そういったところの3年生に対して、住民票を移動しておかないと、行った先で選挙ができなくなりますよと、18歳から始まりますので、そういった周知をされるお考えはないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

今後、18歳の投票権の引き下げに伴って、そういった面についても啓発を図っていきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、主権者教育に入りますが、中学校の子どもたちの場合、ほとんどが進学をしますけども、進学をしない義務教育で終わる子どもたちもいます。そうすると主権者教育を受ける機会がなく18歳を3年後迎えるということもあるので、今回、中学校まで質問をさせていただきました。

主権者教育というと「いろいろこういのが始まるよ、行きなさいよ」というような上から目線のものが多くなるのかなという部分で、ある本の中には、そうじゃなくて君たちが投票に行くことを期待しているよ。君たちが政治に関心を持ってほしいよ。10代の人たちがどういった政策を望んでいるのか、そういったことを期待しているよ。日本の国を担っていく人だよという、下から目線が大事だということが書かれてあります。この点についてはどう考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

どう考えるかと言われても困るんですが、中学校では先ほどお答えいたしましたように、社会科の時間やそういう時間にきちんと主権者教育ということで指導いたしておりますので、今のところはその指導していただきたいと、当たり前ですが。

今後はちょうど2016年ですので、来年度が新しい学習指導要領の答申が出る時期でございますから、今の中学生が高校に入った来年、再来年、2年間ぐらいありますので、今後、その中学校の今度の学習指導要領の中で、この主権者教育というものが、この18歳の選挙権に絡んで、どう変わっていくのか、そのあたりも見据えながら指導していかないといけないと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、先日、私たち議会も久保田先生の講義を受けました中で、それも地方創生だったんでございますが、学生の傾向として、10代の傾向として、一人が行くよという10人ぐらいと一緒に、じゃ、選挙に行こうねと、前回、鹿児島市は鹿児島大学に設置がされていまして期日前の。

そういった感じで大人の人たちは1人で行ったり、行ってもご夫婦ぐらいで行くんですけども、若者はみんな、よく言う「つるんで」という言い方ですか、グループで投票に行かれるので、意識がしっかりあると本当に政治に関心が持っていけるのかなという部分で、中学校や高校での主権者教育がやはり一番のそういったものを真剣に聞ける場所に変わるのかなという部分で、今回は質問をさせていただきました。

あと宣誓書なんですけども、できないというような答弁でしたが、じゃ、なぜいちき串木野市は生年月日だけでできているのでしょうか。そこをお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

宣誓書の件なんですけど、その解釈の仕方です。いろいろ市町村によって現在、方法が違っているのは事実でございます。県内の19市の中でも、5市がこのような方法でやっております。一番簡素化しているのが、いちき串木野市というふうに認識をしております。

ただ、本人の確認については怠りのないよ

うに対応するよにとの過去の判例もあることから、本市としては現状の形で本人確認をさせていただきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

5番、もう総務省から通達が出ておりますので、全国的にこれがもう始まってきていると思います。せめて住所は表に書いてありますから、筆跡というのなら氏名だけは書かなくちゃいけないというふうにはできないものでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

今後、他市町村の状況を踏まえて検討を進めたいと思います。

○5番（黒田澄子さん）

どんどん高齢化も進んできて、小さなところにいっぱい文字を書くのは、おうちで書くにしても面倒くさいことでございますので、もうちょっと簡素化をしていただきたい。

最後になりますけれども、市民が集まる場所に、もっと期日前投票の投票所の設置ができないか、例えば伊集院駅の構内だとか、伊集院でいうソレイユタウンですか、そういったところ。総務省のデータでは学校、それから幼稚園、公民館、学校以外の体育館、集会所、駅構内、ショッピングセンターそういったところで、既に期日前投票所が開設されているというデータが出ています。その辺をお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

期日前投票所を設置するに当たり、投票の秘密を確保できる場所を選挙のたびに確実に確保できるか、明であることが一番の課題であると思っております。また、利用者の多い場所となると、それ相応の設備や人員配置、それからトラブルに迅速に対応できる体制も必要となり、現在の体制においては、これら全てを満たすことは非常に困難であると考えております。

○5番（黒田澄子さん）

最後になりますけれども、投票率を向上させることが選管にとっては大事な仕事だと思っています。それで、期日前投票も始まってきたわけです。よそのまちがそういったショッピングセンターや駅の構内などでやっている現状があるので、もっと前向きに検討をしていかれることができないのか。よそではやっているわけです。今からそういったこともふえてくると思います。始良市も新しくできるイオンのほうでできないかというような検討をされているようです。そのあたりをお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

人の多く集まる場所での期日前投票所の開設ということについては、期日を1日、2日というふうな限定した設置であれば、何とか可能ではないかというふうな検討もしておりますので、今後十分、他市の状況を見て検討したいと考えています。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、上園哲生君の質問を許可いたします。

〔9番上園哲生君登壇〕

○9番（上園哲生君）

それでは、さきの通告に従い原子力防災について質問をいたします。

川内原発第1号機は7月10日に燃料を装填完了し、8月11日に再稼働、9月10日に営業運転に入りました。第2号機は9月13日に核燃料157体の装填作業を完了し、今後の検査で問題がなければ10月中旬に再稼働し、11月中旬に営業運転に移行する予

定となっております。

そこで、これまで福島第一原発での重大事故を教訓にしながら、原子力災害が発生した際の発災事業者、九電ですけれども、発災事業者の責任としてどのように災害終息活動に取り組んでいくのか、いわゆるオンサイト活動について九電は説明をし、検証がなされ、その実行性を高めるための訓練もなされていることは、報道で知るところであります。その中で、事故の際の3点の対応策、まず、とめるための対策、特に、施設の設備が使えない場合でも、確実に原子炉をとめるための方策を検討し、準備はなされてきました。

次に、冷やすための対策も福島第一原発の事故のように、電源喪失により冷却ができず燃料棒が溶け出し、水素爆発を起こし放射性物質を拡散させてしまった大変苦い、強い反省と恐ろしい経験に立って、炉心損傷に至り得るさまざまなケースに備えた対応策、訓練がなされているようです。

3つ目の、閉じ込める対策としましても、例えば炉心損傷が起きても、格納容器内の圧力、温度の上昇を抑制し、水素爆発の防止により破損させないための対応策を講じております。しかしながら、福島第一原発も地震、津波といった自然災害との総合災害によって重大事故が引き起こされました。

ですから、どんなに設備に新基準で対応し、設計上の想定を超える事故への対応策が練られていても、住民の方々の不安感、不信感を払拭することはなかなかできないことはいたし方のないことだと思います。

その一因の中には、国や自治体の担うべきオフサイト活動が万一の場合に適切に状況を把握し、判断がなされ、それに基づく実効性のある住民避難、周辺地域の環境放射線モニタリング、汚染検査、除染などが確実に実施されることができるといえるかという思いが強いからだと思います。

ちなみに、ただいまの本市の測定器の線量率を見ますと、68前後のnGy/h、変動幅が20から300nGy/hということでございますので、その範囲内おさまり、500nGy/hを超えたときには、これ、事故が起こったということでいろいろ連絡が来ることになっております。

そこで、基礎自治体として住民の生活の一番身近なところで、担うべきオフサイト活動について質問をいたします。

まず、原子力発電の事故の際には専門用語が多く、大変な専門知識を要求される情報が混乱状態の中で入ってくる可能性が極めて高いと予測されます。そうした中で、市民に正しい情報を提供し、適切な判断に基づいた指示がなされなければなりません。そのためには、担当職員は原発に対する専門知識の素養が求められてきますが、どのように学習がなされているのか、伺います。

次に、本市は空間放射線測定局を4カ所設置し、環境放射線モニタリングを環境放射線監視センター、オフサイトセンターを通じて行っております。この30km線状の4カ所をもって科学的根拠に基づいた適切な判断がなされると言えるのでしょうか、市長の見解を伺います。

さらに、川内原発から30km圏外ということで、放射線測定局もない吹上地域や南さつま市などが避難先に指定されておりますが、その安全性の科学的根拠をどのようにお考えになりますか。

3番目の質問といたしまして、平成25年4月に本市の地域防災計画が策定され、本市の2万7,000人が避難しなければならない状況にあり、そのうち1万5,000人余りは市内の公共施設に避難先を確保するというので、吹上地域の自治会の公民館などを指定されましたが、2年以上経過しても、その自治会の住民には何らの詳しい説明がなさ

れておりません。どのようにお考えになっているのか、伺います。

第2次日置市総合計画の生活環境の基本目標に、「豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり」と掲げるのであれば、川内原発が再稼働した今、大変心配をしている住民の安心感につながる答弁を期待をいたしまして、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の原子力防災に備えた避難計画の実行性の対応について、その1でございます。

平成27年度では、7月に原子力防災基礎研修に総務課2名、消防本部2名の計4名が、2日間参加しております。このほか、9月に災害対策要員研修及び本部図上演習に1名、3日間参加の予定でしたが、これは延期されております。災害対策要員として必要な専門知識、基本的な住民の防護活動対応能力を習得するため、積極的に研修に参加しているところでございます。

2番目でございます。川内原子力発電所を取り囲むように、半径30km圏内と甌島に73局の測定局を用いて、平常時から24時間監視を行っております。測定局は、方位や距離が偏らないように設置してあり、現在のところ県も30km以遠にモニタリングポストの設置予定はなく、市としても、いまのところは考えておりません。

3番目でございます。避難計画の住民説明会については、県と共催で平成26年5月末に原子力災害対策及び避難計画について市内3カ所で開催し、市内のどこの会場でも参加できるよう配慮したところでございます。

県も原子力災害対策の説明会は予定していないということで、市としましても、その概要については、既に周知を図ったところで、さらなる説明会は今のところ計画はしており

ません。

○ 9 番（上園哲生君）

9番、ただいま市長の答弁をいただきましたけれども、市長は昨日の同僚議員の答弁でもありましたように、市長も市民の方々の不安感が払拭されているとは思わないという認識を示されました。ただいまの答弁にいたしましても、少しも市民のその不安感に何とか応えようという姿勢がちょっと見受けられないような気がいたします。そこでもう少し細かく、一歩も二歩も踏み込んで質問をさせていただきます。

先ほども申しあげましたように、まず、この原発防災の対応については3点の立場があります。

一つは発災事業者、九電ですね、発災事業者としての、さきに述べたようなオンサイト活動。

そして2つ目は、原発事業者同士が協力して行う活動、例えば使用済み核燃料の対応でありましたり、あるいは事故時の大変放射線レベルの高い中でのロボットの活用のことでありましたり。

そして3つ目に、いよいよ国や自治体が対応に当たらなければならない避難計画等、あるいは平常時の放射線染料のモニタリングなど、このオフサイト活動という3つがありますが、この3つ目のオフサイト活動につきまして、主に質問をさせていただきます。

今、答弁でありましたこの職員の研修について、オフサイトセンターと関係をして専門用語の理解でありますとか、数値の意味合いでありますとか、そういうことを通じながら、その職員のいざというときのためのその力量を向上させたり、維持していく研修だと思いますけれども、ただいまのその状況の中において、率直に市長は、どういうご認識を持たれますか。

○総務企画部長（福元 悟君）

関係する職員の認識のところのご質問でございますけれども、平成27年度でも職員のそういった専門知識といえますか、そのような研修に当たるところでは、原子力防災災害基礎研修、このようなところに今回は総務課、それから消防本部のほうで4名ほど参加をいたしております。

それから、ことしの7月には川内原子力発電所1号機の燃料装填視察ということ等も視察を行っております。平成26年度におきましては、これまで大きなもので6関係市町による課長会議、それから関係市町の原子力防災担当の研修、安定ヨウ素剤の配布に関する説明会、それから被ばく医療関係機器操作等の説明会、それから原子力防災訓練の関係機関による調整会議、これは1回から3回までというようなことで、非常に県が持ちます原子力専門家というような配置というのはなかなかできないわけですが、そのような県からの機会をいただいて研修は重ねてきている状況でございます。

○ 9 番（上園哲生君）

ただいまの研修状況につきましてのご説明はありましたけど、それでもって、本当にいざというときに、その研修してきた知識で適切な判断ができるのだろうかという心配をいたします。

ちなみに発災事業者、オンサイト活動のほうは、重大事故が発生した場合には、必要な作業人員を現実的に積み上げて、52名で対応は可能だと説明しております。よって、非常招集可能な要因を260名常駐者として、発電所内あるいは近傍に分散配置して対応できる体制を整備中であるという説明がなされているわけです。

そういうところから出てくる情報を受けて、今後は行政として市民の皆さんにいろいろな指示をしていかなければならない。市民の命、健康に係るところの判断をしっかりしてい

なきゃならない。そうした場合に、本当にその原発に対する専門知識を所得したり、数字の意味合いというものを、きちっと次の行動に移せるような学習効果をつかんでいるといえるのかどうか、本当は市民の皆様の不安感を払拭するために質問したんですけど、何か不安感をあおるような答弁になっているような気がしてならない気がいたします。

そこで、一つ提案を含めまして思うんですけども、先ほど一応、危機管理の職員の方々が3名おられて、そして消防の職員の方と一緒に研修を受けたりされるわけですけども、ここはどうしてもその原発に関する専門知識を持った職員の採用というのも検討すべきじゃないのかと、そのことが市民への安心感につながるんじゃないかなと思うんですけども、そこらあたりのことにつきましては市長、どのようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

この専門職でございます。大変難しい部分がございます。県と、また私ども申木野関係市町村ともどうするのか、そこあたりは今後、十分検討させていただきたいと思っております。

○9番（上園哲生君）

9番、ぜひご検討いただきたいと思っております。やはり余り知識のない職員に負担がかかるような状況は、かえって混乱を招くような気がしますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

もう一つ気になるのが、確かに県と連携するんです。オフサイトセンターとも連絡を取り合っただけで情報の取ら合っただけでやるんですけども、複合災害の中でそういう状況になったときに、そういうところと連絡がつかない、つまりいろいろな判断をしなきゃならないわけですね。

まずは、その立地自治体としてのその原発のある3km圏内、あるいは5km圏内、あるいは10km圏内、そういうところから従って情報

を出していかなきゃならない状況もあろうかと思っております。そうしたときに30km圏内の日置市が、どういうふうな情報の取り方をするんだらうかと、もしかしたら、そうした混乱の中で県やオフサイトセンターとの連絡が取れない。市が独自で判断を迫られる状況というのは、想定内の中に置いておかなきゃならないんじゃないのかなと思うわけです。

と申しますのも、先ほど福島原発の事故を教訓にしてと申し上げましたけれども、市長はよくご存じだろうと思っておりますけれども、この福島第一原発、これ大熊町というところにありますけど、大熊町の大変北部のほうでございまして、この福島第二原発はその隣接地の福島富岡町というところで、第2号機が一番南の端にありますけれども、第1号機のお隣の町、大熊町にあります第1号機の10km圏内になっているんです。そしてその時代はいわゆる原発の安全神話がまだ生きておる時代でした。富岡町のそういう原発危機に対する担当課は生活環境課というところが担当だったらしい。

そして、担当課長が後から振り返ったときに原発安全神話が生きておる時代ですから、何も連絡がないということは大丈夫なんだという認識でおられたようです。ところが、担当の職員が公用車に油を入れに行ったら、県の青パトが住民に避難指示をして広報活動しておる。それを聞いて慌てて職員は帰って、そして今こういう県の青パトが広報して回っていましたけど、何か情報が入っていますかということでしたら、結局、その県のほうからもサイトセンターのほうからも、むしろオフサイトセンターとは電話が通じなかったと、課長は後で述べておられますけども、そう状態にありまして、何とか情報を取ろうということで担当職員も一所懸命いろんなものでインターネット等を初め、いろんなもので情報を取り始めましたら、第二原発がありました

から、そこから連絡員も来られたりして情報が入り始めた。

そうしましたら担当職員は、その専門用語、アルファベットで言われるその意味合い、ましてや数値、そこで一つ例を出してありましたけど、「タク2メーター」と言われたときに、一体何のことなのか、どう住民に報告すればいいのか、わからなかったと、戸惑ったと。タク2m、タクというの、私も後で知ったことですが、炉心が露出するそこまでの水位があと2mということだったらしいんです。

ですからそのぐらい専門用語をその場で聞いて、理解をして把握をして、次に適格な指示を市民に出すと、場合によってはそういう県なんかとの連絡は取れないという場合もあるかと思うものですから、これはやっぱり専門的な知識、あるいは研修という、そしてその情報に基づいて市民へのお知らせということが大事な要請につながってくるものですから、この研修というのを、市長はどういうふうにお考えになりますかというお尋ねしたんですけども、今一度ご答弁をお願いいたします。

○総務課長（今村義文君）

今ございましたように、連絡体制ということでは万が一事故が発生した場合には、オフサイトセンターのほうに副市長以下担当とすぐに出向くということ。それから連絡手段としては、テレビ会議等の設置が用意してございます。それから、衛星電話も常備されておりますので、こういった方法で連絡体制はできていると考えているところでございます。

○9番（上園哲生君）

9番、確かにその原発事故だけだったらそういうことも想定できると思うんです。ところが、複合災害なんです。例えばこの間の台風15号みたいに、吹上地域なんかは停電で電話は通じない水はポンプアップできない、

そういう状況が出てくるわけです。そういう中で原発事故が起こらなかったからよかったわけですが、そういう中の想定なものですから、そういうオフサイトセンターに駆けつけることができるのか、あるいはもしそれができなかったときは、いところまで想定をした準備というのにも要るんじゃないかと思うわけですが、そこらあたりをどういうふうにお考えになりますか、ご答弁願います。

○総務企画部長（福元 悟君）

複合災害ということでのご指摘でございますけれども、想定されますのが、地震、それから津波でございます。福島第一原発につきましても、地震によってオフサイトセンターの回線がつながらなかったというのが、一つの反省点というには言われて記憶しておりますが。

本県の場合につきましては、川内市内のほうにオフサイトセンターがございまして、そこがどうしても遮断された場合につきましては、日置市内にあります県の消防学校というところにオフサイトセンターをさらに移して、いろいろ各関係市町に情報として出すと、そして、それを受けて市としましては、防災無線、あるいは車両等によって、そういう住民避難の呼びかけというようなことで、流れとしてはそのように進めてきております。

複合災害については、非常にこれから避難の問題もありまして、なかなか海拔の低いところ等もありますが、そのようなところも踏まえて、今回は避難計画については2路線を採用してまいったところでもございます。

以上でございます。

○9番（上園哲生君）

9番、一挙にできるわけじゃありませんから、いろいろと準備をしていかなきゃならないだろうと思います。ただ、ことしの4月ですか、せっかくデジタルの防災行政無線が同

じ周波数で東市来、吹上地域、日吉地域は今、整備をされたわけですけれども、そこに落雷がして、落雷で通じなくなるとかという事態があったわけですから、いろいろな想定でご検討を願いたいと思います。

確かに私も吹上のほうは高倉山、あその中継基地も見てきましたけども、無線で情報をとるためにはどうしても高いところに、そして周りの木をちょっとばっかり整理をして無線をとりやすいようにすると、落雷の恐れが高いということもよく理解はできるわけです。ですから今後はいろいろ検討もしなきゃならないと、ただ、停電においては72時間の蓄電池が用意できているというような備えもされているようでありますから、それでもやはり、いろいろなことをやっぱり検討していかなきゃならないだろうと思います。

それでは、次に2番目の質問に移らせていただきます。

なかなか市民の方々も我々も、この放射線というものの理解がなかなか進まないもんですから、その川内原発からの半径30km圏内に、特に、半径30kmの線状に日置市であれば4カ所の線量計の測定局があるわけなんですけれども、本当にこれで科学的根拠に基づいた把握ができるんだろうかというような、やっぱり不安感を持っているわけですね。

と申しますのも、4月に福島県の相馬市の立谷秀清市長の「相馬市のリスクマネジメント」と題しました講演会がありました。その市長の講演の中で、一番私が印象に残ったのが、「科学的根拠に基づいて正しく恐れる」ということを大変強調されました。そうした場合に、例えば30km圏のところに高い障壁の壁でもあれば、こっから外は安全だとか、言えるんでしょうけれども、何せそういうものは見えなくて、そしてポストイングを4カ所でやって、そして圏外は安全だからと言われてもなかなか市民の方々にも理解が届かな

いと思うんです。

ですから、私は線量計等で測定してここが大丈夫であれば圏外は大丈夫なんだという、せめてこの何か説得力のあるご説明をいただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務企画部長（福元 悟君）

ご指摘の放射能の測定器いわゆるモニタリングポストが67局ほど30km圏内に配置はされております。その測定器の範囲で申し上げますと、30km圏内の先ほどの数と、一方で簡易サーベイメーターというような持ち運びできる測定器等もございます。そういったところで30km以南につきましては、そのような方法等も用いながら放射能についての簡易的な測定になりますが、把握できるというふうには思っております。

それと、もちろん避難における場合についてはその測定器を用いまして、日置市の場合には特に北西風というものにさらされてまいりますので、非常に風向きによって、例えば放射能の濃度といいますか、変わってまいりますのでございます。県からの指針におきましては、モニタリングで測定したその数値を見ながら、90度の方向に避難をさせるということで説明もあったところでございます。ですので、やはりこの測定器モニタリングポストのほうで、非常に重要な役割を持っているというふうに考えております。

それから、科学的な根拠等を申し上げますと、説明会等で国のほうがまた申し上げてまいりましたのが、距離に応じて放射能は半減されていくということで、方程式では距離に二乗を掛けていくというような示し方がされておりますが、例えば距離に応じて4分の1、16分の1というふうに遠くなればなるほど放射能の値は低くなっていくというような説明でもございました。

ということで、ご指摘の例えばコンクリートで仕切っておれば放射能はこないわけです

けれども、そういうわけにはいきませんので、できるだけ遠いところに逃げることが、放射能の場合については一番大事なことはないかと呼びかけています。

○9番（上園哲生君）

9番、結局、どこかで線引きをしなきゃならないですから、一応それは30km圏内、30km圏外という区別の仕方だったんだらうと今の説明を聞いていて思うわけです。それでも線量計のないところに、線量を計ることのできない測定器のないところに避難をして来るということになりますと、本当にその避難先は大丈夫なんだらうかという思いに駆られるのは当然だと思うんです。

そして今、答弁がありましたとおり、いや、移動式の線量計を持っているからというようなお話もありましたけれども、これ一体、そういう状況になったときに移動式の線量計をもって、そして吹上の地域のここらは、そこまでの高い放射線量ではないというような、どういう人たちが動いていかれるんでしょうか。そういうことはもう既にいろいろ話し合いの中で計画されているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

避難の大原則と申し上げますか、例えば県の説明会でもございましたが、避難指示になりますと20kμSvまでは屋内退避を原則としておりますが、1週間以内に一時退避をお願いするということになっております。

それから、500μSvになれば全ての方々に避難をさせるということでも原則がございまして、さらに吹上の地域のほうにその値が、数字がどのような測定をされるのかという正確な数字になるのかということでのご質問でしたけれども、現在、資機材として先ほど申し上げました簡易式のサーベイメーター等については、もう既に配置されておりますので、消防署のほうに保管されております。消防署

員が測定に走るという体制になろうかと考えております。

○9番（上園哲生君）

9番、そういうことを前提にせざるを得ないだろうと思いますけれども、そういうことで避難計画はつくられました。これも川内原発から半径30km圏内は原子力災害対策指針に基づき、原子力災害対策重点区域として2013年度末までに避難計画を策定をしなければならないということで、避難の先をはじめ、策定をされたわけなんですけれども、そこでお聞きをしたいんですけれども、今、先ほど第一義的には屋内退避というようなお話がありましたが、この屋内退避ということに対して、その施設が高い線量計に耐えられる施設であるのかどうか、そこらは検討されておられるのでしょうか。

○総務企画部長（福元 悟君）

放射能にもいろんな種類があるということでありまして、これも説明会等でお聞きしておりますが、種類のある中で一番安全なのはやっぱりコンクリート建築の中で退避するというのが強い方法だというふうに受けとめておりまして、もちろん窓等を完全に遮蔽して換気扇、そういうものを使わずに密封していくというのが、一番安全な方法であると考えております。

そのように施設につきましては、そのようなことではございますが、各家庭においてはなかなか具体的にはそういうふうにはならないわけではございますので、とりあえず家庭におきましては、窓等、空気を遮断するという方法で一時退避しておく、あとはその放射能の測定値を確認した上で、退避していくという具体的な方法になろうかと思っております。それにおきましても、時間が経過しますと放射能というのは半減してまいりますので、そのようにやっぱり屋内退避を説明しているところでございます。

○9番（上園哲生君）

9番、やはり大変遠く30km圏を超えて避難をするよりは、やはりきちっとしたその屋内退避施設というのを充実させることも大事なことだろうと思うんです。そうした場合に、今度、内閣府が、まずは屋内退避施設を整備する際の補助対象地域の範囲を、現状の10km圏から30km圏に広げる方針で概算要求をされたという報道もありました。

また、先般、原発関連の交付金の活用によって、防災機能の充実のために半径30km圏内の9市町村に10年間で60億円の交付をすると、本市の場合では新聞報道によれば、10年間で2億円というような数字が出ておりましたけれども、そういうものを活用して、例えばそういう施設の放射性物質の除去フィルターとか、あるいは気密性の高い窓の整備だとか、そういうものへの活用とかというのは、今後の検討課題としていかなるものでしょうか。市長の答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

今回、このように新聞で出されておりましたとおり、私ども日置市のほうは10年間2億円、毎年2,000万円という部分で話がまいました。

特に、今回の説明の中では、石油備蓄の交付金をいただいている消防本部を中心としての説明がございまして、今回の本年度においては、消防車両等をちょっと整備するつもりでおります。

来年以降につきましては、今、お話しございましたとおり、避難、道路までいくのかわかりませんが、そういう避難をする部分につきましてはのお金に使っていきたくと、今後それぞれ担当課の中で、今おっしゃいましたようにフィルターとか、どの施設をそういう屋内退避の場所にするのか、そういうところを何か所か選定しながら、そういうものにこの10年間の中で、1年2,000万円でご

ざいますので、大きなことはできませんけど、年次的にやっていきたいというふうに考えております。

○9番（上園哲生君）

9番、ぜひともそういうハード事業ですけども、あわせて、やはりこのインターネットでのいろいろな情報の提供ですよね。

この避難計画で一番私が危惧するのは、今、市民の方々はインターネットで独自にいろいろな情報をとってくるわけですよ。そうしますと、行政のほうで避難のいろいろな計画を立てて、そしてお話をしても、勝手に避難をされる方、勝手な対応をとられる方も、恐怖心に駆られて出てくる方々もおられると思うんです。そうしたときの混乱をやっぱり危惧するものですから、そういうところの独自の情報で動いていく人たちへの対応というものも踏まえて、避難計画というのを、今一度考え直すところがあるかと思うんですけれども、混乱を来さないように、そこらあたりの答弁をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、パニック状態になるというのはもう言うまでもございせん。さっき言ったように、ただ原発だけの事故じゃなく、恐らく原発以外にも複合してくるといのはもう事実であろうかというふうに思っております。

そのような中で、パニックをしない形の中で、今、ちょうど30km圏域と外とどう違うのか、私も基本的にそこあたりの意味は分かりません。おっしゃいますとおり風向きによりますと、大変その中で30km圏外にも恐らく30km圏内よりも多くの被曝をする可能性もあります。だから、余りこういう30km圏という範囲を決めることもちょっといかなるものかなという部分は、内心はしております。

そういう中におきまして、30km圏外におきましても、やはりそのときの判断といいます

か、一番問題は原発においては、この風の方向性だと思っております。これが一番大きな左右をするというふうに思っておりますので、ここあたりの部分につきまして、いろんな関係の機関の皆様方と連絡を取りながら、第一に市民がパニックをしない形がどうあるのか、またいろいろと私どものほうも検証していきたいというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

おっしゃるとおりだと思うんです。ですけれども現実的には避難計画を策定をして、そして吹上地域を初め、南さつま市、日吉地域もちょっと入っておりますけれども、その自治会公民館等が避難先で指定をされております。

ところが、吹上地域なんかの場合はきちっとして避難する方々の説明会はありましたけれど、避難先として受け入れる側の説明会というのは、これまで2年以上たちましたけれども、何ら具体的な説明もございません。中には住民の方々も、突然そういう話を聞いてびっくりされている婦人団体もございました。

そういうことで考えますと、この避難先の確定というのは余りにも算数的といいますか、避難者1人当たりの床面積 2m^2 を基準として、畳一畳分ですよね。その一畳分を基準に避難者数を決めて、その避難施設を指定してきたと。ちなみ私のところの自治会公民館は49名が来られるような話に、計画上はなっているんですけども、何らの具体的な、どういうそういう方々に対応すればいいのか、ここらあたりの統一的な対応の仕方というのは検討されておられるのでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

公民館等を避難所として提供いただくときに、各自治会長への説明会も実施しております。また、その避難所として提供してくださいということで承諾をいただいて、その計画の中に乗せこんでいるわけでございますが、全ての住民がそういうことを認識していると

は思っておりませんけれども。

そういったことで今後につきましては、説明会というか、一体的に開くのではなくて、希望されるところの自治会、団体等に出前講座方式でこちらから出向いて行って、説明をしたいと考えているところでございます。

○9番（上園哲生君）

9番、今、説明がありましたとおり、その地域の自治会長、あるいは地区館長あたりにまでは説明会はなされておりますけれども、そこに所属をする住民の方々には実際的に何の情報も入っておりません。自分の自治会の公民館が、そういう避難先の対象になっていることすらよくわからない方々が結構おられます。

出前講座で要請があれば説明をするということでしたけれども、実際的にそれが長期滞在になるのか、多分、一過性ではない退避の仕方になろうかと思えますので、そういうところをきちっと踏まえた統一的な対応というものを、やはり検討なされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

今後、避難のあり方につきましても、県のほうとの統一的な考え、そういった県との指導等もいただきながら、一体的に進めていきたいと考えております。

○9番（上園哲生君）

それであれば、そういうことをきちっと避難先の住民も交えたところで、ぜひともご説明いただきたいと思えます。

実際的にはその避難して来るところの自治会と、そして受け入れる自治会とが少しでもこの密接なつながりがあれば、またちょっと、よりいろんなことも準備もできるんじゃないかならうかと思えますけれども、やはり、今の段階では避難して来の方々もどこだろう、どういものを持って避難していけばいいんだろうというような状況で、戸惑いを感じることに

が多いかと思えます。

もう時間が迫ってきましたので、最後の質問といたしまして、既にもう再稼働されているわけですが、市長も私も同じ意見なんです。それは何かといいますと、段階的に廃炉へ持っていくと、そうしますと安全に廃炉への道筋をつくっていくためには、今、どういう状況にあるか、つまり、私が特にこだわったのは、使用済み核燃料、これが既に約30年間も使用してくれば、今、中間貯蔵プールの中に888t、燃料棒にしまして1,946体、これが入っているわけですね。そして、今、157体が2基ですから314体、燃料装填をされるわけですが、この使用済み核燃料というものの始末、今、国のほうもいろいろやっていますけども、実際的にはやはりそこにそれぞれに独立した企業ですので、そこらとの連携、共有そこらをご説明いただいて終わりにします。

○市長（宮路高光君）

この廃炉の方向の中で進んでいくべきだと思っておりますし、特に、事業主である九州電力、この核燃棒を全国の中におきまして、これを廃炉をやろうというところも国のほうも手挙げ方式とかいろいろとやりながらやっておるんですけど、大変このことは難しいというふうに思っております。

恐らく川内の原子炉にいたしましても、もう30年が過ぎております。基本的には、今、標準40年、あと10年ちょっとしか私は基本的にあそこはそういうふうになくなる。もうその次を恐らくもう廃炉の方向で進んでいかなきゃならない。そのときに、今後大きな課題として燃棒をどう処理するのか、ここあたりについては私どものほうも九電のほうに、今後要請等をやりながら、また九電の考え方というのもお聞きし、また、このことを皆様方にもお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

24日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時48分散会

第 4 号 (9 月 2 4 日)

本会議（9月24日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔3番留盛浩一郎君登壇〕

○3番（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。このたび台風15号によりまして被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願うものであります。

それでは、先に通告してありました1項目5問について質問いたします。

8月25日未明にかけての台風15号は、鹿児島県全域を暴風域に巻き込みながら、東シナ海を北上し、枕崎市で最大瞬間風速45.9mを観測、日置市でも44.8mを観測するなど、各地で猛烈な風に見舞われ、県内全世帯の約4分の1に当たる28万5,000世帯が一時停電、またNTT西日本によりますと5,500回線ほどが故障したということであります。市民生活に大きな影響が及んだところであります。

ある年配者の方が、1951年、昭和26年のルース台風のような強い風であったと話されておられました。県内では、サトウキビやオクラ、水稻が横倒しになり、ミカンなど柑橘類も落下し、農作物の被害も大きかったようであります。

東市来町内の被害状況を見て回りましたが、道路の至るところで倒れた木が電線に引っかかり道路をふさいでいる惨状を目の当たりにしていると、復旧作業の大変さを痛感するこ

とでした。しかしながら、こういうときこそ災害応急対策の対応力が試されます。そこで1問目、現在まで本市が把握している台風15号の被害と対策についてお伺いいたします。

平成24年5月、鹿児島銀行と包括的業務協力協定を締結して以来、これまで日置市産オリーブを目指して取り組まれてこられたところですが、今回の台風15号でオリーブも影響を受けたようであります。そこで2問目、オリーブの被害について状況をお伺いいたします。

3問目、平成26年度伊集院地域、平成27年度は日吉地域で総合防災訓練が行われました。その訓練結果の検証や、改善計画等の見直しは行われたのかお伺いいたします。

4問目、本市における民間事業者との災害協定の締結状況と、その項目や相手方の協定内容についてお伺いいたします。

5問目、災害時の備蓄はどのようになっているのか、品目や数量などについて伺います。また、避難所の受け入れ体制は万全であったのでしょうか。

以上、お伺いいたしまして1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の台風15号の被害と対策について、その1でございます。

台風15号の被害につきましては、住家で20件、非住家で57件のほか、建設・農林水産関係7,327万5,000円、庁舎・地区公民館等の公共施設関係1,212万5,000円、教育施設関係3,939万1,000円など、合計で1億7,000万円を超える被害総額となっており、大変多くの被害が発生いたしました。

これ以上の被害もまだ今後出てくる可能性もございますし、またこの中にはただ公表的

に予算計上する分でございます、農作物の被害とかいろいろとまだ被害は拡大するというふうに思っております。

8月24日午後1時半に災害警戒本部を設置し、同日午後5時に避難所を26カ所開設し、70世帯89人が避難しており、段階的に早目早目の対応を行ったところでございます。

また、台風の通過後には市道の災害応急復旧対策や被害状況調査の実施、倒木等による広範囲による停電復旧対策など、九州電力と連携して速やかに復旧に努めたところでもございますけど、長いところでは1週間も停電したという状況でありました。

2番目でございます。台風15号によるオリーブの被害につきましては、東市来実証圃場の650本中倒伏したものが359本、全て根が切断されたものが135本確認されました。倒伏した株は全て起こして復旧しております。

オリーブは生命力が強いため、1本でも根が残っていれば、一時生育はおくれるものの回復して生育していくものと考えております。また、根が切れて切断されたものにつきましては、品種を特定して10月にも補植をしたいと考えております。

3番目でございます。平成26年度の訓練を踏まえ、避難所での避難者名簿の作成、津波避難、緊急一時避難場所や避難経路の確認、避難行動要支援者の避難訓練、JAFと自衛隊、消防との連携、このほか市総合防災訓練に合わせて自主的な避難訓練、避難所、避難経路の確認など、意見や改善点を踏まえ、今年度の訓練を充実させてまいりました。

平成27年度につきましては、現在とりまとめ中でございますので、今後このことを教訓にして28年度の防災訓練を実施したいと思っております。

4番目でございます。災害時応援協定の締

結につきましては、10分野16種類24団体と協定を締結しております。

主な協定内容につきましては、食料や飲料水などの物資の提供や職員の派遣、土木、建築、水道、ガス、廃棄物処理など、ライフラインを中心に各種協定を締結させていただいております。

5番目でございます。大規模災害の発生に備えた備蓄については、食料品としてアルファ米100食、2ℓの水964本、毛布80枚、緊急避難用キット280セットなどの生活物資を備蓄しているところでございます。

避難所については、適切に対応できる職員を2人ずつ配置し、円滑な運営に努めているところでございます。

以上で終わります。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいまご答弁いただいたところでありますけれども、再度質問をしていきます。

8月27日、これ東市来自治会さんだけだったのかもしれないけれども、自治会長会が行われたと思うのですが、そのときどのような意見、要望等があったのかお伺いをいたしております。

○東市来支所長（富迫克彦君）

8月27日に自治会長連絡協議会の研修会がございました。そのときに、まだ高山地区の一部とか停電の状況でございましたので、いろいろ地域内の被災状況をご説明しながら水の配付でありますとか、そういったものの要望があればお出してくださいということで研修会でお話したところでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、水等の配付ですね。

続きまして、農業関係全体で先ほど被害状況の答弁がありましたけれども、農家の方々が前向きにこれから進んで行かれますように、関係機関の多大なるご協力の推進を願うもの

であります。

また江口漁協でも、停電等による被害が大きかったようであります。8月30日、江口浜で地引網婚活パーティーが行われました。鉾口川河口で実施された地引網でしたけれども、今回の台風で砂の流出により鉄筋等がついたブロックやセメントの固まり、石などにこの網が絡んだため、その網が損傷し近くに居合わせたサーファーが網を外す手伝いをしてくれたそうであります。

しかしながら、このサーファーが少し足をけがされたということをお伺いいたしました。幸いにも病院に行くほどではなかったようでありますけれども、その後今回の台風で漂着物の流木やごみ等の処分にも大変ご苦労されたということであります。

砂流出防止のために、根本的な改善を望みたいというお話を伺いました。本市全体の観光産業にも大きな影響があると思いますので、県や関係機関に対しまして早急に根本的改善をされるよう要望されたいと考えておりますが、市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、この今回の台風におきまして大きな流木、いろんなものが漂着してるのも事実でございます。特に、この砂の移動という中におきまして今までもございまして、特に江口漁協、また吹上漁協、この両面におきまして大変砂の堆積で困っている分がいっぱいございます。

そのような中、緊急的に船が通れるような形の堆積の状況はやっておりますけど、抜本的な対策というのは恐らく沿岸部に堤防等をつくっていかなくやならないということで、潮の流れとかいろんなものを県の振興局とも今打ち合わせをしておりますので、こういう大きな事業になろうかと思っておりますので、今後とも県と対応しながら進めていきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、地域の方々の意見等も十分聞かれて、県のほうに要望をお願いしたいと申し添えておきます。

昨年、同僚議員による行政の責任範囲についての一般質問で、市長答弁の中に市民の生命、身体を保護するために行うべき市の責務は、市民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであるとの答弁をされておられます。

今回停電したこと等により、この情報を提供するという中において、地区館を初め市民への確な情報提供が行き渡らなかったことについて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、停電という大きな形の中で、私どもも反省すべきところがいっぱいございました。防災無線を使ってしますけど、その中で停電という中におきまして市民のほうには情報が伝達しなかったということもございました。今後、やはりこういう部分につきましてあらゆる避難の想定と言いますか、こういうものをしていかなきゃならないというふうに感じております。

また、地区館におきましてもそれぞれ対応する中において、連絡網の薄さが若干今回のこういう部分については欠けた、また電話の復旧もおくれた関係で、今回いろんな関係の中で私どもも反省すべきことは反省しながら、今後の対応をやっていきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、前向きに検討されたいと申し添えておきます。

関連がありますので質問をいたします。各学校、あるいはクラスで連絡網は整備されていると思いますが、今回夏休み期間でありました学校でも、児童生徒の安否確認をするのが大変であったと聞いております。

固定電話は通じない、携帯電話は充電不足、あるいは個人情報等でうまく連絡がいかなくなつたようであります。このことについて、いかに認識され対処されていかれるおつもりかお伺いをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

災害時における児童生徒の連絡体制については、固定電話、携帯電話による連絡が市内26校全校で、また一斉メールを使用する学校が13校あります。災害時には、状況によりこれらを組み合わせて連絡をしております。連絡手段についても、各学校の実情や災害時の状況に合わせて優先順位を決めております。

固定電話、携帯電話が使用できない場合の対処法については、自治会長による防災無線放送、保護者の勤務先や祖父母、おじ、おば等保護者が指定した緊急連絡先、そして学校職員による家庭訪問など、災害時の状況に応じて対応しております。今後も対応のあり方については十分検討してまいりたいと思えます。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、これからもいつ災害が来るかわかりません。前向きに検討されたいと申し添えておきます。

今回の台風の対応に際しましては、市の職員の方々も大変ご苦労されたことと思っております。しかしながら、あえて伺ってまいります、地区館あるいは各自治会には市の担当職員が決められているということの報告を受けております。自治会長さんや民生委員さんと連絡を取り、ひとり暮らしの高齢者や障害者の方の安否を確認されたのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村義文君）

今回の台風15号の災害におきましては、そういった安否確認とかは職員のほうでは実施はしておりません。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま課長のほうからされていないという答弁でございましたけれども、日置市地域防災計画一般災害対策編で第2章、迅速かつ円滑な災害応急対策への備え、この中に、住民は7日程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持ち出し品を準備するとなっております。

私がひとり暮らしの高齢者宅に伺ったところ、子供さんは伊集院や鹿児島市内、あるいは県外に住んでいるということで、連絡が取れるまではとても心配で不安であった。また、電気が4日目に来たということで、それまで食事等が大変でしたと話されておられました。

薩摩川内市では、ひとり暮らしの高齢者、要援護者宅を一軒一軒安否確認をされ、193自治会、743人に非常食と水を配られました。また、災害対策本部解散後もまだ停電している世帯、ひとり暮らしの高齢者及び要援護者105人に、2回目の非常食と水を配られたそうであります。

このことについて市長はどのように思われ、また今後どのように本市として対処されていられるか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、さっき私ども課長が答弁して、少し心配りが足りなかったということは十分反省しております。担当のほうで自治会長とはすぐ、被害を含めて状況等は調査しましたが、その後のひとり暮らしを含めた中の、特に停電した地域ですね、停電してないところはよかったですと思いますが、停電していた地域に若干そういう心配りが今回なかったということで反省し、今後の検討材料にしていきいと思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、先ほどの答弁の中に、本市もアルファ米100食、2ℓの水964本を備蓄されておられます。今回のこのことを教訓とされ

まして、適切な対応をされたいと申し上げておきます。

お知らせ版等でも広報されています緊急通報システムとはどのようなもので、現在の状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

緊急通報システムにつきましては、この8月から運用を開始するというので、自治会それから民生委員さん、アドバイザーさんのほうに説明を差し上げているところでございます。

このシステムにつきましては、24時間365日センターのほうで受付ができるということで、緊急時の手配等も可能なシステムでございます。そういったところで、現在受付を始めておるところでございます。

以上でございます。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、このシステムが1人でも多くの方が利用されて、安心して暮らせるよう願うものであります。努力をされたいということをお願い添えておきます。

9月7日の新聞報道で、薩摩川内市の岩切秀雄市長は、市民が安心できるよう、費用はかかるだろうが停電でも情報を伝達できる方法を研究すると答えられておられます。

また9月10日の新聞報道では、いちき串木野市の田畑誠一市長は、市と九州電力の連携がうまく取れず反省していると述べられ、携帯電話メールを利用した情報発信を検討すると説明されました。これについて、本市においてはどうされていかれるおつもりなのか、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、九州電力の関係で鹿児島営業所と南営業所、このことで吹上、日吉は加世田の営業所、伊集院、東市来は鹿児島営業所、この2つに分かれておきまして、今回そこあたりの部分が若干連絡が行かなかったという部分

が十分わかりまして、今後やはり加世田にございます南営業所のほうにおきましても、十分連絡をとっていかなければならないと。

そういう中におきまして、若干吹上、日吉地域のほうが停電が遅かったという部分がございますので、なるべくそういうものを密に今後連携をしていくよう、先般九電のほうに参りましたので、私のほうから申し添えをさせていただきました。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、連絡を密にされて、安心・安全さらには的確な情報発信の対応をされるように申し添えておきます。

自助、共助、公助という言葉があります。私は、まず自分の命は自分で守ることが第一の基本だろうと思っております。今回の災害を教訓とされ、これを機に市民お一人お一人が日ごろの備えの大切さを再確認され、災害に対する十分な備えをされるよう願うものであります。

また、市としましても備えの大切さをことあるごとに市民の皆様へ喚起されたいと思っておりますが、市長いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、自助、共助、公助こういう部分でございますけど、やはり基本的には自分の命は自分で一番守る、これが一番大事なことであろうかと思っております。

特に、ひとり暮らしを含めた弱者の皆様方いらっしゃいます。そういうところには私ども公的な機関がやはり、どういうふうにして手を差し伸べていくのか、こういうことも一番大きな課題でございますので、今後勉強研究をしていきたいというふうに考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、前向きに対処されることを望むもの

であります。なお、市民お一人お一人の自覚も大切だろうというふうに思っておるところです。

次に、オリーブの被害についてであります。

私も東市来の圃場を見に行きました。ひどい状況でありました。ちょうど担当課の方数人で後片づけをされておられましたけれども、その担当の方の落胆されている表情が今でも目に焼きついております。しかしながら、数日後にはきれいに植え直されているのを見て大変驚いたことでした。また、オリーブ栽培研究会員の数名の方々に状況をお伺いしましたら、その方々は被害はほとんどなかったというご返事であり、安心したところでもあります。

さて、オリーブ年次別振興計画によりますと、平成28年9月から収穫開始と計画されていますが、今回の被害でこの計画が今後どのように影響していくのかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にオリーブが植えてから約5年という歳月をして収穫ができます。若干今回もし百四、五十本植えかえをしなきゃならないという部分がございます。今後におきましても若干の影響はございますけど、今あるものを生育をさせて、また私どもの自家産といいますか日置産のものを少しでも搾油したいと思っております。

27年度におきましても若干なっておりますので、一夜漬けにしたり絞ったりしながら研究もさせていただきたいというふうに考えておりますし、また特に私もこの台風の後には小豆島のほうにも行かせていただきました。そこで、若干向こうのほうも風が当たった部分がありましたけど、大きな被害はなかったようでございます。

特に東市来の圃場につきましては、防風垣がない部分がございます、特にやはりこう

いう災害、オリーブにおきましてもある程度防風垣がある部分が風が当たらないというふうには思っております。

それと支柱をきちっとしていかなきゃならない、この両面で今後のこの風対策ということはやっていくべきであろうかというふうに思っておりますので、計画的な部分が若干おくれるかもしれませんが、実際おくれるもそれに沿うような形でみんな協力して栽培に努めていきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

3番、今後対策をとられて、少し計画にはおくれるかもという答弁でありましたけれども、このオリーブ栽培には降水量1,000mm以下が適しているとされているところですが、日置市の降水量は2,000mm前後あることから、雨に強い、本市に適した品種の選定が必要と思うのですけれども、今回の被害でこの品種の選定に影響はないのかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

一番オリーブの天敵は雨でございますけど、一番また大事なものは排水なんです。雨が降っても排水がよければそれぞれの、2,000mmであっても適してるというふうに思っております。今品種をそれぞれ5種類しておりますので、今回の台風とはこの品種の選定というのは私は関係ないというふうに思っております。

今後におきましても、この栽培技術といいますか大変難しい部分であるというのは痛感しております、また来週から一応植えつけの講習ということで、小豆島からまた来ていただきまして講習会等も実施する予定でございますし、また市民向けの、ここのオリーブの料理の講習会ですか、こういうこともやっていきたいというふうに考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいまオリーブは雨が天敵で、排水が非常に大事だという答弁でございました。それに伴いまして、今年度からオリーブの収穫を目的とする市民の方々へ苗木購入の助成を行い、2,000本の植栽を計画され、それに伴う説明会を4地域で開催をされたと思いません。

私も東市来会場に参加いたしましたけれども、そのときに参加者の方から質疑応答等どのようなものがあつたのか、もしここにわかればお知らせ願いたいと思います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

栽培説明会につきましては、4会場で行いまして約100人の方が参加していただきました。主な質疑につきましては、栽培管理や出荷方法などございましたけれども、栽培研究会の方々や市のほうで栽培講習会の開催とかパンフレットの配付など、一緒に取り組むことを説明しております。

○3番（留盛浩一郎君）

私も参加しましたので、いろいろ質疑質問等があつたところですが、一番は2,000本の植栽ということでこれ苗木の申し込み、応募者ですね、これが多い場合にこの2,000本で足りるのか、あるいはまた応募者が少ない場合2次募集をされるのかお伺いをいたします。

○農林水産課長（久保啓昭君）

苗木の申し込みにつきましては、一応9月18日ということでしてございまして、説明会等には出席せずに申し込みをされた方々を含めまして、現在のところ40人で874本という状況でございます。今後、状況を見ながら再募集をかけて本数を確保するようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

質問が大分こう横に行くかもしれませんから、ちゃんとしたところで。

○3番（留盛浩一郎君）

2,000本ですね、874本ということで次また募集をされるということでもあります。たくさんの方が応募されることを願うものであります。

次に、3問目の防災訓練の見直しでありますけれども、ここ数年間の自主防災組織率の動向をお示してください。

○総務課長（今村義文君）

自主防災組織の組織率でございますが、本年4月1日現在日置市としては77.6%となっております。ここ数年もほとんどこの数字で推移をしているところでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

さっき、77.6%というご回答でありました。去年は、ちなみに74.1%でありましたので組織率が少し上向いてるのかと思うところです。今回の台風は風台風でしたけれども、これが水害があつた場合のこのボート等の装備、これはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○消防本部消防長（銚之原孝志君）

現在、消防署のほうに6人乗りのゴムボート2艇と、5馬力の船外機1台を配備しております。

以上です。

○3番（留盛浩一郎君）

はい、了解をいたしました。

日吉地域で行われました総合防災訓練で、今回初めて津波を想定した避難訓練を帆の港、二潟の2自治会が参加実施されました。実際に歩かれた現場を確認し、自治会長さんにお話を伺いました。

参考までに、人口約4万9,000人の兵庫県赤穂市で平成25年度に津波避難訓練を実施された際に、避難情報が住民にどの程度伝わっているのかという点について訓練後のアンケート調査をされました。

その結果、サイレンや防災行政無線が聞こえたかの問いに、聞こえなかったあるいはわ

からなかったが3割強、さらに80歳以上の方には4割強の方が聞こえなかったあるいはわからなかったと回答をされておられます。

今回の避難訓練では、車での移動ができないという想定で実施されたということであり、そうした中、高齢者あるいは体の不自由な方をいかに早く避難させるかがとても大変であったという話をされました。

また参加された方の感想ですので、誤解のないようにご理解いただきたいと思いますが、避難状況の確認及び被害状況の確認のためヘリが来たけれども、そのヘリの音で防災行政無線が聞こえなかったという話もされたところであります。

しかしながら、この防災訓練をやったことによりいろいろな課題や問題点がわかり、訓練をやってよかったということでありました。これについて市長の見解、あるいは感想をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回の訓練の中で、私のほうは本部におりましてこのヘリからの中継て言いますか、画像を見させてもらいました。今ご意見ございましたとおり、恐らくその防災訓練の中では聞こえなかったというのも実態であったというふうに思っております。

今回二瀬と帆の港の2つの自治会にしまして、私どもは本部におりながらその状況といえますか、どこをどう歩いているのか、どういう状況であったのか、これをつぶさに確認はさせていただきました。

今後、今おっしゃいましたとおり実際に災害の時はヘリは来るのか来ないのかわかりませんが、またそれぞれのした自治会長さん、またこの2つの地区民の皆様方のご意見も十分拝聴しながら、今後の訓練に役立てていきたいと思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

これからの防災の計画に役立てていただけ

ればというふうに思うところであります。

人口約20万1,000人の静岡県沼津市では、自主防災組織率は100%という中で、平成26年度から自主防災組織が行う津波避難路の整備費用に対する補助制度を創設されておられます。

津波避難訓練対象区域の中の津波避難路で市有地にあるもの、個人の土地にあるものを対象とし、自主防災組織は避難路となる土地の所有者から整備の実施について承諾を経た上で申請するというものです。

市が指定した避難路の場合は補助率100%、市の指定でない避難路の場合は原材料費の2分の1を50万円を限度として補助、夜間の停電時に対応するための太陽光照明などの設置については、上限70万円を補助としています。

ちなみに26年度660万3,000円の補助金で、27年度は要望が6つの路線あり、443万円の見込額ということでありました。

帆の港、二瀬自治会の避難路も狭く、ブロック塀が多く倒壊の恐れがあります。また、今回の台風で東市来の湯田地区でありますけれども、狭い道路でのブロック塀の倒壊がありました。本市としまして、市や自治会が災害時の避難路について、短時間で安全に避難できるかの確認、点検を行い、自然災害で倒壊する恐れのある避難路沿いのブロック塀や石垣の撤去、改善や夜間の停電時による太陽光照明設置、避難を誘導する看板の設置等に対する補助を提案するところですが、市長のお考えをお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

今話の中で、それぞれ補助という分があります。これ恐らく個人財産に対する補助だという見解だと思っております。市道また里道いろんな問題がございますけど、そういうものについてはまた市のほうできちっとやらなきゃならない。ブロックとか限られ、どうい

う状況でどういう形の中でこの避難という道路を設定していくのか、大変これは大がかりな形になってくるというふうに思っております。

言えばその海岸だけじゃなくほかのところにも地震とか来たときは、そのようなブロックが壊れたらそういう部分でやるのかどうか、これは私的な財産とまた公的な部分やはり両面がございますので、十分そこあたりは今後の検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

はい、了解をいたしました。

次に、4問目の災害協定ですけれども、総務省消防庁の調査結果によりますと、平成25年の時点で民間との災害協定の中で最も多い項目が水や食料、日用品などの物資提供、1,412団体が締結しております。

その他の項目では、地元建設業者などのがれき撤去や道路通行確保等災害復旧に関する協定が1,318団体、ケーブルテレビ局やラジオ局などとの災害情報の放送や避難命令伝達など、放送に関する協定が495団体といった状況のようです。

今回の台風で、電気のありがたさがつくづく身にしみてわかったのは私だけではなかったと思うところです。停電によって、携帯電話の基地局も電気が通わず携帯電話が通じにくく、発電機を稼働させようとしてしても整備不良で動かず、また古く低価な発電機は電圧が安定せず、パソコン業務を行うと突然シャットダウンする恐れがあり作動できなかったと聞いております。

飲料水のポンプアップ、あるいは信号機等いろいろな方面から機械を動かすのに発電機の要請が多くあったようです。今後こういう混乱を避けるためにも、またスピーディーな復旧対応ができるように、レンタル協会との協定を締結されてはいかがでしょうか。

また茨城県牛久市では、平成27年2月大規模災害時の石油燃料の確保のためガソリン5,000ℓ、軽油3,000ℓを消防車や救急車、市保有車175台分、1週間分を市内のガソリンスタンド3社と石油燃料の備蓄等に関する協定を締結されておられるようです。本市においても、今後幅広く、積極的に災害協定の締結を進めるべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、10分野16種24団体とやっております。今ご指摘ございましたガソリンスタンドとか、またその機械のレンタル、そういうところはまだやっておりません。今回郵便局とやる予定でございます。今後におきましても、やはり必要とする市民生活に影響するそういう分野につきましては、それぞれ協定をやっていくつもりでございます。

協定するから、それだけいろいろと物資等入ると、緊急な場合このことは言えない部分もございますので、やはりかね日ごろ、協定も大事ですけどいろんなところとの情報というのは、協定してなくてもやはりきちっとまた私どももそういう連絡網ていいますかまたは信頼関係ていいますか、そういうものも構築していく必要があるというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

備えあれば憂いなしということわざがございます。ぜひとも積極的に進めていただくように申し添えておきたいと思っております。

大規模災害の発生時には、市の防災担当者らがマスコミ対応や報告業務等に追われ、本来業務に支障を来たす場合もあると聞くところであります。また、自衛隊、警察、消防など、事件や事故対応を本務とする組織は全て強固な指揮命令系統が確立されていますけれども、本市においてこれらの役割分単の明確

化や指揮命令系統の確保、業務の優先度の徹底についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村義文君）

災害が予想される場合におきましては、災害警戒本部ということで総務企画部長以下部長職及び防災担当が警戒要員に入っております。

また、実際に災害が発生する恐れがあるという場合には災害対策本部というふうに切りかえて、市長以下の全員が対応に当たるといふような指揮系統になっております。

また、支所におきましても支所長を中心に支所の災害対策本部、警戒本部というふうな指揮系統がありますので、現在のところ十分に機能をしていると考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

十分機能しているという答弁でございました。末端までこの命令系統がしっかりされるように申し添えておきます。

今回の災害復旧では、先ほども申しましたけれども、市の職員の方々も大変ご苦労されたところでもあります。そして、地元建設業協会の方々も本来の自分の仕事をさておき、昼夜を問わず復旧作業を頑張ってくださいました。また自治会長さんを初め役員の方々も、地域の復旧作業に対して協力していただきました。

このように多くの方々の協力があり、復旧も道路の開通も早くできたのだらうと思うところでもあります。この件について、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の災害におきまして、多くの市民の皆様方のご協力をいただいたというふうに感謝申し上げます。特に建設協会の皆様方におきましては、いち早く重機等を持ってきていただき即座に対応していただいた、このことについて心から感謝申し上げたいという

ふうに思っております。

またいろんな形の中で、こういう災害時におきましては、いろんな団体の皆様方にもお世話さまになるというふうに思っております。

今回、道路の決壊と言いますか、決壊はなかったわけでございますけど木が倒れてしまったという部分がありました。また、特に停電と考える必要はないのは水道、水の問題、これが一番直結してるという形を今回の体験いたしましたので、また水道協会の皆様方とも今後とも十分連絡をとっていきたいというふうに思っています。

○3番（留盛浩一郎君）

関連がありますので質問をいたしますけれども、今話題になっていきます地方創生のかぎはこの地元地域で頑張っている中小企業の活性化が最も大事だと思うところです。

かね日ごろ地域の現状や状況等を理解し、わかっているのは地元業者であります。今回の災害復旧作業でも、それが活かされたと思っております。しかしながら、現状の建設業は技能労働者の高齢化と若年層の減少による将来の担い手不足が深刻であり、インフラの整備や維持管理、災害時の緊急対策、復旧等を担う建設業の人材不足は地域の経済活動に支障を生じかねません。

そこで、インフラ整備の町医者たる地域建設業者が最も元気であり活気のあることが地域経済に活力を与えると同時に、生活を支え、雇用にも貢献していくのだと思っておりますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、地元のそれぞれの企業というのを育成するのが私どもの指名であると思っております。特に建設協会におきましても、昨今大変会社の経営を含めて人員整理とかいろいろとやられたということも十分認識しております。

特に、建設協会の皆様方におきましては、

私ども公共事業の発注の量といいますか、こういうものでも大きくそれぞれの受注機会が変わってまいります。なるべく私どもは地元企業という部分を考えて発注もやりますし、また今後それだけのこの公共事業というものを創設できるのかここあたりも課題でありますし、またそれだけ十分な補助金が、私どもこの基礎自治体まで来るのかどうか、いろんな課題はたくさんございますけど、やはり考え方としては地元の企業を育てていく、それを基本に今後とも努めていきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

心強いお言葉をいただきました。地元の声を大切という答弁でありましたので、ますます努力をされるようお願いしたいと思います。

続きまして5問目、災害時の備蓄についてであります。先ほど答弁の中に、食料品、アルファ米が100食、2ℓの水964本、毛布が80枚、緊急避難用キットを280セットという報告でございました。これについて、本市のこの目標あるいは計画等があるのか、また不足の片寄り等はないのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村義文君）

災害時の備蓄品についての質問でございます。先ほど答弁いたしましたとおりの数量が現在の数量、この前の15号台風で若干飲料水等を配付しておりますので、現在残っているのが964という数字でございます。

今後につきましてはまだまだ不十分ということで、食料品、アルファ米につきましては来月中に1,500食購入の手続きをとっております。またそのほか寝具、毛布等も不足をしております。この辺については社会福祉協議会のほうともまた協議をいたしまして、必要であれば順次整備を図っていきたく考えているところでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま数量をお伺いいたしました。この数量の備蓄場所ですね、この場所はどこのか、また保管方法、賞味期限などはどうなっているのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村義文君）

備蓄品の備蓄場所につきましては、旧伊集院町の老人福祉センターのところに備蓄をしてるところでございます。必要になった場合は、そこから各避難所に搬送するというふうな考えでおります。

また賞味期限につきましては、大体水及びアルファ米等については5年の賞味期限がございます。そういったことで、大体訓練の実施のとき、またそういった研修会等で期限が迫ったものについてはお配りをして、備蓄品としてのこういうものだということで周知を図っているところでございます。そういった期限が切れる前に各場所で使用したりして、新たにまた切りかえているところでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

老人福祉センターに備蓄という回答でございましたけれども、備蓄場所としてこの災害時の避難所という、今回26カ所でしたけれども、これに必要な物資を備蓄されるお考えはないのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村義文君）

避難箇所につきましては、現在日置市内の避難所ということで、東市来12カ所、伊集院16カ所、日吉7カ所、吹上11カ所の計46カ所を指定しているところでございます。災害の規模で開設の箇所数は変わってまいります。主に26カ所を開設してるところでございます。

そういったことで、26カ所に食料品等を事前に備蓄するということについては、今のところはまだ十分協議をしてから検討したいと考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

あるマンションでは、エレベーターの中に非常食が用意されているということをお聞きしたところであります。細かいところにも配慮してあるなというふうに思うところであります。この災害時の避難所にも非常食を用意されたいというふうに申し添えておきます。

地区館等、非常用電源がなく、パソコン等でのメール、あるいは連絡等ができなかったと伺っているところです。避難所での停電に対する対策これはどうだったのか、またこれからどうされるおつもりなのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村義文君）

停電のあった避難所等もありました。そういったことで、非常用の発電機等が整備されていないということ等もありまして、今後十分整備を進めていくように検討したいと考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

十分検討されたいと申し添えておきます。

日置市地域防災計画の中に、避難所においては高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備、あるいは備品等についても十分配慮するとなっております。ある避難所では、車いすが用意されていなかったようであります。

今回避難場所を26カ所ということでありましたけれども、設置されていない災害避難所には早急に1台でも車いすの設置が必要かと考えておりますけれども、市長のお考えはいかがでしょうかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

総務課長のほうも答弁ございましたとおり、不足する分につきましては、今後それぞれ避難所、基本的に26カ所ございますけど、その災害の状況におきまして各地域1カ所ずつとか、その程度によりまして今ございましたこの車いすの件につきましても、またそれぞれ整備もしていきたいというふうに思っ

ております。

○議長（成田 浩君）

残り時間が2分になりました。

○3番（留盛浩一郎君）

早急に設置をされたいと願うものであります。

質問の最後になります。今までは天災は忘れたころにやってくると言われておりましたけれども、近年は天災はいつでもやってくるとの認識を持ち、日ごろの危機管理意識をいかに継続的に実践していくかが重要となっております。災害がいつ来ても万全の態勢で対処できるように思うところであります。

このことについて、市長の見解をお伺いしまして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

全国的をことし27年の見てみましても、本当に局地的な部分、そういう今まで想定してない部分、こういうものでいろんな災害が起こっております。私どももこの地域におきましてもあらゆる災害を想定しながら、いつも危機管理といいますか危機意識を持ちながら行政をつかさどっていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここで暫く休憩いたします。次の開議を11時10分からといたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

19日未明、国会では安保法制の採決が強

行されました。しかし、この法案の廃案を求めて国民一人一人が主権者として、自覚的、自発的に声を上げ立ち上がったことは、日本の未来にとっての大きな希望です。また、その国民の運動に応じて野党が結束したことも大きな意義を持つものでした。今後、この1点共闘の運動はさらに前に進み、大きなうねりとなるでしょう。

さて、私は市民から寄せられた声をまっすぐ市政に届け、その切実な願い実現のため、通告しました4点について一般質問を行います。

まず初めに、脱原発について質問します。

東日本大震災と福島原発事故から4年半が経過しましたが、多くの被災者はまだ苦境に置かれたままです。福島原発事故は、私たちに人類と原発は共存できないということを教えてくれました。

福島の原発事故の現場は終息しておらず、今なお放射能に汚染された水の処理は続いています。事故の現場には、高濃度の放射能に阻まれ近づくことができないために、原因究明さえできていないのが実情です。

1問目として、今のこの事故のあった福島原発の状況をどのように市としてはつかんでおられるのか伺います。

2問目は、川内原発1、2号機の安全対策は万全だとお考えでしょうか。桜島の噴火やいろいろなトラブルも続きました。日置市からわずか20kmから30kmという近いところにある原発ですので、もし何かあったら被害を受けるのは日置市民だという危機感を持って対処していただかなければと思っております。

3問目として、10月には2号機も再稼働するようですが、このことについての見解を伺います。

4問目は、避難計画についてですが、実効性があるかないかそのことは別にしても、市

が作成した避難計画について市民に十分理解されているのでしょうか。市民がちゃんと内容を理解していなければ、いざというとき安全に速やかに避難することはできないと思います。市のほうから出向き、説明をきちんとしておく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

5問目、避難訓練も一度もしないまま川内原発1号機が再稼働しました。訓練を少なくとも再稼働前にするべきだったわけですが、どのように避難訓練を実施する計画かお示してください。県の計画では遅いのではないのでしょうか。県は12月にすると言っていますが、それまでに何かあったら取り返しのつかないことになるのではないのでしょうか。

6問目、安定ヨウ素剤はあらかじめ保健所や幼稚園、保育園、小中高の学校などに配付しておく必要があるのではないのでしょうか。放射能の被害が一番心配な子供たちのすぐ近くに配付しておく必要があると考えます。安定ヨウ素剤は飲むタイミングがとても大切です。被爆してから飲むのでは遅いのです。避難する前に服用する必要があることを考えれば、当然こうしておくべきではないでしょうか。これは市長と教育長にお答えいただきたいと思えます。

7問目として、原発にかわる安全な自然エネルギー、太陽光や風力、小水力など、再生可能エネルギーの活用、普及は本市でどこまで進んでいるのか伺います。

次は、高過ぎる国保税の引き下げについてです。国民健康保険の保険証は7月いっぱい切りかわり、8月1日付で新しく交付されました。医療を受ける権利を保障するために保険証は発行されるものです。分納相談にいられて分納中の被保険者の保険証は、正規の保険証が発行されているのでしょうか。当たり前の保険証が発行されるべきと考えますが、どうなっているのか伺います。

また、国からの交付金を使って国保税を引き下げたところがあるようです。本市でも市民は国保税を払うのに大変苦労しております。高過ぎて払うのが大変だという声があります。いかがでしょうか。

3番目に、マイナンバーについて質問いたします。来月10月、個人番号マイナンバーの通知が届きます。来年1月から年金、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険、障害者手帳、生活保護などの手続に、本人や家族の12けたの個人番号マイナンバーを記入することになります。

1問目といたしまして、マイナンバー情報が流出し、悪用などされた場合に、誰がどういう形で責任をとることになるのか、まず伺います。

また、この制度は新しく始まるわけですが、市民への周知徹底はどういう状況でしょうか。

3問目、マイナンバーを民間企業でもこの制度を導入しなければなりません、この民間企業での準備などは進んでいるのでしょうか。守秘義務を伴う業務の煩雑さや準備のための出費の重さなど、不安な問題がたくさんあります。市内の企業はどんな状況なのか伺います。

次に、受動喫煙防止対策についてです。私は、昨年9月の一般質問でも取り上げましたが、今回広報ひおきで特集で大きく取り上げていただきました。しかし、市民の皆さんにどれほど読まれたか、効果があったかわかりません。個人のモラルやマナー、心がけだけに任せては一向に進まないと思います。健康づくり推進条例を定めたまちとして、もっと積極的に受動喫煙防止対策に取り組むべきではないでしょうか。

1問目といたしまして、受動喫煙防止のために各施設の管理者に対し、室内禁煙を徹底するよう勧告し、喫煙所を設置することを義務化するべきではないでしょうか。

2問目、喫煙は所定の場所ですることとし、歩きながらの喫煙や路上での喫煙、吸い殻のポイ捨てなど禁止を条例で定めてはどうでしょうか。

3問目といたしまして、保健所とも協力して喫煙の健康被害について継続的に啓発を行うべきではないでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

一番目の脱原発について。その1でございます。福島第一原子力発電所では、現在汚染水問題の対策など廃炉へ向けた取り組みが行われていると認識しております。

発生から4年半が経過する現在も、地震、津波により被災された方、原発事故に伴う避難区域の設定により避難を余儀なくされた方など、約11万人の人々が困難な避難生活を強いられており、まだ多くの方々が県内外で避難生活を続けておられ、原子力発電にかかわる課題は山積みしていると考えております。

2番目でございます。川内原子力発電所は、原子力規制委員会によって安全性が確保されたことが確認されたことを踏まえ、再稼働を進めることとしており、九州電力に対してもその安全確保を最優先に、情報提供などの確に対応をお願いしたいと考えております。

3番目、原子力規制委員会によって地震や津波対策を強化して、新規制基準に適合すると認められた場合は、原発の再稼働を進めているという国の方針もあります。

原発については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化により可能な限り低減させてほしいと考えております。

4番目でございます。避難計画では、避難路を2方向に計画策定しており、その概要についても既に周知を図ったところでございます。今後も避難計画の実行性を高めるとともに、

機会あるごとに避難の心構えと周知を図ってまいりたいと考えております。

5番目でございます。県は、川内原発の重大事故とそれに伴う住民避難を想定した原子力防災訓練を12月下旬に実施するとしております。市といたしましても、原子力対策の避難訓練は鹿児島県原子力防災訓練を通して、万が一の緊急事態を想定して国、県、関係市町、事業者である九州電力など関係機関の連携強化や、地域住民の防災意識の向上を図るため、共同で実施することに意義があると考えております。

6番目、安定ヨウ素剤については、日置市にも5万6,000丸のほか伊集院保健所にも備蓄されています。5km圏においては事前配付されておりますが、安定ヨウ素剤の管理の面から服用指示などの防護措置が必要になった場合に配付を予定しております。

7番目でございます。経済産業省のデータによりますと、平成27年4月末の日置市における再生可能エネルギー発電導入設置状況は10kW未満の住宅用を含め、件数で2,107件、出力で3万6,400kWとなっております。災害時の活用を含め、公共施設に太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーの活用を進めていく計画でございます。

また民間事業者が進める再生可能エネルギーに対しても、行政として可能な限り支援し、再生可能エネルギーの普及、拡大の取り組みを進めていきたいと考えております。

2番目の1でございます。納税者の公平性の観点から、短期保険証の交付はやむを得ないと考えております。分納誓約を結んでいる分納中の被保険者につきましては、保険税の滞納があるということで短期保険証を交付しております。

滞納額に比べ、毎月の分納額が少額になる場合もあり、年度末までに完納に至らない

ケースが多いのが現状でございます。したがって、分納者の生活の状況を含め、納付額等についての相談の機会を持たせていただくとともに、きめ細かな対応をとるための手だてとしてご理解をいただきたいと思っております。

2番目でございます。26年度の県内19市では、1人当たりの保険税は高いほうから6番目となっております。高いほうであると認識しております。医療給付費でも7番目と高くなっております。保険税は医療給付費に見合った額となっておりますので、国保財政を維持していくためには引き下げは困難と考えております。

国からの交付金につきましては、定率の国、県支出金のほか、保険者の事情を勘案した調整交付金や前期高齢者交付金、高額医療費に対する交付金など、国保財政の85%は公費や交付金で賄われている状況でございます。

さらに、23年度から一般会計からの法定外繰り入れを行っている状況でございます。今年度から国から1,700億円が国保財政の安定化のために投入されますが、具体的にどのように保険者支援がなされるか、詳細が示されていないところでございます。

3番目のマイナンバーについて、その1でございます。マイナンバー法は、個人番号の利用範囲の制限や特定個人情報保護委員会による監視監督体制の構築、また情報漏えいに対して重い罰則を設けるなど、情報管理体制、情報流出防止の強化を図っているところでございます。

もし、行政機関における特定個人情報の漏えい事案が発生した場合には、国で定める特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに沿って事実関係の調査を行い、責任の所在を明らかにしていくことになると考えております。まずは被害の拡大や2次被害等の速やかな防止策を図り、再発防止に努めて

いかなければなりません。

2番目でございます。国におきましても、民法のCM、新聞等にて周知し、質問等につきましては、コールセンターを設置して制度の周知に努めているところでございます。

本市におきましても、広報紙での定期的なお知らせ、ポスター、チラシを活用して制度の周知を図りながら、またこれまで住民向けにも自治会長研修会や各種団体の出前講座等を通じまして、現在まで延べ12回、500人以上に対しまして研修会を開催し、周知に努めているところでございます。

番号通知は10月から始まりますが、運用が始まる来年1月までにさらに制度の周知、丁寧な説明に力を入れていきたいと考えております。

3番目でございます。民間企業は、来年1月以降従業員の個人番号を源泉徴収票などに記載しなければならず、情報管理に高い安全性が求められているところでございます。

このようなことから、6月1日に総務省の職員を招いて事業者向けの説明会を開催したところ、52社が参加し、制度に対する対応について理解を深めていただきました。

また、商工会や職業安定所等により、事業者向けのパンフレットを設置、制度準備に活用していただいております。さらに、伊集院税務署と連携して市内事業所へ赴き、社員への説明会を実施しております。

ただし、民間調査によると6月から7月時点でシステム改修などが完了した企業は2.8%にとどまっており、来年1月の制度開始に混乱が生じる恐れがあることから、今後も引き続き啓発活動を実施していきたいと考えております。

4番目の受動喫煙防止対策について、その1で、受動喫煙防止につきましては、健康増進法第25条において、多数の人が利用する施設を管理する者に対して受動喫煙を防止す

るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとうたわれております。

この法律のもとで、施設管理者は対策を講じなければならないということになっておりますので、市といたしましても周知を図りながら、公共施設はもちろんのこと保健所とも連携し、順次呼びかけをしてまいりたいと考えております。

2番目で、たばこの吸い殻のポイ捨て防止に関しましては、日置市空き缶等ポイ捨て防止条例の中でたばこの吸い殻も対象となっております。

歩行時や路上での喫煙につきましても、受動喫煙の可能性が高いと認識しておりますが、現在のところ条例制定は考えておりません。むしろ受動喫煙防止に関する啓発が重要と考えております。

3番目でございます。喫煙の健康被害についての啓発でございますが、受動喫煙防止も合わせて市民の健康を守る重要な項目事項でございますので、保健所等と連携し継続した啓発に努めてまいります。

今年度も、禁煙週間に合わせお知らせ版や防災無線を活用しております。また、今月発行されます広報ひおきでも特集を4ページにわたり組んでいるところでございます。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

安定ヨウ素剤についてお答えをいたします。

園児、児童、生徒は指定された避難所等において、市から配付された安定ヨウ素剤が配置されますので、医師の問診によって服用することとなると理解をいたしております。

○7番（山口初美さん）

7番、福島の状態については、的確につかんでおられると思います。今回、台風15号の被害が大きかったわけですが、台風や大雨、地震、こういった自然災害と原発事故が一緒

に起こる可能性も十分にあると思うわけです。このような複合災害の場合は、市としてどのように対処されることになるのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、原発とほかのいろんな災害、これが同時に起こり得ないということはありません。こういう中でございますので、それぞれの訓練も大事でございますので、また私どももやはり今も大雨と地震とかそういう組み合わせの中でやっておりますし、また特にご指摘ございます原発の訓練につきましては、今までも述べておりますとおり市独自でできない部分がございますので、県と九電いろいろな関係の皆様方と一緒にやっていくし、また特に30km圏におきましては同じような訓練というのも必要であろうかというふうに思っておりますので、いつもご指摘ございまして、いつも市独自のこの原子力の訓練というのも大変難しいと認識しております。

○7番（山口初美さん）

12月に計画をしてあるわけですが、訓練はですね。訓練の問題はまた後に質問させていただきたいと思います。

川内原発1号機の再稼働が8月11日にされました。そのわずか4日後に鹿児島島のシンボル桜島が15日大噴火の恐れがあるということで、噴火警戒レベルが3から4に引き上げられ、火口から3km圏内の住民避難が開始をされました。

火山の専門家の指摘があったわけですね。その指摘のとおり巨大大火山カルデラに囲まれた川内原発の立地そのものが問題だということをお感じしたわけですが、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

こういう総体的に考えまして、特に原子力規制委員会のほうでそういうことも想定した中で判断しておりますので、私どもはそうい

うことを判断されたことを今のところは認識してるといいますか、そういう確認をとらせておるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

7番、その翌日に、16日でした。11時過ぎに、今度は川内原発タービン建屋付近から黒っぽい煙が出ているのが発見されまして、何があったのか、事故が起きたのではないのかというそういう不安が一気に広がりました。

住民やマスコミ関係者が、九州電力や原子力規制委員会事務所に連絡をして、ようやく2時間後に規制委員会事務所に連絡がつかまして、川内原発1号機は今出力を上げているところなので蒸気が大量に発生し、漏れた蒸気が白煙となって出ている。黒煙は出ていない。見る角度や雲の影響で光が屈折するので白煙が黒く見えたのではないかと、問題は出ていないということで回答があったわけです。本当に問題はないのか、住民の疑問は払拭されないままということですか。

自分の目で黒い煙を見たその方は、この説明では納得をしていないわけなんですけど、このトラブルがあったことは市長はご存じでしたでしょうか。

○市長（宮路高光君）

報道等ございましたので、あったということは認識しております。

○7番（山口初美さん）

7番、さらにまたその5日後に、今度は九州電力から復水器内に海水が漏れているため、出力上昇を1週間延期するという情報が出されました。これは復水器内の配管が破損して、そこから海水が漏れだしたというトラブルであることがわかりました。住民の間からは、なぜ配管が破損したのか、なぜ再稼働前の検査で発見できなかったのか、老朽化が深刻な状況ではないのかなど疑問が尽きません。

このように、再稼働された原発は立て続けに住民に不安を与え、改めて原発の安全性に

疑問を投げかける事態となっています。このようなトラブル続きの川内原発の安全性について市長は、もう一度伺いますが本当に安全だというふうに、規制委員会が安全だと言っているから安全なんだと、そういうご回答でしょうか。もう一度伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今回稼働する前に原子力委員会のほうも認めたとし、またそういう稼働するまでの過程の中におきましても、いろんなトラブルがあった中においても、トラブルでいろいろと発電ができなければもうこれはできないわけでございますけど、その措置をしながらやっておったわけでございます。

安全という形の中では、100%ではないかもしれませんが、なるべく安全性の方向にそれぞれ事業者のほうで努めていくべきであるし、またこのことについては原子力委員会のほうも指摘をしておるといふふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

7番、一応承知をいたしましたけれども、10月には2号機も再稼働ということで今準備が進められております。

避難計画の説明会を、市独自でも本当に開いていく必要があるというふうに私は考えますが、これまでその出前講座で避難計画の説明会はするという説明などもなされておりましたが、自治会からの要望がなければ市のほうから積極的に取り組むという考えはないということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にそういう要請があったときに実施いたしますけど、いろいろと、いろんな今回の議会の皆様方からもご質問をいただきました。この避難計画についてまだまだ市民の皆様方が不安に思っているというのは私のほうも十分承知しております。

そういう中におきまして、特に今回の実施

訓練等をした後の中において、またどうあったのかいろいろと検証していかなきゃならない。ただ、図面上の中でもわからない部分がございますので、12月のそういう検証を実施した中において、またどういう形の中で説明会がいいのかどうか、また十分私どものほうも検討してまいりたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

避難路も2方向で計画を策定したというようなことで先ほど説明がありましたけれども、避難する先は同じだけれども、道が違うということで理解してよろしいのでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

避難先については、現在指定をしております。ただし、状況の、風向きにおきましては、避難先がその空間線量が上がるというような事態も想定されます。

そういったときには、県のほうの避難施設等の調整システムというのがございます。これであらかじめ原発から方向、直線距離が登録されている67局、これは県所有ですが、九電の所有の6局を加えると73局でモニタリングポストの測定値、これで20μSv以上を示した場合には、そのモニタリングポストを選定してどこの方向が避難不可なのかを入力、一時移転が必要な地区、避難先を変更する必要があるという自治会等を表示できるようになっております。

その該当する地区を、線量の高い地区とは90度違う方向へ避難させるというシステムになっておりますので、その2方向の先については現在示されているそこを、2方向の避難経路を示してあるということです。

○7番（山口初美さん）

7番、今のような詳しい説明をやっぱり市民に対してきちんと行う責任が市にはあると私は考えるわけですが、要請があったらということなんですけど、それではその自治会とか各地区館ごとでもいいですが、そういう

要請はありませんかというようなそういう周知徹底をされる考えはございませんでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

今後、地区館及び各自治会、あと自主防災組織等団体等についても、要望があるかないかを周知図って、要望のあるところについてはこちらから出向いて行って説明をしたいと考えております。

○7番（山口初美さん）

7番、そういうことで、市の責任が果たせるのかどうか私は疑問に思いますけれども、次に行きます。

避難訓練は12月下旬ということで今お示しいただいておりますけど、12月末までには事故は起こらないという何か保障があるのでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

100%ないということは言い切れませんので、それまでについては、先ほど市長もありましたように、12月の20日が予定をされているようでございます。その訓練を見て、また改善点等も含めて必要であればそういった対応をとりたいと考えているところでございます。

○7番（山口初美さん）

7番、わかりました。来年から、2016年4月から電気事業者を選べるようになるんですね。電力全面小売自由化が始まります。一般家庭も電力会社を選べるようになります。

既に1998年に全面自由化されたドイツでは、各電力会社は電源構成やCO₂、核廃棄物などの表示、排出量の表示などが義務化されて、各社の比較サイトもあるそうです。

日本では既に、大口の需要家で自由化されているそうですが、競争は起きていないようですね。今後消費者の選択が問われることが予測をされています。日置市でも希望をすれば自然エネルギーの電気を電力会社から買う

ことができるようになるのか、何か具体的な情報をお持ちでしたら市長お示しいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

まだ私どもの日置市内でそのような動きはないようでございます。ご指摘ございましたとおり自由化になりますので、九電だけじゃなくそういうエネルギーの会社といたしますか、そういうのができればどういう料金設定になるのか、まだいろんな問題もございます。

今、この電気の発電と配電、配送ですか、この分離ですか、基本的に大変このことが新しい事業者を見つけてくるには難しい、当然今のこの法律といいますかこういうものがまだまだ十分に確立されていないというふうに認識しております。

○7番（山口初美さん）

原発でできた電気を使いたくない市民もたくさんいるのが現状ですので、この事業が本市でも進むことを期待しているところです。

安定ヨウ素剤のことですが、教育長にお答えいただきましたが、市から配付されたヨウ素剤の配付が指定された避難所においてということですね、医師の問診もあってから服用するというこういうご回答だったんですけれども、これでは本当に間に合わないんですよ。被爆してから飲んだのでは意味がない、被爆する前に、避難する前にやはり服用する必要があるわけですからこのことはもっと前向きに、本市だけで取り組むことが難しければやはり私たちの大切な子供たちの安全の問題ですので、本当に福島ではやっぱり甲状腺がんとかそういうことが見つかっているようですので、本当に深刻な問題だと捉えてこの点は前向きにまた再度検討をしていただきたいと思います。

医師の問診によって服用すると、その避難所に医師が即駆けつけていただけるのかどうか、そこら辺も100%確実というわけでは

ないと思いますので、本当にこれが後手後手にならないように、もっと先行して市のほうでもリードをとってこの対策をとっていただきたいと思いますが、この点について教育長。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどもお答えしたとおりなんですが、ヨウ素剤があったにしてもやはり医師の問診を受けてないと飲用はできないわけですので、今のところは先ほどお答えしたとおりの、避難所へ必要があったときには配付してそこで医師の問診によって飲用すると。それが今のところでは一番いい方法ではないのかなと、そんなふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

7番、繰り返しますけど、被爆してから飲むのでは遅いので、そのことをやはりもう一度きちんと考えていただきたいということですね。安定ヨウ素剤は、原発がなければこんな備えは必要ないわけです。どんな味かわりませんが、そんなものを子供たちに飲ませたいわけではありません。

税金を使って、わざわざそんなものを準備しなくちゃならないのも原発があるからです。本当はこんな質問はしたくないんです私だって。この悔しい気持ちをわかっていただきたいと思います。

この原発災害は、先ほど3番議員の質問にあったような自然災害とは違います。人災です。原発にかわる安全な自然エネルギー、再生可能な本当に私たちの周りにあふれている太陽光や風や小水力、こういう活用がもっと本格的に進んで行けば、原発は本当に要らなくなるわけです。このことをしっかり、今後また進めていただくことをもう一度市長に確認したいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの再生可能エネルギーの取り組み、それぞれの自治体また事業者もやっております。基本的に、特に太陽光につきまして

安定的な供給という部分で大変普及はしておりますけど、このことが1つの課題でございます。今後におきましてもそれぞれの事業者を含め、また私ども自治体も含めまして研究していく必要があるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

次の質問に移りたいと思います。高過ぎる国保税ですね、本当に市民は苦勞して払ってるわけですが、実は私のところにある市民の方から、新しい保険証が届かないので市役所に問い合わせましたら、滞納があるからという説明があったそうです。

その方は、それ以前に分納相談に行かれて分納中だったので、まさか自分が保険証が切りかえてもらえないなんて考えもしなかったと言っておられました。どうしてこんな冷たいひどい扱いを受けなければならないのかと、本当に納得いかないというふうに言うておられました。

ご家族に体の不自由なとか、病気の重い方がおられて、保険証がどうしても必要な方なんですけれども、ご本人がこの方の場合は電話で役所と交渉をして、数日おくれでしたけれども保険証がポストに届いたということでした。ほかにもこのような例があるのでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。保険税の滞納があるということで、短期の保険証を交付しております。しかしながら、そういう特別な事情がある場合は、保険証を交付するという方向で進めておりますので、そのほかの場合は余りないというふうに考えております。

○7番（山口初美さん）

7番、国保税の滞納がふえる傾向に今あるのかどうか、またその収納が悪化というのか、そういう状況にあるのかどうか、ちょっと簡単にいいですのでご説明をお願いします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。国保税の滞納分につきましては、平成27年8月31日現在で、滞納繰越分についてでございますけれども、調定額2億9,937万3,323円に対しまして収入額が3,431万9,681円ということで、現在では11.46%の徴収率ということになっております。昨年決算がありましたけれども、滞納額自体は微減でありますけれども、減っている形にはなっております。

以上でございます。

○7番（山口初美さん）

相談にも見えないで滞納しておられる、いわゆる役所のほうはそういう人を悪質な滞納と言ったりしておりますけど、そういう滞納が、相談にも見えないような滞納はふえる傾向にあるのでしょうかどうなのでしょうかね伺います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。一応滞納があるということで短期保険証を交付しておりますけれども、なかなか分納相談ということで来ていただくことを前提にしておるんですけども、そのまま相談に来られなくなるケースもあります。悪質かどうかわかりませんが、そういうケースの場合はできるだけこちらから電話をしたりして来ていただくような形に、そういうことをしております。

以上でございます。

○7番（山口初美さん）

役所に足がなかなか向かない方も、やはり生活が苦しかったり仕事が大変だったりそういうことがあるのかなと推測をするわけですが、生活が苦しい方へは貧困の状況の把握、そして救済が必要ならば救済の手だてを取るなどのそういった市民の立場に立った滞納対策が今本当に求められているというふうに考えますが、日置市はそういう対応をしておられるのでしょうか。現状はどうなっているの

か伺います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。低所得ということで、生活困窮者につきましては自立支援ということで福祉課のほうへ引き継ぐという形にしております。金銭管理あるいは債務管理、あるいは就労支援等のことを生活困窮者自立支援、福祉課のほうにつないでそういう相談を受ける形になっております。26年中でございますけれども8人ほど福祉課のほうにつないだケースがございます。

金銭管理が1名ほど、債務整理の支援が3名、就労支援が3名ということで、あと1名は総合的な支援という形になっているようでございます。

以上でございます。

○7番（山口初美さん）

私のところには、やはり国保税は高いということであるいろいろな相談があったりするわけですが、高過ぎる国保税を抜本的に引き下げて、将来にわたって国保税の値上げを抑えていくためには、国庫負担割合を引き上げて国保の財政構造を根本的に変えるしかないと思います。

かつて給付費の6割以上という国庫負担水準を回復してこそ、国民皆保険を持続可能にしていく、これこそがその唯一の道ではないかと思えます。市長にこの国保の問題では最後に、この点についての見解を再度伺って次の質問に移りたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

国保の財政運営は大変厳しい環境であるのは否めません。そういう中におきまして、県が事業主体となりまして広域的に運営をしていくということでございますし、それに対しまして国のほうも交付金を増額してるのが現状でございます。

なるべく早くそういう環境になっていただき、やはり国保税を下げるというのはおかし

いんですけど、一定的に安定的に収納ができる、そういう体制をつくっていきたいというふうには思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（山口初美さん）

マイナンバーの質問に移りますが、悪用された場合に、誰がどういう形で責任をとるのかということで質問いたしましたが、悪用しようというものがやっぱり実際存在しているというのは本当に困ったものなんです、ひとたびこの情報が流出してしまえばもう本当に取り返しがつかないと、リスクが高いということは誰の目にも明らかです。誰も責任を取れないのではないのでしょうか実際ですね。

そこで市長に見解を伺いますが、国がどうしてこれほど国民にとってはリスクの高いマイナンバー制度を実施しようと推進をしているのかということについて、市長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には税と社会保障、やはりこれが一番大きな第一歩で、このマイナンバー制度を確立していききたいとそのように考えて、これをどういう多面的に使っていくかは別として、やっぱり社会保障こういうものが一番大きな一つの原因の中で、この法律が国会で成立したというふうに思っています。

○7番（山口初美さん）

そうですね、社会保障と言えばやはり抑制をしたいという国の思惑があるというふうに私は考えております。市民の側から見れば、このマイナンバー制度がどんなメリットがあ

るとお考えでしょうか。市民にとってのメリット。

○企画課長（堂下 豪君）

今市長が答えられましたように、全体的には行政の効率化や適正な社会保障給付のために重要な仕組みだということが言えるかと思えます。市民、国民にとっては利便性の向上が期待できるということで、行政機関での情報連携が可能になることでいろんな手当や保険料の手続など、これまで行政機関に対してさまざまな申請をする際に必要となっていました手続の添付書類などが不要になるということで、住民の負担の軽減ということが大きなメリットだと考えているところでございます。

○7番（山口初美さん）

7番、10月からこの通知カードが送付されるわけですが、写真つきの番号カードの交付申請をしなかった場合はどうなるのかについてお知らせください。

○企画課長（堂下 豪君）

これは、しなかった場合、しないといけないということではございません。このカードをつくったほうがいろんな仕組み、制度に活用できるということで、カードをつくってもらいたいということで国も進めているところではございます。

つくらなかったとなれば通知カードが行きますので、カードをつくった場合は通知のカードと交換するという形になるかと思えますので、国としてはできるだけ多くの国民にカードをつくっていただきたいということで、コンビニの交付などを推進したりするところでございます。

○7番（山口初美さん）

はい、わかりました。日本年金機構から125万件の年金情報、個人情報が出たたり、またベネッセなど相次ぐ民間企業の情報漏えい事件などありまして、こういうリスク

があるのは誰の目にも明らかでございますが、市役所のその職員の中にはこのマイナンバーの取り扱いについて不安はないのか、そして市長自身にはこの制度をやることについての不安はないのかについてお答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

初めてのことでございますので、私を含めまして職員もある程度研修はするわけでございますけど、それがどういう形の中で実用化していくのか、十分そこあたりも今後見きわめをしていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

住所と登録地の違う人たちが市民の中にはおられるわけですがその対応、それからDVなどから避難しておられるそういう人たちは通知カードを受け取れないことも考えられるわけですが、そういうケースについてはどのように対応されるのか伺います。

○企画課長（堂下 豪君）

DV被害に遭ってる方たちとか、あるいは長い間施設に入ったりとか住所地に居住していない市民は、9月25日あしたまでだったと思いますけれども、手続きをすればその現在住んでいらっしゃる場所に配付するような仕組みにはなっているところでございます。

○7番（山口初美さん）

それでは、マイナンバーカードを発行した後にこの住所変更をするそういう場合の取り扱い、手続きの仕方などはどのようになるのかお知らせください。

○企画課長（堂下 豪君）

番号というのは一生変わりませんので、この番号の内容、番号の中身というか情報が変わるということになりますので、窓口のほうで手続きをするということになるかと思っております。

○7番（山口初美さん）

7番、わかりました。マイナンバーカード普及に係る市の財政負担につきましては、開会日に条例のところで伺っておりますが、26年が2,687万円、27年が6,057万円間違いなかったでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

26年度実績が2,687万円、27年度が6,057万円の見込みでございます。

あと独自利用というのがございますので、そういったこと始める場合はまたそれにかかわるシステム改修が必要になってくるかと思っております。

○7番（山口初美さん）

それでは、その分の費用は幾らぐらいかかると計算されているのでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

来年度以降の予算になってきますので、今確定した、幾らぐらいというのは見積もりを取っている段階でございますので、はっきりしたことはわかっていないところでございます。

○7番（山口初美さん）

この26年27年かかった分で、国が負担するのが幾らで市の自主財源が幾らかていうことがわかっておりましたらお示してください。

○企画課長（堂下 豪君）

先ほど申しましたこの経費にかかる、合計で8,744万円ほどになりますけれども、このうち国の補助金が約5,000万円程度になると予定しています。

○7番（山口初美さん）

今の段階で準備は間に合うのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

間に合うつもりで進めているところではございます。10月以降に通知を送るんですけども、番号を振る作業も滞りなく終わっている状況でございます。

○7番（山口初美さん）

わかりました。このマイナンバーを使って、消費税率が10%に増税されたときの軽減措置をやるということも今提案をされてきております。2017年4月に実施予定の消費税率10%ですが、財務省が国民1人当たり4,000程度を還付する制度ということで、これがこのマイナンバーカードを持ち歩かなければ還付しないという罰則がついているということで、今ちょっとの段階ではかなり混乱を招くような気がしているんですが、これは何か市のほうには説明がもうあっているのでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

今、国のほうでも検討中でございますので、まだ具体的な情報のほうは入ってきていないところでございます。

○7番（山口初美さん）

7番、私はこのマイナンバー制度については、市民へはまだまだ周知度も低くて、プライバシー保護の体制についても完全に保護するのは本当に難しいということで、この制度の中止またはとりあえず延期を国に求めるべきだと考えておりますが、市長の見解を最後にこの件では伺って次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、もう法律も通っておりますので、私どもは国からの指示によって粛々とこのことについては実施していかなくちゃならないというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

受動喫煙防止対策について移ります。9月の広報ひおきで特集をされまして、4ページの大きな扱いでございましたので市民の方も大分読まれたとは思いますが、この広報ひおきで特集されたことについての反響や成果があったのでしょうか。寄せられた声などつかんでおられましたらお示してください。

○健康保険課長（篠原和子さん）

特別にはございませんけれども、ある方からはこれだけ取り上げていただいて、保健所長のコメントも入っておりますので、いい内容ではないかなということいただきました。

以上です。

○7番（山口初美さん）

分煙がきちんとできているかどうか、保健所が調査をしたその結果がまたこの9月の広報ひおきにも載っておりますが、この点についての市民からの反応などなかったでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

アンケートの結果を見てコメントというのはいただかなかったんですけども、保健所と一緒にしましてアンケートを実施したときに、飲食店のほうにアンケートを実施しておりますので、そういうところではアンケートの内容ではこの分煙、受動喫煙の防止の努力義務というのがあるということを知らなかったというところも結構多いところもございまして、そして今後取り組みたいというような意見もありましたので、そういったところには保健所のほうから直接アプローチしまして、煙のないお店というところを登録のほう推奨していただいております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

7番、たばこの吸い殻のポイ捨て防止に関しては、日置市の空き缶ポイ捨て防止条例の中できちんと定められているということなんですが、たばこの煙やにおいに対して嫌だ、迷惑だと思っても直接は余り言えないのが実情だと思います。

たばこを吸う人自身が周りの人に迷惑をかけてはだめだということをしっかり自覚していただくことが本当に大切だと思いますが、それが本当に難しいようです。

たばこを吸う人にはモラルやマナーが不十

分な方が多いんじゃないか、余りそういうモラルやマナーが身についていない方が多いのではないかという私が言ってるんじゃないかと、市民の方が言っておられるんですが（笑声）市長済いません、市長ご自身もたばこを吸われるんですけども、たばこを吸う人同士でそういうことを注意し合ったりするということはないのでしょうか。よかったらお答えください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございますとおり、吸うほうがきちっとしたマナーを学んでいかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

山口初美さん、あと残時間が2分しかありません。

○7番（山口初美さん）

本市は健康づくり推進条例というのを、ほかの自治体では定めているところは余りないわけですけども、定めておりますが、健康に気をつけながらたばこもお酒もたしなんでおられる市長さんですが、たばこを吸っても健康でいられる秘訣が何かおありなんですか。（笑声）

○市長（宮路高光君）

秘訣は何もない、私、自分自身もたばこを吸うことは害であるというのは十分認識しております。そういう秘訣があったら教えていただきたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

今回私が、最後の質問になりますが、この受動喫煙防止対策を取り上げたことによって受動喫煙による健康被害が少しでも減ることを願っております。

今後、本当にマナーを守っていただくということを条例をつくらないということで回答いただいておりますので、マナーを守ってもらうようにたばこを吸われる方たちにどのように、何ていったんですか忠告というか苦言を

呈すというかそういうこと、受動喫煙の防止対策について今後市としてどのように具体的に、何を重点にしてということがあるのかそういうことを最後に伺って、市民の本当に健康を願って一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

私も吸っておりますけど、大変肩身の狭い思いで吸ってるところでもございます。今後、やはりこういう受動喫煙を含めた中におきまして、先般も広報紙等でも出していただきまして、健康とたばこを含めた中でやはり市民の皆様方がいかに健康であるのか、こういうことも啓発活動にしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、2番、畠中弘紀君の質問を許可します。

〔2番畠中弘紀君登壇〕

○2番（畠中弘紀君）

平成27年度9月議会にておおとりを務めさせていただくことになりました。よかったのか悪かったのか、連休がかなり長く感じました。

それでは、私はさきに提出した通告書に従い、日置市の防犯対策について質問の要旨を5項目設定し、市長と教育長にお尋ねしたいと思います。

先ほど同僚議員の質問にもありましたように、去る8月25日台風15号は鹿児島県全域に被害をもたらしました。その後の復旧のおくれもあり、本市でもとりわけ電気関係の混乱が多く発生しました。

その1つであります防犯灯の被害状況と復旧の見通しについて、まずお伺いしたいと思います。

次に、2番目の質問の要旨は、防犯灯のLED化の推進についてであります。相次ぐ震災等の被害により電力の供給量が不足する中、各地で節電が義務化され、節電努力が求めら

れております。各自治体においても、年4,000時間前後と点灯時間が長い防犯灯のLED化が節電に効果的なことから、政策的に取りかえる動きが加速しております。

また、環境対策からもCO₂削減と地球温暖化防止に貢献できるほか、LED化は長寿命でランニングコストの削減が図れ、日置市や各自治会の防犯灯維持管理費節減につながる効果も大きいとされております。

同様の質問を昨年の6月議会にて同僚議員もしておりますが、1年以上経過しており状況も当時とは変わっていることと思われま。そこで、本市におけるLED化の推進状況について市長にお尋ねいたします。

質問の3番目は、伊集院駅北口周辺の防犯対策についてお伺いします。伊集院駅北口の開発が進むに伴い、人の流れや新築ラッシュ、物流の変化等でまちの様相は大きく変わろうとしております。一部ではありますが、周辺の発展段階で従来とは全く違う都市化の波にさらされていく可能性もあるわけですが、課題となります市街地としての新たな防犯対策についてはどのように考えておられますか問うものであります。

次に、4番目の質問です。通学路の安全対策について、こちらは教育長にお伺いしたいと思ひます。ここでも特に防犯灯を中心に考え、お尋ねしたいと思ひます。

市内の各所はまだまだ暗いところが多く、防犯上交通安全対策上からもっと防犯灯を増設すべきと考えます。特に部活等で学校の帰りが遅くなり、冬場など真っ暗な夜道を急ぐ生徒を見かけます。心配して家族からの相談も寄せられております。憂うべき現状を教育長はどのように認識しているか、見解をお聞かせください。

続きまして、質問の5番目です。昨今の犯罪情勢は、全国的に犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、依然として強盗などの凶悪犯

や空き巣などの窃盗犯、高齢者被害が多い特殊詐欺の犯罪が発生しており、市民の不安を解消するに至っていません。

また、情報化社会の弊害により青少年を取り巻く環境も悪化し、少子高齢化による世帯構造の変化に伴い、地域社会での人間関係も希薄化しております。携帯電話やインターネットなどが普及したことにより、それらを悪用した犯罪も増加傾向となっております。

今後も社会生活環境の複雑化、多様化によって、市民生活においてもさまざまな問題が発生することが予想されます。このように、市民を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、今後日置市としてどのように防犯対策をしていくか、市長にお尋ねします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の防犯対策について、その1でございます。台風15号による被害につきましては、市で管理している防犯灯4基が被害を受け、現在修繕を依頼しております。また、自治会管理の防犯灯につきましては数件問い合わせがございましたが、基本的には自治会において修繕を行うこととなっております。

2番目でございます。現在、市内全域を対象に防犯灯のLED化へ向けた調査及び設計業務を委託しており、その結果に基づき来年度以降LED化を図る計画となっております。

3番目でございます。伊集院駅の自由通路につきましては、6基の防犯カメラを設置予定であり、うち5基は設置済となっております。北口駅広場から通じております市道につきましても、自治会や通り会と防犯灯を設置しており、防犯対策は図られていると考えております。

5番目でございます。日置市における刑法犯認知件数は全体的に減少傾向にあるものの、

住宅を対象とした侵入事案や声かけ事案など、依然として発生している状況であります。

今後におきましても、日置警察署や日置地区防犯協会、自主防犯団体との関係機関との連携協力により、防犯パトロールや広報活動を通じて市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に努めてまいります。

以上であります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

防犯灯による安全対策についてお答えいたします。通学路点検については、平成24年8月から通学路安全推進会議を立ち上げ、学校、保護者、警察、国、県、市の関係機関と合同で点検を行い、危険箇所の確認と改善に向けた対策を講じているところでございます。

本年度も夏季休業中に実施しましたが、質問にある防犯灯に関する改善議案は1件で、防犯灯周辺の木々の伐採等により改善可能な案件でありました。今後も関係課等と十分連携をとり、通学路の状況を把握し、児童生徒の安全確保に向けた取り組みを継続していきたいと考えております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、市長、教育長よりご答弁いただきました。これから再質問を順番にさせていただきます。

まず、各自治会で管理している防犯灯の数と、それからまた市で管理している防犯灯の数と、現在の管理状況をお知らせください。

○総務課長（今村義文君）

防犯灯につきましては、自治会の管理分が5,684灯、市で管理しておりますのが459灯、全体で6,143灯となっております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、自治会のほうが5,600ということで数は相当多いんですが、今回防犯灯の被害の大きかった自治会から市への補助等の要

請はあったりはしましたでしょうか。またおありであれば何件くらいそういう要望があったのかお聞かせください。

○総務課長（今村義文君）

今回の台風の災害で、補助等の要望は特にございませんでした。

○2番（畠中弘紀君）

2番、今回は要望等は特になかったということで、自治会の運営費の中からおやりになるということではあると思います。各自治会で管理している本数も多いので、全ては把握はできないと思いますが、市民の安全が大事ですので、各自治会とも早急な復旧を望みます。

次の質問に移ります。現在、防犯灯のLED化のために9月から10月にかけて調査を行っているようですが、先ほど市長のほうから答弁をいただきましたその後のスケジュールについて、詳しいことがわかればお聞かせください。

○総務課長（今村義文君）

現在、防犯灯の台帳の作成のために調査、それからLED化に向けた灯具の選定など設計業務委託を行っておりますので、その結果を踏まえてLED化の計画を進めて、来年度以降進めていく予定でございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、現在、一応調査中ということで金額的なものはこれから出ると思いますが、LEDの場合は10年に1度交換ということで、例えば10年後、大きなスパンで見て5年10年たったときの維持管理費、その交換スケジュール等も今後これに合わせて設定をする予定でありましようか。

○総務課長（今村義文君）

現在、LED化の計画の中では来年度以降に全て自治会の管理分、それか市の管理分約6,000灯を全て市のほうでLED化にする予定でございます。

それ以降につきましては、管理につきましては原則自治会のほうが管理ということになりますので、電気料金補助、これまで約4割の電気料金の補助を行っておりましたが、それもLED化が済んだ以降については電気料金の補助は廃止という方向で考えているところです。それで、経費の削減も図られるところでございます。

そして、電気器具については10年から15年が持つというふうなふうに言われておりますので、管理面についても軽減が図られるということで、10年の間に各自治会でそういった維持管理の計画を立てていただいて、自治会で全て管理をしていただくというのが基本で計画をしているところでございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、LEDの導入のメリットについては私のほうも申し上げましたし、またデメリットについても若干あるのかなとは思いますが、メリットデメリットについてももう一度お知らせいただければと思います。

○総務課長（今村義文君）

メリットというのは電気料金、これまでは高い光源での電球、そういった蛍光灯でございましたので、これがLEDに更新することで電気料金の経費の削減が図られるということ、それから温室効果ガスの排出量も削減ができるというメリットもございます。

ただ、あとデメリットにつきましては、器具等が大分高額になってまいります。万が一破損等があった場合には、また修繕、取りかえというのが経費がかかるというのがデメリットかと思えます。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

2番、私のほうでちょっと調べてみたんですが、LEDのほうの導入自治体はすごく多いのはわかったんですが、今いろいろと防犯灯もありまして、例えば太陽電池を使ったも

の、ソーラーで発電して四、五日太陽がなくても持つと。ただし四、五日太陽が出ないとまってしまうので、その辺のデメリットはあると。

それに加えて、今ハイブリッドタイプ、ソーラーに風車がついて風力発電と兼ね合わせて太陽が出なくても風力があれば蓄電をしていただけるというのものもあるそうです。ただし、私も調べましたら高額で導入は多分今はかなり難しいかと思えます。

ただ、今後は性能がまたいいもの、それから価格が安いもの等が出ていく可能性もありますので、そのときにはまた新しい種類の防犯灯も検討すべきかと思えますが、市長のご見解を求めます。

○市長（宮路高光君）

今、LED化を始めて初期投資が大変課題になります。そういうところがございますので、今おっしゃいましたように太陽光とか風力そういうものをつけている防犯灯もあちこちにごございますけど、とりあえずこの電気を使った形の防犯灯を全地域に設置していきたいというふうに考えております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、私のほうも、現状はLED化の推進が一番よろしいかとは思えます。電気代もやはり安いし、やはり10年に一度の交換ということでコスト削減にはかなり効果的な形になりますし、地球温暖化の防止やCO₂削減、先ほど答弁にありましたとおり、やはり日置市としても今後なお一層の推進をしていくべきと私も考えます。

この質問はこれで終わりました、次に移ります。

伊集院の北口が工事中で現在危険なため、小学校では駅通路は通らずにガード下を通るよう学校から指導されているようです。早急な完成の要望がありますが、伊集院駅北口の完成予定はいつになるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろとこのことにつきまして、警察ともしておりますけど、信号機の設置を含めたり若干工事もかかります。基本的には来年の3月が基本ですけども、なるべく早くこのことを設置したいというふうに考えておりました、工事等また信号機の設置この両面でございますので、特に信号機設置については警察署、また県警本部のほうにも要望をきちっとしていきたいというふうに思っております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、信号機の設置の要望を出していただいているということでお話を伺いました。信号機に関してなんですが、朝晩の通学通勤時にはあそこはすごく非常に混むのはわかっております。

ただ、昼間の閑散期というか流れが割と穏やかなときには、逆に信号機があると邪魔になるような気もしないでもないんですが、信号機に関してはある程度公安委員会のほうで設置に関してはされるんだと思いますが、いろいろとどういう形の種類の、例えば押しボタン式、点滅時間が変わるもの、どういう信号機を要望しているのかわかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○建設課長（桃北清次君）

信号機の件でございます。これにつきましては、公安委員会のほうで現地、朝夕の状況等を勘案しながら選択をされるものと聞いております。今お話があったとおり、時間差そういうものはあろうかと思っておりますけれども、今のところそこら辺についてはお聞きしていないところでございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、信号機についてはまた、やはり児童生徒の安全の確保のために要望も多いことから、できるだけ要望に沿った信号機にしたいだけだと思います。

それから次の質問です。先ほど防犯カメラ

は一応、今5基設置済と言う事でしたが、防犯カメラの維持費に関してはこちらは市のほうで維持管理をする形でしょうか、それともJRのほうで。お答えください。

○建設課長（桃北清次君）

防犯カメラにつきましては、市のほうで管理することとなっております。現在、5基が設置をしてありますけれども、もう1基につきましては、南口の自由通路が現在まだ一部完成しておりません。そのところに設置予定でございます。

以上でございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、一応、こちらのほうの市のほうの維持管理ということですが、こちらはちょっと金額的にもしどの程度かかるのか、維持費ですね年間の。お教えいただければと思います。

○建設課長（桃北清次君）

設置してから1年間につきましては、可視の期間でございます。来年度については1年たった後から予算を計上したいと思っております。現在の段階では週に1回程度確認をしてるところでございます。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

防犯カメラについてはお伺いできました。先ほど信号機に関してはPTAのほうの要望も多いことから、また警察、公安委員会との連携のもと、設置がなるべく早くできるよう努力していただければと思います。また、北口の予定どおりの完成を願いつつ、次の質問に移ります。

先日、私のほうで自治会長と3人で夜8時ごろ、伊集院駅の北口から広済寺通り、それから伊集院高校の区間を歩いて防犯灯の調査を行いました。子供たちが夜一人歩きをするにはやはり暗いと思うところが何か所か見受けられました。

まだ伊集院駅の北口周辺が今のところは完成がしていないので、完成後にはもしかしたら明るい形で安全に通学ができるようになっていくかもしれませんが、完成後に関連のある各学校のPTAにおいては、防犯灯の設置の要望や安全面での確認調査等必要かと思われますがいかがでしょうか。これは教育長にお尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

駅の北口付近につきましては、先ほどから市長含めて課長のほうからも既に防犯上の、交通安全を含めた対応はとっていただいております。大変ありがたく思っております。

実際に北口が完成してみないとわからないわけですが、こういうことについては今後も警察、防犯組合など、関係機関団体とも連携を図りながら、引き続き防犯上の検討をしていただきたいと思いますし、お願いをしてみたいと思っております。

○2番（畠中弘紀君）

現在、もう既に調査、改善に向けた対策を講じている状態ですので、また引き続きこれはしていただければと思います。

あと、そうですね基本的に防犯灯は自治会及び地区振興予算の中で修理、また設置すべきものとは私も考えます。ただし、通学路など緊急を要するものについては、市としてどうしてもその予算の中ではなかなかすぐに設置ができないような状況であれば、何らかの補助や手当をすべきではないかと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、地域振興計画の1期2期におきまして、防犯灯の設置も可能でございましたので設置したところがございます。今後におきましても、またいろいろとご意見があろうかと思っておりますので、とりあえず今の現状の中でLED化の中で進めていかなきゃならない。

若干通学路の問題の防犯灯の問題も上がってきておまして、暗いところがあるのも事実でございます。維持管理がどこの地域がするのか、ここあたりもございまして、特に通学路の地域と地域間こういうところは特に今、駅前のこういう明るいところじゃなくまだ田舎におきまして大変まだ完備してないところもございまして。そういうところにつきましては、今のところ手がついてないというのも現状でございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、現状をお伺いできました。通学路の防犯灯については、児童生徒の安全の確保が最優先ということで、帰るのが暗くて怖い危険箇所等、PTAからの要望など出ているようなところについては、早急に手当をすべきではないでしょうか。

ただし、既に地区振興計画の中で優先順位をつけて予算を組んだりしている状況もあり、また防犯灯を設置すれば自治会の電気代の負担もふえることから、関係各所連携協議の上早急な危険箇所への設置を望み、次の質問に移ります。

次が、平成26年度の日置市の犯罪状況について現状をお知らせください。

○総務課長（今村義文君）

平成26年度の日置市の犯罪状況ということですが、日置市内における刑法犯認知件数は174件、平成25年度からすると61件の減少ということになっている状況です。

○2番（畠中弘紀君）

174件ということで、マイナス61件と数はやはり全国と同じような形で減っていると思います。この中で、犯罪としてはどのような犯罪がふえている傾向にあるのか、そちらをお聞かせください。

○総務課長（今村義文君）

刑法犯の認知件数というのは減少傾向にはありますけれども、そのうちの住宅対象侵入

等や万引きなどいわゆる窃盗犯が約70%と高い状況にあるようでございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、その犯罪の予防に関して、どのような対策が望まれるのかお聞かせください。

○総務課長（今村義文君）

警察や防犯協会、それから自主防犯団体など連携を協力して、防犯パトロールや広報活動を継続していくことが大事であると考えております。

○2番（畠中弘紀君）

状況のほうは把握ができました。

次に、警察署の統合がありました。市民からの不便や苦情等の報告はなかったのか、また影響についてわかっていることがあればお知らせください。

○総務課長（今村義文君）

ただいまの件につきましては、特に報告等は伺ってはおりません。

○2番（畠中弘紀君）

2番、特に影響はなかったということで理解はしました。また、警察や社会福祉協議会、保護司会、またハローワークその他団体など、犯罪の予防として情報交換など連携はどう市としてはとられていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、年末年始の特別警戒期間前に日置地区防犯協会や警察署、それから社会福祉協議会など関係団体で組織しております日置市安全安心まちづくり推進会議を開催して、各団体の取り組み状況などの情報交換を行っているところでございます。

○2番（畠中弘紀君）

2番、そうですね、防犯に対する取り組みの状況をお知らせいただきました。防犯対策はみずからやはり市民が自己防衛の意識を持つとともに、地域住民が連帯意識を高め、行政、市民、それから事業者、警察、消防、学

校関係者等とやはり連携して地域づくりをして、安全で安心なまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。今後とも思っております。

それでは最後の質問に入ります。先ほど、市長や同僚議員のほうで少し話をされたものもあり、かぶる部分もありますが、災害対策基本法の第3条から第5条に防災は全て行政がやる、行政には国民を守る責務があるという内容が書かれております。

つまり、自然と向き合うのは行政であり、その庇護のもとに住民がいるという構造になっております。私の本日の設問である防犯対策はどういうことかと考えますと、防犯とは逆に基本的には個人の問題から発することと捉えております。

そこで、あえて今叫ばれております自助、共助、公助の言葉に置きかえますと、防犯対策についてはまず当然自助が先にあり、住民各自が日常細心の注意を払って生活をするということであろうと考えます。

そして、一人一人の力では限界があります。そこに地域社会、いわゆるコミュニティという共助があり、行政はその個人や地域社会を補完する機能としての公助の役割を果たすということ为前提に、それぞれの役割分担を明確にしなければならないと考えます。

そこで、公助としての行政の首長として、市長はどのような防犯対策を特に力を入れて今後取り組んでいく予定なのか、市長の決意をお伺いして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたように、自助、共助、公助、この中で公助と、公的にどういう形の中で防犯対策を守っていくかということでございます。

特に、共助を含めまして今日置市にもいろんな防犯の団体がございまして、この方々がやはりいつも青パトといいますか、青パトで自主的に活動をしていただいております。

そういう中におきまして、私ども市といたしましてもこういういろんな団体の皆様方と十分連携をとりながら、少しでもこの日置市から犯罪が起こらない、そういう安心・安全に暮らせるまちということを目指していくべきだというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。
29日は午前10時から最終本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後1時50分散会

第 5 号 (9 月 2 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第64号 第2次日置市総合計画の基本構想の策定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第69号 日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第70号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告）
日程第 4	議案第71号 平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第76号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第77号 平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第78号 平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第79号 平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第72号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第73号 平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第74号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第12	議案第75号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第13	認定第 1号 平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 2号 平成26年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 3号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 4号 平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 5号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 6号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 7号 平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第 8号 平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第 9号 平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 2 認定第 1 0 号 平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 1 号 平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 2 号 平成 2 6 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 5 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 6 陳情第 3 号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 2 7 陳情第 9 号 迷惑防止条例（仮称）の制定について（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 2 8 陳情第 7 号 川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 2 9 陳情第 8 号 議員定数の削減について（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 0 陳情第 1 0 号 「川内原発 2 号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 1 陳情第 1 1 号 国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 3 2 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 3 議員派遣の件について
- 日程第 3 4 所管事務調査結果報告について
- 日程第 3 5 行政視察結果報告について

本会議（9月29日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企 画 課 長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君	代表監査委員	満 尾 利 親 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第64号第2次日置市
総合計画の基本構想の策定
について

△日程第2 議案第69号日置市国民宿
舎事業基金条例の一部改正
について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第64号第2次日置市総合
計画の基本構想の策定について及び日程第2、
議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の
一部改正についての2件を一括議題といたし
ます。

2件について、総務企画常任委員長の報告
を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

皆さん、おはようございます。ただいま議
題となっております議案第64号第2次日置
市総合計画の基本構想の策定については、去
る9月8日の本会議におきまして、総務企画
常任委員会に付託され、9月9日、10日に
委員会を開催し、委員全員出席のもと、総務
企画部長、企画課長の説明を求め、質疑・討
論・採決を行いました。

本案は、第1次日置市総合計画が平成
27年度をもって終了することから、平成
28年4月1日から平成38年3月31日ま
でを計画期間とする第2次日置市総合計画の
基本構想として策定するため、日置市議会の
議決すべき事件を定める条例第1号日置市に
おける総合的かつ計画的な行政の運営を図る
ための基本構想の策定、変更又は廃止の規程
に基づき、提案されたものであります。

これから、本案についての審査の経過と結

果をご報告いたします。

今回の基本構想は、市民憲章をまちづくり
の基本方向として捉えて、鹿児島市に隣接し
ている地の利を生かし、安心安全に暮らせる
住環境を整備するとともに、また、本市が持
つ歴史的財産や自然環境、観光資源を生かし、
本市を訪れる交流人口をふやしながら、住み
続けたい、移住したいという定住人口をふや
すことを目指し、将来都市像に、「住んでよ
し 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひ
おき」を掲げてあります。この将来都市像を
実現するために、分野ごとの施策を基本計画
として整理しますが、分野を横断的に捉える
ために、「いきいき健やか」創造プラン、
「安心・やすらぎ」創造プラン、「活力とに
ぎわい」創造プランの3つの重点テーマを定
めてあり、これらは深刻な人口減少という危
機を乗り越え、次世代につないでいくための
テーマとなっております。

また、基本目標として、「笑顔とやさしさ、
ぬくもりに満ちたまちづくり 保健・医療・
福祉」「豊かな自然と調和し、安全で安心し
て生活できる快適なまちづくり 生活環境」
「活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり
産業経済」「豊かな心と感性を育てるまち
づくり 教育・文化・スポーツ」「安全で快
適な暮らしや交流の基盤づくり 社会基盤」
「地域と人と行政がつながる持続可能なまち
づくり 市民参画・行財政」の6つの分野の
基本目標が定めてあります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

第1次基本構想が10年を経過したが、過
疎地域についての実績及び反省をどのように
反映させたかとの質疑に、第1次の評価と分
析が非常に大切になってくることから、主要
施策の自己評価を行った。各所管課等で振り
返りシートを作成し、それに成果と課題を整
理し、ヒアリングを行い、本市の経済の強み
と弱みという形でまとめた。その上で、アン

ケート調査の結果や世論の動きを踏まえて、課題を整理して作成したと答弁。

第1次の理念は引き継ぐが、変化を加える必要があるポイントはなかったかとの質疑に、第1次を分析する中で、本市の強みとして、県都鹿児島市に近いという地理的優位性、自然・歴史・観光が豊富にある、多様な農林水産業の資源があるなど、また、弱みは、雇用環境の悪化、基幹産業の後継者不足、高齢者世帯の増加、情報発信力が弱いなどがまとめられている。これらを整理し引き継ぎながら発展させていくが、第1次では、合併して均衡ある市の発展のためのハード的な基盤整備や環境整備も大きな部分を担ってきた。これからは、民間企業や市民も一体となってまちづくりを担っていくという意識を醸成させながら、ソフト的な事業や仕組みづくりが大きな部分を占めてくると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第64号第2次日置市総合計画の基本構想の策定については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正については、去る9月8日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、9月9日、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、総務企画部長、商工観光課長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本件についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、基金の効率的な運用を図るため条例の一部を改正するもので、第1条中、「運営上、臨時の経費」を「運営に資するための財源」に改正するもので、附則として、この条例は公布の日から施行するという内容

のものです。

改正に至る経過説明として、国民宿舎事業については、施設の老朽化、少人数の旅行化、またリーズナブルな半面、高級趣向で満足感のある旅行を好まれる傾向にあり、経営は依然として厳しい状況にある。それに加えて、平成27年度は、耐震補強工事により、約4カ月間旧館を利用できない状況で、スポーツ合宿等の大口の予約がとれなかったことや、台風災害によるキャンセルや工事期間中の本館利用者の減少もあり、今年度は大幅な収入減になる見込みである。利益が上がるように、さまざまな企画や営業活動を行っているが、利用客の反応は鈍く、利用者は年々減少している状況にある。

このようなことから、財源不足を補完し、健全で安定的な国民宿舎事業の運営に資するために国民宿舎事業基金を充てるよう改正するものであると説明。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

今年度の売り上げの予想額は、前年度と比較してどれだけ減少になるのかとの質疑に、26年8月末と27年8月末の実績で比較すると、200万円の減少となっている。平成26年度収入額の決算は2億1,200万円、うち営業収入は約1億9,800万円となっている。平成27年度の見込み予想額は上げていないが、耐震工事による利用者の減少を考えると、減少すると思われると答弁。

これからの健全経営をしていくための方向づけというのは検討していないのかとの質疑に、売り上げの貢献については、営業を含め、経費節減の工夫をしている。取り組むことは、管理経費を抑えて営業利益を上げることであるが、具体的な考えについては、人件費の5年前を100とした場合、今年度は95%ぐらいに節減、広告宣伝費の見直し、光熱水費の節減、合宿等の利用者の集客営業、国民体育大会の誘致に向けた団体の誘致活動を図

っていききたいと答弁。

経営の状態では、これからの方向性も考えないといけないが、赤字を抱えている中で経営を続けていくメリットは何かとの質疑に、砂丘荘やゆーぷる吹上がある程度大きな宿泊人員を確保できる施設であり、地域のよりどころとなっている。施設利用促進協議会が県内の大きな大会を誘致する中では、大型の宿舎が必要になってくる。小さな旅館等では誘致できない部分も出てくるため、砂丘荘やゆーぷる吹上が連携することで、大会誘致等メリットがあると考えていると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

これで報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号については委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号第2次日置市総合計画の基本構想の策定については原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号については委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号日置市国民宿舎事業基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第70号平成27年度
日置市一般会計補正予算
(第5号)

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月8日の本会議におきまして当委員会にかかわる部分を分割付託され、9月9日、10日、11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部課長など、当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の決定に伴う予算措置や地域活性化・地域住民生活等

緊急支援交付金事業のほか、坊野地区公民館改修工事、マイナンバー加入事業費、妙円寺地区公民館改修工事費の予算措置がされておりますが、ここでは当委員会所管に係る主なものについて審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、2款総務費は5,596万9,000円増額の総額の29億6,808万7,000円、7款商工費は6,118万3,000円増額の2億2,872万円、9款消防費は112万5,000円増額の17億5,762万2,000円となっております。

総務課所管における主なものは、弟子屈町民ツアー歓迎のための謝金、報償費7万6,000円の補正、県議会議員選挙費で、県議会選挙執行経費確定により168万8,000円の減額補正、また9款災害対策費では、11節需用費に東市来地域大峯ヶ原中継局の落雷による修繕料50万円の増額補正がされております。

企画課所管における主なものは、企画費13節委託料に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業実施に伴う補正550万円が計上されております。

情報管理費では、13節委託料の番号法対応システム改修業務委託料743万3,000円を減額し、15節工事費55万9,000円、18節備品購入費687万4,000円へ組み替え補正がされております。

地域づくり課所管における主なものは、木のあふれる街づくり事業実施に伴う補正として、13節委託料に坊野地区公民館改修に伴う設計委託料110万円、15節工事請負費に坊野地区公民館改修工事費1,030万円が計上され、ほか、地区振興計画に基づく振興計画推進費の組み替え補正がされております。

商工課関係所管における主なものは、商工業振興費では、地域活性化・地域住民生活等

緊急支援交付金事業実施に伴う補正として、8節報償費に50万円、需用費に30万円、委託料に470万円の増額補正があり、また、観光費では、19節負担金補助及び交付金に、山形屋ひおき物産展販売手数料補助金として40万円の増額補正、繰出金に吹上砂丘荘耐震改修工事に伴う補正1,716万3,000円、ゆーぷる吹上増築に伴う補正3,800万円の増額補正が計上されております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課関係では、18款まちづくり応援基金繰入金の補正が計上されているが、財政に寄与する部分、お礼とPRを兼ねた部分、費用対効果をどう考えるかとの質疑に、1万円以上の寄附に対し、3,000円相当の特産品を物産館から送っている。他県については高額の返礼品を競っている例もあり、総務省から自粛の通知も出されている状況である。一方で、返礼品を充実することは、市の特産品の振興とPRを兼ねて経済効果も貢献できるので、過度な返礼は避け、10万円くらいまでは4割程度をめどに見直しを考えている。返礼品は、チェスト館のイチゴ、城の下物産館ではみそタレ、蓬莱館では海産物の詰め合わせなどの各物産館の特産品を送っている。反応としては、感謝の手紙をいただいていると答弁。

総務課関係では、東市来地域大峯ヶ原中継局の落雷はいつあったのか、また避雷針は設置してあるのかとの質疑に、市民から聞こえないという連絡があり、調査したところ、4月30日の落雷によるものとわかり、すぐに復旧を行い対応した。避雷針は設置してある。落雷頻度は余りあるものではないと答弁。

企画課関係では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業は、人材も含めて、今後、どのように計画していくのかとの質疑に、南日本銀行旧店舗の活用を提案されている。具体的には、来年度からの運営となるが、

今年度はその活用策を研究し具体化していく。人材の紹介を受けて、鹿児島市のリボン館の開設に携わった人にコーディネーターとしての打診を行っており、これから計画を立てていきたい。旧店舗であるが、ATMは稼働しており、人の出入りを含めて、よいのではないかと考えている。

番号法対応に係る備品整備の目的は何か、また台数などの質疑に、情報系と基幹系のネットワーク分離に係る備品となる。インターネットに接続できるパソコン1台を各課に設置する計画で、65台を計画している。

番号法には、情報漏えいが心配される。パソコンの整備計画とあるが、マイナンバーを職員みんなが見られるのかとの質疑に、ネットワーク分離により、サイバー攻撃を受けることがなくなる。マイナンバーは、限られた権限を持つ職員のみが使用することができる。職員の情報管理に関するポリシーの問題もあるので、職員に対する周知を図っていくと答弁。

地域づくり課関係では、坊野地区公民館の改修は、地域介護福祉空間整備推進交付金事業の事業縮小により、木のあふれる街づくり事業で計上されることになったが、設計や事業の考え方が違ってくるのかとの質疑に、地域介護福祉空間整備推進交付金事業は、国の方針転換により見送られることになった。この事業は、地区公民館を介護予防拠点として活用するもので、バリアフリーが中心となるが、木のあふれる街づくり事業は県産材のPRが目的のため、洗濯室を多目的ホールとして改装し、多くの市民が使用する中で県産材のよさを感じてもらうことになる。

南宮内自治会への補助金の上乗せ計上については、もっと公平感を持つべきである。世帯や基金の状況に応じたただし書きを適用するよう要綱が必要と考える。工事費の見積もりが自治会からの言い値に対応した補助とな

っているとの質疑に、重機を入れにくい場所であり、工事費がふくらんだため、今回、要綱を上限500万円とした。前回の自治会負担総額は77万4,000円、今回は86万7,000円で、世帯の負担としては1,300円程度上がる。見積もりは、市の受注を受けている近隣の宅地造成経験もある業者が行っており、また、土木技師に積算内容の是非を尋ねた上で対応した。前回の見積もりは、必要経費ぎりぎりとの判断であったと答弁。

商工観光課関係では、観光費の19節負担金補助及び交付金の山形屋ひおき物産展販売手数料で、昨年の出店数及び本市の特産品の海産物はどうしているのかとの質疑に、昨年の出店数は13店舗で、海産物は江口蓬莱館が販売している。

農家は、直売所で手数料を取られて、山形屋でも手数料を取られるのかとの質疑に、農家と直売所の関係にあるのでわからないが、山形屋の18%の手数料は直売所が支払うことになるので、売り上げに影響が出てくる。これまで、農家や直売所から、何とか市から応援できないかという要望があったため、今回、売り上げの5%の補助で対応する。

昨年度より300万円増の売り上げ目標となっているが、新たな出店の啓発をどのようなことを考えているのかとの質疑に、山形屋地下祭場はキャパシティがあり、出店数が限られてくる。これまでお茶の出店が4店舗を占めていたが、2店舗のローテーションに調整し、新たな出店者にすることや、また直売所がふえるようであれば、屋外の鹿児島銀行側のアーケードでも販売できることを山形屋と協議していると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、質疑を終了。その後、討論を行いましたところ、マイナンバー制度には、情報流出の危険なリスクがあり、実施の中止を真剣に検討する必

要があるとの反対討論がありましたが、賛成討論はなく、その後、採決に入りましたが、賛成多数で、分割付託された議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）総務企画常任委員会所管の補正予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、日置市自治会公民館敷地等災害復旧事業費補助金交付要綱については、要綱の対象となる災害の明細を示すことや、工事費の積算の根拠などを明確に示す必要がある。要綱の改正ごとに委員会に示してほしいとの要望がありましたので、申し添えておきます。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっています議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）は、9月9日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に係る部分を分割付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、事務局長、課長など当局の説明を求め、質疑を行いました。同日、現地調査を行った後、9月11日に討論・採決を行いました。

これから、本案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、総務費の戸籍住民基本台帳費で2,290万4,000円追加し1億9,693万5,000円に、民生費が1,291万1,000円増額し70億2,281万2,000円とし、衛生費が2,005万円を増額し38億6,592万5,000円に、また教育費が5,070万円を増額し23億1,907万円とするもので

あります。

歳入の主なものは、市民福祉部の所管で、環境衛生費国庫補助金で167万9,000円、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業県補助金として770万円を計上しました。

次に、教育委員会の所管においては、社会教育費県補助金、鹿児島県地域振興事業補助金「薩摩日置鉄砲隊」結成のための275万円であります。

次に、歳出の主なものは、市民福祉部所管市民生活課においては、戸籍基本台帳費個人カード事業費に係る予算計上として、臨時職員雇用に係る賃金143万9,000円、通知カード発行事務に係る事業費として、職員の東京までの旅費3万4,000円、飲料水供給設置事業、苜口共同水道組合のポンプ補修費として98万6,000円、浄化槽設置事業費補助金の27基分の増額補正1,480万円であります。

次に、福祉課におきましては、多世代交流・多機能型支援の拠点づくり、福祉拠点施設整備事業として、妙円寺地区公民館のトイレ改修に700万円計上されています。この事業は、補助率100%の鹿児島県の事業であります。

次に、来年度から鹿児島こども病院で実施される、病児保育実施に伴う施設改修費として500万円、健康交流施設費、健康づくり複合施設ゆすいんの施設修繕に伴う工事費として245万円の増額補正であります。

次に、健康保険課におきましては、診療所・青松園移管先選定に係る謝金13万6,000円、がん検診事業費、健康意向調査返信用封筒に係る郵送料として29万1,000円の増額補正であります。

次に、教育委員会においては、学校総務課の日吉地域再編準備検討委員会の回数増に伴う謝金として32万4,000円、鶴丸小学校浄化槽破損による撤去及び汚水タンク、合

併浄化槽設置工事として1,786万1,000円、私立幼稚園入園者数増加に伴う幼稚園就園奨励費として296万4,000円であります。

次に、社会教育課として、薩摩日置鉄砲隊結成に係る装備品として26万円、備品購入費として474万円、伊集院文化会館天井材の劣化及び損傷調査業務委託費として200万円、あわせて屋根防水改修工事などに2,200万円であります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

市民福祉部福祉課関係では、委員から、鹿児島子ども病院が実施することだが、これまで本市では病児保育は実施していなかったのかとの問いに、これまで病児保育については、事業の性格上、実施することができなかつたと答弁。

どのような方々が対象者か、またサービスの基準はとの問いに、利用者は0歳から10歳未満、小学校3年生まで対象とする。事前に登録が必要で、病気発生時点で予約を行う。かかりつけ医を経由して保育サービスを利用するとの答弁。

委員から、妙円寺地区公民館のトイレ改修について、多世代交流・多機能型支援拠点づくり事業でなく、地域介護福祉空間整備推進交付金事業で実施したほうが、より充実した改修が行えたのではないのかとの問いに、平成28年度に整備改修等を計画していたが、空間整備事業は予算が縮小され、この事業が見えてきたので、地域づくり課と協議をし、実施箇所をここに決めたと答弁。

トイレ改修として工事請負費の要求があるが、ソフト事業は何を行うかとの問いに、年齢や障がいの有無にかかわらず幅広い世代を対象にする事業を地域づくり課と協議し、今後、検討すると答弁。

次に、健康保険課関係では、委員から、日置市診療所・青松園の在り方検討委員会の報

告を受けたが、今後の展望と応募のない場合をどう考えるのかとの問いに、地域包括ケアという方向を見れば、老人ホームと診療所が隣接し、地理的に恵まれる。現在の指定管理者同様に、一体的な経営ができればいい。受け手がない場合は、再度協議するとの答弁。

次に、市民福祉課関係では、委員から、海外漂着物ごみ回収についての経費が計上されているが、どのような漂着物なのかとの問いに、平成25年は医療系の中国系と韓国系のごみが多かった。最近では、台風の漂着物が多い。これまではリサイクルセンターで焼却処分していたが、塩害も出るため、丸山喜之助商店に産廃として出すと答弁。

これだけの金額で処分できるのかとの問いに、1m³1万800円単価であり、110t分である。吹上浜クリーン作成で集めたごみを処理する費用であるとの答弁。

個人番号カードの旅費、通知カードを直接持ち込むとのことであるが、どういうケースかとの問いに、10月5日から住所地に個人番号通知カードを送るが、施設や長期入院等、住所地にいない方のデータを地域公共団体情報システムに直接持ち込むと答弁。

対象者は何名かとの問いに、現在20名程度と答弁。

次に、介護保険課関係では、質疑はありませんでした。

次に、教育委員会教育総務課関係では、委員から、日吉地域再編準備検討委員会は、当初50名を想定されたが、43名の計上であるが、その理由はとの問いに、各地域から50名を想定したが、各地域からの充て職委員42名を当初で選任し、各地区からの通学部会委員等の追加募集を行ったが、1名しか入ってこなかった。今回は、検討部会の増加で補正予算を計上したと答弁。

鶴丸小学校浄化槽の破損は、裏山からの地下の浸透水が原因とのことであるが、工事を

進める中で浸透水に問題はないのかとの問いに、今回も掘削工事をしたが、若干の浸透水があった。補強して埋設したと答弁。

今回の工事のスケジュールはどのような工程かとの問いに、11月に設計、2月から3月にかけて工事を実施、今回は20人の合併浄化槽で対応できるとの答弁。

次に、社会教育課関係では、委員から、今回設立された薩摩日置鉄砲隊の発足のいきさつはとの問いに、当初は先の予定でいたが、国民文化祭での披露や県の地域振興推進事業を活用することで事業に至ったと答弁。

火縄銃の維持管理についてはどのようになっているかとの問いに、鉄砲の維持管理は市の管理で、使用した場合、使用者としての鉄砲隊が使用に係る維持管理を行うとの答弁。

火縄銃、甲冑はどこから購入するかとの問いに、火縄銃保存・継承の第一人者である澤田先生にかかわっていただいております、先生を通じて購入する予定。甲冑については、製造シェア95%を誇る薩摩川内市の丸武産業を予定しているとの答弁。

文化会館の修繕について、今回の修繕で、しばらく防水に関する工事はないかとの問いに、屋根からの水については今回の防水工事で防げるが、壁やドレン管からの雨漏りについては、今後の調査で明らかにしたいとの答弁。

文化会館の蓄電池の工事を実施する予定であるが、何年前からかえられたかとの問いに、11年前に交換した。蓄電池の耐用年数は5年であるが、今回、5月の定期点検で異常が見つかり、修繕することとなったと答弁。

そのほか、多くの質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）の文教厚生委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、9月8日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託され、9月9日、11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要ですが、6款農林水産業費では、2,001万7,000円の増額の総額13億4,344万6,000円となっております。

歳出の主なものは、農業振興費において、青年就農給付金事業費で、新規対象者要件充足見込みに伴い600万円を増額計上。

農地費では、多面的機能支払交付金事業で、吹上地域の坊野の清流を守る会が加入したことに伴い、101万8,000円を増額。繰出金で農業集落排水事業の前年度繰越金が確定したことに伴い296万9,000円減額計上となっております。

林業振興費では、県単補助治山事業費で、事業採択に伴い、東市来地域の伊勢ノ上地区治山工事土どめ工一式800万円を計上、里山林総合対策事業費で、伊集院地域の寺脇地区森林整備及び施設整備に150万円を計上。いずれも、県の補助率は70%であります。

水産業施設管理費では、江口蓬莱館のレストラン・更衣室の雨漏り補修工事に240万円が計上されております。

次に、8款土木費は、1,213万9,000円減額の総額29億689万6,000円となっております。

歳出の主なものは、都市計画総務費で、繰出金で公共下水道事業の前年度繰越金及び起債償還利子の確定に伴い1,378万1,000円を減額計上。

土地区画整理費では、湯之元第一地区土地区画整理事業において、県の大里川護岸工事の工法変更のため、700万円を補償金から負担金へ組み替えになっております。

次に、11款災害復旧費は、9,175万5,000円増額の総額1億6,540万3,000円となっております。

歳出の主なものは、梅雨前線による豪雨災害の復旧工事費として、農地農業用施設災害復旧費で、農地20件、農業用施設18件分の工事請負費6,250万円を計上。

林道災害復旧費では、林道4件の小規模修繕料と林道2路線分の工事請負費の計1,098万9,000円を計上。

公共土木施設災害復旧費では、市道飯牟礼腰線、和田平鹿倉線、小野花熟里線、準用河川飯牟礼谷川の工事請負費1,787万円と、カラーコーンやブルーシートなどの資材やアスファルト合材などの原材料費、重機借り上げ料などが39万6,000円計上されております。

なお、歳入につきましては、そのほとんどが国庫補助金や県補助金及び起債などとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課の関係では、県有地取得に向けた不動産鑑定委託料36万5,000円について、どこの土地で何のために取得するのかとの質疑があり、鹿児島市犬迫町にある chests 館の近くの県道の旧道部分2,090m²の敷地で、県から打診があった。 chests 館では土日に来客が多く、駐車場が足りなくなり、

県道の通行に支障が出るなどしており、警察からも指導が来ている。従業員や業者の駐車場22台分も近くの畑を借りており、慢性的な駐車場不足の状態に陥っている。6月の補正予算で県の地域振興事業の採択を受けて、34台分の駐車場整備費を予算計上したが、それでも足りない可能性があるため、今回の県の打診を受けて、土地取得へ向けた不動産鑑定料を予算計上した。なお、土地を購入するかどうかは、不動産鑑定で土地評価額が決まってから判断したいと答弁。

これに関連して、鹿児島市にある土地を日置市が取得できるのかとの質疑があり、公の施設のための行政区域外の土地取得であるので、地方自治法にのっとり、鹿児島市との協議と鹿児島市議会の議決が必要となる。なお、県は鹿児島市にも打診をしたが、鹿児島市からは取得しない旨、文書にて回答があったと答弁がありました。

次に、青年就農給付金事業において、要件充足見込みにより4人分の600万円が増額補正されているが、この要件とは何かとの質疑があり、45歳未満で自立自営であること、農地や利用権、農機具など全て本人名義であることが要件で、農業所得が250万円を超えると給付が停止される。また、親が農業の場合でも、親とは別に農業をしているか、親が全て子どもに事業譲渡した場合は給付ができるが、農業後継者として親と一緒に農業をする場合は、別の事業で助成を行う。なお、今回の4名の就農者の作物は、酒造用のカンショ、水稻、イチゴ、果樹であると答弁がありました。

次に、寺脇地区の里山林総合対策事業について、寺脇の天福寺跡の山林整備だが、ここは市指定文化財であり、教育委員会との連携はどうなっているのかとの質疑があり、地元と教育委員会のほうから要望があり今回の事業採択となった。山林への上り口の整備を行

う予定で、教育委員会と連携をしていく。なお、今回の台風で倒木もあったが、教育委員会で倒木処理を行ったと答弁。

次に、農地整備課の関係では、多面的機能支払交付金で、坊野地区の清流を守る会の概要を示してほしいとの質疑があり、協定面積は、田んぼが10.4ha、畑が0.9haとなっていると答弁。

次に、建設課の関係では、湯之元第一地区土地区画整理事業の大里川護岸工事について、なぜ工法が変更されたのか、当初からの計画に入っていなかったのかとの質疑があり、大里川の河川改修は県が事業主体である。県の計画では護岸工事のみであったが、市の区画整理事業の計画では護岸上に道路が入っており、護岸に荷重がかかるため工法を変更したと答弁。

また、伊集院駅周辺整備事業の寄附金について、現在の寄附金の状況はどうかとの質疑には、モニュメント作成などに充てる寄附金を広報紙などで募ってきたが、これまで32件、773万1,966円が集まっていると答弁。

次に、豪雨や台風など異常気象が多くなり、土のうやブルーシートなど消耗品が足りない状況もあったと思うが、今後は予算要求をふやしていくべきではないかとの質疑があり、今回の災害では、事前に土のうをつくって対応をした。ブルーシートやカラーコーン、蛍光くいもふやしているが、在庫が切れる前に補充をしている。今後は、消耗品の予算要求をふやして対応していきたいと答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第70号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）に対する反対討論を行います。

今回の補正予算の中に、新しく始まる個人情報管理するマイナンバー制度導入に関する予算が含まれているために、私はこの予算をこのまま認めるわけにいかないので反対をいたします。

このマイナンバー制度の最大の問題は、プライバシーの侵害やなりすましなどの犯罪のおそれを高めるということにあります。

どんな個人情報でもマイナンバーで名寄せが可能となり価値が生まれます。どんなにセキュリティ体制を強化しても、個人情報の漏えいは完全に防ぎ切れないことがはっきりしています。

情報が集積されればされるほど価値が生まれ、リスクが高くなります。アメリカの政府職員の情報すら流出しました。

さらに、国会で成立した改定法では、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど民間分野へも拡大することが盛り込まれ、一段とリスクは高まりました。住民の不安は広がるばかりです。

市民にとって不安の大きい、理解が進まない制度を急ぐ必要はありません。この制度実

施を延期しても住民には何の不利益もありません。

私は、マイナンバー制度の実施中止を真剣に検討する必要があると考えますので、この補正予算に賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

私は、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）について賛成の立場で討論をいたします。

このマイナンバー法は、2012年、民主党野田政権が法案を提出するも、参院解散で廃案になり、2013年3月、安倍政権が法案提出、同年5月にマイナンバー法は成立いたしました。

2016年1月開始が決定しているところであります。

2015年3月、マイナンバー法改正案を国会に提出するも、年金情報流出問題で一時中断、2015年9月3日、改正ナンバー法が成立し、2018年から、金融機関の預金口座にも任意で番号を結びつけることとなったところであります。

このマイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住む人全員に割り振られる12桁の個人番号であります。本年10月から通知されます。

税金や社会保障、災害時の手続等を簡略化するのが制度の狙いであります。

マイナンバーは、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平、公正な社会を実現するための社会基盤とされ、行政機関間での情報連携が可能となり、申請者が窓口で提出する書類等が簡素化されます。

また、行政機関で情報の照合や入力など、時間や労力が削減され、正確になり、所得や

行政サービスの把握、脱税や不正受給の防止、また、きめ細かな支援を行うことができるようであります。

マイナンバーは、限られた権限を持つ職員のみ使用することができることとなっているところでありますが、マイナンバー制度の導入に当たっては、情報漏えいや不正利用に係る不安を払拭し、信頼される社会基盤を構築していくため、運用までには再度、技術的、物理的、人的対策のあらゆる観点から総点検していくことが必要であります。

そこで、マイナンバー制度の導入に向け、国から、法施行日までに基幹システムとインターネットに接続された情報系ネットワークを分離することが条件として示されたところであります。

そうした中、10月1日から、本市役所において、約690台あるパソコンのインターネット接続を遮断し、新たにインターネットに接続できるパソコンを各課に1台設置する計画で、全部で65台を予定しているところであります。

いずれも、情報漏えいや不正対策等であり、ひいては、これが市民への行政サービスの向上と安心・安全に資するところであります。

それに対する、今回歳入の総務費国庫補助金や、歳出の情報管理費、戸籍住民基本台帳費等の予算は、必要不可欠な予算であります。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第70号平成27年度日置市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第76号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第77号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第78号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第8 議案第79号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第4、議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第79号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

5件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっています、議案第

71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第79号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件につきまして、9月8日に委員会付託され、9月10日に委員全員の出席のもと委員会を開催し、市民部長、各担当課長などの説明を求め、質疑を行い、討論、採決を行いました。

これから、各議案における本委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億8,009万2,000円を追加し、歳入歳出予算を75億8,973万円とするものであります。

歳入の主なものは、平成26年度国民健康保険特別会計において、歳入71億2,731万3,000円に対し、歳出67億5,722万円で、歳入が歳出を3億7,009万円の繰り越しとなり、当初額900万円を計上しており、2億8,009万円の増額補正となりました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。特定健診事業費報償費謝金で91万9,000円、これは、特定健診の受診勧奨活動謝金として、特定健診対象者9,190人に対して1人当たり100円で計上しています。

次に、基金積立金、平成26年度の繰越金が確定しましたので、今回の補正予算の歳出の残額2億7,526万1,000円を基金積み立てとし、当初の2万5,000円を差し引き、2億7,523万6,000円の増額補正となっています。補正後の保険給付準備基金の保有額は2億8,503万1,000円となる予定であります。

続いて質疑に入り、委員から、特定健診受診率は70%に届きそうかとの問いに、

25年度を上回る可能性があるが、26年度はまだ確定していないとの答弁。

医療費への反映はどうかとの質疑に、24年度は受診率が急激に伸びたため、医療費の伸びは大きかったが、25年、26年度は、医療費の伸び率が1%台に落ちている。県内19市の中でも順位を下げている。また、健診の結果で、糖代謝の結果がよくなっていると答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を既定の予算のとおりとし、歳入歳出をそれぞれ5,990万4,000円とするものであります。

担当課長から、今回の補正予算については、前年度繰越金確定に伴う歳入の調整として125万8,000円の計上になったとの報告がありました。

続いて質疑に入りましたが、質疑はなく、当局の説明で終了。討論に付しましたが討論はなく、全員一致で、議案第76号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ1,068万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、前年度繰越金確定に伴

う、歳入の調整として79万9,000円の計上となっています。

続いて質疑に入り、委員から、基金の今後の取り扱いはどうなのかとの問いに、公衆浴場の運営を廃止してゆーぷる吹上へ移管することを現在進めているが、今までの流れでは、基金は一般会計への繰り入れですが、特別会計に積み立てるか、今後の検討課題になると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑は終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第77号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出1億1,006万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,349万7,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げます。第1号被保険者保険料1,908万8,000円の増額補正であります。これは、26年度に県財政安定化基金貸付金を5,700万円借りたことに伴い、本年度分の貸付償還分の保険料充当分として計上したものであります。

次に、歳出の主なものについては、1次予防事業費の足首用おもり40万9,000円です。これは、介護予防事業の通称筋ちゃん広場が実施自治会の増により、その教室で使用するおもりを購入するものであります。

次に、公債費、償還金、利子及び割引料1,899万円です。これは、先ほど申し上げました、26年度に県財政安定化基金を5,700万円借り入れたため、27年

度から29年度の3年間で返済することとなり、本年度分の貸付金償還金として計上したものであります。

続いて質疑に入り、委員から、筋ちゃん広場の現状、実施自治会数、内容、今後の事業展開について質問があり、ことし1月から始めて、現在8自治会が実施しており、1カ所約30名の方々が取り組んでいる。体力測定の結果など、数値が向上するなど、よい効果が出ている。今年度末までに18自治会を予定していると答弁。

消耗品、おもりの購入について、当初予算と今回の補正の単価が異なるがとの問いに、当初予算の購入はおもりとカバーのセット購入で、今回はおもりとカバーを別々に購入することにした結果、今回のほうが安価で購入できるとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑は終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第78号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,423万9,000円とするものであります。

次に、歳入については、後期高齢者医療保険料の前年度繰越金が確定したことによる補正で、57万5,000円であります。

次に、歳出については、その確定した保険料の繰越金をそのまま広域連合に納付したものであります。

次に質疑に入りましたが質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑は終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第79号平成27年

度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、5件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第71号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決

されました。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第10 議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第9、議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第10、議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま一括議題となっております、議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月8日の本会議において当委員会に付託され、9月9日に委員全員の出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月11日に討論、採決を行いました。

まず、議案第72号平成27年度日置市公

共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万3,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,145万8,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金確定に伴い、繰越金1,526万4,000円を増額するとともに、起債償還利子確定に伴い、起債償還分の一般会計繰入金を1,378万1,000円減額するものであります。

歳出では、消費税率の改定に伴い、公課費540万円を増額するとともに、長期償還利子の確定に伴い、起債利子391万7,000円を減額するものであります。

委員より、消費税の納付方法への質疑がありました。そのほかには質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,952万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金確定に伴い、繰越金302万9,000円を増額するとともに、一般会計繰入金を296万9,000円減額するものであります。

歳出では、消費税率の改定に伴い、公課費6万円を増額するものであります。

委員から質疑なく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、

採決の結果、議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号平成27年度日置市農業集落排水事業

特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第11、議案第74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第12、議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております、議案第74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、去る9月8日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、9月9日、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,443万8,000円とするものであります。

補正の主なものでは、経営費で旧館の耐震改良請負工事費確定による492万9,000円の減額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。総務管理費の15節工事請負費に室外機工事分300万円と計上されているが、何台分になるのかとの質疑に、耐震工事に伴うもので、取り外すことで再利用ができない8台分計上してであると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、ただいま議題となっております、議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、去る9月8日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、9月9日、10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、総務企画部長、吹上支所長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,226万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,509万1,000円とするものであります。

補正の主なものでは、経営費で施設維持修繕料の増額、施設整備費で休憩室増築工事請負費の増額などの4,226万6,000円の増額補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

休憩室の利用の仕方或使用料はどうなるのかとの質疑に、ゆーぶる吹上の条例には、施設使用料を徴収するように規定されているので、この休憩室も使用料を徴収するよう、12月に条例改正を計画している。

施設整備費の15節工事請負費で増築工事

3,800万円が計上され、坪単価は160万円を超えているが、なぜこのような単価になるのかとの質疑に、休憩所の増築工事費は約2,600万円であるが、それ以外に既存の築山解体工事、既存休憩スペースガラスブロック改修工事及び放送音響設備等が含まれ、公共単価で積算はしている。

休憩室の収容人員数はどのぐらいになるのかとの質疑に、吹上地域の高齢者クラブ1団体の会員数20人から30人程度となることから30畳を基本にしている。また、少人数でも使用できるように、間仕切りを設けて2室に分けられるようにしてであると答弁。

その他質疑がありましたが質疑を終了。その後討論を行いましたところ討論はなく、採決の結果、議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

74号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△日程第13 認定第1号平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号平成26年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第4号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号平成26年度

日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第7号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第8号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第9号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第10号平成26年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第11号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第24 認定第12号平成26年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第13、認定第1号平成26年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、認定第12号平成26年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの12件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

まず、認定第1号について発言通告がありますので、まず、田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

私は、平成26年度歳入歳出決算認定について、市長に、全体的、総括的に質疑をさせ

ていただきます。

監査委員作成の平成26年度日置市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてであります。

ことしも、監査委員お二方作成の中身の濃い貴重な意見書ができ上がっておりますが、その作成に際しましては、いろいろとご苦労があったことと思いますので、この場をお借りしまして、まず、お二方にお疲れさまでしたと申し上げ、労をねぎらいたいと思います。

この意見書の最後の部分、5、結び、36ページから40ページにかけて、3項目について、監査委員の要請及び要望事項等が述べられています。

市長も、もちろんこれらは読んでおられると思いますが、この中の5点について、市長の感想、意見等、今後の取り扱い、取り組み方、方針等をお尋ねいたします。

まず1番目、36ページ、1、未収債権、収入未済額の収納対策についての下から5行目の地道に取り組んでいただきたい。

2番目、37ページ、終わりの3行、確保に努めていただきたい。

それから、39ページ、2、予算の適正な管理・運用対策について、終わりの10行目、「考えてもらいたいものである」「望むものである」「願うものである」とございます。

それから、4番目、39ページ、3、施設の維持管理指針と利用状況についての終わりの6行と40ページの始めの1行、「望むものである」「向上に努めてほしい」「協議指導に努められたい」。

それから5番目、40ページ終わりの5行、「強く求めるものである」、それから「特段の努力を切望し」というふうにして結んであるんですけど、これらの5点について、市長はおのおのどう思われ、今後の取り組み方針等をどのように考えておられるか。また、平成26年度決算全体について、どのように総

括されているか。誠意あふれる、責任ある具体的答弁を求めます。

以上。

○市長（宮路高光君）

それぞれ5項目ご質問ございました。

1点目でございますけど、市税の収納につきましては、納税者に対する公平で公正な課税を基本に、収納対策に対する地道な努力を継続し、歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。

未収債権については、今後も、主体となる債権担当課において、特別滞納整理課との連携を強化して、収納率の向上、滞納額の縮減を図り、自主財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

3つ目でございます。

予算の執行・管理に当たりましては、不用額が生じた場合は可能な限り補正予算で措置し、予算の有効活用を図るとともに、予算流用についても予算を十分精査して、安易な予算流用を行わないよう、予算の効率的かつ適正な運用に努めてまいります。

4番目でございます。

公共施設の維持管理に関する指針につきましては、少子高齢化の進行や市民ニーズを踏まえ、施設の維持管理の基本的な方針を定める公共施設等総合管理計画の策定を進めております。この計画につきましては、施設の利用状況、収支状況、老朽化、耐震化への対応状況等を整理しまして、施設の課題を明らかにするとともに、施設のあり方を検討するため、基礎データとして活用し、施設の中長期的な維持管理の方針を定めることとしております。

最後でございます。

職員の公金に関する不祥事の取り組みといたしましても、外郭団体の会計処理については、監査の厳格化や、通帳との公印は別々に

保管し施錠するなど、できるだけ会計事務を構成団体に移すこととしております。今後も、再発防止とともに公務員倫理の徹底に努め、常に緊張感、使命感を持つよう職員の意識改革を図り、住民の信頼を得られる行政でありたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○17番（田畑純二君）

先ほど、3番目に、市長はこの平成26年度決算全体について、どのように総括されているかというふうにお聞きしたんですが、その答弁がないようですが、もう一回、そこら辺も具体的に教えていただきたい。

○市長（宮路高光君）

この26年度決算、ご指摘ございましたとおり、監査委員の指摘もされた部分がございます。私どもも定期的な検査のときも、随時、指摘もされております。細かい部分につきましては、特に部課長会等におきましても、それぞれ指示もしておりますし、総体的につきまして、それぞれ前の予算残が若干残っておったりしている部分がございますので、そういうものに対します、落とせるものについては落としていくと、そういう方針の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、長野瑛や子さんの発言を許可します。

○19番（長野瑛や子さん）

私は、2項目について、市長、また監査委員もいらっしゃいますのでお尋ねいたします。

まず、財政分析についてであります。意見書の28ページから36ページなんですけど、経常収支比率が前年度より1.2ポイント増加してありますが、その要因と判断はどうか。

また、実質単年度収支は赤字決算になっており、25年度で2億7,300万円、また

26年度で2億6,100万円と、2年間続く積立金の取り崩しの判断、これをどうされてるのか。

あと、監査委員の意見書の38から39ページであります。予算の適正な管理・運用について述べられてますが、その対策についての改善策はどう考えておられるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

1番目の質問でございますけど、経常収支比率が増加した主な要因といたしましては、算定の基礎となる経常一般財源のうち、地方税が6,300万円の増、地方消費税交付金が9,400万円とふえた反面、地方交付税は2億6,000万円の減となり、経常一般財源の総額が1億2,000万円の減となっていたことから、1.2%の増となりました。

なお、今回の経常収支比率の90.2%は、平成24年度の90.1%と同水準で、わずかな増にとどまりましたが、今後、普通交付税の段階的な削減に伴いまして、比率が上昇傾向にあると考えております。

2番目でございます。

実質単年度収支の算定につきましては、積立金の財政調整基金の取り崩しは赤字要素となりますので、平成25年度が2億7,306万円、26年度も2億8,987万円を取り崩したために、赤字決算となりました。

財政調整基金の取り崩しにつきましては、伊集院駅周辺整備事業、防災行政無線整備事業、日吉支所庁舎整備事業を初め、大規模事業が重なったことから、歳出の財源といたしまして措置いたしました。

なお、財政調整基金につきましては、決算余剰金の処分として、平成25年度決算分を2億1,200万円、26年度の決算分を2億6,100万円積み立てており、基金残高はどうか確保しているところでございます。

3番目でございます。

予算の管理・運用についての改善対策につきましては、予算の執行にかかわる職員の意識の問題が重要でございますので、財務研修会や予算編成説明会を通じて、予算を適正に管理運用することを意識づけるほか、平常業務についても、各所管での確かな指示・監督・決裁を行うよう徹底してまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（長野瑳や子さん）

交付税等の算定も減ってきているということはわかるんですけど、経常収支比率の構成比も監査委員は挙げておられますよね。この中で、対前年比が示してありますけども、私は、本当は20年ぐらいをもくろんで、性質的な科目がどれが原因してるかって、そういうのを究明するのも一つの財政計画にも影響すると思うんですけども、この中で、例えば、今、合併10年ですけど、最も高い年度と低い年度、こういう比較というのも、監査委員のほうではどう考えておられるのか。（発言する者あり）

○議長（成田 浩君）

誰が答えたらいいんですか。

○19番（長野瑳や子さん）

監査委員って言いましたよ。

○代表監査委員（満尾利規君）

監査委員です。

この経常収支比率につきましては、そのこの16ページでお示しをしましたように90.2ということでございますが、このことにつきましては、大体、人件費とかそういう経費に、地方税、そういったような収入で、そして一般財源がどの程度充当されてるかというような、そういったような財政構造の弾力性を見る指標ということでございますが、日置市においては、ここ数年、大体去年が89でしたので、ことしが90.2というふ

うなことでありますが、その程度でずっと推移しておりますので、財政硬直は少しはあるかもしれませんが、日置市の場合は経常収支比率でもいい数字ではないのかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○19番（長野瑛や子さん）

余り変わらないけども、今年度が伸びて、例えば25年度決算カードを見ますれば、臨時財政対策債を除く経常収支比率、これを除いたら94.9になりますよね。やはりちゃんと決算カードにも載ってますので、こういう視点も私は大事じゃないかな。今年度は、この臨時財政対策債を除けば約96%ぐらいになるということで、やはり歳入確保っていうのを考えていく一つの視点になると思うんですけども、こういうことをどう判断されるのか、監査委員。

○代表監査委員（満尾利規君）

今、ご質問がありましたように、財源の運用のことにつきましては、私どもは決算書によりましてその審査をいたしたわけでありまして、実際に政策的な、そういう内容等については、決算の審査をした後、市長のほうにそういう報告をいたすものでありまして、内容等については、そのように私どもは理解をしてるところであります。

○19番（長野瑛や子さん）

やはり、今のところは90%台に入りましたけど、まだ95%以上が硬直に入ることですので、やはり早目の対策を何か示唆をするべきじゃないかなと思ってお尋ねしました。

市長にお尋ねします。

単年度収支ですが、これは黒字をふやしたり、また減らしたり、そういうのを見るものだと思いますけども、また先ほど言いました実質単年度収支では黒字にするために財調基金の取り崩しをします。また、将来の負担を

減らすためには基金の積み立て、こういうこと、繰り上げ償還とかをやっていくものだと思いますけども、こういう経常収支比率、単年度収支比率、実質単年度収支、これをただ前年度との対比じゃなくて、経年っていうんですか、やはりある程度、今は大丈夫かもしれませんが、やはりこの臨時財政対策債、これを除いたら95%以上行きますので、こういう視点も私は持つておくべきじゃないかと思っておりますけど、市長はどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、単年度収支の中におきましての決算状況の中で若干の赤字もあった。基金からの取り崩しをしておりますので、そういう状況があるというふうに思っております。基本的に、ご指摘いただきましたとおり、経常経費が95、97、そこあたりになると、大変大きな財政的な運用ができなくなるということは十分認識しております。そういう中におきまして、今後もやはり歳入の確保と経費の削減、こういうものを精査していかなきゃならない。さきも申し上げましたとおり、今後、交付税という部分で今までいただいておりますけど、これが削減されますので、こういうことも十分頭に入れながら、それぞれの年度の計画、またそれぞれの総合計画にのっとった計画等がございますけど、総体的に考えながら財政運営を今後ともしていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質……。 （発言する者あり） もう4問目になるから。

○19番（長野瑛や子さん）

済みません。2項目してますので、今、1項目が終わりました。

○議長（成田 浩君）

いや、そうじゃないですよ。 （発言する者あり） 質問を3回。

○19番（長野瑛や子さん）

2項目しますと言いました、私は。2項目。だから、1項目めは今終わりましたけど、ちゃんと通告してますよね。

○議長（成田 浩君）

それはおかしいですね。（発言する者あり）一応、手を挙げて発言するのが1回ということにみなされますから。3回までということになってますから。

○19番（長野瑛や子さん）

じゃ、ちょっとあと一点だけお願いします。（「できない」と呼ぶ者あり）

ちゃんと2項目について、私は出してましたけども。

○議長（成田 浩君）

いや、それ……。 （発言する者あり）

○19番（長野瑛や子さん）

ちょっと、部外者黙ってください。（発言する者あり）

先ほどの不用額の件ですが、大事なことです。不用額が、一般会計で3億7,500万円のうち2億6,100万円が基金の繰り入れがなされ、結果的には来年度にこれは回されますよね。不用額のこういう適正な執行率というのはあるのかどうか。

また、監査委員にもお尋ねしますが、こういう不用額になる前の私は手立てというんですか、事業の評価の調査。多分、事業評価をなさってると思うんですけども、やはりこの一事業ずつの事務事業の評価が一番大事じゃないかなと。それでチェックして、PDCA、これが一番大事じゃないかなと思えますけども、ここあたりを、市長と監査委員にそういう調書のチェックはあったのか、また市長はこれに対して執行率、不用額の適正な執行率っていうのを設けておられるのか。今後、どのように対応されるかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、この決算等を

含めた考え方の中で、それぞれ評価した中におきまして、来年度の予算編成をします。その中で評価もしていきますし、特に執行残の不足という部分がございますけど、なるべくこの不足をなくすような努力もしていかなきゃならない。決算というのは、それぞれの効果といいますか、こういうものも見るのが決算でございますので、こういうことも十分それぞれの事業ごとに評価をしながら、来年度の予算の示唆にしていきたいと、そのように考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時からといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、認定第1号について、ほかに質疑はありませんか。

○7番（山口初美さん） 通告はしてありませんけれども、一点だけ市長に総括質疑をさせていただきたいと思えます。

厳しい財政の中で、本当に課題もいろいろある中で26年度の決算が、市民の皆さんからはいろいろな要望も寄せられるわけです。税金が高いので下げてほしいとか、もっと景気をよくしてほしいとか、そして安心して働ける場をふやしてほしいとか、本当にこの日置市で夢や希望を持って安心して暮らしていきたいという、そういう市民の願いにどれほど市長は応えられたというふうにお考えなのか。総括的に伺いたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

こういう世の中でございまして、大変、去年の決算の総括という部分の中にどれだけというのは、これは大変難しいご質問であろうかというふうに思っております。それぞれ市

民の皆様方から、よりよいサービスということ、いろいろな形の中でご提案もいただいております。その中におきまして、やはり財政的なことも考えていかなきゃならないと思っておりますし、特に市民の皆様方がやはり安心安全で暮らせる、そういう部分については、私は一番雇用の問題。雇用がなければ、少子化という部分も大変解決するのは難しいというふうに思っております。日置市だけでこの雇用の問題を解決するのは、大変、今の昨今では難しい状況がございますけど、一つずつでも雇用する場をどういうふうにして創出していくのか、それが私に課された大きな課題であるというふうに認識しておりますので、こういう決算の総括の中で、答えにならなかったかもしれませんが、市長の考え方はそのようなことでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第12号までの11件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。これで11件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山口初美さん、上園哲生君、花木千鶴さん、畠中弘紀君、門松慶一君、松尾公裕君、中村尉司君、橋口正人君、黒田澄子さんを指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。委員の皆さんは、議会応接室にお集まりください。

午後1時03分休憩

午後1時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第25 議案第80号平成27年度日置市一般会計補正予算（第6号）

○議長（成田 浩君）

日程第25、議案第80号平成27年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（宮路高光君）

議案第80号は、平成27年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,921万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ262億7,149万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成27年8月の台風15号により、災害が発生し、災害復旧に要する経費についての予算措置と鹿児島県漁業調整委員会委員補欠選挙の執行に要する経費についての予算措置による増額補正でございます。

まず、歳入では、地方交付税で、普通交付税1億7,700万8,000円を増額計上い

たしました。

衛生費の清掃費では、粗大ごみの回収委託料の増額により、3,255万6,000円を増額計上いたしました。

土木費の住宅費で、住宅リフォーム支援事業費の補助金及び交付金の増額により、610万円を増額計上いたしました。

消防費の消防費では、職員手当等の増額により、250万円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路等の施設維持修繕料の増額、公共土木施設災害復旧費では、市道等の施設維持修繕料や工事請負費の増額、厚生労働施設災害復旧費で、健康づくり複合施設ゆすいん等の工事請負費の増額、文教施設災害復旧費では、小学校や中学校等の施設維持修繕料、東市来総合運動公園の工事請負費、文化財の施設維持修繕料、教職員住宅の施設維持修繕料の増額、そのほか公共施設・公用施設災害復旧費で、庁舎、地区公民館の施設維持修繕料の増額などにより、1億3,574万3,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

○議長（成田 浩君）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（黒田澄子さん）

今、市長のほうから予算の計上がされました。

今回は即決議案ということで、台風15号等の災害の予算が出るというのを全協で伺っておりました。また、本日の全協でも、説明のほうがございました。それを受けて、ちょっとお伺いをいたしますけれども、先ほど、住宅リフォーム支援事業費というのが610万円ということで計上されています。助成事業のあり方として、1,500万円を、ここ3年目に当たるわけですけれども、1年目は途中からでした。そして、2年間、

1,500万円の枠を超える要望がなかったために、補正などももちろん組んでおられないわけなんですけど、そもそも論から言いますと、1,500万円の枠というのが、そもそもあったと思っているわけなんですけれども、今回このように、市民からの要望が多かったという説明の中で、追加補正となっております、2,110万円となりました。この点について、事業のあり方として、助成事業が要望があればほとんど上がっていったのが今回なのかなと思った場合、市民の公平性という部分では、早く申し込んだ人は予算がついたが、後から申し込んだ人はできなかったということがないようにしたいという思いはわかるんですけれども、上限なく補正をされていくものなのか。ほかの助成事業もございますけれども、その点について、市長が今回こうして補正を出してこられているんですけれども、助成事業の考え方について、市長にお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、これ、3年目という部分の中で進んでおります。いろいろと皆さん方からのご要望もあつた中におきまして、このような制度をつくったわけでございまして、1,500万円というのがそれぞれ目標の設定でございました。今回、ちょっと若干多くなったのは、住宅リフォームと関連することがございまして、特に、今、合併浄化槽のくみ取りから転換をしている、この助成金をやっている関係上と、このリフォームとセットした形の中で多くの皆さん方がやっておったということも、今回補正をせざるを得ない。ただリフォームだけじゃなく、合併浄化槽のほうもやはりそういう要望もあつた関係で、そういう考え方の中で今回補正をしたわけでございますけど、基本的にはこういう単独のものについては三年間三年間で、3年ごとに一応検証させていただきたいというふうに思っております。

また、来年におきましてどれぐらいの予算規模をするのか、とりあえずことし、去年からを含めて、この合併浄化槽の関連のほうが大変多くなったのも事実でございます、特にこれを推進しております環境の合併浄化槽のほうの業者の皆さん方からも、そういう要望の中でどうか今後も予算を計上してくれという要望がございますけど、今おっしゃったように、無制限な形の予算編成というのはいろいろと不公平さもございますので、基本的には、私は期限を切るべきだというふうに考えておりますけど、そこあたりの要望をしながら、これは3年目でございますので、3年目の検証した中において、来年度どうするか、また議会の皆様方にも相談したいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

今の答弁で、合併浄化槽の件があったということが、初めて説明がございました。1,500万円という、大体、枠があるということで、最初始まるときには説明があっています。ほかの助成事業もいろいろあると思います。ですから、大体決まった枠でやりましょうといったものが、これに関しては、今回また追加補正があったという部分で、ほかのものとの整合性を考えたときに、この助成事業の考え方がどうなのかなって。適正に、やっぱり少ない財源の中でと先ほど決算の中でもちょっとあったんですけども、監査のほうから。市長のほうからも、縮めるところは少なくしていかないといけない、収入として得られるものは歳入として入れていかないといけないという答弁もございました。その観点からいって、もう一回この部分についての答弁をお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さきも答弁いたしましたとおり、今回、そういう要素が入った中で今年度多くなったという部分でございますけど、こういう助

成事業というのは、さっき言ったように、ある程度年度も切っていかなきゃならない。いつまでもただらだらというのは、大変効果というもの難しゅうございますので、またこれにかわるものも考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今回のこの単年度については、一応3年をスパンにしてどれだけの実績、またそのほうのもう少し要望があるのか、また担当のほうでもそういう調査等もした中において、リフォームのそういう申し込みがあるのかどうか、事前に次の予算計上するときには、そういうやはり調査、把握もして、予算を計上していきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

大体わかりましたが、今、年度ではなくて、私は金額の上限の話をしておったところです。3年間の期限を切って、照査しながら、次に進んでいくというのはよく理解しているつもりでございます。今回は610万円がこの9月の最終本会議に出てきてるわけなんですけれども、これは想定をして出されたんだと思うんですが、じゃあ、3月の年度末までに、実はもっとリフォームの要望が出たら、やはりこのような形でされていくのか、その点だけをお伺いして終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、9月でございますので、ある程度し、また、来年度予算をする中でも、ある程度、担当のほうで調査等もやりながら、3月補正でできるわけでもございませんので、時期はあると思っております。そのような中、ひょっとしたらお待ちになる方も出てくる可能性はあります。そういうことも勘案しながら、基本的には当初から1,500万円程度やるという部分でございましたけども、今回、そのような要因がございましたので増をした部分がございますけど、時期的なものも一つ要因の中で、当初と

時期の時間が、中において待てる時期があったりしますので、3月ごろ殺到してきて、また3月補正でできるわけじゃございませんので、そこあたりは十分配慮もしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（池満 渉君）

1億7,000万円ほどの台風の災害が出されました。もちろん即決でということで、なるだけ早く補修をして、支障がないようにということはよくわかります。

歳入として交付税を充てておりますけれども、大規模な災害、いろんなことで、特に国の災害とか何とかというのはありますが、そこ辺の可能性はどうか。

それともう一つ、民間の場合、私たち、大方の人たちが、それぞれでかけている損害保険などで幾らか補填されますよということで、今回、台風の後写真屋さんあたりはかなり忙しかったという話を聞きましたけれども、そういったような、本市が加入している保険関係での今後の歳入の補填の見込みなどというのはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、歳入の部分、補填、これも私どもも十分考えております。この歳入は、もしそういう総合保険賠償の中でするものについては、保険会社のほうに十分請求もし、これはまた入ってきたときに、その他の中で歳入に入れればいいというふうに思っております。今回は、さき申し上げましたとおり、そういう国の補助事業といいますか、路肩が落ちたとか、そういう部分ではない部分の約1億7,000万円程度という部分もありましたので、歳入として見られるのは、その保険ぐらいしかない。また、この保険のほうも、今から交渉しながらやっていく形でございま

すので、またそういうものが幾らぐらいのトータルで、今回の補正で減がどれだけというのは、また議会の皆様方にもお知らせをしますし、また私どももなるべくそういう保険に入っておりますので、保険にかかわるものについては保険の請求をするよう指示しております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成27年度日置市一般会計補正予算（第6号）は委員会付託を省略することに決定しました。

これから本案について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成27年度日置市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

△日程第26 陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書

△日程第27 陳情第9号迷惑防止条例

(仮称)の制定について
△日程第28 陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書

○議長(成田 浩君)

日程第26、陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書から日程第28、陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書まで3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

[文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇]

○文教厚生常任委員長(坂口洋之君)

ただいま議題になっています陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書から陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書の3件について、本委員会の審査の結果をご報告いたします。

まず、継続審査となっております陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書について、文教厚生委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情書は、平成27年2月27日に本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。この陳情書の提出者は、日置市伊集院町妙円寺2-21-3、涉秀憲氏であります。

陳情の趣旨については、1つ目は、県や保健所、市町村は連携しつつ、傘下の全ての施設について、法第25条に関して説明・啓発を強力に推し進めること。

2つ目は、県や保健所、市町村は、一般県民、市民に対して、適宜、法の趣旨の周知徹底に努めること。また、措置実施の軽減のために、労働安全衛生法に基づく助成金の制度があることもあわせて周知されたい。

3つ目は、法の円滑な実施のため、実施の

ための準備期間や手法、助言内容、実態調査などを定めた条例制定をすること。

4つ目は、措置がなされていない施設には、速やかに実施されるよう勧告することであり、

続いて、委員会で自由討議を行い、1項目ごとに委員から意見が出されました。

1項目めについては、委員から、法第25条に関して説明・啓発を強力に推し進めることについて、趣旨は賛同できるが、「強力」という文言について強制力もあり、そぐわないのではないかという意見が出された。また、ほかの委員から、飲食店への受動喫煙の実態調査について、これまで県で実施されており、採択に該当しないという意見が出されました。

2項目めの法の趣旨の周知の徹底、労働安全衛生法に基づく助成金制度の周知については、県は実施をしているが、本市はまだまだ不十分な点も多い。アンケート調査においても、3割の飲食店がこの受動喫煙防止法の法律そのものを知らない店も多く、今後とも市として啓発をすべきではないか。そういう意味でも、この項目については採択すべきであるという意見が出されました。

3項目めの法の円滑な実施のため、実施のための準備期間の手法、助言内容、実態調査など定めた条例制定については、委員から、2項目めと関連する部分があるが、条例制定を実施した神奈川県や完全禁煙を実施した大手居酒屋では、その後、売り上げが大きく減少した。本市でも、居酒屋などの飲食店では売り上げ減への影響も危惧され、強制できないのではないかという意見が出されました。

4項目めについては、条例制定そのものは、本市では難しいので、速やかな実施の勧告は難しいという意見が出されました。

その後、自由討議を終了し、討論に入り、受動喫煙の防止措置に強力な推進を求めるこ

とについては理解できる。今後とも、市として法の趣旨の周知徹底、啓発を推し進めていくべきであり、2項目めについては採択、その他については実態調査もされている。条例制定についても、地域飲食店への影響、条例制定についても行政がどこまで立ち入れるのかなどの問題もある。よって、2項目めの県や保健所、市町村は、一般県民、市民に対して、適宜、法の趣旨の徹底に努めること。また、措置実施のために、労働安全衛生法に基づく助成金の制度があることもあわせて周知されたいについてのみ採択される、一部採択がよいとの討論がありました。

ほかに討論はなく、採決に入り、採決の結果、陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書については、一部採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第9号迷惑防止条例（仮称）の制定について、文教厚生常任委員会における審査の結果をご報告いたします。

本陳情は、9月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月9日に全委員出席のもと委員会を開催し、審査し、翌日の9月10日に討論・採決をいたしました。

この陳情書は、日置市妙円寺2丁目21-3、渉秀憲氏であります。

陳情の趣旨につきましては、迷惑防止条例（仮称）について、3項目であります。

1項目め、健康増進法第25条に鑑み、各施設の管理者には、受動喫煙の防止のために室内禁煙を徹底するよう勧告し、喫煙所を設置することを義務化すること。

2項目め、快適な生活環境を維持するため、喫煙は所定の場所ですることとし、歩行喫煙、路上喫煙、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止を条例で定めること。

3項目め、市当局は、保健所と協力して、喫煙の健康被害について継続的に啓蒙・啓発を行うこととあります。

続いて、自由討論に入り、委員から、陳情者の趣旨は十分理解できる。迷惑防止条例（仮称）の制定は、より強制力もある点もあり、個人のマナー、モラルの問題であり、行政が立ち入ることは難しい点もある。項目ごとについては理解できるが、迷惑防止条例の制定は難しいのではないかと。また、ほかの委員から、喫煙所の設置について、公的施設では設置されている。民間の事業所でも設置されているところがあるが、義務化という強制力はそぐわない点もある。3項目めの保健所と協力して喫煙の健康被害について継続的に啓蒙・啓発することは重要であるなどの意見が出されました。

ほかに意見も出されたが、自由意見を終了。討論に入り、反対討論があり、陳情の趣旨については賛同できる点もあるが、迷惑防止条例の制定は、市民の生活環境を快適にするための条例制定をすることは一理あるが、条例制定によって、客数減による売り上げ減少から始まり、雇用への影響、地域経済に与える影響もあり、不採択にすべきとの反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決に入り、陳情第9号迷惑防止条例（仮称）の制定については、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書については、文教厚生委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情書は、日置市妙円寺1丁目31-10、瀬戸口勝氏より提出され、9月8日に本会議において本委員会に付託され、9月9日に委員出席のもと委員会を開催し、教育委員会事務局の出席を求め、質疑をし、翌日9月10日に討論・採決を実施しました。

陳情の内容は、原子力災害に向けての本市の具体的な児童・生徒の安全対策を求める施策を市政に反映されますよう要望する、以下

の5点であります。

1項目め、30km圏内の小中学校及びその他市内各学校でも、原発事故を想定した訓練を早急に実施し、訓練に関する検証と対策をとること。

2項目め、各学校における原子力防災マニュアルについては、専門家の助言をいただきながら検討を行い、随時改善を行うこと。

3項目め、児童生徒・保護者に対して、原子力防災教育や放射能に関する学習をする機会をつくり、学校における原子力防災マニュアルの周知を行うこと。

4項目め、各学校で作成された原子力防災マニュアルについて、教育委員会で十分に把握して、学校のホームページなどで市民に公開すること。

5項目め、国の原子力防災指針によると、30km圏内の小学校にヨウ素剤の配備が規定されている。現在、鹿児島県内では、5km圏内を検討されているが、国の指針にのっとり、30km圏内各学校でも早急にヨウ素剤を配備すること。

以上、5項目であります。

次に、所管課である担当課長に、今回の陳情内容について、項目ごとに本市の実情について説明を求め、30km圏内の各小中学校の原発事故を想定した避難訓練については、30km圏内に各小中学校、幼稚園が13校あり、現時点で5校が実施。今後実施予定が8校。主な訓練は屋内避難訓練、保護者への避難訓練、30km圏外の学校は、現時点では3校が実施する予定である。

各学校のマニュアル作成は、日置市版学校における原子力防災マニュアルを初め、他県・市の防災マニュアルや日置市地域防災など参考にしている。マニュアル作成については専門家の助言を受けていない。

各学校における原子力防災教育や放射能に関する学習については、23校で、また主な

内容として、社会科や総合的な学習の時間において、文部科学省発行、小学校のための放射線副読本、中学校・高校生のための副読本を活用した授業が大半である。

学校における避難計画については掲載している学校はないとのことである。

次に、質疑に入り、委員から、小学校では低学年にも放射線副読本を使用しているのかとの問いに、副読本の内容から高学年の使用が多いと答弁。

訓練内容や避難所への避難等、実際は難しいのではないかと質疑に対して、訓練内容としては、保護者引き渡しでの場所の確認、原子力事故が起こった際の避難方法についての指導等である。

どのような訓練をする必要があるのか、今後検討すると答弁。

陳情の内容を踏まえ、当課としてどう考えるのかとの質疑に対して、避難訓練の実施、マニュアルの見直し、放射線に関する学習については、学校も今後継続して行うことができる。しかしながら、ホームページへの掲載や安定ヨウ素剤の配備等は、教育委員会内で判断できる内容でなく、市政にかかわることであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、課長等の説明で質疑は終了。その後、自由討議に入り、陳情内容について各学校で取り組まれている点もあるが、現状では、川内原発の小中学校での避難計画について、児童生徒、保護者等、まだ十分認識されていない点も多く、より市政に反映させるべきではないか。各学校の避難計画についての学校のホームページ掲載は問題はないのではないか。

ほかの委員から、1項目から4項目までは理解できるが5項目目の30km圏内の早急なヨウ素剤を配備することについては、現段階では、ヨウ素剤のアレルギー対策についての調査もなく、早急な配備は難しい等の意見も

出された。

ほかの委員からも、今後も、まだ十分な安全対策が求められる。30km圏内の小中学校の早急なヨウ素剤の配備をすることを削除した形の一部採択について賛成の意見が出され、自由意見を終了。討論はなく、採決の結果、陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書については、一部採択すべきものと決定しました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。陳情第3号を一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める陳情書は一部採択することに決定しました。

これから陳情第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第9号を不採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第9号迷惑防止条例（仮称）の制定については不採択することに決定しました。

これから、陳情第7号について討論を行います。本件に採択として賛成者の発言通告がありますので、山口初美さんの発言を許可します。

暫時休憩いたします。少し待ってください。

午後1時43分休憩

午後1時47分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから陳情第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。陳情第7号は一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号川内原発の原子力災害に向けての児童・生徒の安全対策を求める陳情書は一部採択することに決定しました。

△日程第29 陳情第8号議員定数の削減について

△日程第30 陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書

△日程第31 陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃

案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第29、陳情第8号議員定数の削減についてから日程第31、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書までの3件を一括議題とします。

3件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております、陳情第8号議員定数の削減についての陳情書につきまして、これから、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成27年9月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月9日、10日に委員会を開催して、審査、討論、採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市伊集院町在住の涉秀憲氏であります。

陳情の趣旨につきましては、次期改選時より議員定数を15名とすることです。

委員会としましては、自由討議を挟みながら慎重に審議してまいりました。

自由討議では、議員定数を15人とする根拠の1番目は、「首長や議員は正当な選挙の投票による市民の選択により選出されるべきであり、これにより政治家も市民も民主的活力を創出される」とあるが、これは当たり前の意見であるが、15人にすれば正当な選挙が行われるという根拠はない。議員定数削減の根拠になり得ない。

議会改革特別委員会では、議員定数が減れば減るほど新人議員が出にくいという市民の意見もあり、議員定数を15人にすれば必ず選挙が行われるというものではないという協

議に至っている。

2番目に、「数名の議員が引退すると聞いているが、これに見合う新規候補者は現段階では見込めない」という部分があるが、そうなのか、また、そのことならなぜ15人という数字になるのか不明である。

3番目の「したがって無投票の公算が大きい。定数削減の根拠はここにある」とあるが、これも推測であり根拠理由に当たらない。

4番目の議員報酬の引き上げについてであるが、これは議員の決めることではなく、報酬審議会が決めることである。

特別委員会は、議員定数に関して幅広い視点から分析して現状維持という結果を報告しているなどの意見がありました。

その後、討論に付しましたが討論もなく、採決を行いましたところ、陳情第8号議員定数の削減についての陳情書につきましては、全会一致で不採択すべきものと決定しました。

次に、ただいま議題となっております、陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書につきまして、これから、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成27年9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月9日、10日に委員会を開催して、審査、討論、採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市東市来町在住の辻重義氏であります。

陳情の趣旨につきましては、議会として九州電力に対し、川内原発2号機の再稼働に当たって、至近距離にある当自治体で公開の場での住民説明会開催を申し入れてくださいであります。

委員会としましては、自由討議を挟みながら慎重に審議してまいりました。

自由討議では、本議会は、1号機の再稼働

前に説明会を求める陳情書を採択し、九州電力に住民説明会を求めるよう要望した経緯を持っている。この陳情についても採択し、2号機の再稼働前に住民説明会を求めるべきである。

6月16日に、議長名で九州電力に提出した要望書は、川内原発1・2号機の再稼働に当たって住民説明会を求める要望書で、内容は、再稼働前に、日置市在住の市民に対して川内原発1・2号機の再稼働に当たって安全性に取り組む貴社の姿勢や住民の不安軽減に向けた取り組みについて、貴社の説明会を要望しますであり、そのため、この陳情については既に要望してあることになる。

要望書を出しているが、説明会は開催されなかった。また、以前出した状況とは違っており、住民の不安は払拭されていないため、2号機の再稼働前に住民説明会を求めるべきであるなどの意見がありました。

その後、討論に付しましたが、以前と状況は違ってきているが、議会の姿勢としては、川内原発1・2号機の再稼働前に住民説明会を開催してほしいと要望は出していることになる。今は、当面、様子を見ていてもよいのではないかという反対討論があり、要望書を出しているが説明会は開催されておらず、また、以前出した状況とは違っており、住民の不安は払拭されていないため、2号機の再稼働前に住民説明会を求めるべきであるという賛成討論がありました。

その後、採決を行いましたところ、陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書につきましては、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

次に、ただいま議題となっております、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書につきまして、これか

ら、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成27年9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月9日、10日に委員会を開催して、審査、討論、採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市東市来町在住の辻重義氏であります。

陳情の趣旨につきましては、平和安全法制関連法案を廃案にするよう国に対して意見を上げてくださいます。

委員会としましては、自由討議を挟みながら慎重に審議してまいりました。

自由討議では、ここに書いてあることとは全く逆の意見を持っており、見解の違いを感じる。

このことは、国会審議をしている最中で、新聞報道では、16日に参議院本会議で可決という報道がされており、今は地方議会が云々言える場にはない。

陳情の提出が遅かったとは思いますが、この法案については、憲法に違反しているという有識者が多い、また、鹿児島でも反対運動が起きており、全国でも一般市民が立ち上がって反対集会を開いている。

憲法に違反しているということの問題にするのは大変なので、16日に採決するという強硬な姿勢が問題ではないかなどの意見がありました。

その後、討論に付しましたが、平和安全法制関連法案は、現在、国会審議をしている最中で、新聞報道では、16日には参議院本会議で可決という報道がされているので、ここで採決して29日の最終本会議に諮っても間に合わなかったという結果になるのではないかと、という反対討論があり、平和安全法制関連法案の国会審議を通して、この法案の違憲性と危険が一層明確になっている。

日本をアメリカとともに海外で戦争する国

に変えてしまう平和安全法制関連法案については、有識者が廃案にすることを求め、また、世論調査でも、この法案に反対する国民が6割と圧倒的に多いところである。また、8割の国民が政府の説明が理解できないと答えていることから、この陳情に賛成するという賛成討論がありました。

その後、採決を行いましたところ、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書につきましては、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第8号は委員長の報告のとおり不採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号議員定数の削減については委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

これから陳情第10号について討論を行います。本件に賛成者の発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、陳情第10号「川内原発2号機の再

稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書に対しまして賛成討論を行います。

九州電力は、2015年8月11日、川内原発1号機の再稼働に踏み切りました。

しかし、直後の8月20日、復水器からの海水漏出事故が発生しました。この復水器は、2006年1月以降、9年以上も点検しなかったことが明らかになっています。

また、川内原発2号機の蒸気発生器は大きな問題を抱えています。

九州電力が2009年11月、経産大臣に申請していた川内原発2号機の蒸気発生器取りかえ等に係る原子炉設置変更許可願は、2010年12月に許可されています。2011年1月、鹿児島県知事も了承しています。交換の時期は2014年度となりましたが、いまだ交換は行われていません。

老朽化した原発の安全性向上のために交換を申請していたはずですが、このまま再稼働するのは大変危険です。

市民は、1号機のみならず2号機までも再稼働されることに大きな不安と懸念を抱いています。

国は、川内原発から半径30km圏内の自治体に対し避難計画を策定するよう求めました。

国が唯一義務を犯しているのは、この30km圏内の自治体に対してであり、立地自治体であるかどうかの区別はありません。立地自治体と同様な被害が想定されているということです。

また、福井地裁は、2014年5月21日、福井県大飯原発3・4号機運転差し止めを命ずる判決の中で、危険の及ぶ範囲である250km圏内の居住者の差し止め請求権を認めました。

川内原発2号機の再稼働に当たって、当自治体住民の生活圏が30km圏内という至近距離にあることを考えれば、事業当事者である

九州電力が、住民に対し公開の場で説明会を開催するのは当然のことと考えます。

また、日置市議会は6月議会の際に、再稼働に際して住民説明会を議会の議決として九州電力に要請しましたが、九州電力はこれを無視し、説明会を開催しませんでした。

議会として、九州電力に対し、川内原発2号機の再稼働に当たって、至近距離にある当自治体の住民に対し、公開の場で住民説明会を申し入れることは当然のことと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、本件に反対者の発言通告がありますので、留盛浩一郎君の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております、陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書について反対の立場で討論いたします。

8月11日、川内原発1号機が新基準施行後、全国で初めて再稼働しました。

また、川内原発2号機は10月中旬の発電再開を目指しているようであります。

さて、皆さんご承知のとおり、川内原発に関する住民説明会については、26年10月10日、県による新規制基準適合性に係る審査結果に関する説明会が実施されたところあります。

さらに、10月29日には追加の説明会が開催され、九州電力から、川内原子力発電所の安全確保に向けた取り組みについての説明がなされたところありますけれども、これは説明会と言えるような状況ではなかったというふうに思っております。

さきの委員長報告でもありました、本市議会においては、平成27年第2回定例会におきまして、川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める陳情書を

採択し、翌月16日に議長名で九州電力に要望書を出してあるところです。

九州電力におきましては、公開の場での説明会、あるいは大規模な説明会を開催する予定はないとのことでありますが、安全対策等については、訪問活動や見学会などにおいて十分説明していることとされております。

本件の住民説明会がなくても、十分に訪問活動や見学会等を活用され、安全対策等説明を受けられようになっております。

そういうことをされることで、見解の相違はあっても情報を共有できるところであります。

また、県や原発周辺自治体の議会に出されている陳情についても、継続審査や不採択の意思が示されていることを十分に踏まえ、本件の反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第10号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、陳情第10号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書は不採択することに決定しました。

これから、陳情第11号について討論を行います。本件に賛成者の発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書に対しまして賛成討論を行います。

この法案は、これまであった非戦闘地域という歯どめをなくし、米軍への後方支援、平たん支援を戦闘地域まで広げ、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加できるようにするもので、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使に至るまで、どんなときでも米軍を支援することが可能になるものです。

平和や安全の名前がついていますが、自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し殺し殺されることが現実となるのは明らかです。

歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきたことをあっさりと踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った憲法9条を立法によって破壊し、戦後日本の国のあり方を根底から覆すものと言わざるを得ません。

しかも、こんな重大な法案を夏までに成立させることを勝手に米国政府と約束するなど許されません。

日本弁護士連合会は、5月14日、安全保障法制改定法案に反対する会長声明を発表しました。

6月4日の衆院憲法審査会では、与党から推薦された参考人を含めて3名の憲法学者全員が、これらの法案は憲法違反だと表明しました。

また、全国の憲法研究者も名前を連ねて、安保関連法案に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明を発表しました。大学人、法曹界、宗教家、作家、著名人など、各界各層がこの法案を廃案にする運動を広げ、多くを国民に呼びかけました。

この法案の廃案を求める国民の声は広がり、6割が反対し、8割が政府の説明は理解でき

ないと答え、全国各地で法案の廃案を求める運動が大きく広がりました。

戦後70年の節目のとし、平和国家としての日本の歩みをさらに進めるために、平和安全法制関連法案を廃案にするよう求めた、この陳情の趣旨に私は賛成いたします。

平和安全法制関連法は参議院で強行採決されました。既にこれは法律として成立してしまいましたが、憲法違反の法律をいつときも放置することはできないということを申し上げます。

今後、この法律を廃止させるため、国民協働の運動がさらに発展することを展望し、以上、賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、本件に反対者の発言通告がありますので、留盛浩一郎君の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書について反対の立場で討論いたします。

安全保障関連法の審議が、平成27年5月26日に衆院から始まり、参院で、去る9月19日に与党と野党3党などが賛成して成立いたしました。

なぜこの法案が必要なのでしょうか。我が国の平和と独立、領土、領空、領海を守り、国民の命、生活と平和な暮らしを守り抜くことは、政府に課せられた最も重要な使命であり、責務であります。

最近の日本を取り巻く情勢は決して安全とは言えず、さらに変化し続け、現在は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面しております。

北朝鮮の数百発もの弾道ミサイルは日本の大半を射程に入れ、また、先般は、潜水艦発射型弾道ミサイルの水中発射に成功したこと

を発表するなど、深刻さを増しております。

また、尖閣諸島の領海侵犯並びに接続水域への入域は、連日のように繰り返され、東シナ海、南シナ海において、力による現状変更を進めていることは周知の事実です。

特に、離島を多く抱える本県にとって、軍隊ではない武装集団が離島を不法占拠するケースにおいて、警察の対処能力を越える場合、自衛隊が迅速に出動できるようになることで、より安全になると思うところです。

また、今回の法案は、厳しい歯どめもかけていることから、むやみに自衛隊を出動させることはできないようになっており、外国の軍隊の後方支援では、国会の承認が必要です。

今般の平和安全保障関連法案の成立は、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とすることを目的としており、自衛権の行使は、平和安全法制に定められた新三要素に基づいて厳格な歯どめを定め、憲法9条の範囲内で行使されるものであり、実際の行使には国会承認を求めることとしておりますし、世界中で、米国の戦争支援や日本が戦争国へと歩むなどの指摘には当たらないものと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、本件に同じく反対者の発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

○5番（黒田澄子さん）

私は、公明党所属の市議会議員として、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書に対し、反対の立場で討論いたします。

この陳情書では法案となっていますが、ご存じのとおり、既に自民、公明の与党と日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党が賛成多数により可決成立しています。

日本は、戦後70年間、憲法の平和主義のもと自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきました。

この平和国家路線は、今回の法制で何ら変わるわけではありません。

この法整備の目的は、一つには、日本を取り巻く安保環境が激変し厳しさを増していることに対応するためです。

北朝鮮の弾道ミサイル関連技術の飛躍的な進化はその一例と言えます。

そうした中、日米防衛協力体制の実効性をより向上させ、すき間のない防衛体制を構築することで抑止力を高め、紛争を未然に防ぎます。

もう一つは、日本の繁栄と安全には国際社会の平和と安定が不可欠だからという観点からです。国際社会の平和あってこそその日本に平和であるとの立場から、23年前に、国連平和維持活動に自衛隊を派遣するとともに、海外への大規模災害発生時の国際緊急援助活動など、日本にふさわしい形での国際貢献を行ってきました。

特筆すべきは、この間、任務中の自衛官の死亡者はゼロであります。また、自衛官により殺傷された者の数もゼロであります。これは、日本の歴代政権がPKO参加5原則の適用など、法制面と運用面においてリスク極小化に努めてきた証左であり、また、それ以上に、派遣された自衛官の高い練度とリスク管理に対する強い責任感のたまものであり、これは偶然などではありません。

今回の法制で、我が党の主張が最も反映されたのは、憲法9条のもとで許される自衛の措置が自国防衛に限られるということです。

日本の憲法の考え方は、憲法9条1項で戦争を放棄して、2項で陸海空の戦力を持たないと規定しています。一見、非武装を規定しているように読めます。しかし、憲法の前文

では平和のうちに生存する権利を示し、また、13条では国民の人権に対して政府は国政上最大の尊重を要すると規定しています。

国民の人権を最も奪う行為が日本に対する武力の攻撃ですから、これを排除するための力は必要であります。

しかし、9条があるので、それは最小限のものでなければならず、必要最小限の自衛力を持つことは許されるという考え方をとっています。

個別的自衛権、集団的自衛権という概念は、国際法上の概念ですが、集団的自衛権には、日本国民の人権が台なしになること以外にも、他国をもっぱら守るために武力を使う概念も含まれますが、これは日本の憲法では認められないこととなります。

日本の自衛権の行使が許されるのは、他国に加えられた攻撃か、自国に加えられた攻撃かではなく、その攻撃が日本の国民の権利を根底から覆すことが明白なのかどうかという客観的な考え方で一貫しています。

自衛の措置という考えを突き詰めていくところとした考えの基礎となるのが、昭和47年見解と言われるものであり、それは、他人を守るという集団的自衛権は認められないが、自分を守るために必要なことを突き詰めれば、一部集団的自衛権が入ったというものです。

自衛権の武力行使の限界について、昨年7月、閣議決定で新三要件を定め、法文上にも明記しました。これにより、自衛隊の措置が、他国防衛を認めず、専守防衛を堅持するための厳格な歯どめがかけられました。

これ以上の解釈をとるには、憲法を改正しなければなりません。憲法9条のもとでできることとできないことを整理したものであります。

次に自衛隊を海外に派遣する場合の三原則も設けました。

国際平和支援法では、1点目として、国際

法上の正当性が必要であり、国連決議がある活動に限定しました。

○議長（成田 浩君）

簡潔にお願いします。

○5番（黒田澄子さん）

はい。

とにかく、この法律は、戦争法案などと言う一部野党もございますけれども、これは、戦争を防止する法案であるという一点で、私は、反対の立場で討論をいたします。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第11号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、陳情第11号国に「平和安全法制関連法案」を廃案にするよう求める意見書をあげていただくよう要請する陳情書は不採択することに決定しました。

△日程第32 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第32、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいと申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第33 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第33、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第34 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第34、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

各常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

△日程第35 行政視察結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第35、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

配付しました報告書は各議員に送付いたします。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例会議の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、9月8日の招集から本日の最終本会議までの22日間にわたって、平成27年度一般会計補正予算を初め、第2次日置市総合計画の基本構想の策定、日置市個人情報保護条例や日置市手数料徴収条例の一部改正、台風15号による災害復旧に伴う予算措置など各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきましては、議員各位からご指摘のありました点については真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分に健康に留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

これで平成27年第3回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 橋口 正人

日置市議会議員 黒田 澄子